

羽曳野市地域防災計画

平成 19 年

羽曳野市防災会議

羽曳野市地域防災計画 目次

第1部 総則

第1節	目的	1-1
第2節	計画の構成	1-1
第3節	計画の性格と基本方針	1-1
第4節	市の概況	1-2
第5節	災害の想定	1-16
第6節	防災関係機関等の業務大綱	1-20
第7節	住民、事業所の基本的責務	1-29
第8節	計画の修正	1-29
第9節	計画の周知徹底	1-29
第10節	計画の進捗の把握	1-29

第2部 災害予防対策計画

第1章	災害に強いまちづくり	2-1
第1節	都市の防災機能の強化	2-1
第2節	建築物の安全化	2-7
第3節	水害予防対策の推進	2-10
第4節	土砂災害予防対策の推進	2-13
第5節	危険物等災害予防対策の推進	2-16
第6節	防災営農計画	2-18
第2章	災害応急対策・復旧対策への備え	2-19
第1節	総合的防災体制の整備	2-19
第2節	情報収集伝達体制の整備	2-29
第3節	火災予防対策の推進	2-34
第4節	消火・救助・救急体制の整備	2-37
第5節	災害時医療体制の整備	2-39
第6節	緊急輸送体制の整備	2-44
第7節	避難収容体制の整備	2-50
第8節	緊急物資確保の整備	2-58
第9節	ライフライン確保体制の整備	2-61
第10節	交通確保体制の整備	2-66
第11節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	2-67
第12節	帰宅困難者対策	2-68
第3章	地域防災力の向上	2-69
第1節	防災意識の高揚	2-69

第2節	自主防災体制の整備	2-72
第3節	ボランティアの活動環境の整備	2-75

第3部 風水害応急対策計画

第1章	災害警戒期の活動	3-1
第1節	気象予警報等の伝達	3-1
第2節	組織動員	3-13
第3節	警戒活動	3-25
第4節	水防活動	3-33
第5節	事前措置及び警戒区域の設定	3-36
第6節	避難誘導	3-39
第2章	災害発生後の活動	3-46
第1節	災害情報の収集伝達	3-46
第2節	災害広報	3-54
第3節	広域応援等の要請受け入れ	3-56
第4節	自衛隊の災害派遣要請	3-59
第5節	災害対策要員確保	3-64
第6節	救助・救急活動	3-68
第7節	医療救護活動	3-70
第8節	交通規制・緊急輸送活動	3-74
第9節	公共土木施設等・建築物応急対策	3-80
第10節	ライフラインの確保	3-82
第11節	交通の確保	3-85
第12節	農林関係応急対策	3-87
第13節	災害救助法の適用	3-89
第14節	避難所の開設・運営	3-93
第15節	緊急物資の供給	3-96
第16節	保健衛生活動	3-102
第17節	福祉活動	3-104
第18節	社会秩序の維持	3-106
第19節	住宅の応急確保	3-108
第20節	応急教育等	3-110
第21節	応急保育	3-113
第22節	廃棄物の処理	3-115
第23節	遺体の処理及び火葬	3-118
第24節	自発的支援の受け入れ	3-120

第4部 事故等災害応急対策計画

第1節	消防計画	4-1
第2節	林野火災等応急対策	4-6
第3節	市街地災害応急対策	4-9
第4節	危険物等災害応急対策	4-11
第5節	航空機災害応急対策	4-17
第6節	大規模交通災害応急対策	4-19
第7節	その他災害応急対策	4-22

第5部 地震災害応急対策計画

第1章	初動期の活動	5-1
第1節	組織動員	5-1
第2節	情報通信体制整備	5-18
第3節	災害情報の収集伝達	5-20
第4節	災害広報	5-26
第5節	広域応援等の要請受け入れ	5-28
第6節	自衛隊の災害派遣要請	5-31
第7節	災害対策要員確保	5-36
第8節	消火・救助・救急活動	5-40
第9節	水防活動	5-42
第10節	医療救護活動	5-43
第11節	二次災害の防止	5-47
第12節	交通規制・緊急輸送活動	5-49
第13節	ライフラインの緊急対応	5-55
第14節	交通の安全確保	5-57
第2章	応急復旧期の活動	5-58
第1節	災害救助法の適用	5-58
第2節	避難誘導及び避難所の開設・運営	5-62
第3節	緊急物資の供給	5-68
第4節	保健衛生活動	5-74
第5節	福祉活動	5-76
第6節	社会秩序の維持	5-78
第7節	ライフライン・通信施設の確保	5-80
第8節	交通の機能確保	5-83
第9節	農林関係応急対策	5-84
第10節	住宅の応急確保	5-85
第11節	応急教育等	5-87
第12節	応急保育	5-90

第13節	廃棄物の処理	5-92
第14節	遺体の処理及び火葬	5-94
第15節	自発的支援の受け入れ	5-96

第6部 災害復旧・復興対策計画

第1章	生活の安定	6-1
第1節	復旧事業の推進	6-1
第2節	被災者の生活確保	6-3
第3節	中小企業の復興支援	6-10
第4節	農林漁業関係者の復興支援	6-11
第2章	復興の基本方針	6-13

付録：東海地震関連情報に伴う対応

第1章	総則	東海 - 1
第2章	東海地震注意情報が発表された時の措置	東海 - 2
第3章	警戒宣言が発せられた時の対応措置	東海 - 3

東南海・南海地震防災対策推進計画

第1章	総則	南海 - 1
第1節	推進計画の目的	南海 - 1
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	南海 - 1
第2章	災害対策本部の設置等	南海 - 10
第1節	災害対策本部の設置	南海 - 10
第2節	災害対策本部の組織及び運営	南海 - 10
第3節	災害応急対策要員の参集	南海 - 10
第3章	地震発生時の応急対策等	南海 - 11
第1節	地震発生時の応急対策	南海 - 11
第2節	資機材、人員等の配備手配	南海 - 12
第3節	他機関に対する応援要請	南海 - 13
第4章	円滑な避難の確保に関する事項	南海 - 16
第1節	避難対策等	南海 - 16
第2節	消防機関等の活動	南海 - 17
第3節	水道、電気、ガス、通信	南海 - 17
第4節	交通対策	南海 - 18
第5節	市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	南海 - 18
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	南海 - 20
第1節	施設整備等の整備方針	南海 - 20

第 2 章	建築物等の耐震化の推進	南海	20
第 6 章	防災訓練計画	南海	21
第 7 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	南海	22
第 8 章	東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止	南海	24
第 1 節	東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応	南海	24
第 2 節	東海地震関連情報が発表された場合への対応	南海	24

第1部 総則

第1節 目的

この羽曳野市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条（推進計画）の規定に基づき、羽曳野市防災会議が定める計画であって、羽曳野市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務または業務の大綱及び住民の役割等を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

本計画は、災害予防対策計画、災害応急対策計画及び災害復旧・復興対策計画とする。なお、府地域防災計画との整合により次のような構成とする。

表1-1 羽曳野市地域防災計画の構成

	総 則	災害予防対策計画	災害応急対策計画	災害復旧・復興対策計画
風水害対策	第1部 総 則	第2部 災害予防対策計画	第3部 風水害応急対策計画	第6部 復旧・復興対策計画
その他災害 (火災・事故災害等)			第4部 その他災害応急対策計画	
震災対策			第5部 地震災害応急対策計画	
	東南海・南海地震防災対策推進計画			

第3節 計画の性格と基本方針

本計画は地域の防災に関し、市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者を通じて必要な体制を確立し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策の基本的方向を示すものであり、地域をあげて実施すべきものであるが、各防災関係機関の役割には限界もあり、住民一人ひとりの自覚により「自分の命は自分で守る」という意識の高揚が不可欠である。したがって本計画では、自主防災組織の育成やボランティアの受け入れなど新しい防災・復旧活動の担い手についてその方向を示すこととする。

また、特に阪神・淡路大震災の教訓を生かすべく、広域的な相互応援体制の整備、情報・通信体制の多重化やライフラインの確保などの基礎的な予防対策整備のほか、高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者に対する救援、復興対策などについてもその方向を示す。

地震災害については、被害想定を行い、必要とされる救援物資の備蓄の実施や災害応急対策について実際に想定される被害のもと適切な判断ができるよう検討を加える。

なお、市はもちろんのこと、地域住民においても災害対策基本法及びその他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講じるものとする。

第4節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、東はなだらかな二上山系を経て、奈良県に、西は羽曳野丘陵を越えて堺市と松原市に、南は富田林市と太子町に北は柏原市と藤井寺市に隣接し、大阪府のほぼ中東南部に位置している。

表1 - 2 羽曳野市の位置

面積	広ぼう	海拔	市役所の位置	
			地名	経緯度
26.44km ²	東西 8.4km 南北 6.2km	最高 290.0m 最低 22.6m	羽曳野市誉田四丁目1番1号	東経 135° 36 北緯 34° 33

2 地勢

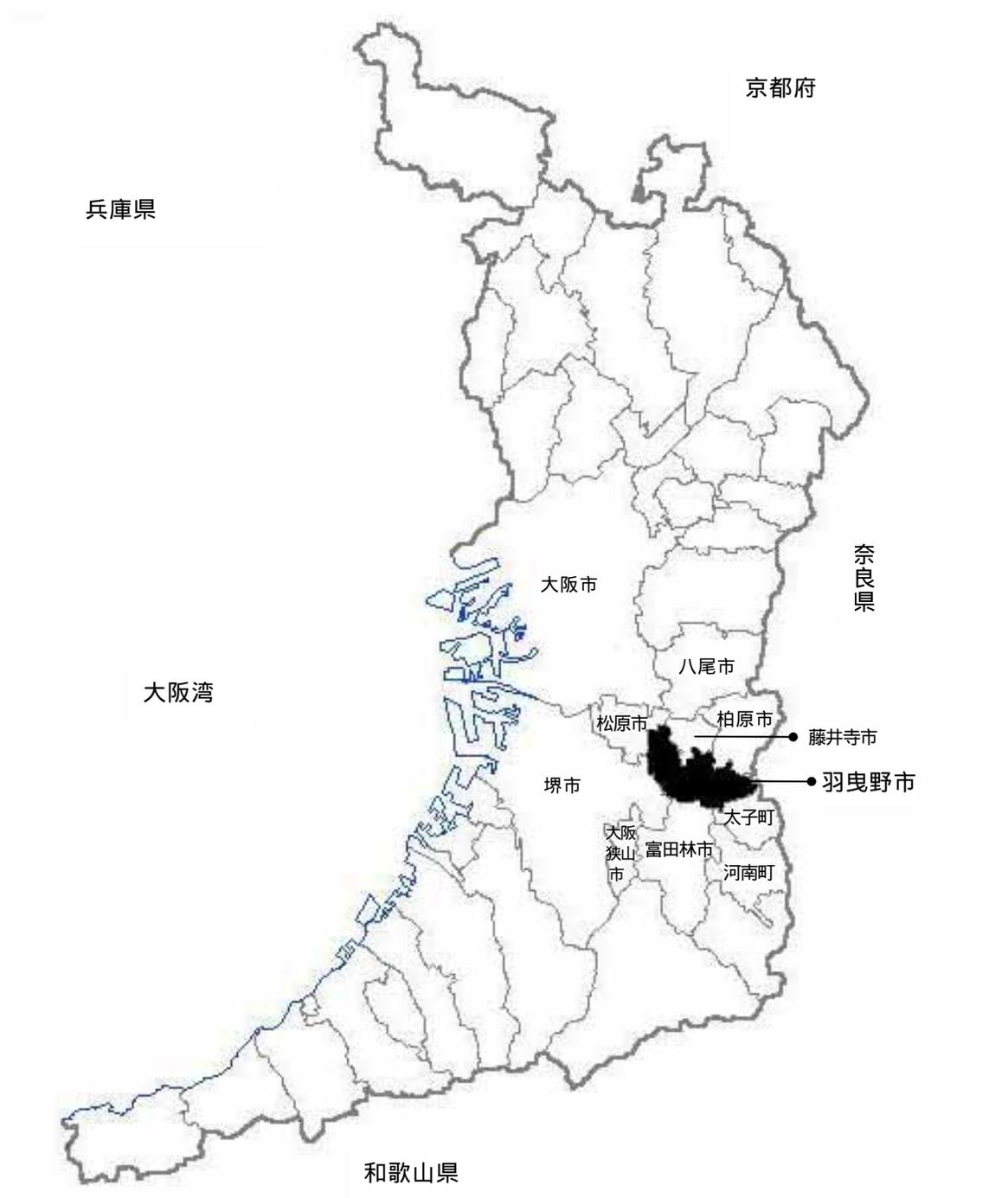
本市は、生駒金剛葛城山系に囲まれた河内平野におおわれ、東部には二上山系の斜面に樹園地を形成し、中央部には、石川流域の平野と羽曳野丘陵地帯があり、その西側と北側に平野部が続いている。

一方市内の河川は、石川の本流をはじめ東の飛鳥川、西の東除川が主な河川で、他に大乗川、王水川がそれぞれ市域を流れ大和川から大阪湾に注いでいる。

石川は岩湧山を源に発し、滝畑ダムに入り山間部から平野部を流れ大和川と合流している市内最大の河川であり、一方西の東除川は狭山池を源に発し羽曳野丘陵の西側の平野部を流れ大和川に注いでいる中小河川で、一部低湿地は現在も雨期になると浸水に見舞われている。

市内にはかんがいを目的としたため池が多く点在しており、このうち最も大きなものは大座間池で約10万m²ある。

图 1 - 1 羽曳野市位置图



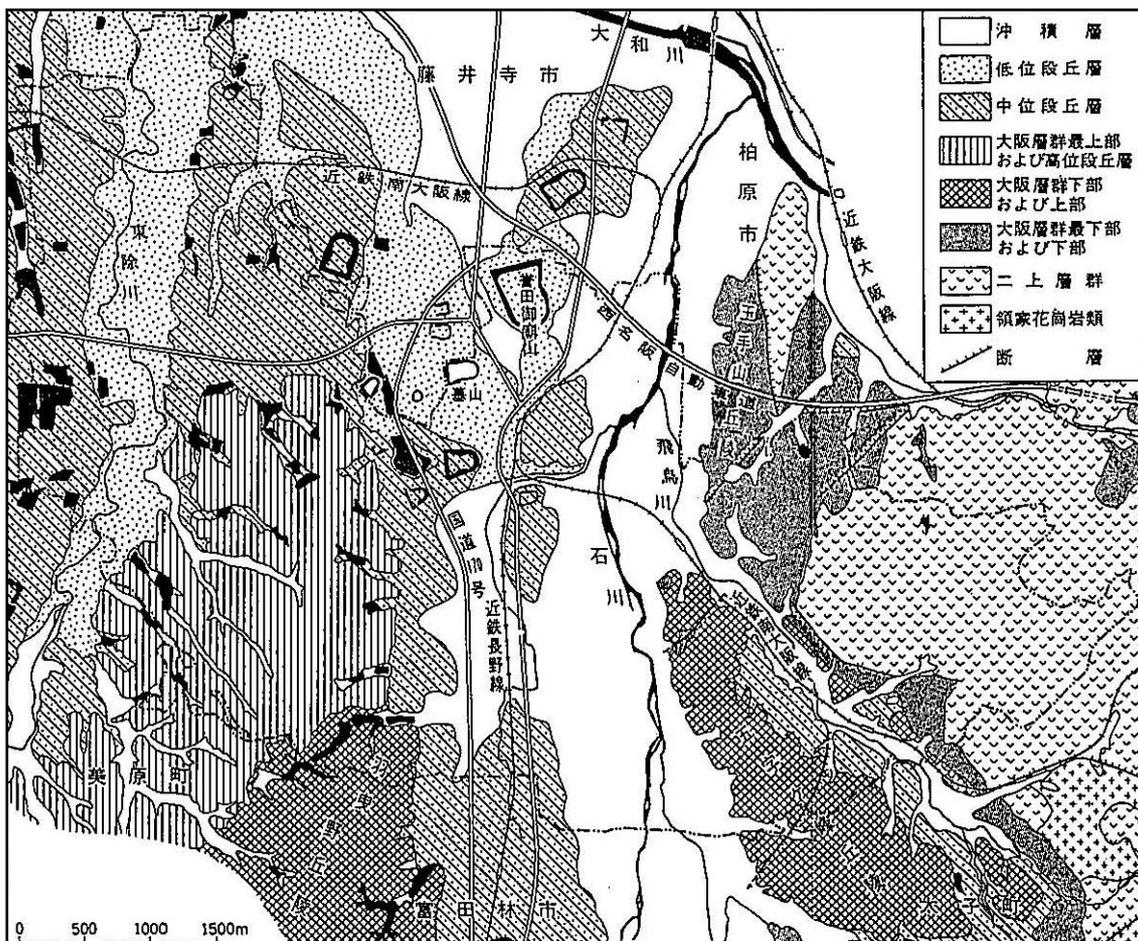
3 地質

本市を含む大阪平野の成り立ちの概略をみると、古く中生代には基盤岩となる領家変成帯（花崗岩）が形成され、南の和歌山県で三波川変成帯との境が中央構造線となっている。

新生代に入ると、日本列島各地で沈降運動が始まり、それと同時に火山活動も活発となり、中新世には、本市の東側に形成されている二上層群が形成された。二上層群は、火山活動によって形成され、片状花崗岩、安山岩からなり、堅い地層を形成している。

鮮新世には、第二瀬戸内海時代となり、本市周辺は海に沈み、大阪層群が最下部層、下部層、上部層の順で形成されてきた。大阪層群は粘土層、砂層、砂礫層の互層で形成されている。その後約30万年前になると、石川の浸食作用により、市西部の低位、中位、高位の各段丘層が形成された。最後に、最近の1～2万年で石川周辺の沖積層が形成されている。

図1-2 羽曳野市域の地質図



中川要之助原図（森図房作図）

図 1 - 3 羽曳野市域の地形分類図



4 市周辺の活断層

以下に現在確認されている活断層のうち本市に近いものを示す。資料は「新編日本の活断層 分布図と資料(東京大学出版会、1991)」による。

表 1 - 3 羽曳野市周辺の活断層

記号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	平均変位速度 m/10 ³ 年	推定されるマグニチュード	備考・位置等
13	羽曳野撓曲	I	B	14	NNE		6.7	羽曳野市 河内長野市
42	誉田断層	I	B	4	NS	0.25 ~ 0.4	5.8	羽曳野市 藤井寺市
10	大和川断層帯	I	B	8	NE		6.3	柏原市 奈良市
11	上ノ太子撓曲	I	C	3	NW		5.6	香芝市
12	太子撓曲	I	C	3	NW		5.6	太子町
6	松野山断層	I	C	13	NNE		6.7	奈良県
8	生駒断層	I	B	21	NS	0.1	7.0	大東市 八尾市
7	矢田断層	I	B	9	NS		6.4	生駒市
9	上町断層	I	B	6.5	NS		6.2	大阪市
14	葛城東麓断層群	I	B	6	NS		6.1	新庄町付近
15	葛城断層		B	7	NS		6.2	御所市付近
16	葛城山西麓		C	6	NS		6.1	河南町 千早赤阪村
17	金剛断層	I	B	8	北部NS 南部EW		6.3	大和高田市 五條市
18	神山撓曲		C	4	NNE		5.8	河南町
19	全胎寺山撓曲	I	C	4	NE		5.8	富田林市付近
20	日野撓曲	I	C	2	ENE		5.3	河内長野市

表 1 - 3 羽曳野市周辺の活断層（続き）

記号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	平均変位速度 m/10 ³ 年	推定されるマグニチュード	備考・位置等
21	片蔵撓曲	I	C	3	NE		5.6	堺市泉北ニュータウン付近
24	別所撓曲	I	C	4	NS		5.8	堺市 和泉市
43	長居			13	NNE		6.7	大阪市 堺市 (伏在)
25	坂本断層	I	C	3.5	NNW	0.05 ~ 0.2	5.7	和泉市
26	春木撓曲	I	C	2	NNW		5.3	和泉市
30	内畑断層	I	[C]	10	ENE		6.5	和泉市 岸和田市
44	平石			3.5	NS		5.7	
40	平群断層	I	C	6	NS		6.1	平群町付近
27	神於山撓曲	I	C	2	NNW		5.3	岸和田市
28	水間北方		C	5	ENE		6.0	貝塚市
29	神於山断層	I	[C]	6	ENE		5.8	貝塚市
31	成合断層	I	[C]	3	EW		5.6	熊取町
48	若樫断層	I	[C]	2	EW		5.3	和泉市
2	高樋断層			14	NS		6.7	奈良市付近
3	三百断層	I	[C]	7	NS		6.2	"
4	天理断層	I	B	7	NS		6.2	"
45	上河内 小越峠	I		6	NW		6.1	千早赤阪村付近
46	千早 岩瀬			10	ENE		6.5	千早赤阪村付近
47	千早 久留野峠			3.5	NW		5.7	千早赤阪村付近
22	五条谷断層	I	A	22			7.1	橋本市 粉河町

表 1 - 3 羽曳野市周辺の活断層（続き）

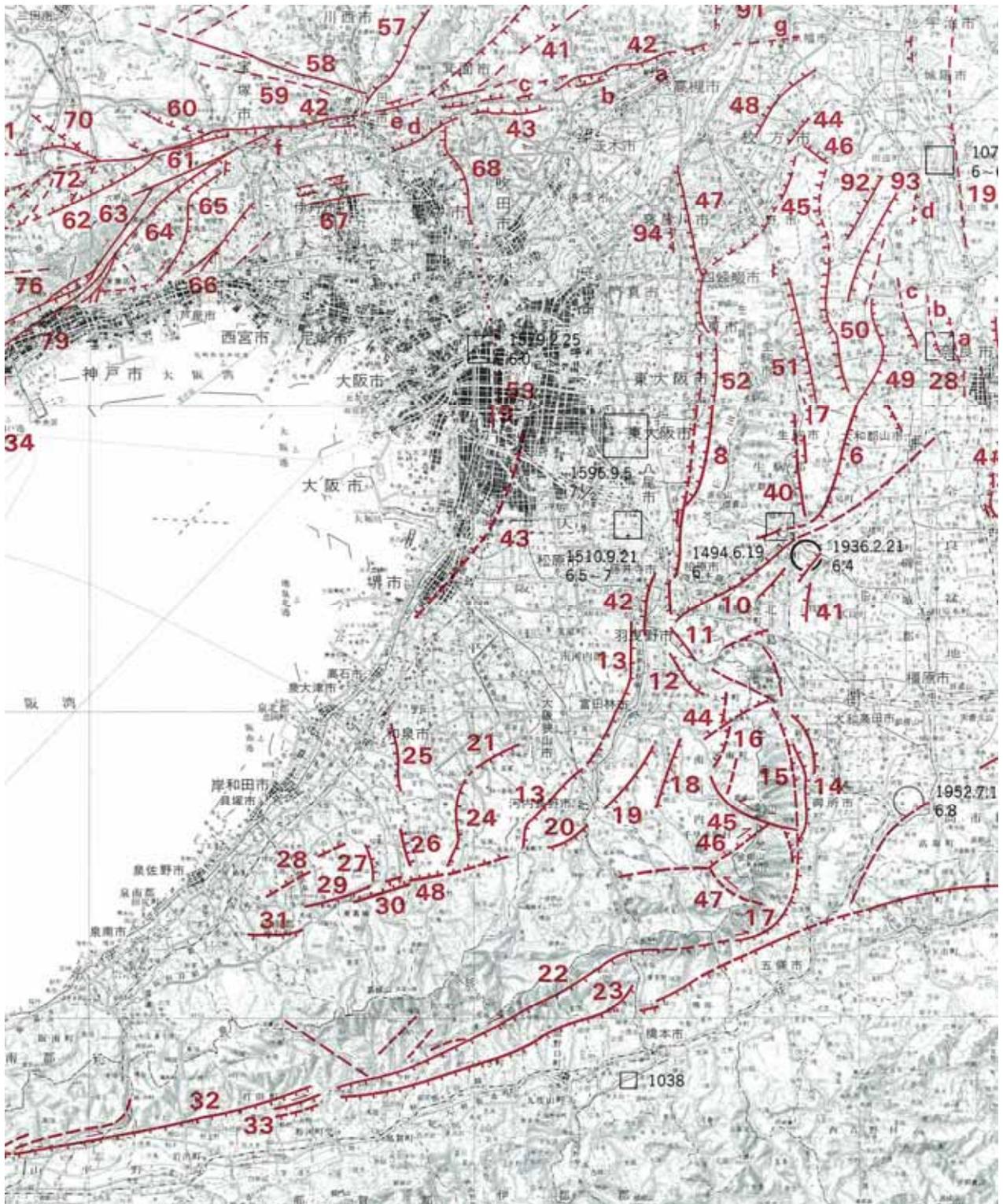
記号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	平均変位速度 m/10 ³ 年	推定されるマグニチュード	備考・位置等
5	中央構造線 千股断層	I	[C]	30	E W		7.3	橋本市 三重 県
23	中央構造線	I	[C]	22	E N E		7.1	橋本市 粉河 町
32	中央構造線 根来断層	I	A	20	E N E		7.0	粉河町 和歌 山市
27	奈良坂撓曲	I	B	5	N N W		6.0	
28	佐保田撓曲 秋篠撓曲	I		6			6.1	
49	あやめ池撓曲	I	[B]	7	N N E		6.2	
50	富雄川撓曲	I	[C]	4			5.8	
45	交野断層	I	[B]	10	N N E		6.5	
47	枚方撓曲	I	B	6	N S		6.1	
93	東畑撓曲	I	[B]	3	N N E		5.6	
94	豊野断層		A ~ B	0.8	N S		4.7	

資料：新編日本の活断層 分布回と資料「東京大学出版会、1991」

確実度：I 活断層であることが確実なもの、活断層であると推定されるもの、活断層の可能性はあるが、変位の向きが不明であったり、他の原因、たとえば川や海の浸食による崖、あるいは断層に沿う浸食によってリニアメントが形成された疑いが残るもの。

活動度：活断層の過去における活動の程度、A（1m/1000年のオーダー）、B（0.1m/1000年）C（0.01m/1000年）、[]で示したものは、第四紀中期（約50万年前）以降に活動しなかったとみられるもの。

図1-4 羽曳野市周辺の断層位置図



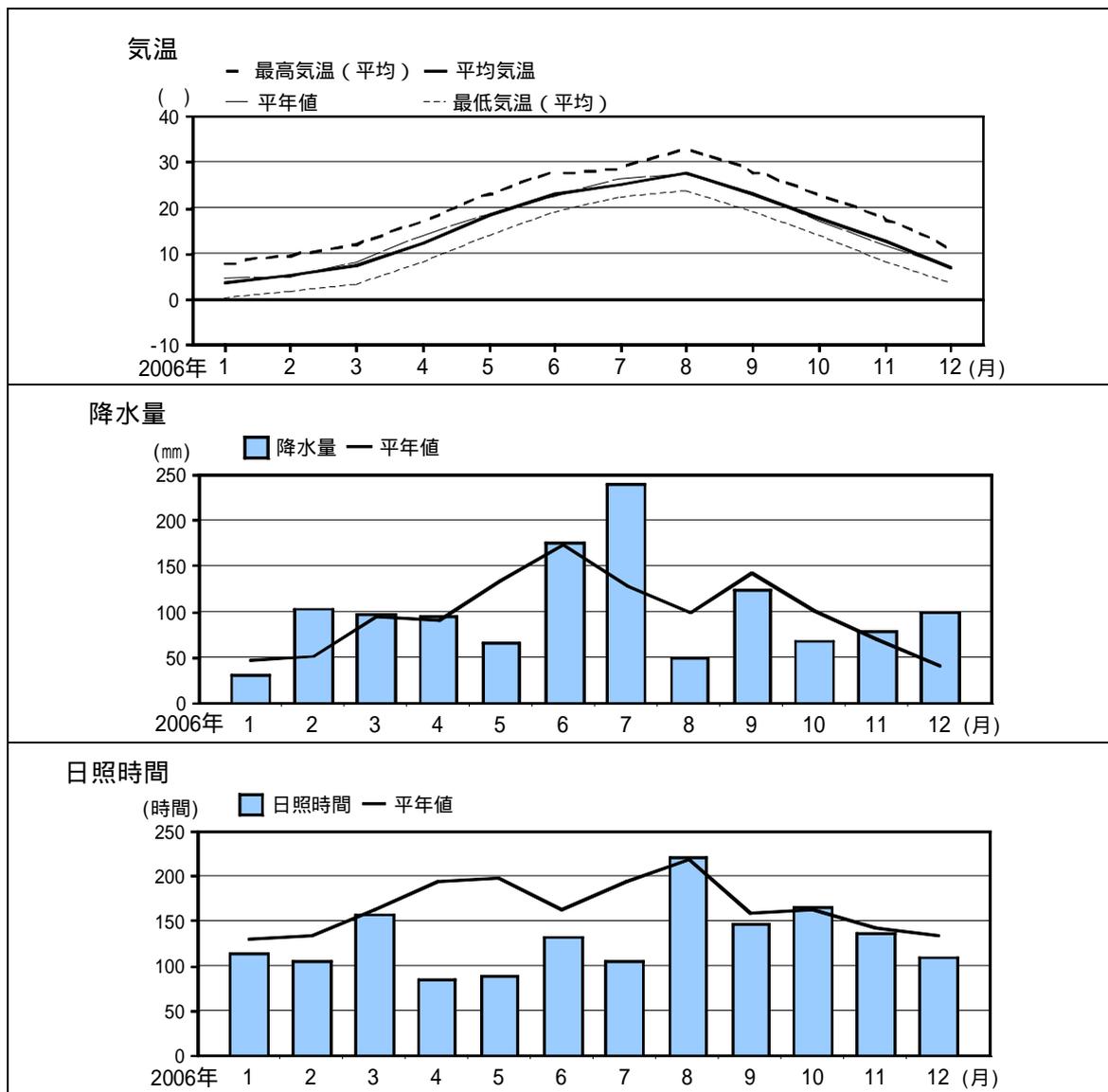
5 気 象

本市の気候は、瀬戸内気候に属し比較的温暖である。しかし、金剛山系に隣接するため年平均気温は、大阪市に比べやや低くなっている。

市の最寄りの観測地点（大阪府立食とみどりの総合技術センター）における気象と大阪管区気象台観測（平年値）と比べると最高気温0.4、最低気温2.0、平均気温1.0いずれも低く、また降水量も132.5mm少なく、日照時間は逆に117.5時間多くなっている。

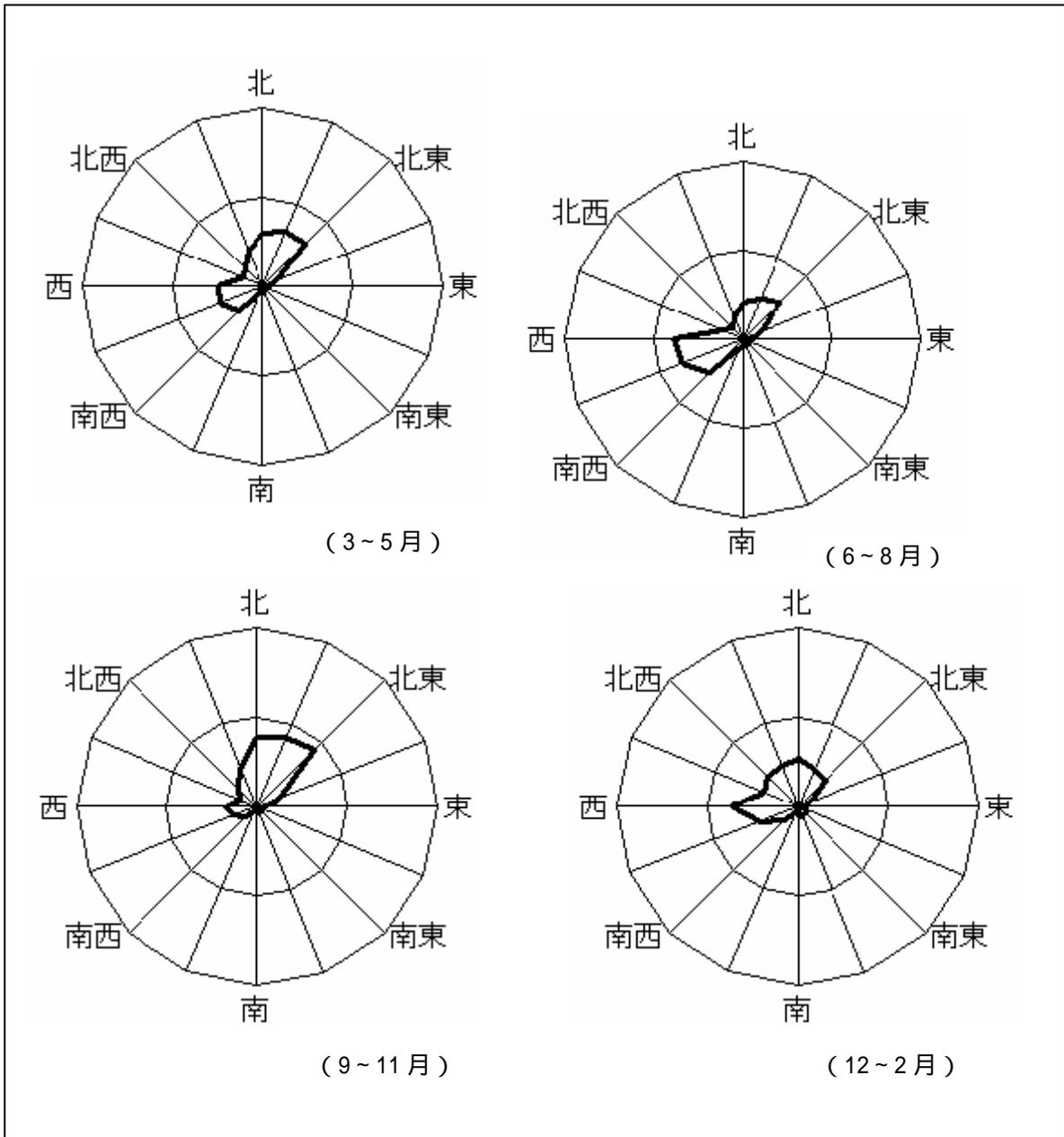
降雨量は年平均1,257.2mmであり6月、7月の梅雨期を中心に3月下旬の春雨時と台風期を含む9月の秋雨期に集中している。湿度は60～70%である。

図1-5 地上気象（平成18年1月～12月）



観測地点：大阪府立食とみどりの総合技術センター（羽曳野市尺度）

図1 - 6 風向の出現率 (平成12~16年)



第2 社会的条件

1 常住人口

本市は古くから大阪と奈良を結ぶ交通の要衝として発達し、近年は大阪市近郊の住宅都市として人口を伸ばしてきたところであり、既に昭和53年に10万人を達成している。

本市の人口(平成18年9月末現在)は120,426人で、地区別にみると、最も多いのは高鷲地区の33,747人で、総人口の28.0%を占めており、次いで埴生地区が24,101人で20.0%、古市地区が24,056人で20.0%となっている。一方、最も少ないのは駒ヶ谷地区の4,049人、3.4%となっている。

人口密度は、平成18年9月末現在、一平方キロメートルあたり4,555人で、地区別に人口密度が最も高いのは、高鷲地区であり、市域全体の約2.6倍(11,693人)ときわだっている。次いで、羽曳が丘地区が高く、市域全体の約2.1倍(9,362人)になっている。

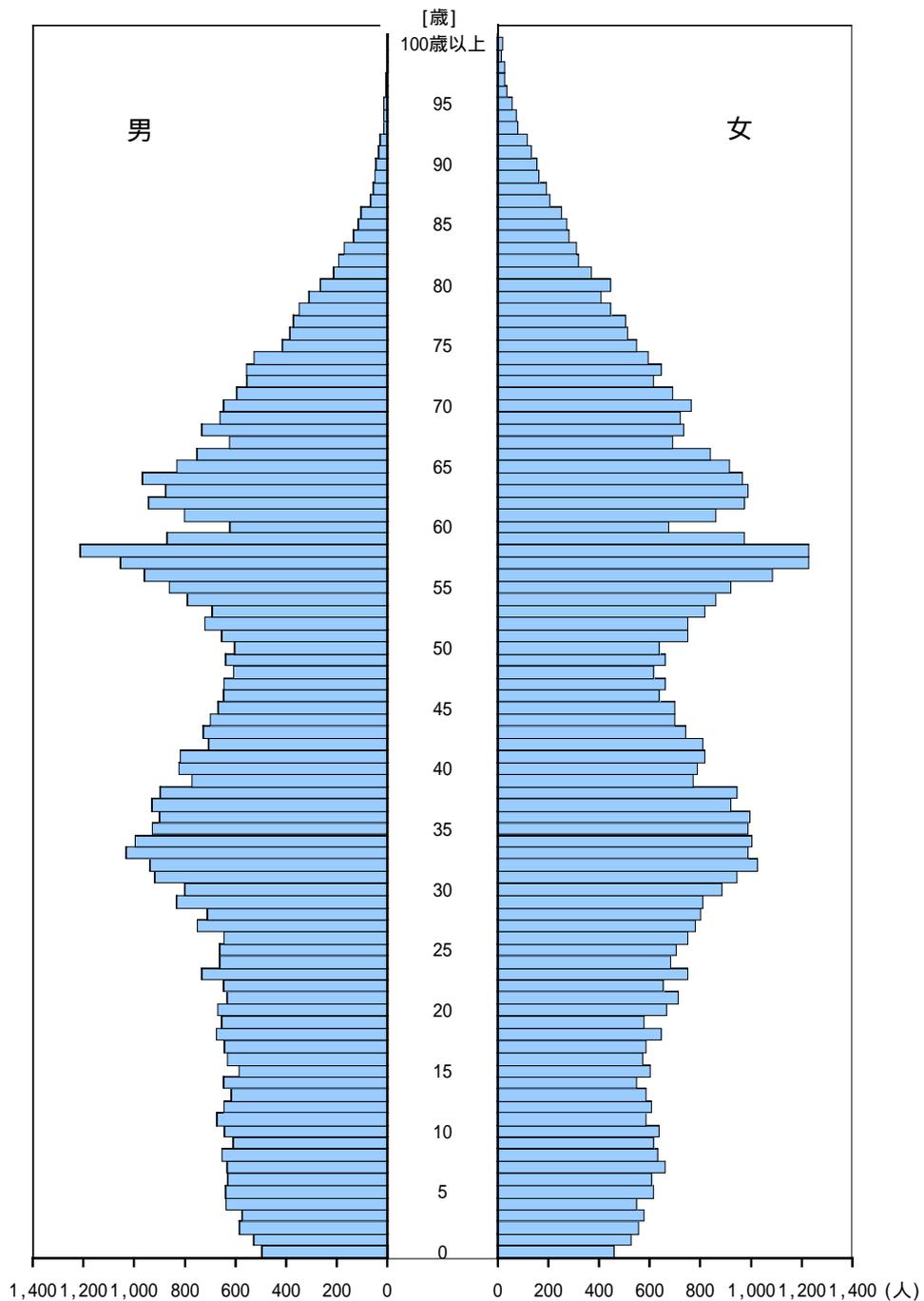


表1-4 地区別人口

地域	人口総数 (人)	人口割合 (%)	面積 (k㎡)	面積割合 (%)	人口密度 (人/k㎡)
古市地区	24,056	20.0	6.074	23.0	3,960
高鷲地区	33,747	28.0	2.886	10.9	11,693
埴生地区	24,101	20.0	4.072	15.4	5,919
羽曳が丘地区	10,064	8.4	1.075	4.1	9,362
駒ヶ谷地区	4,049	3.4	6.609	25.0	613
西浦地区	15,123	12.5	3.640	13.8	4,156
丹比地区	9,286	7.7	2.083	7.9	4,458
市域全体	120,426	100.0	26.439	100.0	4,555

(平成18年9月末現在)

図1 - 8 羽曳野市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳人口及び外国人登録人口(平成18年9月末現在)

本市(平成18年9月末現在人口120,426人)の人口構造は、15歳未満の年少人口が17,891人(14.8%)、15歳~64歳の生産年齢人口が78,975人(65.6%)、65歳以上の高齢者人口が23,560人(19.6%)となっている。

2 昼間人口

平成17年の本市の昼間人口は100,180人で、大阪府の1.1%を占めている。昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は84.4であり、本市を従業地・通学地として他市区町村から流入する人口は19,374人、逆に流出する人口は37,875人となっている。

3 外国人登録者数

本市の外国人登録者数（平成17年12月末現在）は、951人となっている。これを国籍（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国・朝鮮で570人（59.9%）、次いで中国の194人（20.4%）、フィリピンの48人（5.0%）、ブラジルの39人（4.1%）などとなっている。

表1 - 5 外国人登録者数 （単位：人）

	平成15年	平成16年	平成17年
総数	927	932	951
韓国・朝鮮	626	588	570
中国	124	159	194
フィリピン	35	37	48
ブラジル	42	45	39
アメリカ	9	13	13
その他	91	90	87

資料：市民人権部市民課（各年12月末現在）

4 主な自動車専用道路及び一般道路

道路は高速自動車道が近接する松原市に松原ジャンクションがあり、ここから近畿自動車道が東大阪・吹田方面へ、阪和自動車道が和歌山方面へ、西名阪自動車道が奈良方面へ、さらに阪神高速松原線が大阪市内と伸びており、高速交通網の拠点となっている。このうち、西名阪自動車道が市の一部を通過している。また、平成16年3月に開通した南阪奈道路は、奈良県と阪和自動車道を結び、関西国際空港へ至る自動車専用道路であり、市の南部を東西に横断している。

一般道路は、幹線道路として市の中央部を国道170号と旧170号が平行に南北に縦貫し、国道166号が古市から太子町を経て奈良県側へ通じている。また、これに加えて府道・市道が縦横に走りそれぞれ本市における道路網を形成している。

5 自動車保有台数

平成17年3月末現在、市内で約3万9千台の自動車が保有されており、その内訳は、貨物用自動車約4,100台、乗合用自動車約50台、乗用自動車約32,700台、特殊用途自

動車約 1,200 台、二輪車(125cc 超)約 1,000 台となっている。他に原動機付自転車(125cc 以下) は約 16,100 台となっている。

(資料 : 「市区町村別自動車保有車両数 No.33 平成 17 年 3 月末現在」財団法人自動車検査登録協力会)

6 鉄道等

鉄道は、幹線として近畿日本鉄道の南大阪線が大阪阿倍野橋から橿原神宮前を結んでおり、市の北西部から東部へと通じ、市内には古市駅を中心に恵我ノ荘、高鷲、駒ヶ谷、上ノ太子の各駅がある。また、古市駅から河内長野を結ぶ長野線が市の南へ通じている。さらに隣接する藤井寺市道明寺駅から柏原へ道明寺線も伸びている。

また、空港、港湾について、本市には存在しないものの、近郊には八尾空港(八尾市)、関西国際空港(泉佐野市、泉南市、田尻町)、大阪国際空港(豊中市、池田市、伊丹市) などが存在する。

第5節 災害の想定

第1 想定される災害

本市における地勢、地質、気象等の地域の特性及び過去において発生した各種の災害状況等を勘案して、発生が予想される災害は次のとおりである。

1 台風による災害

- (1) 台風に伴う大雨による河川の氾らん及び浸水、ため池の破堤等
- (2) 台風に伴う強風による家屋の倒壊等

2 集中豪雨等の異常降雨による災害

- (1) 河川、ため池等の氾らんによる水害等
- (2) 低湿地域等の排除不良による浸水等
- (3) 山ろく地域における山崩れ、地すべり、土石流急傾斜地崩壊等
- (4) 宅地造成地におけるがけ崩れ等

3 大規模な火災

- (1) 市街区域等の家屋密集地における大規模火災
- (2) 山地における大規模山林火災

4 地震による被害

- (1) 地震による家屋の倒壊、道路の亀裂等
- (2) 地震に伴う火災等
- (3) 地震に伴う断水、停電等

5 その他大規模な事故による被害

- (1) 航空災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 道路災害
- (4) 危険物等災害

第2 地震による被害想定

1 大阪府による被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

表1-6 府下全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

想定地震		上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
地震の規模	マグニチュード	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	7.9~8.6
	計測震度	4~7	4~7	3~7	3~7	4~6弱
建物全半壊棟数	全壊	219千棟	275千棟	86千棟	28千棟	22千棟
	半壊	213千棟	244千棟	93千棟	42千棟	48千棟
出火件数		127(254)	176(349)	52(107)	7(20)	4(9)
死傷者数	死者	6千人	10千人	3千人	3百人	1百人
	負傷者	91千人	101千人	46千人	16千人	22千人
り災者数		151万人	190万人	74万人	23万人	24万人
避難所生活者数		45万人	57万人	22万人	7万人	7万人
ライフライン	停電	60万軒	89万軒	41万軒	15万軒	8万軒
	ガス供給停止	128万戸	142万戸	64万戸	8万戸	-
	水道断水	372万人	490万人	230万人	111万人	78万人
	電話不通	42万加入者	45万加入者	17万加入者	8万加入者	-

注) 出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災・交通被害によるものの合計

また府では、府下全域に及ぶ被害想定とともにこれを各市町村ごとに想定している。
以下の表に本市に係わる想定を示す。

表 1 - 7 羽曳野市における被害の想定（府実施）

想定地震		上町断層帯 地震 B	生駒断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
項目	全壊棟数	6,000棟	3,700棟	1,200棟	200棟
	半壊棟数	7,100棟	5,000棟	2,000棟	600棟
建物被害計		13,100棟	8,700棟	3,200棟	800棟
炎上出火件数		3(5)件	1(3)件	- (1)件	-
死者		110人	30人	10人	-
負傷者		1,900人	1,200人	600人	100人
り災者数		43,600人	27,300人	10,400人	1,800人
避難所生活者数		12,600人	7,900人	3,000人	500人
停電軒数		18,500軒	12,700軒	5,100軒	800軒
都市ガス影響戸数		6,000戸	40,000戸	3,000戸	-
上水道影響人口		62,000人	8,000人	57,000人	11,000人
通信被害		8,400加入者	1,100加入者	600加入者	-

注) 出火件数は地震後 1 時間の件数 () は 1 日の件数

死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確立 1% 風速)によるものの合計

2 市による被害想定

上記の府が実施した被害想定は、各断層ごとに、府域全体でみた場合に最も大きな被害を及ぼす断層破壊のケースを選定しているため、羽曳野市に対して考えられる最も大きな被害を想定したものではない。

そこで、市は、羽曳野市に最も大きな被害を及ぼすものとして、府が設定した生駒断層帯地震の「生駒 14」の断層破壊ケースを選定し、これによる被害想定を、府と同手法で実施した。この想定結果により、避難所必要面積、重要物資備蓄目標量を定めた。

表 1 - 8 羽曳野市における被害の想定（市実施）

項目		想定地震 生駒断層帯地震 (生駒 14)
	全 壊 棟 数	21,639 棟
	半 壊 棟 数	7,856 棟
建 物 披 害 計		29,495 棟
炎上出火件数		15(31)件
死 者		852 人
負 傷 者		1,724 人
り 災 者 数		91,302 人
避難所生活者数		26,478 人

注) 出火件数は地震後 1 時間の件数 () は 1 日の件数

表 1 - 9 必要とされる避難所の面積

項 目	面 積
避難所必要面積	43,689 m ²

表 1 - 10 重要物資備蓄目標量

項 目	目 標 量	項 目	目 標 量
アルファ化米等	26,478 食	毛布	7,944 枚
高齢者用食	530 食	おむつ	3972 個
粉ミルク	279 人・日	生理用品	43,888 個
哺乳ビン	279 本	簡易トイレ	265 個

第6節 防災関係機関等の業務大綱

市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する府及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務または業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 市等の処理すべき事務または業務の大綱

1 市

災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、次に掲げる事項の実施並びに、必要な指示及び勧告を行うものとする。

(1) 市長公室

- 国、府に対する緊急要望に関すること
- 自衛隊派遣要請に関すること
- 災害広報・広聴に関すること
- 報道機関との連絡に関すること
- 職員の手当服務に関すること
- 情報技術の支援に関すること

(2) 総務部

- 庁舎の災害予防、被害調査及び応急措置に関すること
- 被害調査状況の収集及び報告に関すること
- り災証明の調査及び発行に関すること
- 避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関すること
- 避難施設の確保と誘導に関すること
- 車輛の確保、配車及び輸送に関すること
- 災害による家屋・土地・設備等の被害調査及び確認に関すること
- 災害に伴う市税の減免に関すること
- 市有財産の災害予防及び緊急使用に関すること
- 市有財産（普通財産）の被害調査及び応急措置に関すること
- 被災市町村の行財政措置・資金措置に関すること
- 救護・復興の企画立案に関すること
- 災害対策予算、その他財務に関すること
- 災害対策用諸物資（食料・建築用資材を除く）の調査及び確保に関すること
- 物資・資材の検収に関すること

(3) 出納室

- 災害経費の収支に関すること
- 義援金品、見舞金の受付及び配付に関すること
- 災害弔慰金の支給等に関すること

(4) 保健福祉部

- 被災者の援護状況の調査及び処置に関すること

災害救助物資（給貸与物資）の調達及び配分に関すること
遺体の搬送及び処理に関すること
高齢者及び障害者の援護状況の調査及び処理に関すること
高齢者及び障害者の防災教育に関すること
災害復興生業資金の貸付に関すること
避難所における高齢者、障害者等に対する福祉に関すること
所管施設の災害予防対策、被害調査及び応急対策に関すること
保育児の防災教育に関すること
応急保育計画と保育児の健康管理に関すること
入院患者の防災教育及び保護に関すること
医療、助産及び救護活動に関すること
医療救護班の編成及び活動に関すること
羽曳野市医師会等医療機関及び保健所との連絡に関すること
災害時医療体制の整備に関すること
被災者の健康管理に関すること
全国医師会との協定に関すること
医療用毒物・劇物の災害予防に関すること

（５）市民人権部

被災者の救護に関すること
炊き出しの実施に関すること
給食用資材の確保及び配分に関すること
生活必需品（主要食料）の調達、確保に関すること
支所の被害調査及び応急措置に関すること
災害救護活動の準備に関すること
所管施設の災害予防対策に関すること
所管施設の被害調査と応急対策に関すること
防災関係機関及び団体との連絡調整に関すること
災害における住民の請願・陳情に関すること

（６）土木部

都市公園等の防災空間の整備に関すること
公園、道路の防災機能強化に関すること
土木構造物の耐震対策の推進に関すること
共同溝、電線共同溝の整備推進に関すること
道路・橋梁・交通安全施設の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること
災害時の交通対策に関すること
交通機関との連絡調整に関すること
公園施設及び街路樹の災害予防、被害調査及び復旧に関すること
緊急輸送及び緊急輸送の整備に関すること

（７）下水道部

河川・土砂災害、下水道施設及び排水路等の被害状況等の情報収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること
水防対策に関すること

下水道施設の整備、災害予防対策に関すること

(8) 危機管理室 (市長公室)

防災知識の普及啓発に関すること
危険物の災害予防対策に関すること
災害救助法の適用申請に関すること
関係機関との連絡調整に関すること
防災会議に関すること
気象情報の収集に関すること
防災行政無線の管理、運用に関すること
警備資機材及び消防燃料の調達確保に関すること
火災予防に関すること
災害警備対象の事前把握及び関係者に対する指導啓発に関すること
火災、水災等の予警報の伝達に関すること
消防団の連絡に関すること
消防・水防資機材の調達、整備に関すること
自衛隊、応援隊の受け入れ体制の整備に関すること
防災専門部会の設置及び会議に関すること
災害予防計画のとりまとめに関すること
自主防災組織の整備に関すること
第3次地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関すること
災害用備蓄に関すること
防災訓練の実施に関すること
総合的防災体制の整備に関すること
災害対策本部の設置及び本部会議に関すること
災害対策本部への連絡員の派遣に関すること
配備指令及び本部命令の伝達に関すること
災害応急対策のとりまとめに関すること
災害記録の収集及び編集に関すること
災害に関する文書の収受及び発送に関すること
気象状況及び被害状況の記録と関係機関への通報連絡に関すること
応援消防隊の運用に関すること
人命救助及び避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関すること
災害警備、鎮圧、応急措置に関すること
被害調査の総括に関すること
職員の動員及び配置に関すること
南河内地域防災推進室との調整に関すること

(9) 生活環境部

ため池の耐震対策の推進及び防災機能の強化に関すること
農地の災害予防に関すること
農作物及び農林、商工施設等の被害状況の調査に関すること
地利、水利の整備確保に関すること
ため池等の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること
感染症患者の輸送に関すること
防疫対策の実施に関すること

防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること
ゴミ処理場の災害予防対策及び被害状況の調査に関すること
搬入し尿の処理に関すること
災害後の清掃作業に関すること
清掃用資機材の整備に関すること
し尿の緊急汲み取り及び仮設トイレの設置に関すること
廃棄物処理に関すること
災害時における公害全般に関すること

(10) 教育委員会

教育施設の災害予防対策及び被害状況の調査に関すること
教育施設の災害記録の整備に関すること
教育施設の応急措置、修理に要する資材の調達及び供給に関すること
教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること
文化財の災害予防対策、被害状況の調査及び応急対策に関すること
学校園における防災教育に関すること
教育施設の防災計画に関すること
授業中における園児、児童及び生徒の避難場所の選定及び避難誘導並びに収容に関すること
学校園に対する緊急指示に関すること
避難所（学校施設・社会教育施設）の開設及び収容に関すること
避難所との連絡調整に関すること
園児、児童及び生徒の被災状況の調査及び応急措置に関すること
応急教育に関すること
児童への応急給食に関すること
留守家庭児童会に対する緊急指示に関すること
カウンセリングに関すること
就学援助に関すること

(11) 都市開発部

宅地造成に伴う開発地域の災害予防対策及び災害復旧についての行政指導に関すること
木造密集市街地の整備促進に関すること
建築物の安全に関する指導に関すること
応急仮設住宅の建設予定計画及び実施に関すること
所管施設の耐震対策の促進、被害調査及び応急対策に関すること
管下事業主体の対策調整に関すること
災害危険度判定調査に関すること
住宅復興計画に関すること
土地区画整理事業、市街地再開発事業に係る事業の推進に関すること

(12) 水道局

水道施設の災害予防対策に関すること
水道施設の耐震化等に関すること
要員の動員及び配置に関すること
庁舎及び資材の管理に関すること

車輛の確保及び配車に関する事
応急給水計画の作成に関する事
時間給水の計画及び実施に関する事
水道施設の被害調査及び報告に関する事
断水地区の送水系統の調査及び緊急切替措置に関する事
水道施設、給水装置の災害復旧作業に関する事
指定給水装置工事事業者の非常招集及び指揮監督に関する事
災害による各戸使用水量の認定に関する事
応援給水車の指揮監督に関する事

(13) 議会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局
関係機関との連絡調整に関する事

2 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部
消防の活動に関する事
災害情報等の収集及び必要な広報に関する事
災害の防除、警戒、鎮圧に関する事
要救助被災者の救出、救助に関する事
傷病者の救急搬送に関する事
その他、羽曳野市防災会議が必要と認める事務または業務に関する事

3 消防団
消防団員の教育及び訓練に関する事
消防資機材の整備、備蓄に関する事
消防活動の実施に関する事
災害情報等の収集及び必要な広報に関する事
災害の防除、警戒、鎮圧に関する事
要救助被災者の救出、救助に関する事
避難及び救護の協力に関する事

第2 大阪府及び指定地方行政機関等の処理すべき事務または業務の大綱

1 大阪府

(1) 府立呼吸器・アレルギー医療センター
府地域防災計画による特定診療災害医療センター業務に関する事

(2) 富田林土木事務所
府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関する事
水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関する事
災害予防、災害応急対策に係る市をはじめとする防災関係機関との連絡調整に関する事

(3) 南河内農と緑の総合事務所
ため池に関する水防対策に関する事
災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関する事

- (4) 藤井寺保健所
 - 災害時における保健衛生対策に関すること
- (5) 南部家畜保健衛生所
 - 家畜伝染病の予防や畜産農家に対する衛生管理・飼養技術指導等
- 2 大阪府警察（羽曳野警察署）
 - 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
 - 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
 - 交通規制・管制に関すること
 - 広域応援等の要請・受け入れに関すること
 - 遺体の検視（見分）等の措置に関すること
 - 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
 - 災害資機材の整備に関すること
- 3 指定地方行政機関
 - (1) 羽曳野労働基準監督署
 - 工場、事業所等における労働災害防止対策
 - (2) 近畿農政局（大阪農政事務所）
 - 応急食料（米穀）及び乾燥米飯の備蓄に関すること
 - 災害時における主要食料の需給調整に関すること
 - (3) 大阪管区气象台
 - 観測施設等の整備に関すること
 - 防災知識の普及・啓発に関すること
 - 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること
- 4 自衛隊（陸上自衛隊第三師団）
 - 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
 - 市が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること
- 5 指定公共機関及び指定地方公共機関
 - (1) 日本郵政公社（藤井寺郵便局）
 - 災害時における郵便業務の確保に関すること
 - 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること
 - (2) 西日本電信電話株式会社（大阪東支店）
 - 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
 - 応急復旧用通信施設の整備に関すること
 - 気象警報の伝達に関すること
 - 災害時における重要通信に関すること
 - 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること

- (3) 関西電力株式会社 (羽曳野営業所)
 - 電力施設の整備と防災管理に関すること
 - 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること
 - 災害時における電力の供給確保に関すること
 - 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
- (4) 大阪ガス株式会社 (導管事業部南部導管部)
 - ガス施設の整備と防災管理に関すること
 - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること
 - 災害時におけるガスの供給確保に関すること
 - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
- (5) 近畿日本鉄道株式会社
 - 鉄道施設の防災管理に関すること
 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

第 3 市長が認める行政機関の事務または業務の大綱

- 1 宮内庁書陵部古市陵墓監区
 - 陵墓の防災管理に関すること
 - 災害時の陵墓の復旧事業の推進に関すること

第 4 市の区域内の公共的団体等の処理すべき事務または業務の大綱

- 1 公共的団体
 - (1) 町会
 - 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
 - 水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること
 - 災害時における避難・救助活動の協力に関すること
 - 自主防災に関すること
 - (2) 羽曳野市医師会、歯科医師会、薬剤師会
 - 医療、助産等救護活動の実施に関すること
 - 救護活動に必要な医薬品及び医療資器材の提供に関すること
 - (3) 羽曳野市社会福祉協議会
 - 災害時における災害時要援護者対策に関すること
 - 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等に関すること
 - 災害復旧・復興時における相談、被災生活困窮者に対する生活資金の貸付に関すること
 - (4) 羽曳野市赤十字奉仕団

医療等・救助・救護活動の協力に関する事
被災者等に対する炊き出し等の協力に関する事

(5) 農業協同組合

農作物及び共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施に関する事
市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事
被災農家に対する融資の斡旋に関する事
被災農家に対する生産資機材、生活資材等の確保斡旋に関する事
米穀等災害時における農産物の確保、需給調整に関する事

(6) 水利組合

ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
ため池等の施設の被害調査に関する事
湛水防除に関する事
ため池等の施設の復旧事業の推進に関する事

(7) 商工会議所、商店連合会

災害時における物価安定についての協力に関する事
災害救助用及び復旧資材の確保についての協力に関する事
被災商業者に対する融資及び斡旋に関する事

(8) 婦人防火クラブ

初期消火活動に関する事
消防に関する広報活動等に関する事

(9) 婦人団体協議会、老人クラブ連合会等文化事業団体

市が行う防災及び応急対策に関する事務または業務への協力に関する事
被災者の救助活動の協力に関する事

(10) 交通安全協会

市が行う交通対策の協力に関する事

(11) 各バス・タクシー会社、トラック運送会社等

災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
復旧資材等の輸送協力に関する事

(12) アマチュア無線クラブ等

災害時における緊急通信への協力に関する事

2 防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、災害予防、災害
応急対策、災害復旧・復興等に関し市が行う防災活動について、積極的に市及び防災関
係機関等に協力するものとする。

(1) 病院、保健、福祉施設

施設の防災管理及び入院者、入所者等の安全確保に関する事

災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること

(2) 学校、幼稚園、保育園等

施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保に関すること
災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること

(3) 危険物関係の取扱い施設

施設の防災管理に関すること
災害時における危険物の保安措置に関すること

(4) 劇場、店舗、旅館等不特定多数の者が出入りする施設の管理者

施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること

(5) その他の防災上重要な施設の管理者

前記(1) ~ (4) に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関する
こと

(注) 防災関係機関等が直接管理する庁舎等の施設に係る災害予防、災害応急対策、災害
復旧については、全ての機関に該当するので、ここでは掲載していない。

第7節 住民、事業所の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

事業所は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第8節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第9節 計画の周知徹底

本計画は、市の全職員及び市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者に対し周知徹底させるよう図る。

また、本計画を円滑に実施するため、市をはじめとする防災関係機関は、平素から研修、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第42条第4項に基づき計画の要旨を公表し、住民に周知徹底を図る。

第10節 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

[注 記]

この計画において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

用 語	意 義
住 民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
災害時要援護者	災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人等をいう。
市 町 村	市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
防災関係機関 関係機関	国、府、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	地方独立行政法人法第二条第一項の地方独立行政法人及び港湾法第四条第一項の港湾局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公共的団体	市の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会議所、農協等の経済団体、羽曳野市医師会、歯科医師会、婦人会等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防災上重要な施設の 管 理 者	市内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
第五管区海上保安本部	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上警備救難部をいう。
自 衛 隊	陸上、海上、航空自衛隊をいうが、市域は陸上自衛隊第三師団の警備区域内となっている。
ライフライン	上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。

第 2 部 災害予防対策計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

(全庁)

市は、防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン（平成17年1月改訂）」（大阪府建築都市部）を活用するものとする。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

第1 防災空間の整備

市は、防災関係機関と連携し、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場等の都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間及び災害救助活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

(1) 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するため、概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものや、土地利用の状況その他の事情を勘案して地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。上記に該当するものを除く。）を整備

することとする。

(2) 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積 1ha 以上の都市公園を整備する。

(3) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・近隣公園等の都市公園の整備に努める。

2 道路・緑道の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新設道路の整備、既存道路の拡幅等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

(2) 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員 16m 以上の道路及び幅員 10m 以上の緑道を整備することとし、そのために国道、府道について府及び近畿地方整備局等への整備を要請するほか、市道についても拡幅等の整備を進める。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

第 2 都市基盤施設の防災機能の強化

市は防災関係機関と連携して、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1 避難地または避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置を進める。

2 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

第3 木造密集市街地の整備促進

市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、府が策定する「災害に強いすまいとまちづくり計画」(「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等)に基づき、下記の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域、準防火地域等の指定
- (2) 特定賃貸住宅建設融資等の助成
- (3) 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

2 各種事業の推進

- (1) 密集住宅市街地整備促進事業
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 住宅地区改良事業
- (4) 住宅市街地総合整備事業
- (5) 市街地再開発事業
- (6) 街路事業
- (7) 道路事業
- (8) 公園事業等
- (9) 木造市営住宅の建替事業
- (10) 地積調査事業

第4 土木構造物の耐震対策の推進

市及び各土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、
 - 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - 発生確率は低いが高レベルの地震動に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

- (4)既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5)埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道及び道路施設

鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）及び道路（道路橋、高架道路等）等の耐震対策を進める。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

3 土砂災害防止施設

府と協力して、急傾斜地崩壊防止施設等の耐震災害防止施設の設置を進める。

4 ため池施設

ため池等農業用施設について大規模地震に対する耐震対策計画を策定し、計画に基づく耐震対策を実施する。

第5 ライフライン災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

1 上水道

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1)上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会)等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

- (2)重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

浄水場、受水場、配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

施設の機能維持に不可欠な受配電設備、情報通信システムの整備

- (3)浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化、非常用自家発電設備等バックアップ機能を強化する。

- (4)常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

- (5)施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。
- (3) 管渠、ポンプ場、処理場のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (4) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

3 電力（関西電力株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

豪雨、洪水のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

主要な伝送路を多ルート構成またはループ構造とする。

主要な中継交換機を分散設置とする。

主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失または損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、市域内及び近隣市町村とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第2節 建築物の安全化

(全庁)

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努めるものとする。

第1 建築物の耐震対策の促進

市は、「大阪府耐震改修促進計画」(大阪府住宅・建築物10ヵ年プラン)に沿って策定する「羽曳野市建築物耐震改修促進計画(仮称)」に基づき、昭和56年に新耐震基準(建築基準法)が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

他の防災関係機関においても、府計画あるいは市計画に沿って、耐震診断及び必要な耐震改修等の促進に努める。

1 公共建築物

(1) 市は、防災上の重要度に応じた分類に基づき、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

(2) 市は、市営住宅について、計画的な建替事業や耐震改修を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。

(3) 市は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

2 民間建築物

(1) 市は、特定建築物(一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等多数の人が利用する建築物)等の所有者に、耐震診断や必要な耐震改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

(2) 市は、ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

(3) 市は、必要に応じ、所有者が行う耐震診断等に対する助成に努め、診断・改修の促進を図る。

第2 建築物の安全に関する指導等

市は、府と協力して、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、羽曳野市総合福祉計画に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

1 避難所の福祉的整備の実施

市は、避難所として利用される施設について、高齢者や障害者等の利用を考慮して、バ

リアフリー化など福祉的整備に努める。

2 建築物の不燃化の促進

一般住民に対して、建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、遵法精神の高揚に努めるとともに、建築確認申請時等において防火上及び耐震上の指導を行うなど建築物不燃化への取組みの促進を図る。

3 屋外広告物等の落下防止

市は、災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、設置者に対して改善措置を講ずるよう指導する。

4 宅地の風水害対策促進

市は、擁壁崩壊等、危険宅地を発見するための防災パトロールを実施し、所有者等に改善勧告を行い、危険宅地の解消に努める。

また、一般住民に対して、台風時、豪雨時に対して、屋根瓦、雨戸や樋の補修・点検、テレビアンテナや塀等の耐風性強化等を啓発し、建築物の安全対策を促進する。

5 地下空間の浸水防止

地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

6 その他

(1) 定期報告制度(建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告)及び高層建築物等の防災計画書作成指導)の推進

(2) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導

(3) 液状化対策の啓発

第3 文化財

市は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

1 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発

市は、文化活動や広報活動を通じて住民に対し、文化財に対する保護意識の高揚を図る。

2 所有者等に対する防災意識の徹底

市は、文化財の所有者等に対し、防火管理者を中心として消防用設備等の設置を進めるとともに、建築物の倒壊防止や瓦等の落下防止、美術工芸品保存施設の耐震構造化など、

必要な火災や震災等に対する予防措置をとるよう意識の徹底を図る。神社・仏閣等の祭礼等にあたっては、火の取り扱い等に注意を呼びかける。

また、重要文化財等について初期消火を重点に自衛消防の組織の編成、地域住民との連携を促す。

第4 陵墓、古墳等

市は、宮内庁書陵部古市陵墓監区が行う市内の陵墓、古墳等の防災対策に対し、必要に応じて協力する。

第3節 水害予防対策の推進

(下水道部、生活環境部)

市をはじめとする防災関係機関は、河川・ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施するものとする。

第1 河川の改修

1 河川の改修

本市域における河川の実態を常に把握し、災害発生の予想されるものについては、改修事業の実施の推進に努めるとともに河川の早期改修を図る。

表2-1 市内一級河川要防水区域

河川	岸	関係土木事務所公営所	担当水防管理団体名	延長(m)
東除川	左岸	松原建設事業所	羽曳野市	4,450
	右岸	"	"	4,450
大水川	左岸	富田林土木事務所	"	0.300
	右岸	"	"	0.300
大乘川	左岸	"	"	1,980
	右岸	"	"	1,920
石川	左岸	"	"	4,150
	右岸	"	"	4,150
飛鳥川	左岸	"	"	3,800
	右岸	"	"	3,800
梅川	左岸	"	"	0.150
	右岸	"	"	0.150

第2 水害防止対策の推進

近畿地方整備局、府が行う洪水予報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制の整備を行う。

1 洪水予報河川(大和川)

近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川として大和川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行う。

2 洪水予報河川（石川）

府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川として石川を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行う。

3 水位情報周知河川（東除川）

府は、管理河川のうち、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として東除川を水位情報周知河川として指定し、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を設定し、その到達情報の発表を行う。

4 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

府は、洪水予報河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る浸水想定区域が指定・公表されている河川は次のとおり。

- (1) 大和川
- (2) 石川
- (3) 東除川

5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- (1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市は地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

洪水予報又は特別警戒水位到達情報の伝達方法

避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

浸水想定区域内の地下街等又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の名称、所在地

- (2) 市は、上記 に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方式を定める。
- (3) 上記 に名称、所在地を定めた地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに、公表する。

第3 下水道の整備

市は、浸水被害の解消を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第4 農地防災対策

市及び防災関係機関は、水路の氾らん、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、それらの管理者、所有者等に対し、改修補強等の措置をとるよう指導するものとする。

表2 - 2 ため池要水防箇所

名称	所在地	満水面積 (ha)	ため池管理責任者
飛鳥新池	飛鳥	0 . 7	飛鳥水利組合長
夫婦池	伊賀	2 . 1	伊賀水利組合長

注) 表内の「ため池管理責任者」は平成18年11月1日現在の組合長である。

注) 箇所の決定は、大阪府の「ため池水防必携(平成16年6月)」を参考にし、堤体の規模や決壊時の被害が大きいものを、要水防箇所としている。なお、堤体の老朽化による漏水増加及び余水吐の断面狭小・不足、樋管の老朽化による崩壊等危険であると判断されるものについては、随時追加するものとする。

第4節 土砂災害予防対策の推進

(下水道部、生活環境部、土木部、都市開発部)

市は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するものとする。

第1 急傾斜地崩壊対策

市は、防災関係機関と連携し、「急傾斜地崩壊危険箇所」の把握・周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

表2-3 急傾斜地崩壊危険箇所

ランク (自然斜面)

箇所番号	箇所名	所在地
11222311	羽曳が丘(1)	羽曳が丘西1丁目
11222313	東岸堂	蔵ノ内東岸堂
11222314	大黒(2)	大黒
11222315	駒ヶ谷	駒ヶ谷
11222316	長坂	駒ヶ谷
11222653	飛鳥	飛鳥
11222654	壺井	壺井

ランク (自然斜面)

箇所番号	箇所名	所在地
21222658	駒ヶ谷(2)	駒ヶ谷
21222659	羽曳が丘西4丁目	羽曳が丘西4丁目

ランク (人口斜面)

箇所番号	箇所名	所在地
32222002	埴生野	埴生野

第2 土石流対策(砂防)

市は、防災関係機関と連携し、「土石流危険渓流及び危険区域」の把握・周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

表 2 - 4 土石流危険渓流

箇所番号	河川名	渓流名	所在地	備考
-222-001	石川	飛鳥川	飛鳥	危険渓流

第 3 地すべり対策

市は、防災関係機関と連携し、「地すべり危険箇所」の把握・周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第 4 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制等

(1) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。

(2) 警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

表 2 - 5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

区域番号	所在地	区域の名称
K22200030	駒ヶ谷	駒ヶ谷(3)
K22200060	大黒	大黒

第 5 宅地防災対策

市は府と連携して、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。

表 2 - 6 宅地造成規制区域

2次指定 (告示) S39.7.9 (施行) "	8次指定 (告示) H10.3.31 (施行) H10.5.1	合計
920ha	160ha	1,080ha

第 6 道路防災対策

府道路管理者は府内の管理道路の内、土砂災害による恐れのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

(危機管理室)

市は柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と連携して、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

第1 危険物災害予防対策

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 防災関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第3 毒物、劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

第4 放射性同位元素災害予防対策

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第16条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、大阪府地域防災計画（災害予防対策（原子力災害予防対策の推進）原子力災害応急対策、原子力災害復旧対策）に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

第6節 防災営農計画

(生活環境部)

1 基本方針

各種災害やこれに起因する病虫害対策として、市及び市内の農業協同組合の担当職員や指導員が中心となり、大阪府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに実行組合等を通じて巡回指導を実施するとともに、講習会や研究会を開催し、農業経営の安定を図る。

2 営農指導体制の確立

市は、被害を回避するため、気象庁が発表する長期または短期予報、その他予想される被害に関する情報、資料等を的確に収集し、各農家に対し、速やかに伝達する。また、農業経営に対する専門的な技術指導を実施し、必要によって直接現地指導を行うなどの体制を確立するものとする。

さらに被害が発生したときのため災害復旧計画の一貫としての融資制度に関する説明会を開催するなど、災害対策に関する総合的な体制を整備するものとする。

3 営農技術、知識等の普及

災害を回避し、被害を未然に防止するため技術及び災害に耐え、被害を最小限に食い止めるための知識を習得させるため、研修会等を開催する。

4 家畜に関する計画

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、大阪府南部家畜保健衛生所の指示のもとに注射、検査、消毒等の指導を行う。

また、飼料対策として、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第2章 災害応急対策・復旧対策への備え

第1節 総合的防災体制の整備

(全庁)

市は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第1 中枢組織体制の整備

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係わる中枢的な組織体制の整備・充実を図る。また、災害時における活動組織体制は次のとおりとする。

なお、本文中の震度については、勤務時間内は、市震度計観測値あるいは市域に関する大阪管区気象台発表のものとし、勤務時間外は、気象台から報道機関を通じて発表されるものとする。また、報道機関からの発表がない場合は、隣接市町（藤井寺市・柏原市・松原市・富田林市・堺市・太子町）の震度とする。

1 羽曳野市災害警戒配備仮本部

市は、次の(1)～(5)の場合の初動体制として「羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱」に基づいて、初期の災害を未然に防止するために羽曳野市災害警戒配備仮本部を設置する。

- (1) 市域において震度4を観測したとき。
- (2) 市域において震度3以下を観測し、市域に災害発生の報告を受けたとき。
- (3) 東海地震の警戒宣言が発せられたとき
- (4) 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき、または小規模の災害が発生したとき。
- (5) 風水害やその他災害により、市域に被害が発生するおそれがあり、市長が当該配備を指令するとき。

[組 織]

本 部 員 市長公室長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、生活環境部長
水道局長、教育次長、学校教育室長、危機管理室長
事 務 局 危機管理室職員

2 羽曳野市災害警戒配備本部

市は、災害に対応するため、「羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱」に基づいて、仮本部設置後、次の(1)(2)の場合、災害を最低限にとどめるために羽曳野市災害警戒配備本部を設置する。

(1) 中規模の災害が発生し、または発生するおそれがあり、市長が当該配備を指令するとき。

(2) その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

[組織]

本部長 市長

副本部長 副市長、収入役、教育長、水道事業管理者

指揮班長 市長公室長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、生活環境部長、水道局長、教育次長、学校教育室長、総務部長、保健福祉部長、危機管理室長

指揮班長(付) 秘書課長、人事課長、政策推進課長、道路課長、みどり公園課長、維持管理課長、下水道総務課長、下水道建設課長、都市計画課長、建築住宅課長、監察室長、建築指導課長、産業振興課長、環境衛生課長、水道局総務課長、水道局工務課長、教育総務課長、学校教育課長、管財用地課長、こども財産課長、危機管理室職員

3 羽曳野市災害緊急本部

市は、次の(1)の場合、災害対策本部の初動体制組織として「羽曳野市災害緊急本部設置要綱」に基づいて羽曳野市災害緊急本部を設置する。またこれに伴い、市内に9か所の災害対策基地を設置する。

(1) 勤務時間外に、市域において震度5弱以上を観測したとき。

[組織]

本部長 市長

副本部長 副市長、収入役、教育長、水道事業管理者、消防団長

本部付総班長 市長公室長

災害対策基地 古市第一災害対策基地、古市第二災害対策基地、高鷲第一災害対策基地、高鷲第二災害対策基地、増生災害対策基地、西浦災害対策基地、丹比災害対策基地、駒ヶ谷災害対策基地、羽曳が丘災害対策基地

[災害対策基地の組織]

班長 各地区に居住する市職員のうち最上級者を定める

副班長 各地区に居住する職員の中から情報副班長、救護副班長を定める

班員 各地区に居住する職員

4 羽曳野市災害対策本部

市は、次の(1)～(3)の場合、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置する。なお、勤務時間外に震度5弱以上を観測した場合においては、災害対策本部の初動体制である羽曳野市災害緊急本部において活動が行われる。

- (1) 市域において震度5弱以上を観測したとき。
- (2) 災害救助法の適用を要する災害が発生した場合
- (3) 大規模の災害が発生し、市長が当該配備を指令するとき。

[組織]

本部長 市長

副本部長 副市長、収入役、教育長、水道事業管理者、消防団長

本部長 市長公室長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、生活環境部長、水道局長、教育次長、学校教育室長、総務部長、保健福祉部長、危機管理室長

第2 組織動員体制の整備

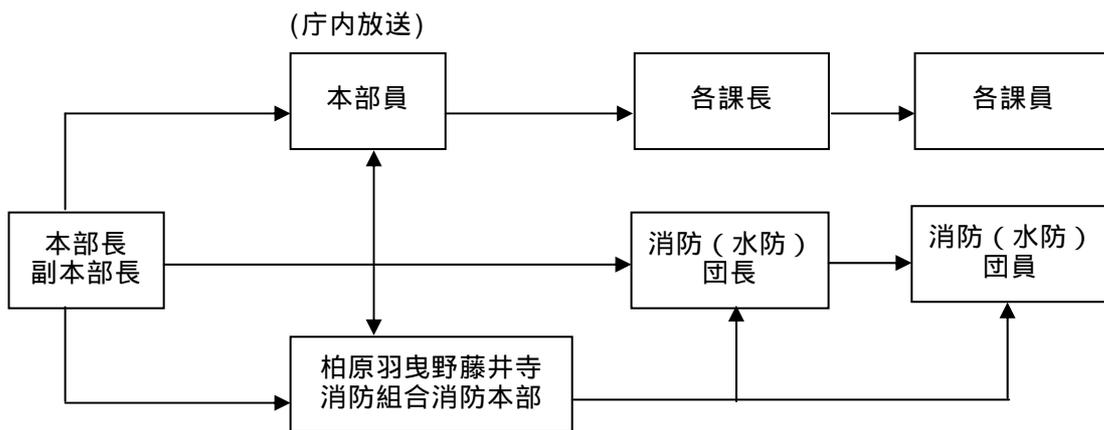
市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、地震災害、風水害等における応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制及び服務等の整備を図る。

1 配備区分

市は、応急対策を的確に実施するため、災害の状況に応じた職員の配備及び動員基準を定める。

2 指令の伝達系統及び方法

(1) 勤務時間内の伝達系統

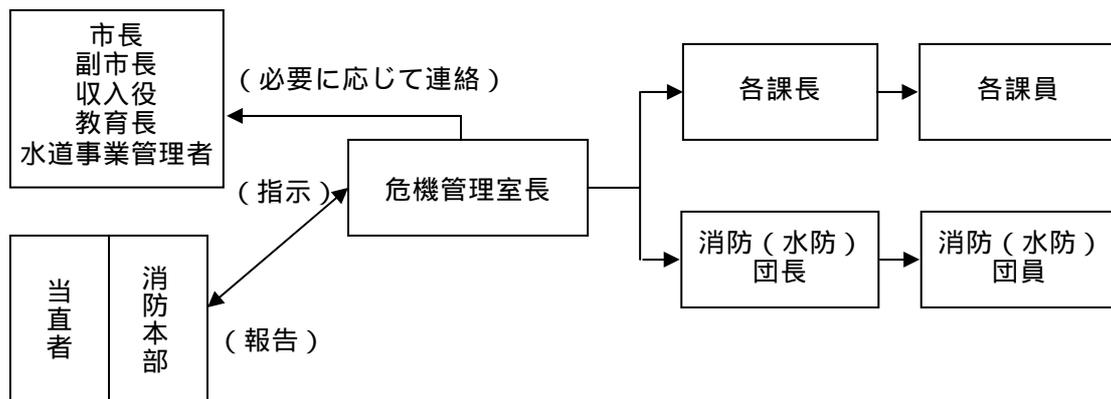


(2) 夜間、休日における災害発生直後の応急対策活動

市では、24時間の防災警戒体制として柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部に通報のあった災害情報について、市当直者を通じて危機管理室長及び室員に通報する。また、市

当直者は危機管理室長の指示に従い、各課長及び関係機関へ連絡するものとする。通報を受け参集した職員は危機管理室長の指揮のもと、発災直後からの応急活動を下記のとおりに行う。

- 震度情報の収集及び伝達
- 被害情報の収集及び伝達
- 府及びその他防災関係機関との連絡調整
- 災害対策本部の設置準備及び職員参集状況の把握
- 災害対策本部事務局への引き継ぎ準備



3 職員の服務

- (1) 各課長は、所属職員に対し、この計画に定められた防災活動の内容について、徹底しておくものとする。
- (2) 各課長は、所属職員に対し、勤務時間の内外を問わず、配備指令が出されたときは、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集するよう周知徹底を図る。
- (3) 各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため連絡責任者及び連絡順序等を定めておくものとする。

4 非常参集

市は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図り、特に震災時など不測の災害に対応するため、通常時から非常参集のための体制・施設整備や訓練等を実施するとともに、職員に対しその内容を周知・徹底させることとする。

5 その他の防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

第3 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図る。

1 防災中枢施設の整備

市は、市役所別館3階に災害対策本部を開設するとともに、災害対策本部に必要な各種通信システム（市防災行政無線等）の起動、資機材や物資の備蓄等の機能を備えた防災中枢施設を整備するとともに、府との連携を図る。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

2 災害対策基地の整備

震災など緊急時に設置される市内9か所の災害対策基地について、動員計画や業務分担等に従って、物資、資機材等を前もって整備を進めておく。

3 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第4 地域防災拠点の整備

市は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、府で整備される広域防災拠点（大阪南部（りんくうタウン南地区））及び後方支援活動拠点（大泉緑地）と連携して、市域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点として青少年児童センターを、また物資輸送拠点として羽曳野中学校を、それぞれ地域防災拠点とする。

表2-7 府の防災拠点等一覧

広域防災拠点	大阪北部（万博記念公園東地区）、大阪中部（八尾空港北側隣接地）、大阪南部（りんくうタウン南地区）
後方支援	日本万国博覧会記念公園、服部緑地、大阪城公園、鶴見緑地、長居公園、寝屋川公園、久宝寺緑地、山田池公園、大泉緑地、錦織公園
輸送基地	<p>陸上輸送基地</p> <p>日本万国博覧会記念公園、北大阪トラックターミナル、大阪府立消防学校、東大阪トラックターミナル、大阪城公園（東部地区）</p> <p>大阪府北部広域防災拠点</p> <p>大阪府中部広域防災拠点</p> <p>大阪府南部広域防災拠点</p> <p>航空輸送基地</p> <p>大阪国際空港、関西国際空港、八尾空港</p> <p>海上輸送基地</p> <p>大阪南港（A岸壁）、堺泉北港（汐見第5岸壁）、堺泉北港（助松地区 - 9m岸壁）、堺泉北港（助松地区 - 14m岸壁）〔 - 12mで暫定供用〕、堺泉北港（堺2区 - 10m岸壁）、堺泉北港（堺2区 - 7.5m岸壁）、阪南港（阪南2区 - 12m岸壁）、阪南港（阪南3区 - 7.5m岸壁）</p>

注） 印は計画中又は整備中のもの

第5 装備資機材等の備蓄

市及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

市は、地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。また、「データ相互保管協定」による和歌山県田辺市との協力や関連情報通信業者との連携により、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第6 防災訓練の実施

市は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、各種災害に関する訓練を実施する。実施にあたっては、各種災害に関する被害想定を明らかにし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容とするとともに、事後評価を行い、必要に応じて防災組織体制等の改善を図る。

1 総合的防災訓練の実施

市は、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が一体となり、府など防災関係機関、住民等の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練などの防災訓練を実施する。

また、市は、柏原市、藤井寺市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部との連携により合同防災訓練を実施する。

2 水防訓練

水防技術の向上をはかるため、本市の実情に即した効果的な訓練を実施し、洪水防ぎょに万全を期する。

水防訓練は、定期的または随時、主要河川において出水期前に実施するものとし、水防

工法等訓練の内容については、府水防計画の定めるところとする。

3 消防訓練

消防訓練は、消防水利の活用、機材の操法等を訓練することはもとより、特殊火災に対する消防知識をあわせて涵養するものとし、各種及び各地区にわたる防火対象物の状況想定に基づく訓練を実施して、消防目的の完璧を期する。

消防訓練は、訓練の種別毎に計画をたて、定期的または随時に実施する。

4 避難救助訓練

避難救助訓練は、水防訓練、消防訓練とあわせて、あるいは総合訓練の一部として実施し、避難の指示、伝達、救出、避難所の防疫、給水、給食等を中心に、防災関係機関と緊密な連携のもとに実施する。

5 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、平常時通信から災害時通信への迅速かつ円滑な切換え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達及び受報等について十分な効果が発揮できるように実施する。

6 非常参集訓練

市は、非常参集訓練による職員の配備を迅速に行うため、情報の伝達、非常参集等について訓練する。

特に、消防(水防)団員について電話連絡または伝令などによる参集、さらに、停電時、及び通信途絶時を想定して、車両による参集について訓練を行う。

7 その他の訓練の実施

市は、その他の医療、ライフライン対応、緊急輸送、災害警備、林野火災対策、危険物災害対策、航空機災害対策等にかかる訓練を単独または共同で実施する。

8 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

第7 人材の育成

市及び消防団は、各々の防災体制の強化とあわせて、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、職員への防災教育を充実するとともに、

第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 市職員

市は、職員に対し、平常時から本計画による各機関の防災体制並びに防災関係法令の運用等の指導を行い、防災知識の習得を図り、災害時における体制の確立に努める。

(1) 教育の方法

講習会、研修会等の実施

見学、現地調査等の実施

防災活動マニュアル等の配付

(2) 教育の内容

羽曳野市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

非常参集の方法

気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性

過去の主な被害事例

防災知識と技術

防災関係法令の適用

その他必要な事項

2 消防団員

消防団員は、地域に密着した防災機関としての任務の重要性にかんがみ、出火防止、初期消火、救急救助等に関し、住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき、普通教育、幹部教育及び特別教育等の教育訓練を実施する。

第8 防災に関する調査研究の活用

市では、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、国、府、各防災関係機関によって行われる災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究の結果を活用し、的確な防災体制の整備を図る。

第9 防災体制の整備

市、府をはじめとする防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野にいれ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 広域防災体制の整備

(1) 広域応援体制の整備

市は、地震災害、大規模火災等の災害を視野にいれ、周辺市町村や柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部との相互応援の充実や体制の整備を図る。

市では、阪神淡路大震災の後、広域での応援の重要性を考慮し、中河内、南河内の9市2町1村と「災害相互応援協定」を、また、橿原市、田辺市と「三市災害相互応援協

定」を結び、人員の派遣、物資の援助をはじめとした総合的な応援体制の整備を進めている。

表 2 - 8 市で締結済みの相互応援協定

協定等	協定自治体等
大阪府中ブロック消防相互応援協定(資料3参照)	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合
阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定(資料4参照)	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、葛城市、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝・広陵消防組合
阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定(資料5参照)	柏原市、羽曳野市、太子町、柏原羽曳野藤井寺消防組合、香芝市、葛城市、富田林市、香芝・広陵消防組合
災害相互応援協定(資料6参照)	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
三市災害相互応援協定(資料7参照)	奈良県橿原市、和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市
電子計算組織に係わるデータのバックアップテープの相互保管に関する協定(資料8参照)	和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市

なお、府では、「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」(近畿2府7県：福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県)及び「全国各都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を結び、これにあわせた整備を進めている。

(2) 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

市及び府は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受け入れ体制の整備を図る。

(3) 広域緊急援助隊の受け入れ体制の整備

警察署は、大規模災害時における警察活動を迅速かつ円滑に実施するため全国的に相互応援を行う部隊として設置されている「広域緊急援助隊」との連携や受け入れ体制の整備を図る。

(4) その他防災関係機関の広域防災体制の整備

その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進する。

第 1 0 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、府と連携して、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

また、市は自衛隊の災害派遣が行われる場合に部隊が迅速かつ円滑に活動できるよう羽曳野中学校の体育館を受け入れ基地（仮泊予定地）として指定し、そのための受け入れ体制の整備を図る。

第2節 情報収集伝達体制の整備

(市長公室、危機管理室、下水道部、水道局)

市及び防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努めるものとする。

第1 通信連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時における相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、それぞれ通信連絡窓口を定め通信連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図るものとする。

1 通信連絡の確保

災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡を確保する。

2 災害時優先電話の指定及び連絡責任者

(1) 災害時優先電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。

(2) 災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、災害時優先電話に通信事務従事者を配置し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たるものとする。

(3) 相互の通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所の電話を利用するものとする。

3 通信施設の整備

災害時における各種予警報や指令等の災害情報を伝達し、被害状況や応援対策活動を収集するため、羽曳野市地域防災無線等の通信施設の充実強化を図り、円滑迅速なる情報収集伝達体制の確立を図る。

(1) 羽曳野市地域防災無線

現行のアナログ方式からデジタル方式への移行も含め、より有効な通信手段の確保を検討する。

移動系

移動系システムは、車載型及び可搬型移動局からなり、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部ほか、各防災機関に配置する。

被災現地における被害状況や避難所等における応急対策活動状況等の連絡を行う。

災害警戒本部及び災害対策本部設置後は全ての移動局に開局して統制局の管理のものとする。

とに置かれるものとする。

固定系

固定系システムは、屋外受信装置及び公共施設における戸別受信機から構成され、同報通信方式により、災害時に住民に対し、的確な情報を伝達する。

(2) 市水道局無線

水道局では、車載 17 局、携帯 2 局からなる無線通信システムの活用により、災害時に対応する。また、通常時においても水道施設の維持管理等に活用する。

(3) 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用して、管内消防出張所、警防本部及び各消防関係機関と連絡を行う。

(4) 大阪府防災行政無線

大阪府が防災対策の一環として、災害発生時における災害応急対策を迅速かつ、円滑に実施するため、大阪府と府の各出先機関及び府下各市町村等を結ぶ無線網で、災害予防及び、災害復旧対策等における防災上の各種情報、並びに地震情報や気象予警報等の収集、伝達を迅速に進めるために活用する。

(5) 大阪府防災情報システム

大阪府防災情報システムは大阪府と市町村を結ぶシステムであり、日本気象情報協会のすべての情報を盛り込んだ気象等観測情報システム、被害映像収集システム、被害情報収集システム、被害情報提供システム、災害対策本部情報システム等で構築されている。通常時における気象等の情報収集や災害時の情報交換等に活用する。

(6) 羽曳野警察署

警察無線、警察電話及び各種の通信連絡手段を活用して、警察署をはじめ、防災関係機関と情報連絡を行う。

(7) その他の防災機関

それぞれの通信連絡系統のもとに無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

(8) アマチュア無線局等

市は、市内のアマチュア無線局や各企業・事業所等の無線設備に対し、災害時における通信への協力を要請する（電波法 5 2 条）。

第 2 情報収集伝達の強化

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝道体制の強化に努める。

(1) 24 時間体制の整備

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部との連携により夜間は消防本部から当直者あるい

は守衛を通じて危機管理室へ通報する。

(2) 震災時の情報収集

震災時は市域において震度 4 を観測した場合は、警戒配備仮本部により、また市域において 5 弱以上の場合は、災害緊急本部により情報収集を行う。

警戒配備仮本部による情報収集

都市開発部の各部長が被害状況の等の情報収集を行う。

災害緊急本部による情報収集

災害緊急本部が設置された場合は、各災害対策基地における情報班を中心に情報収集を行う。

第 3 災害広報体制の整備

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

1 広報体制の整備

(1) 広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

地震の規模・余震・気象・水位等の状況

住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

出火防止、初期消火の呼びかけ

災害時要援護者への支援の呼びかけ

災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 緊急放送体制の整備

市及び放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4 災害時の広聴体制の整備

住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

図 2 - 1 羽曳野市地域防災無線（移動系）及び水道局無線の系統図

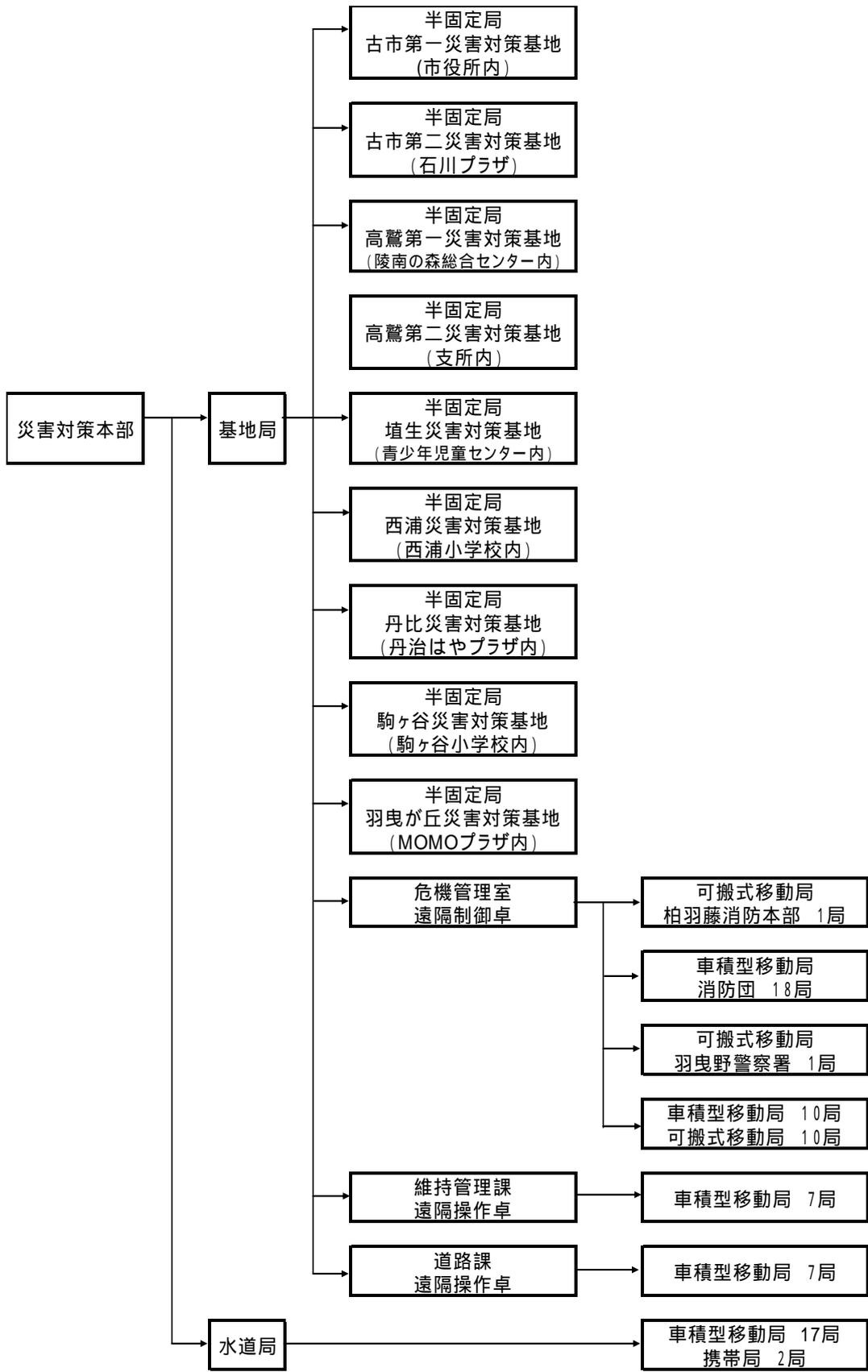
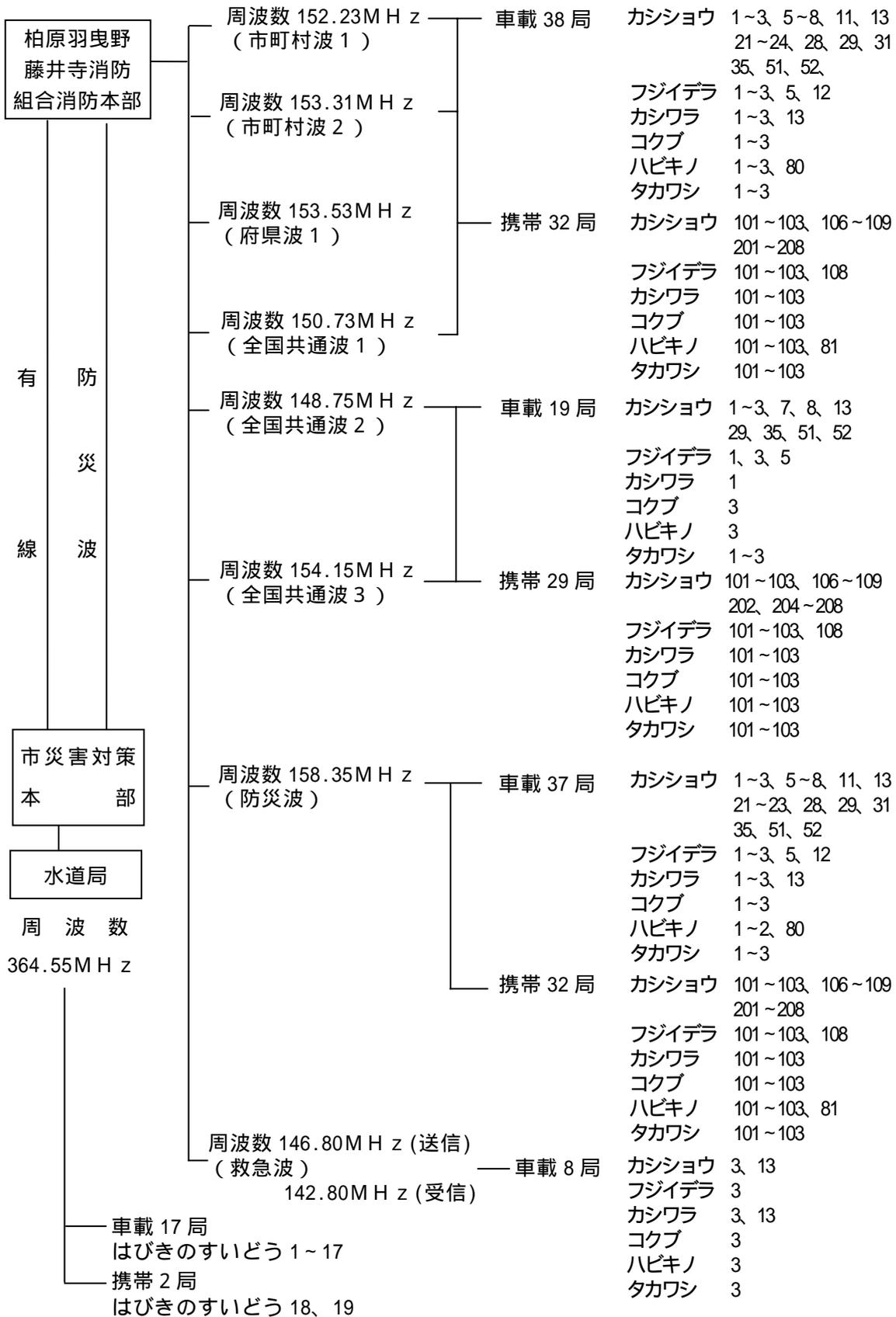


図 2 - 2 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防無線系統図



第3節 火災予防対策の推進

(危機管理室、都市開発部)

市街地、林野における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努めるものとする。

第1 建築物等の火災予防

建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 一般建築物

(1) 火災予防査察の強化

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、当該区域内の一般建築物について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、一般建築物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 市は、住宅における住宅用火災報知器の設置を促進する。

(5) 住民、事業所に対する指導、啓発

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、府は、住民、事業所に対し、消火器の使用方法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ、住宅用防災機器等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(6) 定期報告制度の活用

市(特定行政庁)は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や共同防火管

理体制の確立、防災規制など、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高さが 31m を越える建築物

(2) 防災計画書の作成指導

市（特定行政庁）は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理について権原が分かれている高層建築物において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第 2 林野火災予防

市及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 林野火災予防施設の整備

市は、市有または市域内の財産区所有の林野について、防火線及び林道の整備を進める。また、個人所有の林野についても、その所有者に対し防火線等の整備を指導する。

2 監視体制及び広報活動等の強化

市では次のような監視活動等及び広報活動を実施する。

(1) 住民、事業所に対する啓発

(2) 消防団等による火災発生危険期における巡視の実施

(3) 森林法に基づく火入れの許可及び防火上必要な指示の徹底

(4) 登山、ハイキング等で入山する者に対し、火気注意の掲示、パンフレットの配布等により注意を喚起し、火災の予防を図る。

3 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域について、府から指導があった場合は林野火災特別地域対策事業を実施する。

4 林野火災対策用資機材の整備

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、消防力強化のため、防ぎよ資機材の整備と備蓄を推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

第4節 消火・救助・救急体制の整備

(危機管理室)

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は府、警察署等と連携し、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めるものとする。

第1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団は、大規模火災などの災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、防災関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設など、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

大阪府地域防災計画(資料編)に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」に基づき、消防水利の確保に努める。

「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき、消火栓を配置する。

河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。

遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防ぎょ活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(4) 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を回るため、組織の活性化に努める。

体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、組織強化に努める。

消防施設、装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の充実強化を図る。

消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

(5) 自主消防組織の整備促進

婦人防火クラブの活性化

女性に対しても婦人防火クラブへの参加を呼びかけ、防災に関する知識や初期消火能力の向上を図る。

自主防災組織

各地域に対して自主防災組織（自警団）の整備を促進し、積極的に市や消防組合消防本部、消防団で実施する訓練への参加を促す。

事業所の自衛消防隊整備促進

市内の各事業所に対しても、自衛消防隊の結成、整備を促し、積極的な訓練の実施を求める。

2 広域消防応援体制の整備

市は、地震等大規模災害発生に備え、周辺市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受け入れ体制の整備に努める。

第2 連携体制の整備

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、府、他市町村、警察署、自衛隊等と連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第5節 災害時医療体制の整備

(保健福祉部、生活環境部)

市及び府は、災害時の医療活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し府下の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が次の2種類の救護所において実施する。また、医療機関を、できるだけ「救護所」と位置付け、医療救護班・物資の供給を行う。さらに、災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を活かした医療救護を行う。

(1) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所(応急救護所)で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

(2) 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、避難所等に併設される救護所(医療救護所)で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、拠点となる災害医療機関(表2-9)を中心に被災を免れた(被災地内と被災地外を含め)全ての医療機関で実施する。

市においては、市災害医療センターへの搬送を第1に行い、不足する分については災害医療協力病院及び市外の災害拠点病院等へ搬送する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送の可能な患者はできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り(市域外も含め)多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は府及び医療関係機関と連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の拡充

大阪府藤井寺保健所及び羽曳野市医師会は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）を活用する。

2 連絡体制の整備

(1) 市は保健センターに災害時の連絡・調整窓口を設置し、府や医療関係機関等との情報交換・提供を行う。

(2) 市は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、保健センター職員の中から災害医療情報連絡員を指名する。

3 その他

(1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市及び府、医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

1 医療救護班の種類と構成

市及び羽曳野市医師会は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は、必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(3) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所等で活動する。

2 医療救護班の構成基準

市は、羽曳野市医師会等との協定により、医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等については次のとおり定める。

(1) 医療救護班の構成は医師1名、看護師2名、その他（事務、あるいはコ・メディカル等）1名の計4名とし、9班を編成する。

- (2) 医療救護班は、各診療科目ごとに編成する。
- (3) 医療救護班の活動期間は原則として発災後 14 日間とする。なお、災害救助法の措置が延長された場合などにおいては、医師会と協議する。
- (4) 参集場所は、原則として保健センターとし、派遣方法等については、被害の状況に応じて医師会との協議の上、決定する。

3 救護所の設置

市は、災害時の医療活動を行う場所として、古市第二災害対策基地及び高鷲第一災害対策基地に医療救護所を設置する。また、災害発生直後の短時間、医療活動を行う応急救護所については、市内 7 地区における被害の状況等を踏まえ、災害現場付近の適当な場所に設置する。なお、医療救護所の箇所数、医療救護班の編成数については、羽曳野市医師会と十分協議の上、決定するものとする。

4 医療救護班の受け入れ及び派遣・配置調整

市は、保健センターに窓口を設置し、医療救護班の受け入れ及び救護所への配置調整を行う。

第 4 後方医療体制の整備

1 災害医療機関の整備

市は、羽曳野市医師会と連携して後方医療体制の充実に努めることとし、市の医療救護活動の拠点として、藤本病院を市災害医療センターとして指定するほか、羽曳野市医師会のその他の病院について災害医療協力病院として指定する。

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定する。

表 2 - 9 拠点となる災害医療機関

市災害医療センター	医療法人医仁会藤本病院	
災害医療協力病院	藤本病院を除く市内の主要な病院	
災害拠点病院	基幹災害医療センター	府立急性期・総合医療センター
	地域災害医療センター	大阪市立総合医療センター、国立病院機構大阪医療センター、大阪赤十字病院、大阪市立大学医学部附属病院、済生会千里病院、大阪大学医学部附属病院、大阪府三島救命救急センター、大阪医科大学付属病院、関西医科大学附属滝井病院、関西医科大学附属枚方病院、府立中河内救命救急センター、東大阪市立総合病院、近畿大学医学部附属病院、市立堺病院、府立泉州救命救急センター、市立泉佐野病院
特定診療災害医療センター	府立成人病センター、府立精神医療センター 府立呼吸器・アレルギー医療センター、 府立母子保健総合医療センター	

2 病院防災マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対応策などを盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第 5 医薬品等の確保体制の整備

市、府及び日本赤十字社大阪府支部は医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

(1) 災害拠点病院等での病院備蓄

ア 災害拠点病院

イ 市災害医療センター

(2) 卸業者及び製造業者による流通備蓄

(3) 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

2 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市及び府は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・速切な搬送のため、自衛隊等とも協力し、陸路・空路を利用した搬送手段及び搬送体制の充実を図る。

1 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

市は、医療品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター（府立呼吸器・アレルギー医療センター、府立精神医療センター、府立成人病センター、府立母子保健総合医療センター）、各専門医会等関係団体等と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

第8 医療関係機関協力体制の確立

市及び府は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施など、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練などの実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市及び災害医療関係機関等は、府や地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第6節 緊急輸送体制の整備

(総務部、土木部、危機管理室)

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

市は、警察及び府の道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路（地域緊急交通路）を選定する。また、府は、広域緊急交通路を選定するとともに、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、「重点14路線」を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

府県間を連絡する主要な道路

府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地などを連絡する主要な道路

各府民センタービル、市庁舎など市の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

本市域を通過する広域緊急交通路としては、国道170号と西名阪自動車道が選定されている。なお、「重点14路線」については、市域に該当するものはない。

(2) 地域緊急交通路（市選定）

市では、府で選定した広域緊急交通路と市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、地域防災拠点や災害対策基地等を結ぶ「地域緊急交通路」を表2-10のとおり選定する。

表 2 - 10 市内の地域緊急交通路

番号	路線名称	起終点	備考
1	南阪奈道路	堺市境界～太子町境界	自動車専用道路
2	国道 170 号	藤井寺市境界～富田林市境界	広域緊急交通路
		藤井寺市境界～白鳥北	一般国道
3	国道 170 号(旧)	藤井寺市境界～富田林市境界	一般国道
4	国道 166 号	古市 2 丁目(臥龍橋付近)～駒ヶ谷 付近(逢阪橋)	一般国道
		飛鳥地内～太子町境界	
5	堺大和高田線	松原市境界～藤井寺市境界	主要地方道
6	柏原駒ヶ谷千早赤阪線	駒ヶ谷(逢阪橋)～柏原市境界	主要地方道
		川向(臥龍橋付近)～富田林市境界	
7	堺羽曳野線	松原市境界(美原0-外-付近)～藤 井寺市境界	主要地方道
8	美原太子線	堺市境界～国道 170 号	主要地方道
9	郡戸大堀線	松原市境界～郡戸付近	一般府道
10	西藤井寺線	藤井寺市境界～野中寺付近	一般府道
		豊川病院付近～五軒屋南	
		郡戸～堺市境界	
11	島泉伊賀線	南島泉～南宮交差点付近	一般府道
12	郡戸古市線	五軒屋南～白鳥	市道
13	藤井寺羽曳山線	野中寺～羽曳が丘 5	市道
14	南阪奈道路側道線	国道 170 号～国道 166 号	市道
15	河原城駒ヶ谷線	羽曳が丘西 2 丁目～西浦	市道
16	羽曳が丘西線	羽曳が丘 5～羽曳が丘 8 丁目付近	市道
17	はびきの 1 2 8 号線	羽曳が丘 8 丁目付近～埴生野	市道
18	西新田南宮線	南宮交差点付近～豊川病院付近	市道
19	野中城山線	城山北～古市 4 丁目付近	市道
20	臥龍古市線	古市 4 丁目付近～国道 166 号	市道
21	南河内グリーンロード	駒ヶ谷～太子町境界	農道
22	羽曳が丘西東西線	羽曳が丘西 2 丁目～羽曳が丘西 4 丁目付近	市道
23	東大塚美陵線	松原市境界～高鷲 10 丁目付近	市道

羽曳野市全図

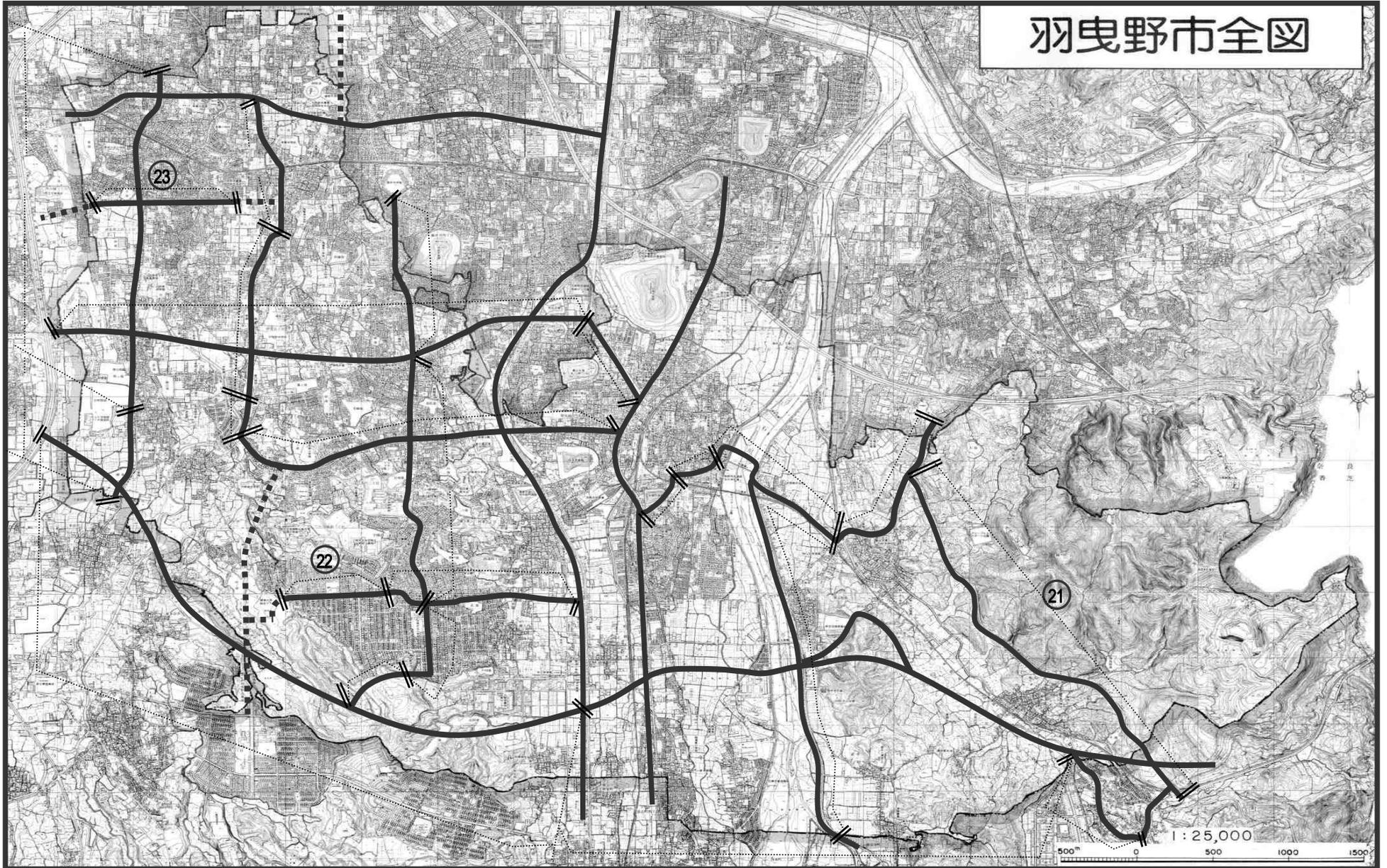


図 2 - 3 地域緊急交通路

2 緊急交通路の整備

市は、効率的なネットワーク形成のために、あらかじめ選定された地域緊急交通路について、道路の拡幅や交通安全施設等、総合的な整備を促進する。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市、府、警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

第2 航空輸送体制の整備

1 市

市は、災害時の救出・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。

災害時用臨時ヘリポートの選定場所としては、公共の運動場等から、次の事項に留意して選定するものとする。

(1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）

(2) 地面斜度6度以内のこと

(3) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。

[必要最小限度の地積]

大型ヘリコプター ... 100m四方の地積

中型ヘリコプター ... 50m四方の地積

小型ヘリコプター ... 30m四方の地積

(4) 二方向以上から離着陸が可能であること。

(5) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。

(6) 車両等の進入路があること

(7) 林野火災における空中消火基地の場合

水利、水源に近いこと。

複数の駐機が可能なこと。

補給基地を設けられること。

気流が安定していること。

(8) 受入れにあたっての留意事項

風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立

てること。これが準備できない場合でも、航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。

着陸点にはHを表示すること

状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

2 医療機関

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の輸送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

表 2 - 11 ヘリコプター発着地点

ヘリポート名	羽曳野市青少年児童センター	府立呼吸器・アレルギー医療センター
所在地	羽曳野市向野 3 - 1 - 3 3	羽曳野市はびきの 3 - 7 - 1
所有者または監理者	羽曳野市長	大阪府知事
土地の状況	長さ × 幅 = 面積 112m × 90m = 10,080 m ²	長さ × 幅 = 面積 77m × 87m = 6,699 m ²
発着可能機数	1 機	中型 1 機

第 3 輸送手段の確保体制

市は、陸上輸送、航空輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備することとし、車両等の確保、管理に努めるとともに、市内の民間の陸運会社等との連携に努める。

第 4 交通規制・管制の整備

1 緊急通行車両事前届出

市は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、危機管理室が、府公安委員会に対し事前届出（資料編 資料 13 の府別記様式第 1 号）を行い、「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受ける。

（ 1 ）対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を除く。

防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両。

指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両。

使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

（ 2 ）届出済証の返還

次の場合、速やかに羽曳野警察署長を経由して届出済証を返還する。

届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。

当該車両が廃車となったとき。

その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

2 交通の確保

市は、地域緊急交通路として定めた路線について緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する場合は、危機管理室が、羽曳野警察署及び道路管理者に交通規制を要請するとともに、所定の表示を行うとともに、う回路線の設定等の交通確保措置について検討する。

3 警察署

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

災害時の信号制御システム等の整備

交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

4 道路管理者

市をはじめ各道路管理者は、災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第7節 避難収容体制の整備

(総務部、生活環境部、保健福祉部、都市開発部、教育委員会、危機管理室)

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。

第1 避難地、避難路の選定

市は、避難地及び避難路を選定する。

1 火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難地として選定する。

(2) 広域避難地

広域避難地の選定基準は次のとおり。

ア 原則として延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地とする。

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定する。

イ 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの(アに該当するものを除く。)

(3) 避難路

避難路の選定基準は次のとおり。

ア 原則として幅員が16m以上の道路(ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路)又は10m以上の緑道

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道(アに該当するものを除く。)

ウ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。

エ 水利の確保が比較的容易なこと。

2 その他の避難地及び避難路の選定

地震、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

第2 避難地、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地（表2-12）及び避難路を、災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難地

- (1) 避難地標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難地

- (1) 避難地標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 避難所の選定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。

1 避難所の選定

避難所は、町会等单位で選定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、災害時要援護者に配慮して整備する。

また、表2-15に示すその他の避難地、避難所は、避難地あるいは避難所が災害により使用できない場合や不足する場合にこれを補完することとする。

なお、公共宿舎施設、民間施設などの把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難収容施設の確保に努めるとともに、要援護高齢者、障害者等の対策や避難所生活の中長期化を想定し、はびきのコロセアムと陵南の森総合センターについて福祉避難施設（二次的な避難所）（表2-13）として指定する。

2 避難所の福祉的整備

避難所に指定された施設については、災害時に高齢者や障害者等が利用しやすいよう、以下の点に留意して施設の福祉的整備を図る。

- (1) 施設管理者は、「羽曳野市地域福祉計画」に基づいた整備・改善に努める。
- (2) 多人数の避難に供する施設(棟)の管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。[ただし、障害者等が他の施設(棟)の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りでない。]
- また、避難場所から仮設便所等の設置場所まで支障なく通行できるルートを確保するため、段差の解消(仮設スロープの設置を含む。)等に努める。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、障害者や高齢者等の避難生活(水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等)に支障ないよう配慮する。
- (4) 市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。
(施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供する事ができるよう管理体制を整える。)

3 福祉避難施設(二次的な避難施設)の整備

市は、避難所が設置されたときには、あわせて福祉避難施設に相談所を設置し、社会福祉協議会、保健センター、ボランティアグループとの連携により、要援護高齢者や障害者等が安心して生活ができるよう生活支援や相談体制を整備する。

表 2 - 12 地震等の災害時における広域避難地及び一時避難地

	番号	地区名	避難地	所在地	面積(m ²)
広域避難地	1	古市	石川スポーツ公園	古市石川河川敷	15,059
	2	西浦	食と緑の技術センター	尺度442	20,000
	3	古市 生	峰塚公園	軽里2-71-1	53,000
	4	高鷲 丹比	総合スポーツセンター はびきのコロセアム	南恵我之荘4-237-4	7,150
	5	羽曳が丘	道の駅「しらとりの郷・羽曳野」	埴生野975-3	27,225
	6	駒ヶ谷	府営石川河川公園駒ヶ谷地区	駒ヶ谷140番地外	54,000
一時避難地	7	古市	誉田中学校 茶山グラウンド	誉田6-612	4,188
	8	古市	誉田八幡宮	誉田3-2-8	4,000
	9	高鷲	高鷲小学校 第2グラウンド	恵我之荘2-70-1	5,080
	10	高鷲	しなづせせらぎの道	恵我之荘1(旧河川敷)	4,870
	11	高鷲	東除公園	南恵我之荘3-14-1	2,000
	12	高鷲	新池さくら公園	南恵我之荘5-859	2,867

一時避難地	13	埴生	青少年児童センター	向野3-1-33	13,658
	14	埴生	伊賀児童遊園	伊賀5-737	2,823
	15	埴生	向野公園	向野3-265-1	3,100
	16	埴生	上印公園	はびきの4-298-2	1,800
	17	埴生	伊賀公園	伊賀6-150	1,500
	18	埴生	野々上区画内地 2丁目緑	野々上2-646	860
	19	埴生	埴生野公園	野々上5-462-9	900
	20	埴生	桃山台1号公園	桃山台1-324-112	3,400
	21	埴生	桃山台2号公園	桃山台3-130-48	2,600
	22	羽曳が丘	羽曳が丘北公園	羽曳が丘1-201	8,300
	23	羽曳が丘	羽曳が丘中公園	羽曳が丘3-202	2,600
	24	駒ヶ谷	グレースヒル スポーツ公園	駒ヶ谷850	13,986
	25	駒ヶ谷	駒ヶ谷テニスコート	駒ヶ谷1408-1	4,609
	26	西浦	広瀬児童遊園	石川河川敷	557
	27	丹比	櫻山緑地	櫻山357	1,200
	28	丹比	郡戸公園	郡戸300-123	1,000

表2-13 市指定の福祉避難施設

番号	施設名	所在地	備考
1	羽曳野市立総合スポーツセンターはびきのコロセアム	南恵我之荘4-237-4	
2	羽曳野市立陵南の森総合センター	島泉8-8-1	
3	羽曳野市立生活文化情報センター LIC はびきの	軽里1-1-1	

4 避難所の運営管理体制の整備

避難所の運営管理は派遣された職員と施設管理者が行うものとし、府の指針を踏まえて、市避難所運営管理マニュアルを作成する。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣

(3) 災害対策本部との連絡体制

(4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

表 2 - 14 避難所

	避難所	所在地	電話	面積	収容能力	収容地区
1	古市小学校	古市 1 - 2 - 5	958-3321	m ² 1,927	人 963	古市地区
2	古市南小学校	古市 5 - 1 4 - 3 8	958-3331	1,962	981	古市地区
3	府立西浦高校	西浦 2 - 1 7 9 7	958-0333	1,547	773	古市地区 西浦地区
4	白鳥小学校	白鳥 3 - 8 - 1 7	958-3341	1,422	711	古市地区
5	誉田中学校	誉田 6 - 5 - 3 7	955-4765	2,450	1,225	古市地区
6	高鷲小学校	島泉 2 - 1 - 1 9	955-4481	2,413	1,206	高鷲地区
7	高鷲南小学校	高鷲 2 - 1 2 - 1	953-4008	2,277	1,138	高鷲地区
8	恵我之荘小学校	南恵我之荘 7 - 8 - 3 5	953-0001	1,727	863	高鷲地区
9	高鷲北小学校	島泉 4 - 3 - 3 3	938-5411	2,590	1,295	高鷲地区
10	高鷲中学校	島泉 9 - 1 4 - 4	955-4488	2,128	1,064	高鷲地区
11	高鷲南中学校	高鷲 2 - 2 - 1	955-9388	2,241	1,120	高鷲地区
12	埴生小学校	伊賀 5 - 6 - 3 7	955-0329	2,161	1,080	埴生地区
13	埴生南小学校	はびきの 6 - 6 - 1	958-3488	2,438	1,219	埴生地区
14	西浦小学校	西浦 1 0 5 0	958-3351	2,615	1,307	西浦地区 羽曳が丘地区
15	峰塚中学校	西浦 6 - 4 8	958-3301	2,576	1,288	西浦地区 羽曳が丘地区 古市地区
16	西浦東小学校	広瀬 7 5 - 3	958-8100	1,715	857	西浦東地区
17	羽曳が丘小学校	羽曳が丘 6 - 8 - 1	958-3361	1,847	923	羽曳が丘地区
18	丹比小学校	郡戸 2 0 6	955-1815	2,577	1,288	丹比地区
19	河原城中学校	桃山台 4 - 1 2 3	954-6767	2,405	1,202	丹比地区
20	駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷 3 4 4 - 1	958-3371	1,452	726	駒ヶ谷地区
21	府立羽曳野高校	大黒 7 7 6	957-0001	2,309	1,154	駒ヶ谷地区
22	羽曳野市民会館	誉田 1 - 4 - 4	958-2311	735	367	古市地区

表 2 - 15 その他の避難地、避難所

	地区名	避難場所	所在地	電話
1	古市地区	白鳥会館	白鳥 2 - 1 - 5	958 - 4171
2	古市地区	石川プラザ	古市 1 5 4 1 - 1	950 - 2002
3	高鷲地区	支所	南恵我之荘 3 - 1 - 1	955 - 0583
4	高鷲地区	西川公民館	恵我之荘 2 - 6 - 2	938 - 0439
5	高鷲地区	丹下公民館	恵我之荘 5 - 6 - 5	938 - 9214
6	高鷲地区	高年生きがいサロン 2 号館	恵我之荘 5 - 1 - 3	931 - 2255
7	埴生地区	野々上公民館	野々上 3 - 1 - 2 3	938 - 6464
8	埴生地区	高年生きがいサロン 1 号館	伊賀 5 - 6 - 3 7	937 - 1004
9	埴生地区	人権文化センター	向野 2 - 9 - 7	955 - 4556
10	羽曳が丘地区	羽曳が丘東公園	羽曳が丘 3 - 2 0 1 - 1	
11	羽曳が丘地区	羽曳が丘南公園	羽曳が丘 7 - 2 0 1	
12	羽曳が丘地区	四天王寺国際仏教大学	学園前 3 - 2 - 1	956 - 3181
13	羽曳が丘地区	MOMO プラザ	羽曳が丘西 2 - 5 - 1	957 - 5553
14	羽曳が丘地区	高年生きがいサロン 6 号館	羽曳が丘 3 - 1 - 1 3	959 - 0580
15	駒ヶ谷地区	飛鳥公民館	飛鳥 1 1 8 7	956 - 0034
16	駒ヶ谷地区	駒ヶ谷東公民館	駒ヶ谷 2 1 6 - 1	958 - 7124
17	西浦地区	新町公民館	西浦 1 1 2 8 - 3	956 - 4762
18	西浦地区	西浦公民館	西浦 3 - 2 - 2 5	957 - 1979
19	西浦地区	東阪田公民館	東阪田 2 4 4	
20	西浦地区	尺度公民館	尺度 2 0 2 - 1	
21	西浦地区	蔵之内老人いこいの家	蔵之内 5 0 0	
22	丹比地区	野公民館	野 6 4 0	956 - 9912
23	丹比地区	高年生きがいサロン 5 号館	野 6 4 0 - 1	931 - 6010
24	丹比地区	丹治はやプラザ	榎山 2 5 1 - 1	937 - 4900
25	丹比地区	榎山公民館	榎山 2 1 7	939 - 3989

第 4 避難誘導體制の整備

1 市

- (1) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、町会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

- (2) 府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、福祉事務所が中心となつて、民生委員・児童委員を通じ、福祉サービスを利用している要援護高齢者、障害者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。
- (3) 府と連携を図りながら、福祉避難施設（二次的な避難施設）等において、要援護高齢者、障害者等の相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

第5 応急危険度判定体制の整備

市は府と連携して、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の受け入れ体制整備

市は、府が開催する応急危険度判定講習会に協力するとともに、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受け入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(2) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、府で実施する被災宅地危険度判定制度を活用し、地震等により被災した宅地の危険度を判定するため、判定士の確保・養成に努めるほか、被災宅地危険度判定士の受け入れ体制の整備など実施体制の整備を図り、制度について広報活動を行うなど普及啓発に努める。

第6 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市は、あらかじめ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を表2 - 18のとおり選定する。

表2 - 16 仮設住宅の建設予定場所

	地区名	場所	面積 (㎡)	予定戸数 (戸) 2K
1	古市地区	峰塚公園	53,000	1,060
2	埴生地区	向野公園	3,100	62
3	羽曳が丘地区	羽曳が丘北公園	8,300	166
4	羽曳が丘地区	羽曳が丘中公園	2,600	52
5	羽曳が丘地区	羽曳が丘東公園	6,000	120
6	羽曳が丘地区	羽曳が丘南公園	2,600	52
7	埴生地区	埴生野公園	900	18
8	埴生地区	上印公園	1,800	36
9	埴生地区	桃山台1号公園	3,400	68
10	埴生地区	桃山台2号公園	2,600	52
11	埴生地区	伊賀公園	1,500	30
12	羽曳が丘地区	羽曳が丘西北公園	8,500	170
13	羽曳が丘地区	羽曳が丘西中公園	2,500	50
14	羽曳が丘地区	羽曳が丘西西公園	2,800	56
15	羽曳が丘地区	羽曳が丘西南公園	2,700	54
16	羽曳が丘地区	羽曳が丘西ネオポリス公園	2,200	41
17	駒ヶ谷地区	グレイプヒル	13,986	279
18	丹比地区	丹比小学校	8,060	161
19	高鷲地区	高鷲小学校	4,103	82
20	埴生地区	埴生小学校	8,862	177
		計	139,511	2,786

第7 斜面判定制度の活用

市は、土砂災害から住民を守るため、府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局等と協力して、住民に対して、協会及び斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第 8 節 緊急物資確保の整備

(総務部、市民人権部、水道局、生活環境部、保健福祉部、危機管理室)

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、府及び市による被害想定調査による備蓄目標量(第 1 部総則表 1 - 10)の計画的確保を図るものとする。

第 1 給水体制の整備

1 飲料水の供給

市は、府と相互に協力して、発災後 3 日間は 1 日 1 人当たり 3 の飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

災害時の緊急配水施設として羽曳野市緊急連絡管の整備を行う。また、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備等、計画的な拠点整備を推進する。

(2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) パック水・缶詰水の備蓄

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は府に対し、大阪府水道震災対策中央本部体制の整備に協力する。

市域を越えた周辺市町村との広域的相互応援体制を整備する。

2 井戸水による生活水の確保

府と市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活水の確保を図る。

第 2 食料生活必需品の確保

市は、府及び市被害想定調査結果から算定された備蓄目標量を基に、計画的な食料・生活必需品の確保に努める。

1 市、府

(1) 重要物資の備蓄

アルファ化米、乾パンなど

市及び府は、それぞれ要給食者の 1 食分を備蓄する。

高齢者用食、粉ミルク、哺乳瓶

市及び府は、それぞれ高齢者用食 1 食分、粉ミルクを 1 日分以上、哺乳瓶については市が避難所生活者のうち乳児分を、府が予備分をそれぞれ備蓄する。

毛布

市は、避難者のうち高齢者、年少者等配慮を要する者の必要量を備蓄する。府は、その他の避難者の必要量を備蓄する。

衛生用品（おむつ、生理用品等）

市及び府は、それぞれ 1 日分を備蓄する。

簡易トイレ

市は、必要量を備蓄により確保する。府は、必要量を備蓄及び調達により確保する。

（ 2 ） その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

精米、即席麺などの主食

野菜、漬物、菓子類などの副食

被服（肌着等）

炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）

光熱用品（LP ガス、LP ガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）

日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）

医薬品等（常備薬、救急セット）

要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）

棺桶、遺体袋 など

（ 3 ） 備蓄・供給体制の整備

市及び府は、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。市では次の事業を実施する。

できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

備蓄物資の点検及び更新

定期的な流通在庫量の調査の実施

供給体制の整備

表 2 - 17 災害備蓄拠点一覧表

保管場所	電話番号	所在地
古市小学校	958 - 3321	古市 1 - 2 - 5
古市南小学校	958 - 3331	古市 5 - 1 4 - 3 8
駒ヶ谷小学校	958 - 3371	駒ヶ谷 3 4 4 - 1
西浦小学校	958 - 3351	西浦 1 0 5 0
羽曳が丘小学校	958 - 3361	羽曳が丘 6 - 8 - 1
埴生小学校	955 - 0329	伊賀 5 - 6 - 3 7
埴生南小学校	958 - 3488	はびきの 6 - 6 - 1
恵我之荘小学校	953 - 0001	南恵我之荘 7 - 8 - 3 5
高鷲小学校	955 - 4481	島泉 2 - 1 - 1 9
高鷲南小学校	953 - 4008	高鷲 2 - 1 2 - 1
高鷲北小学校	938 - 5411	島泉 4 - 3 - 3 3
丹比小学校	955 - 1815	郡戸 2 0 6
誉田中学校	955 - 4765	誉田 6 - 5 - 3 7
峰塚中学校	958 - 3301	西浦 6 - 4 8
高鷲中学校	955 - 4488	島泉 9 - 1 4 - 4
高鷲南中学校	955 - 9388	高鷲 2 - 2 - 1
河原城中学校	954 - 6767	桃山台 4 - 1 2 3
羽曳野市役所	958 - 1111	誉田 4 - 1 - 1

表 2 - 18 災害備蓄拠点における市の備蓄状況

備蓄品	数量	備考
ポリタンク	1 0 0 個	
毛布	1 0 0 枚	
ブルーシート	5 0 枚	
ローソク	3 0 本	
クイクコンロ	1 セット	
コンロストーブ	1 セット	
テント	1 0 張	市役所にはテント無し

第9節 ライフライン確保体制の整備

(下水道部、水道局)

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第1 上水道(市、府)

市及び府は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム(水道情報通信ネットワーク)を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

円滑かつ迅速な応援活動を図るため、「大阪府水道震災対策相互応援協定書」及び「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」により、広域的相互応援体制の整備に努める。

第2 下水道(市、府)

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、府と協力して府・市町村間の協力応援体制を整備する。

第3 電力（関西電力株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

(1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。

(2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。

感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの細分化を図る。

(4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

(5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

(6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

(7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材の整備、点検

(1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

(2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。

(3) 消火・防火設備の整備充実に努める。

(4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社）

災害により電気通信設備または回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保しまたは災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

災害予報及び警報の伝達

非常招集

災害時における通信疎通確保

各種災害対策機器の操作

電気通信設備等の災害応急復旧

消防及び水防

避難及び救護

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用

電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第 6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、需用家の意識の向上を図る。

1 市及び府

市及び府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

2 関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社

関西電力株式会社並びに大阪ガス株式会社は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社（大阪東支店）は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第 10 節 交通確保体制の整備 (土木部)

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

第 1 鉄軌道施設

鉄軌道管理者（近畿日本鉄道株式会社）は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第 2 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、民間建設業者等に対しても資機材の確保整備を呼びかけ、災害時における協力を要請する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第 3 乗合旅客自動車運送事業者

乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、金剛自動車株式会社）は、災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る体制を整備する。

第 1 1 節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 (全庁)

市は、「地震防災対策特別措置法」(平成 7 年法律第 111 号)に定める第三次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進に努める。

1 計画の初年度

平成 18 年度

2 計画対象事業

市が実施する事業は 3 号「消防用施設」と 9 号「公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの」である。

第 1 2 節 帰宅困難者対策 (危機管理室)

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討することとする。

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

(全庁)

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。これらの実施にあたっては、災害時要援護者に配慮するとともに、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

第1 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

災害の態様や危険性

各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置

地域の危険場所

(2) 災害への備え

3日分の飲料水、食料及び生活物資の備蓄

非常持ち出し品の準備

家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策

避難地・避難路・避難所、家族との連絡方法等の確認

住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加

緊急地震速報、等の適切な知識

(3) 災害時の行動

身の安全の確保方法

初期消火、救出救護活動

心肺蘇生法、応急手当の方法

情報の入手方法

地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項

災害時要援護者への支援

避難生活に関する知識

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

一般家庭に対し防災ハンドブック等を配布し、防災に対する意識の高揚を図るとともに、外国語版、点字版のパンフレットや字幕・手話通訳付きのビデオなど、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮したパンフレットやビデオ等の作成を図るなど、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 防災週間期間中の啓発活動

火災予防週間に広報車を利用した広報活動を行うとともに、広報「はびきの」等を活用した防災活動を行う。

(3) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(4) 講習会等による啓発

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、住民、地域及び事業者等の地震時における出火防止、初期消火等の知識及び防災行動力を高めて、発生時に対処しうる自衛体制を強化する。

ア 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士及び自衛消防隊員に対し、法令に基づく講習を実施し、事業所における防災体制を強化する。

イ 地域に対しては、随時、訓練、講習会、映画等各種の集会を通じて、防災思想の普及と防災行動力の向上を図る。

ウ 各種団体については、それぞれの設立趣旨にのっとり、自主的な研究会、講習会等を通じ、防災知識及び行動力の向上を図る。

羽曳野警察署

座談会、講習等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、町会に依頼して、災害及び防災に関する知識の普及に努める。

(5) 防災訓練及び個別訓練

災害時において住民が十分な防災知識を持ち、自発的な防災活動を行えるよう、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部等、防災関係機関との連携により、総合訓練及び個別訓練の実施を図る。

第2 学校における防災教育

学校は、児童・生徒の安全を守るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を実施する。

1 教育の内容

(1) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法

等を周知する。

- (2) 災害についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験
- (4) 消防署等の社会見学の実施
- (5) 避難訓練等の実施

2 教育の方法

- (1) 防災週間等を利用した訓練の実施
- (2) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (3) 特別活動を利用した教育の推進
- (4) 防災教育啓発施設の利用
- (5) 羽曳野市立生活文化情報センター（LIC はびきの）の利用

第2節 自主防災体制の整備

(市民人権部、危機管理室、保健福祉部)

市は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努めるものとする。

第1 自主防災組織の育成

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

防災に対する心構えの普及啓発(ミニコミ誌発行、講習会の開催など)

災害発生の未然防止(消火器などの防災用品の頒布斡旋、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など)

災害発生への備え(災害時要援護者の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など)

災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など)

(2) 災害時の活動

避難誘導(安否確認、集団避難、災害時要援護者への援助など)

救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

初期消火(消火器や可搬式ポンプによる消火など)

情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの住民への周知など)

物資分配(物資の運搬、給食、分配)

2 育成方法

市は、本市の一定地域において、住民が連帯協調し、自主的な防災活動を行うことによって、地震、風水害、その他災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において、その被害の防止と軽減を図るため、地域の実情に応じて自主的に設置、運営される自主防災組織の育成に努める。

(1) 自主防災組織の必要性の啓発

(2) 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施)

(3) 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)

(4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

(5) 防災資機材の配付または整備助成、倉庫の整備助成及び支援

(6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3 各種組織の活用

消防(水防)団、婦人防火クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人団体協議会、青年団、自主防災組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第2 事業所による自主防災体制の整備

市は、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と連携して事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

事業継続計画(BCP)の作成

防災に対する心構えの普及啓発(社内報、掲示板の活用など)

災害発生の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など)

災害発生への備え(飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など)

災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など)

地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力)

(2) 災害時の活動

避難誘導(安否確認、避難誘導、災害時要援護者への援助など)

救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)

初期消火(消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など)

情報伝達(地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知など)

地域活動への貢献(地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など)

2 啓発の内容

市は柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

(1) 広報「はびきの」等を活用した啓発

(2) 自衛消防組織の育成(養成講習会等の開催)

(3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

(4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3 救助活動の支援

市、警察署及び防災関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

(市民人権部、危機管理室、保健福祉部)

市は、市社会福祉協議会、府、府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携して、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。

1 受け入れ窓口の整備

市は、市社会福祉協議会に災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口を設置し、市社会福祉協議会との連携により運営等の連絡調整を行う。

2 事前登録

市及び府は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

3 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 活動支援体制の整備

市は、災害時にボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を、斡旋若しくは提供できるように、あらかじめ計画する。

第3部 風水害応急対策計画

第 1 章 災害警戒期の活動

第 1 節 気象予警報等の伝達

(市長公室、危機管理室、下水道部)

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第 1 気象予警報等

1 大阪管区気象台の発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

(1) 注意報

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表される。

表 3 - 1 大阪管区気象台から発表される注意報

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合、ただし総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 3 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 24 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合

表 3 - 1 大阪管区気象台から発表される注意報（続き）

種 類		発 表 基 準
気象注意報	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 5 cm 以上、山地で 20cm 以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上（気象台において）で 100m 以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気象台において実効湿度が 60% 以下で、最少湿度が 40% 以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合 積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10 以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上あり、気温が +2 ~ -2 になると予想される場合
	霜注意報	4 月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4 以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が -5 以下になると予想される場合
地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合、ただし、総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 3 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 24 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合

(2) 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表される。

表 3 - 2 大阪管区气象台から発表される警報

種 類		発 表 基 準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合、ただし総雨量が 100mm 以上になると予想される場合 3 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合 24 時間雨量が南河内で 130mm 以上になると予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上になると予想される場合
地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合、ただし総雨量が 100mm 以上になると予想される場合 3 時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合 24 時間雨量が南河内で 130mm 以上になると予想される場合

注 1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注 2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行なわれたときに切り替えられ、または解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第 3 条)

注 3 印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第 12 条)

(3) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風その他の異常気象等についての情報を、住民及び関係機関に対して発表される。

(4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

図 3 - 1 の伝達経路による。

2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報（大和川）

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「大和川洪水予報実施要領」に基づき、大和川の洪水注意報、洪水警報及び洪水情報を共同で発表する。（気象業務法第 14 条の 2 第 2 項、水防法第 10 条第 2 項）

(1) 大和川洪水注意報

いずれかの基準地点の水位が警戒水位を超え、さらに上昇するおそれのあるとき、または、警戒水位を超える洪水となることが予想される時。

(2) 大和川洪水警報

いずれかの基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき。

(3) 大和川洪水情報

大和川の洪水注意報、洪水警報以外に関係機関または一般に知らせる必要がある場合

洪水注意報、洪水警報の補足説明若しくは軽微な修正を内容とする場合

(4) 洪水予報の関係機関への伝達経路

図 3 - 2 の連絡系統による。

3 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報（石川）

石川の洪水に関する予報は、「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区気象台及び大阪府が共同で行う。（気象業務法第 14 条の 2 第 3 項、水防法第 11 条）

(1) 石川洪水注意報

基準地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想される場合

(2) 石川洪水警報

基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超える洪水となることが予想される場合

(3) 石川洪水情報

洪水注意報および洪水警報の補足説明または軽微な修正を必要とする場合

(4) 洪水予報の関係機関への伝達経路

図 3 - 3 の連絡系統による。

4 水位情報周知河川（東除川）の特別警戒水位到達情報

富田林土木事務所長は、水位情報周知河川（東除川）の水位が特別警戒水位（大堀上小橋：3.20m）に達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第2項）

また、市は、特別警戒水位に到達した旨の情報等を住民に伝達する（伝達経路は図3-4による）。

5 大阪府と大阪管区气象台が連携して発表する土砂災害警戒情報

府および大阪管区气象台は大雨警報発表後、府が観測する降雨量及び大阪管区气象台が計測する土壌雨量指数が基準を超過し、土砂災害の発生のおそれが高いと認められるとき、气象台と共同で土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条及び第15条の2）

（1）発表の基準

発表基準

大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数の履歴順位が気象庁の作成する降雨予測に基づき、「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」で第3位以上に達すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

解除基準

土砂災害発生基準雨量と土壌雨量指数の発表基準をともに下廻り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下回らない場合は、災害発生の状況及び、土壌雨量指数の第2タンクの上昇を確認した場合に大阪府と气象台の協議の上解除する。

土壌雨量指数：第1章第3節第5参照

土砂災害警戒情報の留意点

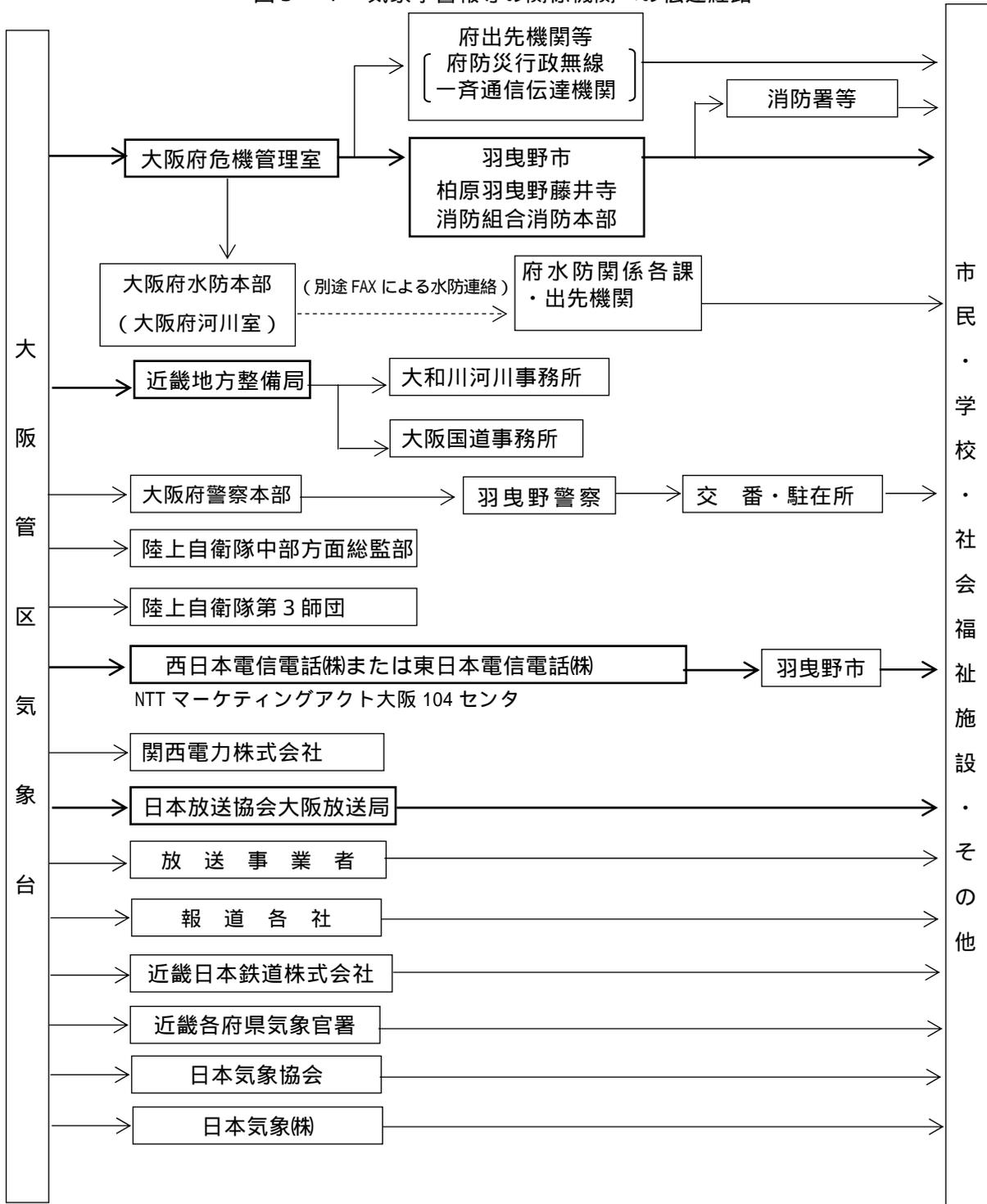
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

（2）伝達体制

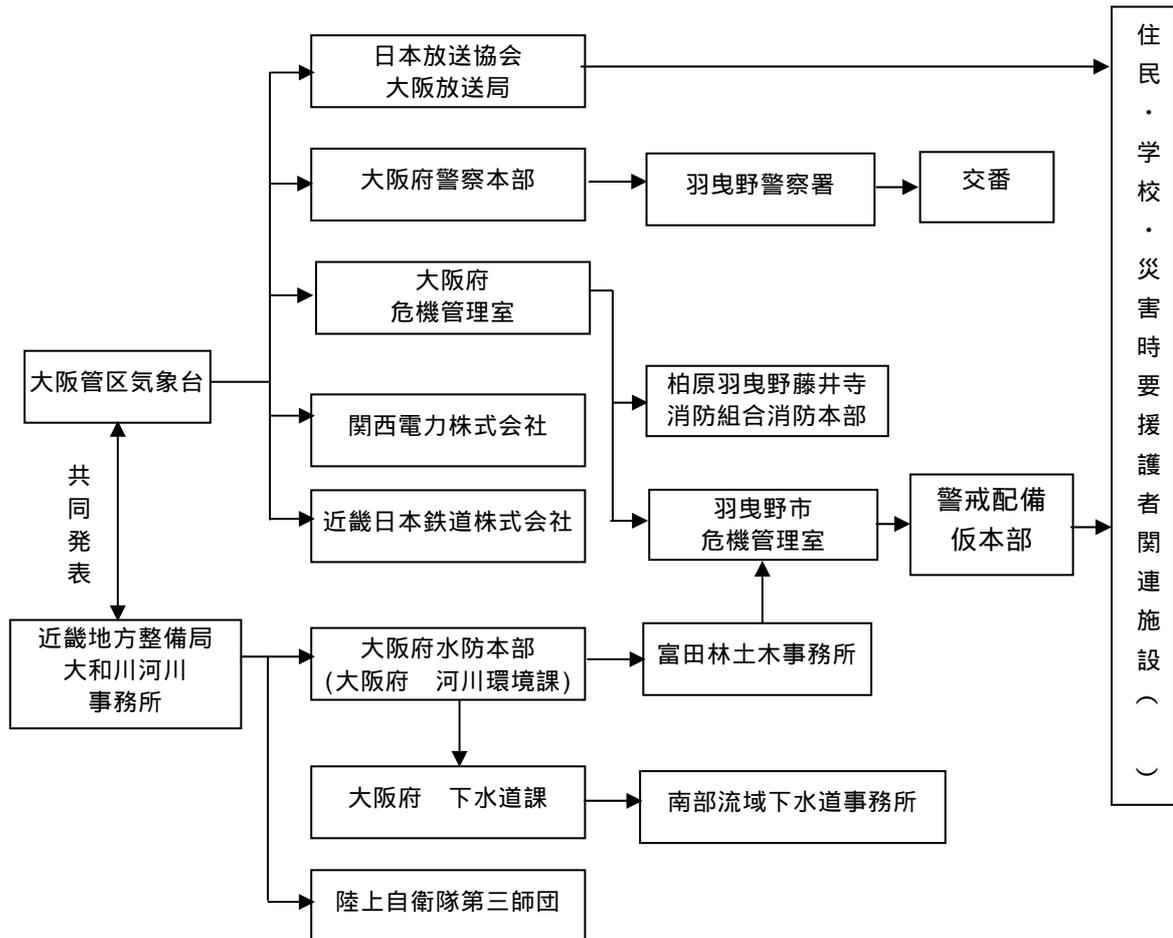
伝達体制は、図3-5の伝達系統による。

図3-1 気象予警報等の関係機関への伝達経路



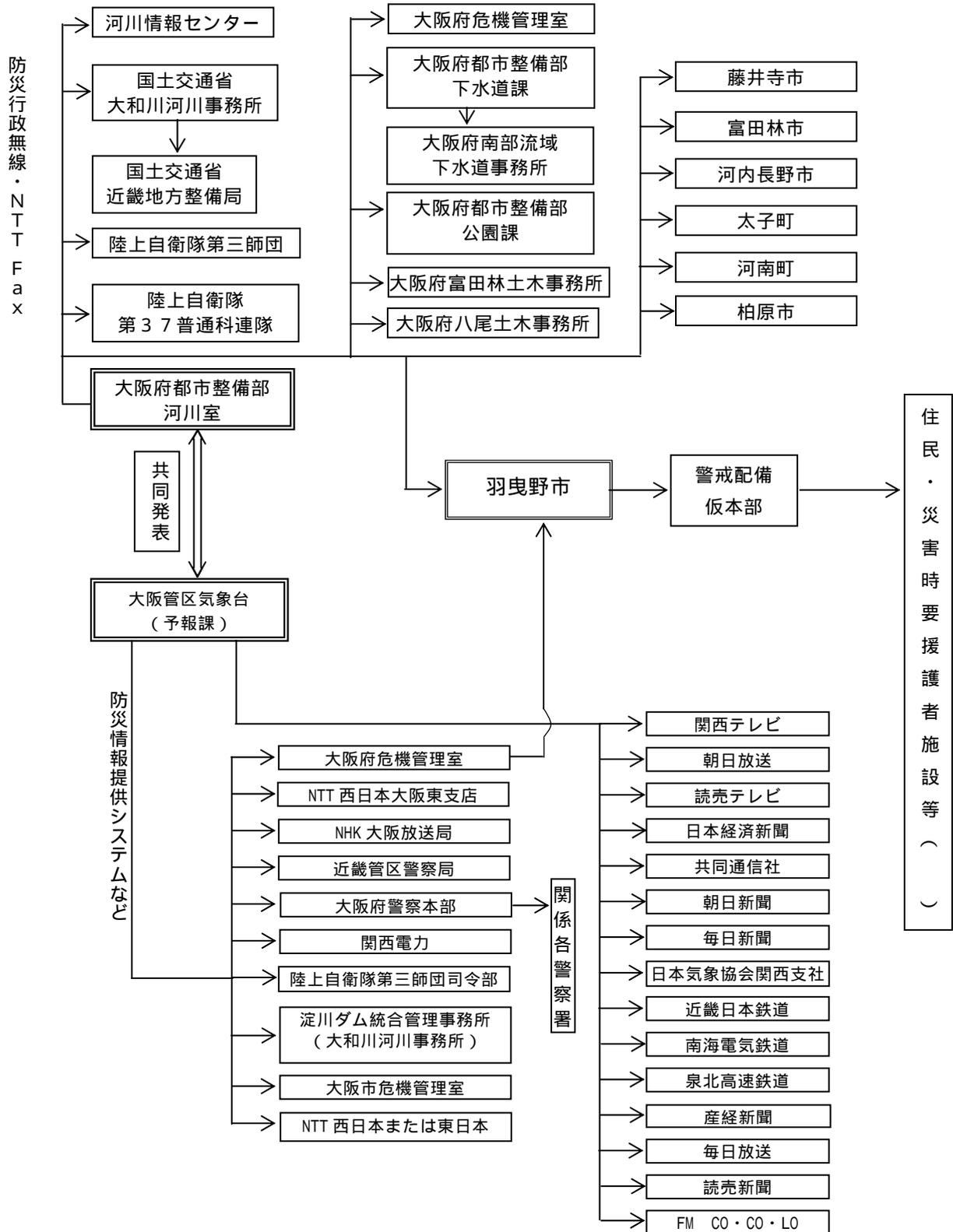
- 注) 1 太線は気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 印は、警報の場合のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インターメディア株式会社の6社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

図 3 - 2 大和川洪水予報通信連絡系統



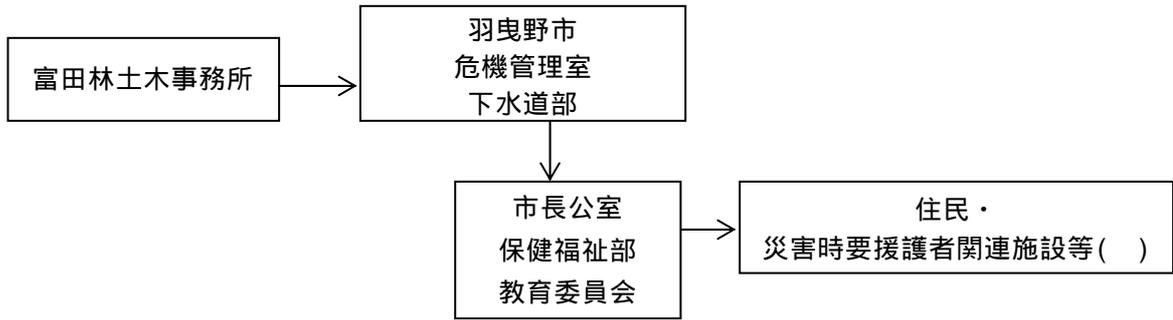
浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第 15 条）

図 3 - 3 石川洪水予報通信連絡系統



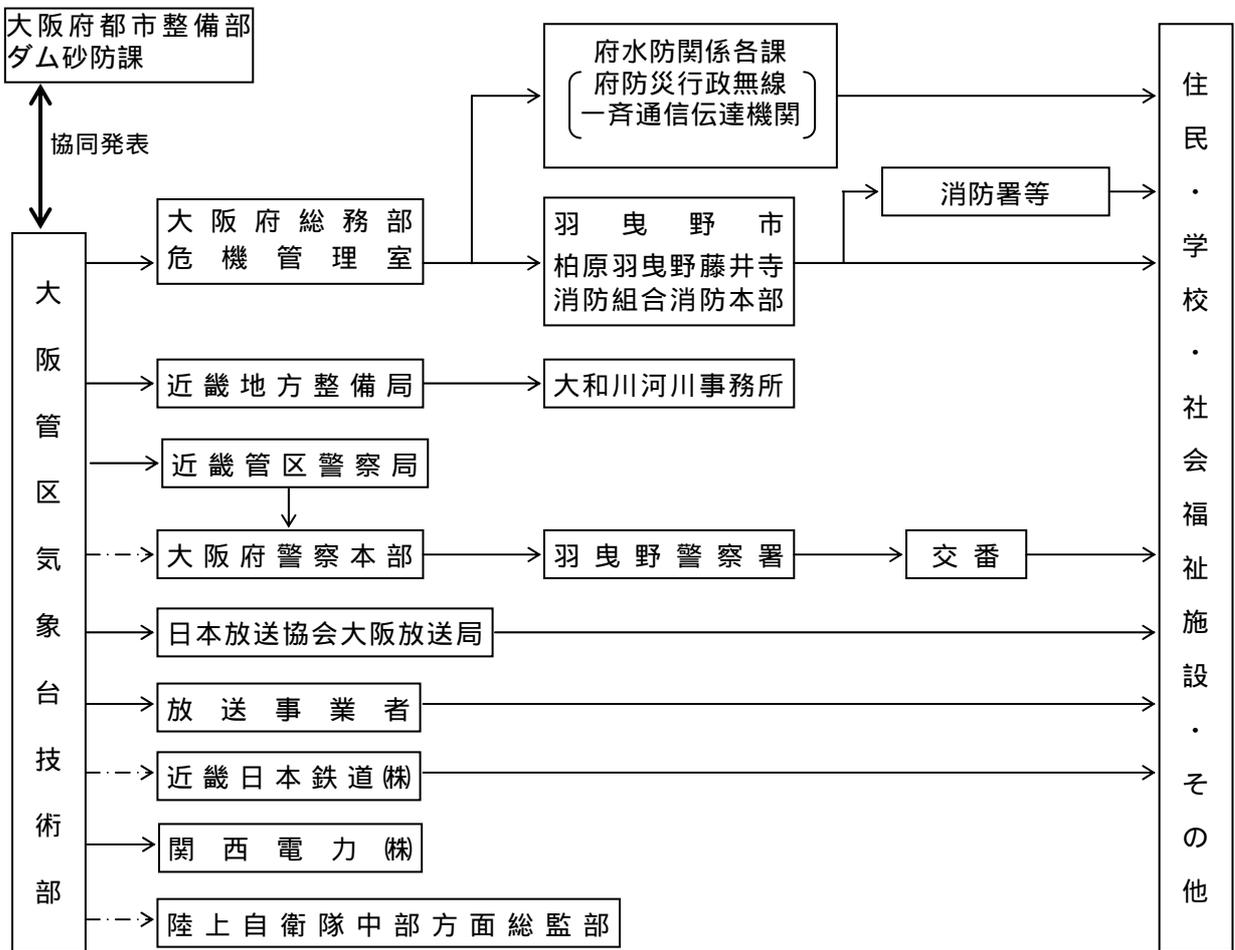
浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

図 3 - 4 東除川特別警戒水位到達情報伝達系統



浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第 15 条）

図 3 - 5 土砂災害警戒情報伝達系統



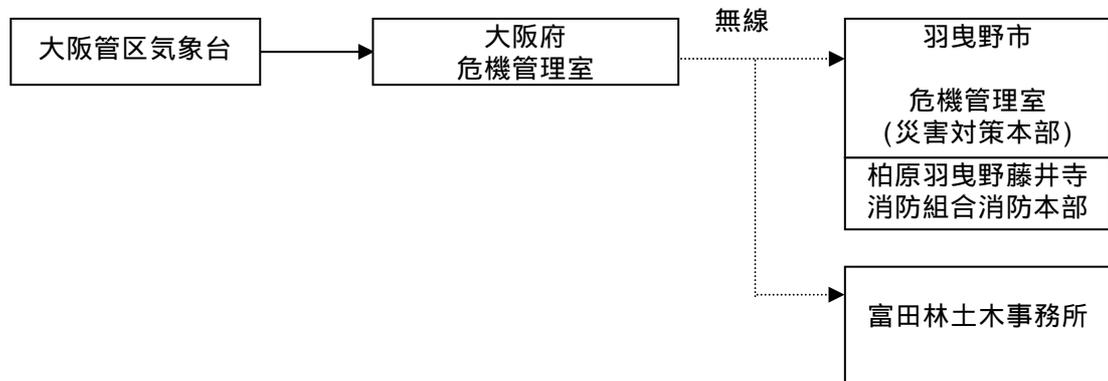
- 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪の 5 社である。
- 2 大阪管区気象台からの伝達経路で -.-> 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線外である。

第2 大阪府等からの伝達系統

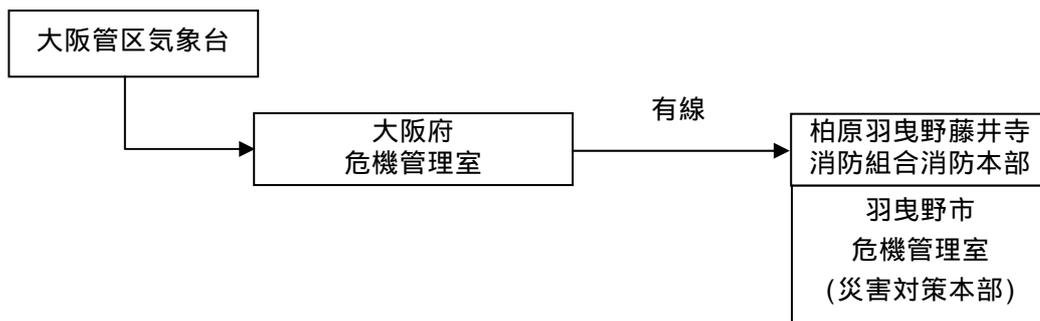
大阪府等からの具体的な伝達系統は次のとおりである。

1 府（危機管理室）からの伝達系統

(1) 平常時間内（外で体制時含む）



(2) 勤務時間外

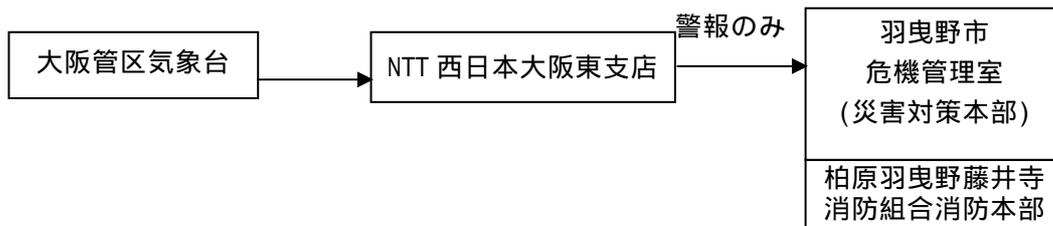


(注) 勤務時間外においても次の場合は、原則として府防災行政無線の一斉通信により伝達される。

なお、一斉通信を行う場合は、市へ事前に通知される。

- ・勤務時間内に各種警報が発表され、午後5時現在継続しているとき。
- ・勤務時間外に各種警報が発表されたとき。
- ・上記以外の場合で、相当程度の被害が予想され、または、被害が発生したとき。

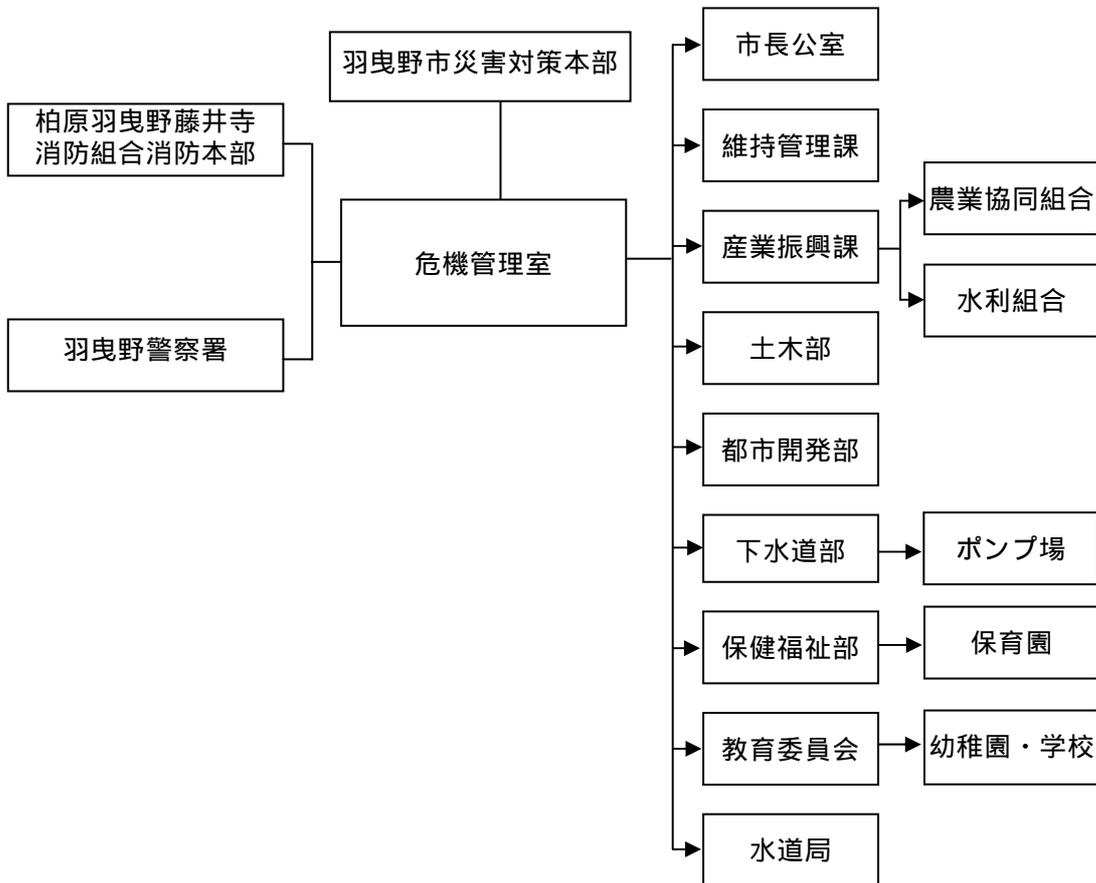
2 NTTからの伝達



第3 庁内における伝達

庁内各施設及び主要関係団体への伝達系統は次のとおりとする。

図3 - 6 庁内・主要団体への予警報の伝達系統



第4 住民への周知

市長は、気象予警報等の伝達を受けたとき、または、自ら火災警報を発したときは、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、予警報を一般住民、学校、自主防災組織、ため池管理者等へ迅速確実に伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

但し、注意報については、市長の判断により行う。

1 伝達方法

(1) 直接的な方法

広報車の利用

水防計画等による警鐘の利用

電話・口頭による戸別通知

有線放送の利用

ヘリコプター

(2) 間接的な方法

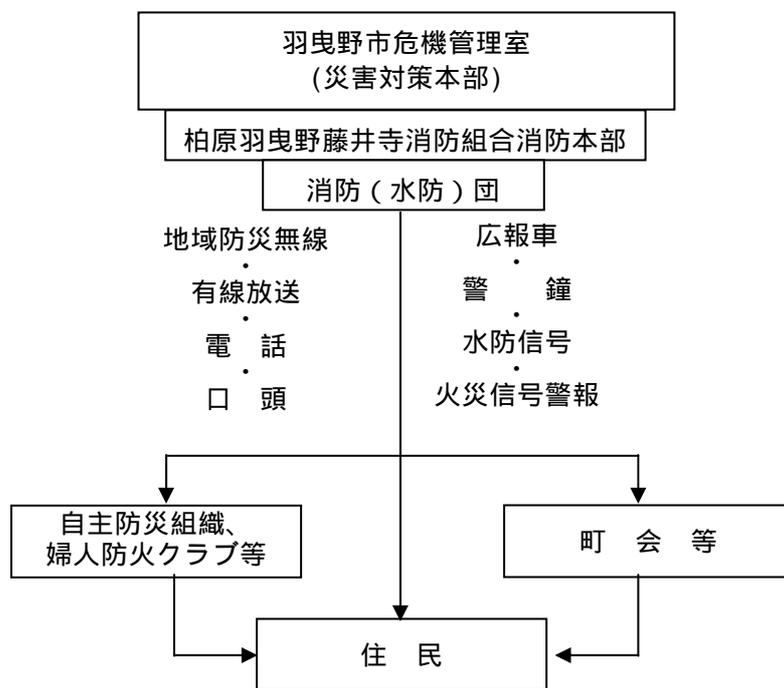
公共的団体(町会、自治会、自主防災組織、婦人防火クラブ等)を通じての通知

他機関を通じての通知

2 住民への伝達系統

住民への伝達系統は次の図のとおりとする。

図3-7 住民への伝達系統



第2節 組織動員

(全 庁)

市及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

第1 災害警戒配備仮本部及び災害警戒配備本部の設置

市は、本市域内の災害に対し、市災害対策本部を設置する前、若しくは災害の規模により市災害対策本部を設置しない場合の災害応急対策の体制、または職員の動員配備については、「羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱」に沿って配備する。

1 設置の目的

(1) 羽曳野市警戒配備仮本部

羽曳野市警戒配備仮本部は、初期の災害を未然に防止することを目的とする。

(2) 羽曳野市警戒配備本部

羽曳野市警戒配備本部は中規模の災害が発生したとき、被害を最小限にとどめることを目的とする。

2 活動の概要

(1) 災害の初期の警戒及び応急作業の出動。

(2) 中規模の災害が発生し、または発生するおそれのあるときに対する警戒または応急対策の実施。

3 組織の動員

(1) 警戒配備仮本部の職員の動員は仮本部の指示によりA号配備をもって職員を動員し、地区班及び機動班の出動を要請し、また、被害状況集約のため写真班の出動を要請する。

(2) 警戒配備本部は、被害の増大に伴いB号配備をもって職員を配置し、引き続き地区班、機動班、写真班は、そのまま応急対策作業を続行する。

第2 災害対策本部の設置

1 組織

市災害対策本部の組織は次のとおりとする。

表3 - 3 市災害対策本部の組織

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長 収入役 教育長 水道事業管理者 消防団長	市長公室長 土木部長 下水道部長 都市開発部長 生活環境部長 水道局長 教育次長 学校教育室長 総務部長 保健福祉部長 危機管理室長

2 指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

表3 - 4 指揮順位

順位	代理者
1	副市長
2	収入役
3	教育長
4	水道事業管理者

3 本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、羽曳野市災害対策本部を羽曳野市役所内に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るために災害対策本部の移動が必要と認める場合は、市長は、他の適当な場所に設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、羽曳野市役所庁舎入口（市庁舎が被災した場合は、本部を設置した建物の見やすい場所）に「羽曳野市災害対策本部」の掲示板を掲示する。

（1）設置基準

市域において大規模な災害の発生が予想され、その対策が必要と認められるとき
災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
その他市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に災害対策本部の設置を通知する。

ア 室、部及び課長

イ 大阪府知事

ウ 柏原羽曳野藤井寺消防本部消防長

エ 羽曳野警察署長

オ 市消防団長

カ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長

キ 隣接市町長

市長公室長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表する。

各部長は、前記 の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させる。

(3) 組織の動員

本市域において大規模な災害の発生が予想される場合、または、発生した災害が相当規模である場合等で、市長が災害対策本部の設置が必要と認めた場合は、C号配備（全職員）による動員配備を行う。

(4) 府との連携

羽曳野市災害対策本部は、府の現地災害対策本部が設置された場合には、これと連携する。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

(1) 設置基準

災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要がある場合

その他災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

災害対策本部で対応することが適当と認められた場合

市長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた場合

5 災害対策本部の意思決定

災害対策本部の意思決定は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成される災害対策本部会議において、次の事項について方針を決定する。

- (1) 本部の非常配備体制及び解除に関する事
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
- (3) 避難の勧告または指示に関する事
- (4) 災害救助法の適用申請に関する事
- (5) 近隣市町村との相互応援に関する事
- (6) 自衛隊に対する災害派遣の依頼に関する事
- (7) 府及び関係機関に対する応援の要請に関する事
- (8) 公用令書による公用負担に関する事
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事
- (10) 部班長会議の召集に関する事
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事

6 応急対策の実施

- (1) 各課等は、それぞれの組織を整備し、災害対策本部の決定に基づき水防、消防救助その他の応急措置を実施するものとする。
- (2) 災害時における各班等の業務分担の概要は、次のとおりとする。(ただし、本部長の命による場合は、この限りではない。)

7 災害対策本部の廃止

市長は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を廃止する。

- (1) 市の地域について災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) その他市長が適当と認めたとき

表 3 - 5 羽曳野市災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	業 務 分 担
市長公室	秘書・広報班 (秘書課) (人事課) (政策推進課)	1 本部長・副本部長の秘書に関する事。 2 渉外に関する事。 3 自衛隊派遣要請に関する事。 4 災害に関する広報に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 災害に関する広聴に関する事。 7 救護・復興の企画立案に関する事。 8 本部長の特命事項に関する事。 9 職員の手当に関する事。
	防災班 (危機管理室)	1 災害対策本部の設置に関する事。 2 災害対策本部会議に関する事。 3 配備指令及び本部命令の伝達に関する事。 4 災害応急対策状況のとりまとめに関する事。 5 災害記録の収集及び編集に関する事。 6 災害救助法の適用申請に関する事。 7 災害に関する文書の收受及び発送に関する事。 8 関係機関との連絡調整に関する事。 9 防災会議に関する事。 10 気象状況の収集に関する事。 11 防災行政無線の管理、運用に関する事。 12 市災害対策本部への連絡員の派遣に関する事。 13 警備資器材及び消防燃料の調達確保に関する事。 14 気象状況及び被害状況等の記録と関係機関への通報連絡に関する事。 15 災害警備対象の事前把握及び関係者に対する指導啓発に関する事。 16 火災、水災等の予警報の伝達に関する事。 17 消防団の連絡に関する事。 18 応援消防隊の運用に関する事。 19 水防資器材の調達に関する事。 20 災害警備、鎮圧、応急措置等に関する事。 21 人命救助に関する事。 22 消防機械器具の整備に関する事。 23 被害調査に関する事。 24 自衛隊、応援隊の受け入れに関する事。 25 自衛隊、応援隊との連絡に関する事。 26 災害時における公害全般に関する事。 27 職員の動員及び配置に関する事。
総務部	調査 A 班 (総務課)	1 被害調査状況の収集に関する事。 2 被害最終報告書の作成に関する事。 3 り災証明の調査及び発行に関する事。 4 避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関する事。 5 避難施設の確保と誘導に関する事。

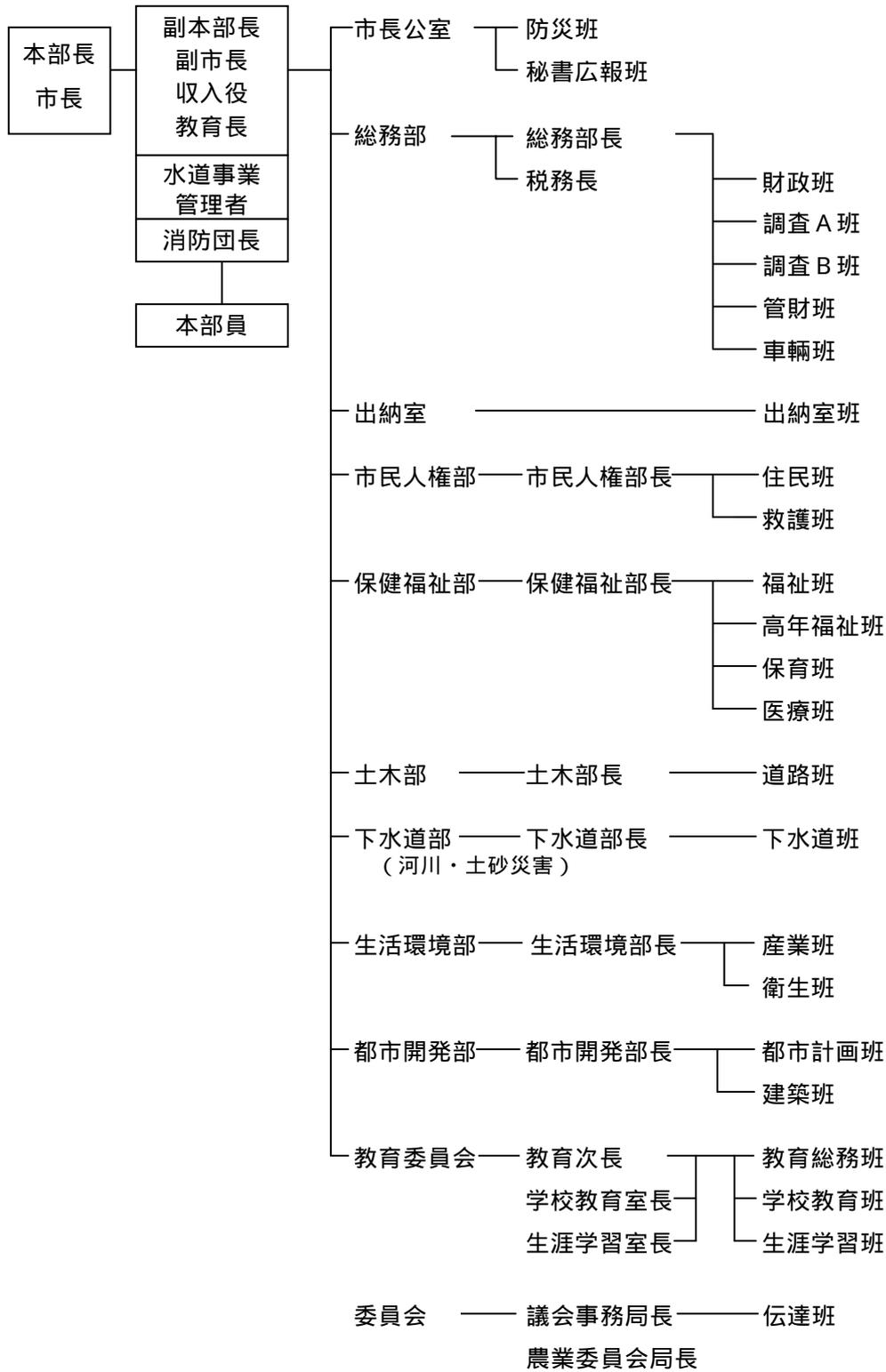
部 名	班 名	業 務 分 担
総務部	調査B班 (税務課) (契約検査課)	1 災害による家屋・土地・設備等の被害調査及び確認に関する こと。 2 災害に伴う市税の減免に関すること。 3 避難施設の確保と誘導に関すること。
	管財班 (管財用地課)	1 市有財産の緊急使用に関すること。 2 市有財産(普通財産)の被害調査及び応急措置に関する こと。 3 庁舎の被害調査及び応急措置に関すること。
	車輛班 (管財用地課 車両担当)	1 車輛の確保及び配車に関すること。 2 車輛の借上げ及び輸送に関すること。
	財政班 (財政課) (行財政改革推進室)	1 災害対策予算に関すること。 2 災害に伴う財政計画の樹立に関すること。 3 災害対策用諸物資(食料・建築用資材を除く)の調査及 び確保に関すること。 4 物資・資材の検収に関すること。 5 本部長の特命事項に関すること。
出納室	出納室班 (出納室)	1 災害経費の収支に関すること。 2 義援金品、見舞金の受付及び配付に関すること。
市民人権部	住民班 (人権文化センター) (人権推進課) (市民協働ふれあい課)	1 所管施設の被害調査と応急対策に関すること。 2 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 3 災害における住民の請願・陳情に関すること。 4 民間協力団体との連絡調整に関すること。 5 コミュニティセンターの被害調査及び応急措置に関す ること。
保健福祉部	福祉班 (福祉総務課) (地域包括支援室)	1 被災者の援護状況の調査及び処置に関すること。 2 災害救助物資(給貸与物資)の調達及び配分に関するこ と。 3 災害復興生業資金・世帯構成資金の貸付に関すること。 4 遺体の搬送及び処理に関すること。 5 いきがいサロン1・2・3・5・6号館の被害調査及び 応急措置に関すること。
	高年福祉班 (高年介護課) (陵南の森総合センター)	1 ねたきり老人及び独居老人の援護状況の調査及び処理 に関すること。 2 避難所における高齢者、障害者等に対する福祉に関す ること。 3 陵南の森総合センターの被害調査及び応急措置に関す ること。 4 向野・埴生南老人いこいの家の被害調査及び応急措置に 関すること。

部 名	班 名	業 務 分 担
保健福祉部	保育班 (こども財産課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の被害調査と応急対策に関すること。 2 入所児の避難誘導及び収容に関すること。 3 応急保育計画と保育児の健康管理に関すること。
	医療班 (福祉医療課) (保険健康室 保険年金課 ・健康増進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院患者の保護に関すること。 2 医療、助産及び救護活動に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 羽曳野市医師会等医療機関及び保健所との連絡に関すること。 5 保健センターの被害調査及び応急措置に関すること。 6 避難所における被災者の健康管理に関すること。 7 障害者の援護状況の調査及び処理に関すること。
市民人権部	救護班 (市民課) (支 所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救護に関すること。 2 被災者及び災害対策従事者に対する炊き出し給食計画並びに給食物資の調達に関すること。 3 給食用資材の確保及び配分に関すること。 4 非常食、主要食料の調達、確保に関すること。 5 支所の被害調査及び応急措置に関すること。
土木部	土木班 (道路課) (維持管理課) (みどり公園課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁・交通安全施設の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること。 2 災害時の交通対策に関すること。 3 水防対策に関すること。 4 公園施設及び街路樹の被害調査及び復旧に関すること。
下水道部	下水道班 (下水道総務課) (下水道建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川・土砂災害、下水道施設及び排水路等の被害状況等の情報収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること。
生活環境部	産業班 (産業振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物及び農林、商工施設等の被害調査に関すること。 2 部内の他班に属しないこと。 3 本部及び各班との連絡に関すること。 4 ため池等の被害状況等の収集伝達並びに災害応急復旧に関すること。
	衛生班 (環境衛生課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症患者の輸送に関すること。 2 防疫対策の実施に関すること。 3 防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること。 4 ゴミ処理場の被害状況調査に関すること。 5 搬入し尿の処理に関すること。 6 清掃施設等の被害調査に関すること。 7 清掃用資材の整備に関すること。 8 災害後の清掃作業に関すること。 9 災害現地への救援に関すること。 10 し尿の緊急汲み取りに関すること。

部 名	班 名	業 務 分 担
教育委員会	教育総務班 (教育総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の総括に関する事。 2 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 3 部内外の情報連絡及び資料の収集に関する事。 4 学校園施設の防災及び被害状況の調査に関する事。 5 災害現場への応援に関する事。 6 学校園関係施設の災害記録の整備に関する事。 7 学校園関係施設の応急処理に関する事。 8 学校園関係施設の修理に要する資材の調達及び供給に関する事。 9 学校園関係施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関する事。
	学校教育班 (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 課業中における園児、児童及び生徒の避難誘導並びに収容に関する事。 2 学校園に対する緊急指示に関する事。 3 避難所(学校園)の開設及び収容に関する事。 4 避難所(学校園)との連絡調整に関する事。 5 園児、児童及び生徒のり災状況の調査及び応急措置に関する事。 6 被災児童、生徒に対する教材及び学用品の給与に関する事。 7 児童の応急給食に関する事。 8 被災者への炊き出し給食業務に関する事。
	生涯学習班 (社会教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域協力団体との連絡に関する事。 2 生涯教育施設等の防災及び施設の被害状況の調査に関する事。 3 生涯教育施設等の応急処理に関する事。 4 災害現場への応援に関する事。 5 生涯教育施設等の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関する事。 6 文化財の被害状況の調査に関する事。
都市開発部	都市計画班 (都市計画課) (建築指導課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の他班に属しない事。
	建築班 (建築住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設に関する事。 2 市設建築物(教育施設を除く)の応急修理に関する事。 3 市設建築物の災害復旧に要する資材の調達及び供給に関する事。 4 市営住宅の被害調査及び応急措置に関する事。
委員会	伝達班 (議会事務局) (選挙管理委員会事務局) (公平委員会事務局) (監査事務局) (農業委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部、班及び各関係機関との伝達、伝令に関する事。 2 本部長の特命事項に関する事。

部 名	班 名	業 務 分 担
	特別機動班	<ol style="list-style-type: none"> 1 初期の災害を未然に防止すること。 2 道路及び下水路施設の災害復旧活動に関すること。 3 公園施設、市設建築物等公共施設の災害復旧活動に関すること。 4 ため池、用水路、樋門等の災害復旧活動に関すること。 5 土石流被害の応急措置に関すること。 6 その他水防活動に関すること。 7 市道及び住居内の障害物の除去に関すること。
	地区班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現地の調査に関すること。 2 本部及び各班関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 災害現地への応援に関すること。
	上下水道班 (羽曳野市上下水道震災対策本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道全般に関すること。 2 羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱に基づく行動計画書による。

図 3 - 8 羽曳野市災害対策本部組織図



第3 動員・配備体制

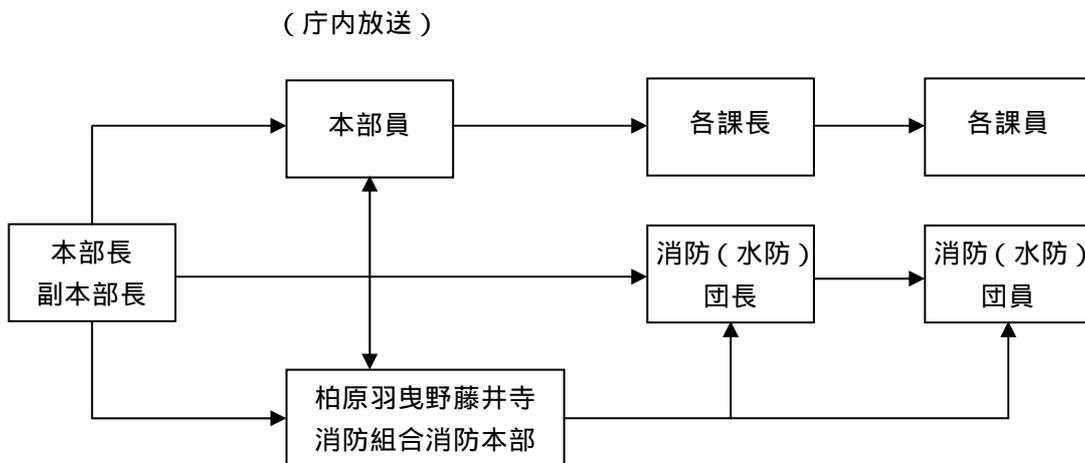
災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するため、災害時における職員の動員、及び服務等の整備を図る。

1 配備区分

市は、災害応急対策を的確に実施するため、災害の状況に応じた職員の配置及び動員基準を定める。

2 指令の伝達系統及び方法

(1) 勤務時間内の伝達系統



(2) 夜間、休日における応急対策及び情報伝達

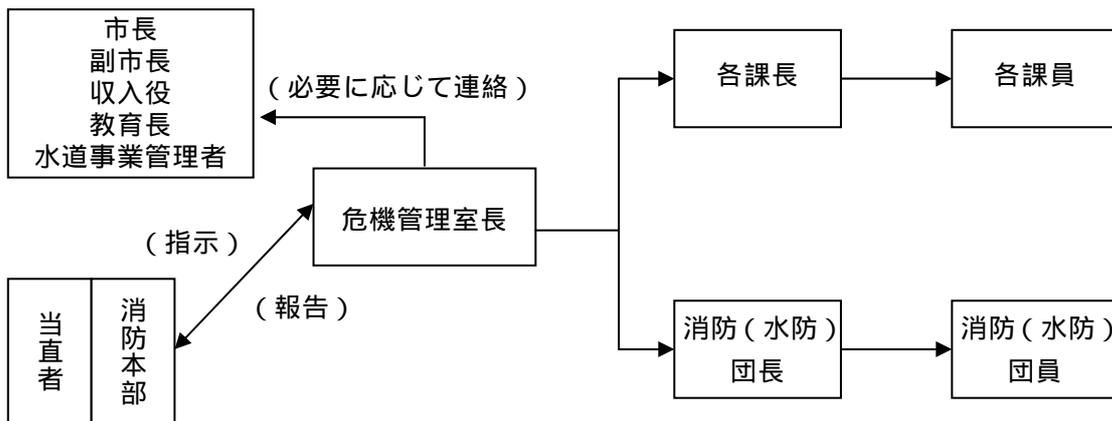
市では、24時間の防災警戒体制として柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部に通報のあった災害情報について、市当直者を通じて危機管理室長及び室員に通報する。また、市当直者は危機管理室長の指示に従い、各課長及び関係機関へ連絡するものとする。通報を受け参集した職員は危機管理室長の指揮のもと、発災直後からの応急活動を下記のとおり行う。

被害情報の収集及び伝達

府及びその他防災関係機関との連絡調整

災害対策本部の設置準備及び職員参集状況の把握

災害対策本部事務局への引き継ぎ準備



3 職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事する。
- (2) 勤務時間外においても職員は、配備指令が出されたときは、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集する。
- (3) 各課長は、配備指令に直ちに應じられるよう、各職員に徹底しておくものとする。
- (4) 各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため連絡責任者及び連絡順序等を定めておくものとする。

第4 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務または業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第3節 警戒活動

(危機管理室、生活環境部、土木部、下水道部)

市をはじめ府、防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

(1) 雨量計の設置及び観測

市長は降雨量観測のために必要な雨量計（簡易雨量計を含む）を設置し、次のとおり観測責任者を定める。

表3 - 6 雨量計の設置場所及び観測責任者

雨量計の設置場所	羽曳野市碓井3丁目388-1
観測責任者	下水道総務課長

(注) 雨量測定開始時期は、気象庁の大雨注意報等が発表された時期の他、市長が指示した時期とし、警戒体制に入ってから測定間隔は概ね10分とする。

(2) 降雨状況の把握

府下における降雨の状況は一様でないので、市は、各危険地域の雨量測定を実施する。

(3) 災害対策本部長は必要に応じて、富田林土木事務所、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、羽曳野警察署等へ連絡する。

2 ため池水位

(1) ため池の管理者はその管理するため池の水位が上昇し、または降雨等の状況により出水のおそれのあることを認めるとき、また、後に通報水位を下回るまで、状況を市長及び南河内農と緑の総合事務所長に通報する。

(2) 市長は前項の通報を受けたときは直ちに南河内農と緑の総合事務所に通報する。なお、必要に応じ富田林土木事務所、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、羽曳野警察署に通報する。

(3) ため池防災テレメーターの利活用

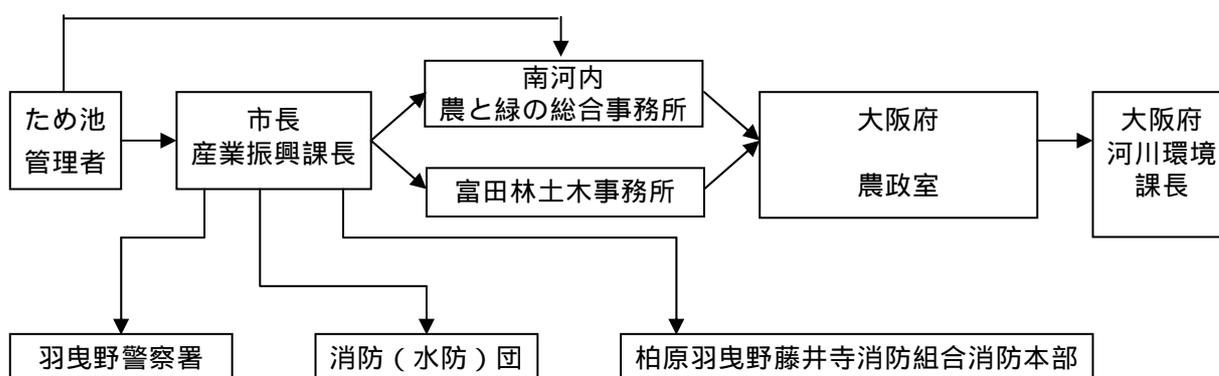
当市管内において、水防上重要なため池2か所について、「ため池防災テレメーター観測所」を設置し、ため池水位、雨量の自動観測及びデータ収集を行う。同テレメーターシステムの積極的な利活用により正確かつ迅速な防災活動の実施を図る。

表 3 - 7 管内ため池水位観測所一覧表

観測所名	通報水位 警戒水位	余水吐底より 境訪天端まで	所在地	観測局 管理者	ため池 管理者	備考
夫婦池	余水敷高 0.4	1.4	伊賀 3 丁目 648-1	南河内農と 緑の総合事 務所長	新熊彦二	
飛鳥新池	" 0.95	2.4	飛鳥 968	"	仲村善九郎	

(4) 通報系統

通報系統は次の図のとおりとする。



3 その他の情報の収集

前項 1 ~ 2 に定めるもののほか、市長は羽曳野警察署・南河内地域防災室・富田林土木事務所その他の防災関係機関と常に連絡をとり、相互の情報交換・収集に努める。

第 2 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、羽曳野警察署等の防災関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 水害(河川、ため池等)

- (1) 堤防の亀裂又は欠け・崩れ
- (2) 堤防からの溢水
- (3) 堤防の天端の亀裂又は沈下 など

2 土砂災害

- (1) 土石流
山鳴り

降雨時の川の水位の低下
川の流れの濁り及び流木の混在 など

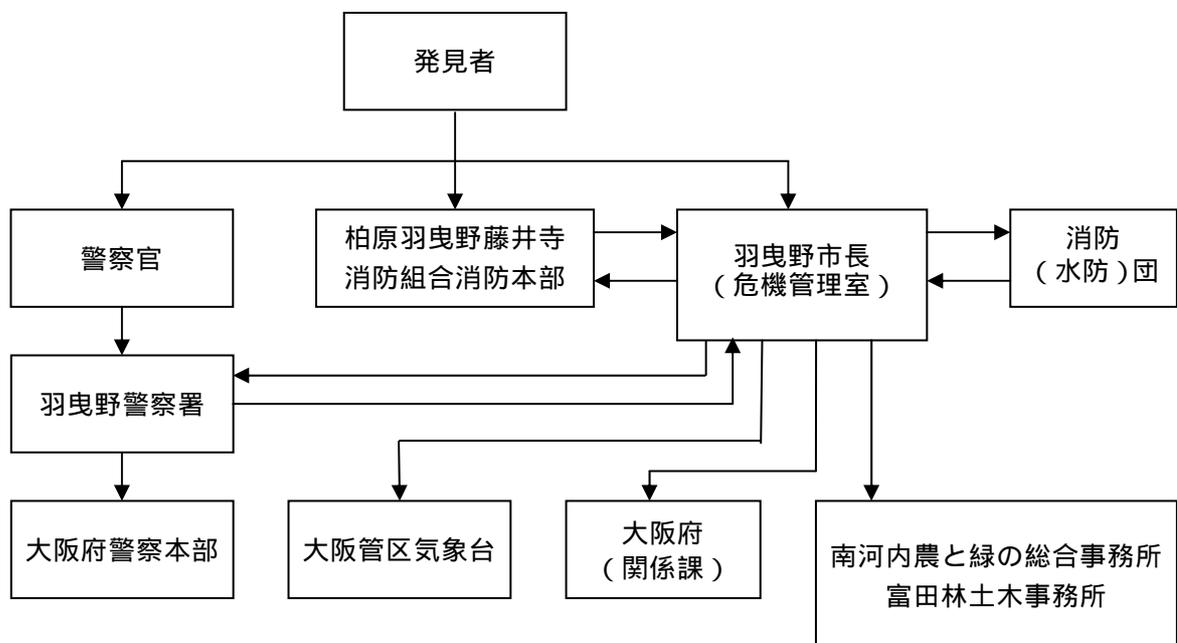
(2) 地すべり

地面のひび割れ
沢や井戸水の濁り
斜面からの水の吹き出し など

(3) がけ崩れ

わき水の濁り
がけの亀裂
小石の落下 など

図 3 - 9 異常現象の通報伝達系統

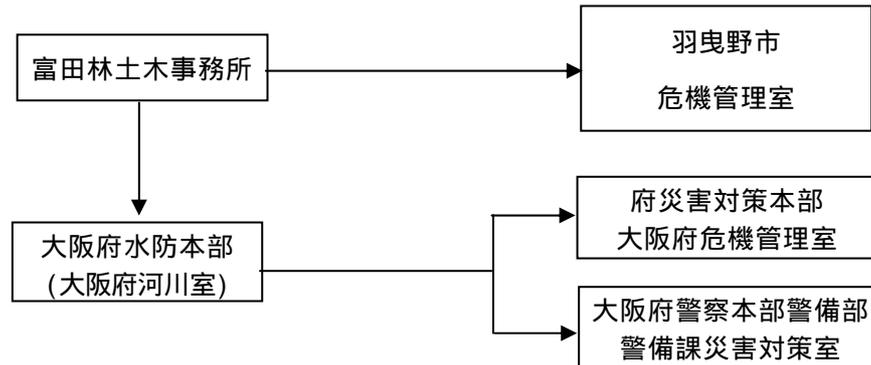


第3 水防警報及び水防情報

知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する。(水防法第16条)

1 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川(石川、東除川)において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、大阪府が水防警報を発し、富田林土木事務所を通じて市へ通知する。



(1) 水防警報発令の時期

準備

通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき

出動

警戒水位に達したとき、またはそのおそれがあるとき、あるいは、警戒水位を超えることが予想されるとき

解除

水位が警戒水位下になり水防活動を必要としなくなったとき

第4 水防警戒活動

市は、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。なお、羽曳野市災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。水防活動については、第4節に示す。

(1) 水防配備のための招集体制は第1章第2節「組織動員」による。

(2) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。

(3) 重要箇所を中心に監視、警戒を行うとともに、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始し、富田林土木事務所(河川)、南河内農と緑の総合事務所(ため池)に報告する。

堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等

堤防からの溢水状況

樋門の水漏れ

橋梁等構造物の異常

ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ など

(4) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

第5 土砂災害警戒活動

市及び府は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

1 事前の危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

市は関係機関の協力を得て梅雨前及び台風期の前に定期的に土砂災害の危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨が予想されるときは、随時に防災パトロールを実施し、当該危険箇所の総点検を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、立木等の傾倒及び危険雨量等についての的確に把握しておくものとする。

2 警戒活動の基準

(1) 土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所

地区	第1次警戒体制(警戒雨量)		第2次警戒体制(避難雨量)	
	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険渓流	急傾斜地崩壊危険箇所
南河内地区	77mm	ア 当日雨量が100mmをこえた場合 イ 前日までの連続雨量が40～100mmあり、当日雨量が80mmをこえた場合 ウ 前日までの連続雨量が100mm以上あり、当日雨量が50mmをこえた場合	112mm	第1次警戒体制から、さらに時間雨量30mm程度の強い雨が降り始めた場合
警戒活動の内容	ア 各危険箇所の前兆現象の把握に努める。 イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。 ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。		ア 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。 イ 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。	

これらの基準雨量については、大阪府土木部において行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務(抄)」等の結果を参考に府下全域で考慮したものである。土石流の発生は、それぞれの渓流の地形・地質条件及び降雨特性により著しく異なるので、関係市町村が基準雨量を設定するにあたっては、渓流の特性を十分考慮し、関係機関と調整を行い決定する。

(2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報			
地 域	土砂災害発生 基準雨量	土壌雨量 指数	大雨警報発表後、気象台の短時間 降雨予測に基づき、大阪府の土砂災 害発生基準雨量および気象台の土 壌雨量指数が基準を超過すること が見込まれる場合、該当市町村に土 砂災害警戒情報を発表
南河内地区	185mm	3 位	
警戒活動の 内容	市は適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示を行う		

土砂災害警戒情報は個々の危険箇所における災害発生を特定するものではなく、大雨による土砂災害発生の危険度を、気象台の短時間降雨予測雨量に基づいて判定し、発表するため、第2次警戒基準到達前に発表されることがある。

また、土砂災害警戒情報が発表されなくとも、市町村は第2次警戒基準雨量に達した場合は、周辺溪流・斜面の状況や気象状況等と合わせて総合的に判定し、早期に避難勧告等発令を判断するものとする。

土砂災害発生基準雨量

過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。

土壌雨量指数

気象台が解析している土中に溜まった雨量の推定値。土壌雨量指数は水量であるが、土砂災害の危険度を簡潔にあらわすため、過去 10 年間の土壌雨量指数の相対順位(履歴順位)で示される。

(3) 宅地造成工事規制区域、地すべり危険箇所

(1)・(2)を参考に、警戒活動を開始する。

3 情報の収集及び連絡体制

(1) 情報の収集伝達

市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに危険箇所の状況を的確に把握するため、情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備を図る。

表 3 - 8 土砂災害に関する情報の伝達

土砂災害危険箇所	伝達系統		
各土砂災害危険箇所	災害対策本部	地元区長	関係住民

(2) 伝達情報の内容

- 危険箇所及びその周辺の降雨量
- 斜面の地表水、湧水、亀裂状況
- 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- 人家等建物の損壊状況
- 住民及び滞留者数

4 斜面判定士制度の活用

市及び府は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

5 情報交換の徹底

市をはじめ府、関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道、下水道 (市、府)

- 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- 応急対策用資機材の確保

(2) 電力 (関西電力株式会社羽曳野営業所)

- 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- 応急対策用資機材の確保

(3) ガス (大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部)

- 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- 主要供給路線、橋梁架管等の巡回点検

(4) 電気通信 (西日本電信電話株式会社 大阪東支店)

- 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- 異常事態の発生に備えた監視要員または防災上必要な要員の措置
- 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- 災害対策用機器の点検、出動準備または非常配置及び電源施設に対する必要な措置の実施
- 防災のために必要な工事車両、資機材の準備
- 電気通信設備等に対する必要な防護措置

その他安全上必要な措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄軌道施設(近畿日本鉄道株式会社)

定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。

適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設(市、府、西日本高速道路㈱、大阪府道路公社)

定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

交通の混乱を防止するため、う回、誘導等適切な措置を講ずる。

(3) 乗合旅客自動車運送事業者(近鉄バス株式会社、金剛自動車株式会社)

あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第4節 水防活動

(市長公室、危機管理室、土木部、下水道部)

第1 計画方針

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)災害対策基本法及び大阪府水防計画に基づき、市防災計画の一環として作成するもので、洪水その他による大規模な水害の発生または発生するおそれがある場合において、洪水等を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定めるものとする。

第2 任務

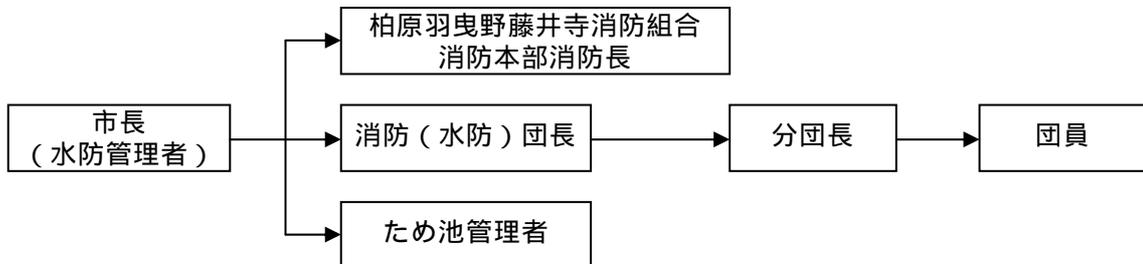
市は水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たすこととする。

第3 水防組織

水防組織は、第2節「組織動員」を準用する。

第4 指揮伝達系統

水防に関する指揮及び伝達の系統は、次のとおりとする。



第5 消防(水防)団の配備

- (1) 市長は、気象予警報等を受報したとき、または種々の状況により必要と認めるときは、消防(水防)団長に対し消防(水防)団員配備を要請するものとする。
- (2) 消防(水防)団長は、市長の要請を受けたとき、または自ら必要と認めるときは、消防(水防)団員に配備を指示し、伝達するものとする。
- (3) 消防団員の配備区分は、次のとおりとする。

警戒配備体制(最少人員の配備)

雨量、水位その他の状況により、河川、ため池等の警戒にあたるため出動する。

非常配備体制

第1 配備体制 消防ポンプ自動車所属分団

第2 配備体制 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ所属分団

第6 各分団の受持区域

各分団の受持区域は次の表のとおりとする。

表3-9 各分団の受持区域

地区団名	受持区域	主な河川、ため池	備考
古市地区団	古市地区	石川、大乘川、大水川	
高鷲地区団	高鷲地区	東除川、新池、皿池	
埴生地区団	埴生地区 羽曳が丘地区	東除川、芋地池、雨ヶ池、夫婦池	
西浦地区団	西浦地区	大乘川、乙が池、戸刈池	
駒ヶ谷地区団	駒ヶ谷地区	飛鳥川、新池、梅川	
丹比地区団	丹比地区	東除川	

第7 水防資器材

市は、水防活動が十分に実施できるよう水防資器材を準備しておくとともに、保有状況を常に的確に把握し、災害時には現場への配送、輸送を迅速に行い、水防作業を円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、羽曳野市備蓄物資一覧表は、資料編 資料22のとおりである。

第8 水防信号

水防法第20条に基づき、水防に用いる信号は次のとおりとする。

表3-10 水防信号

警鐘信号				サイレン信号			
第1 信号	休止	休止	休止	約5秒 休止	約15秒 休止	約5秒 休止	約15秒 休止
第2 信号	- -	- -	- -	約5秒 休止	約6秒 休止	約5秒 休止	約6秒 休止
第3 信号	- - -	- - -	- - -	約10秒 休止	約5秒 休止	約10秒 休止	約5秒 休止
第4 信号	乱打			約1分 休止	約5秒 休止	約1分 休止	約5秒 休止
	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。						

第1信号 河川では量水標が警戒水位に達し、洪水のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員および消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの。

第9 情報連絡

次の基準に従って、情報連絡を緊密に行うものとする。

(1) 市長と消防(水防)団長は、気象予警報等、雨量、水位の状況等を相互に通報し合うこと。

(2) 消防(水防)団長は出動した団員から現場の状況等を収集し、逐一市長に報告すること。

(3) 市長は、常に富田林土木事務所長、南河内地域防災監、南河内農と緑の総合事務所長、羽曳野警察署長等と連絡をとり、情報を収集し、提供し合うこと。

第10 応援要請

市長は、市職員、市消防団員だけでは必要な措置がとれないときは、隣接市町長に対し、資器材、要員の応援を要請する。

第5節 事前措置及び警戒区域の設定

(市長公室、危機管理室、土木部、下水道部)

災害を拡大させるおそれのある設備物件等の措置、住民等に対する応急措置等への従事命令は、次のとおり行う。

第1 事前措置

1 市長の事前措置

(1) 市長は、災害対策基本法第59条1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(2) 災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件とは次のとおりであるが、日常から防災パトロール等により調査し、実情を把握しておく。

台風が発生するおそれのある場合の流木

出水期、台風期の宅地造成及び各種土木、建築工事

石油、ガス、化学薬品等の危険物

老朽家屋及び構築物

その他の設備または物件

2 警察署長に対する事前措置の指示に関する要求

市長は、災害対策基本法第59条2項の規定に基づき、羽曳野警察署長に前項の各号に掲げる事前措置の指示に関し要求する。なお、羽曳野警察署長は、この指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

第2 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

(1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(2) 知事は、市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施

すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。(災害対策基本法第73条)

- (3) 警察官は、市長(権限の委託を受けた市の職員を含む)が現場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (5) 消防吏員または消防団員は、火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。(消防法第28条、36条)
- (6) 消防長または消防署長は、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。(消防法第23条の2)
- (7) 警察署長は、消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。(消防法第23条の2)
- (8) 水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。(水防法第21条)
- (9) なお、警察官は、上記の消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 警戒区域設定の基準

警戒区域設定の基準は次のとおりである。

- (1) 大雨等により河川の水位が上昇し、危険な状態が発生した場合
- (2) 地すべり、山崩れ、がけ崩れが発生し、または発生するおそれがある場合
- (3) 火災が発生し、強風等により付近に延焼のおそれがある場合
- (4) 石油、ガス、化学薬品の火災等が発生し、非常に危険な状態となった場合、あるいは、付近の危険物に延焼するおそれがある場合

3 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、その旨付近の住民に周知させるとともに、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じ、必要に応じ住民の避難等を実施し、周知の交通の規制を行うとともに、警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第3 公用負担

1 他人の物件の使用または収容

市長は、羽曳野市の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合

において応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。

2 物件使用の通知

前項の措置をとったときは、土地、建物等の占有者等に対して、当該土地建物等の名称種類等を通知する。

3 工作物等の除去

応急措置を実施するため必要と認めるときは、現場の災害を受けた工作物または物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとる。

工作物等を除去した時はこれを保管するとともに当該工作物の名称種類を公示する。

4 従事命令

(1) 市長の従事命令

応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、羽曳野市区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる。

(2) 警察官の従事命令

警察官は応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合で、その現場に市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市職員がいないときまたはこれらの者から要求があったときには、羽曳野市区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合において、市長の職権を行ったときは警察官は直ちにその旨を市長に通知する。

第6節 避難誘導

(市長公室、総務部、生活環境部、下水道部、危機管理室)

市は、災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難準備情報、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

表3 - 11 三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (災害時要援護者避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第1 避難の準備の指示

1 知事の措置

知事またはその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は避難行動を開始する。

2 市長の措置

市長は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、その他危険箇所において、各危険地

域毎の基準に従い第2次警戒体制（以上の警戒体制）をとった場合に、広報車等により住民に避難の準備を広報する。災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は避難行動を開始する。

第2 避難の勧告・指示

市長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

1 勧告・指示者

- (1) 市長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。（災害対策基本法60条）
- (2) 知事は、市が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）
- (3) 知事またはその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（地すべり等防止法第25条）
- (4) 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、または、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）
- (6) 知事、その命を受けた府職員または水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

2 勧告・指示の住民への周知

市長は、勧告または指示にあたっては、警察官、地元消防団員、自治会の責任者（区長等）の協力を得て防災行政無線（同報系）、広報車、サイレン等により、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、危険箇所の住民に避難を周知させ、その徹底を図り避難者の誘導にあたる。

- (1) 勧告者または指示者
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難理由
- (6) 避難時の注意事項

3 勧告及び指示の伝達

避難の勧告または指示の伝達は、警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部等の協力を得て、当該地域の住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

4 避難路の確保

市及び警察署、道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

表 3 - 12 避難勧告等の発令基準

洪水予報河川（大和川、石川）

	発令時期	判断材料
避難準備情報 （災害時要援 護者避難）	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報が発表され、危険水位に到達すると予想される時間には災害時要援護者の避難が完了するようなタイミングで避難準備情報を発令する。 ・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から災害時要援護者の避難が必要と考えられる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒水位を基準にするのは安全側過ぎるため、危険水位を指標とする。 ・洪水警報（危険水位を超えると予想されるとき発表される） ・洪水警報の発表時に、時間後の予想水位が河川管理者及び大阪管区気象台から提供されるため、これを基に避難準備情報を出すタイミングを計る。 ・発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報が発表され、危険水位に到達すると予想される時間には一般住民の避難が完了するようなタイミングで避難勧告を発令する。 ・既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から一般住民の避難が必要と考えられる場合 ・破堤につながるような漏水等の発見 	同上
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊した場合 ・破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・危険水位に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する

水位情報周知河川（東除川）

	発令時期	判断材料
避難準備情報 （災害時要援 護者避難）	<ul style="list-style-type: none"> 警戒水位を超え、特別警戒水位に到達すると予測されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報はできない 水上昇速度が速い 警戒水位を基準にするのは安全側過ぎるため、特別警戒水位を指標とする。 発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒水位に到達したとき 破堤につながるような漏水の発見・通報があった場合 既存の公表されている各種情報を踏まえ、総合的見地から一般住民の避難が必要と考えられる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒水位への到達情報 水上昇速度が速い 発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 破堤につながるような大量の漏水や亀裂等を発見した場合 水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） 危険水位相当水位（定められている場合）に到達した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 水上昇速度が速い 発令区域は浸水想定区域図に基づいて決定する

その他の河川（水位情報が周知されない中小河川、水路等）

	発令時期	判断材料
避難準備情報 （災害時要援 護者避難）	<ul style="list-style-type: none"> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報はできない 水上昇速度が速い 発令区域は地形、過去の浸水実績等に基づき決定する。また、随時、河川管理者等と協議する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が拡大 	同上
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 近隣で浸水が床上に及んでいる場合 	同上

土砂災害（崖崩れ、土石流）

	発令時期	判断材料
避難準備情報 （災害時要援 護者避難）	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）の発見 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害警戒情報を補足するための情報 ・発令区域は、土砂災害警戒区域等
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見 	同上
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 	同上

第3 避難者の誘導

1 市

住民の避難誘導に際し、警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や町会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

- (1) 避難者の誘導は、本部職員及び地区班によって消防職員及び市職員等が警察官と連携をもって行い、補助誘導員として赤十字奉仕団員等の協力を得るものとする。
- (2) 誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病人、高齢者、幼児、障害者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行うものとする。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、誘導標識を設置するなど特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置、また、夜間においては可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期すものとする。
- (4) 避難にあたっては、携帯品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 避難所の開設等

避難所の開設、運営については、第2章第14節「避難所の開設・運営」を参照。

第2章 災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

(全庁)

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

第1 情報収集伝達経路

市は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。情報の連絡の流れ及び各関係機関の連絡先は図3 - 10、表3 - 13のとおりである。

第2 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、道路・交通施設、上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、医療機関、その他

第3 市における情報収集伝達

災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 消防機関への通報状況
- (2) 警察署からの情報(通報状況等)
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 自主防災組織、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) その他

図3 - 10 災害時の情報連絡の流れ

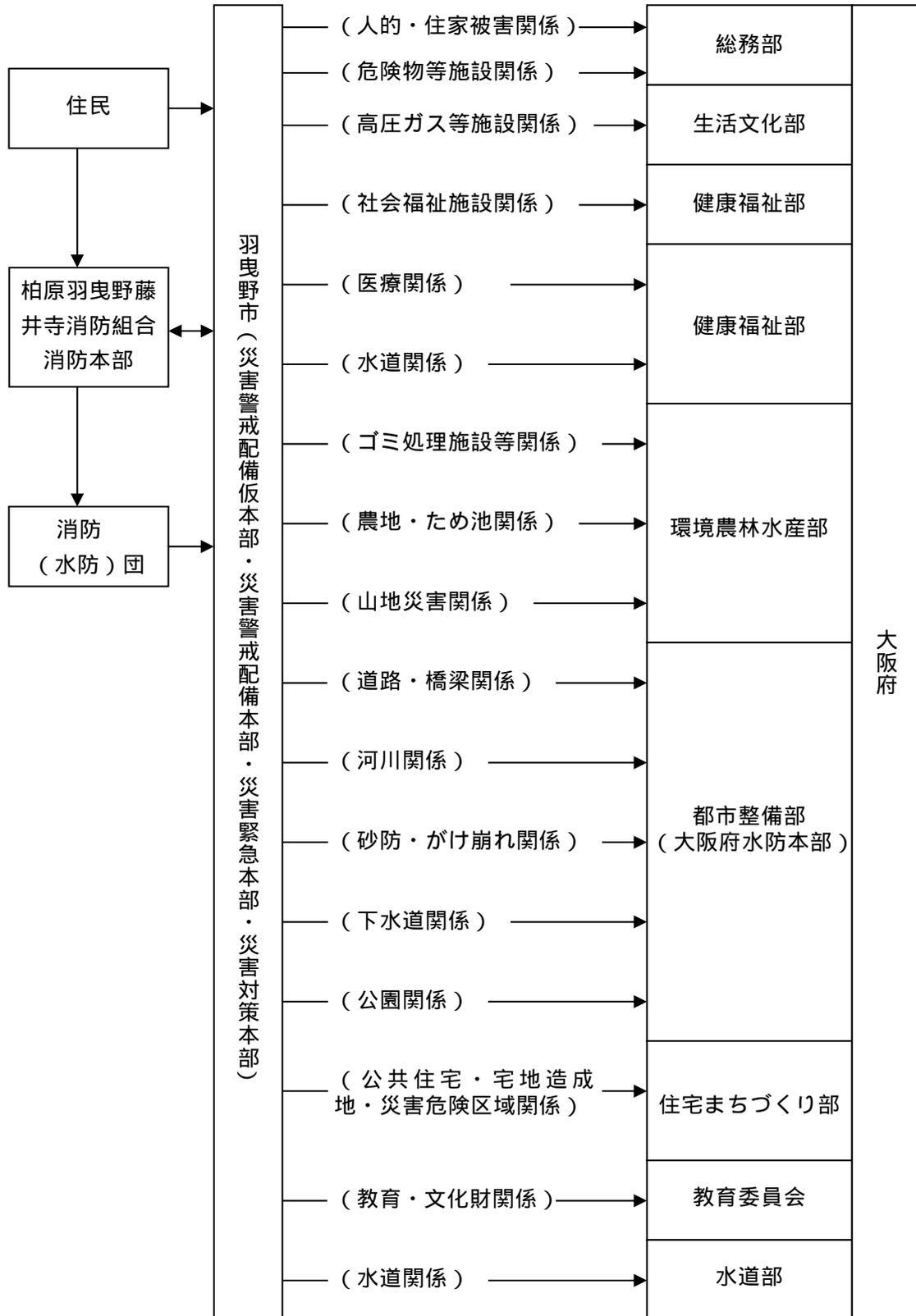


表 3 - 13 防災関係機関の所在地と連絡先

機関名	連絡先	所在地	指定電話	大阪府防災無線番号
(国関係) 大阪管区气象台	予報課	大阪市中央区大手前 4 - 1 - 7 6	06 (6949) 6303	816-8930
(大阪府関係) 大阪府庁	危機管理室	大阪市中央区大手前 2	06 (6941) 0351 (代表) 06 (6944) 6022 (直通) 06 (6944) 6022 (夜)	200-4871 200-8920
南河内農と緑の 総合事務所	地域政策室	〃	〃	304-8920
南河内地域防災 推進室		富田林市寿町 2 - 6 - 1	0721 (25) 1131	304-8900
富田林土木事務所	総務企画課 企画グループ	富田林市寿町 2 - 6 - 1	0721 (25) 1131	304-8910
藤井寺保健所	総務課	藤井寺市藤井寺 1 - 8 - 3 6	072 (955) 4181	
大阪府南部流域 下水道事務所		松原市上田 6 - 2 - 2 8	072 (334) 1771 (内 320) 0721 (25) 1186 (緊急)	
松原建設事業所	建設課 治水第 1 係	松原市上田 4 - 6 8 5 - 1	072 (335) 4550 (内 71)	
羽曳野警察署	警備課	羽曳野市誉田 4 - 2 - 1	072 (952) 1234	
大阪府水道部 南部水道事業所		和泉市伏屋町 5 - 7 - 1 0	0725 (57) 2181 (内線 311 ~ 314)	260-418-311 ~ 314
(市関係) 羽曳野市 消防団本部		羽曳野市誉田 4 - 1 - 1	072 (956) 0119	
柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	通信指令室	藤井寺市青山 3 - 6 1 3 - 8	072 (958) 0119	447-0
羽曳野市水道局		羽曳野市誉田 4 - 1 - 1 総合福祉センター内	072 (958) 1111	
(公共機関等) 西日本電信電話株式 会社大阪東支店	災害対策室	大阪市中央区博労町 2 - 5 - 1 5	06(6253)4296	
関西電力株式会社 羽曳野営業所		羽曳野市軽里 1 - 1 2 7	072 (956) 3381	
大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部	司令室	堺市堺区住吉橋町 2 - 2 - 1 9	072 (238) 2394	
近畿日本鉄道株式会 社古市駅	駅長	羽曳野市古市 1 - 1 - 2 2	072 (956) 0016	
羽曳野市医師会		羽曳野市誉田 4 - 2 - 3	072 (956) 1000	

(隣接市町関係) 柏原市役所	総務部 危機管理室	柏原市安堂 1 - 5 5	072 (972) 1501	521-8900
藤井寺市役所	防災室 危機管理課	藤井寺市岡 1 - 1 - 1	072 (939) 1111	526-8900
松原市役所	総務部 市民安全課	松原市阿保 1 - 1 - 1	072 (334) 1550	517-8900
太子町役場	住民部 地域振興防災室	太子町大字山田 8 8	0721 (98) 0300	540-8900
富田林市	総務部 危機管理課	富田林市常盤町 1 - 1	0721 (25) 1000	514-8900
堺市	総務局 危機管理室	堺市堺区南瓦町 3 - 1	072 (233) 1101	501-8900

2 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法第 22 条に基づく災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)及び火災・災害等即報要領(平成 16 年 9 月消防震第 66 号)により、基本的に府に対して行う。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国(消防庁)に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国(消防庁)に報告する。
- (3) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

3 報告の基準

市は、次に掲げる項目に該当する場合は、府など関係機関に報告する。

(1) 一般基準

災害救助法の適用基準に合致するもの。

市が災害対策本部を設置したもの。

(2) 個別基準

崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

4 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国(消防庁)に対しても原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録し

たもの（被害の有無を問わない）であり、風水害についての直接即報基準は定められていない。

5 被害状況等の調査

（１）被害状況の調査

被害状況の調査を担当する各課長は、災害の推移に応じて時間を区切って被害状況を調査し、その調査事項をとりまとめ、危機管理室長に報告する。

（２）被害の記録

被害状況の写真は、被害状況の確認の資料として、また、記録保存のため貴重なものとなるため、被害状況がわかるように撮影する。

（３）被害調査の事務分担

被害調査の事務分担は次の表のとおりとする。

表 3 - 14 被害調査の事務分担

担当部	被害調査の項目
総務部	被害調査状況の収集に関する事 被害最終報告書の作成に関する事 家屋・土地・設備等の被害調査に関する事 市有財産（普通財産）の被害調査に関する事 庁舎の被害調査に関する事
市民人権部	所管施設（市営住宅含む）の被害調査に関する事
保健福祉部	所管施設の被害調査に関する事
市民人権部	支所の被害調査に関する事
土木部	道路・橋梁・交通安全施設及び排水路の被害調査に関する事 公園施設及び街路樹の被害調査に関する事
下水道部	河川・土砂災害、下水道施設、排水路等の被害調査に関する事
生活環境部	農作物・農林・商工施設等の被害調査に関する事 ため池の被害調査に関する事 ゴミ処理場の被害調査に関する事
教育委員会	教育施設の被害調査に関する事 文化財の被害調査に関する事
都市開発部	所管施設（市営住宅を除く）の被害調査に関する事
水道局	水源施設及び送配水管の被害調査に関する事

6 府への報告要領

市長は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、大阪府防災情報システムの端末を利用して府(危機管理室)に被害の状況等を報告する。また、同システムが被害等により使用できない場合は、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等により報告する。

なお、報告は次の区分によることとする。被害報告の様式は、資料編 資料 18 及び資料 19 に示す。

(1) 発災直後の報告

府「災害概況即報」について電話等により報告するとともに、避難、救護の必要性、並びに災害拡大のおそれ等災害応急対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。

(2) 中間報告

発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合または被害状況等に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を「第4号様式(その1)被害状況即報」に沿って報告する。

(3) 最終報告

応急措置が完了した場合は、「第1号様式 被害確定報告」に掲げる項目について、電話等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

なお、被害状況調査の報告基準は、資料編 資料 17「被害状況調査の報告基準」によるものとする。

第4 通信手段の確保

1 市等の措置

市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

2 西日本電信電話株式会社の措置

西日本電信電話株式会社(大阪東支店)は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第5 羽曳野市地域防災無線の運用体制

地域防災無線を中心とした通信連絡体制は、次のとおりとする。なお、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の地域防災無線等の系統は、第2部災害予防対策計画の図2-1及び図2-2を参照。

1 災害対策本部設置後の通信連絡窓口

本計画における災害対策本部及び市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、市役所に設置される災害対策本部長室において処理する。本部長室においては、地域防災無線、電話その他の通信設備を設置する。

2 災害対策本部設置前の通信連絡窓口

(1) 通常の勤務時間内

災害対策本部が設置されるまでの間、通信連絡は、特に定める場合を除き市長公室危機管理室が担当する。

(2) 勤務時間外の夜間及び休祭日

災害対策本部が設置されるまでの間、通信連絡は、柏原羽曳野藤井寺消防本部を窓口とする。

3 本部長室の開設準備

災害対策本部が設置されたときは、直ちに次の措置をとる。

(1) 本部長室の用に供するため、会議室の使用を停止し、または禁止する。

(2) 本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。

危機管理室は、本部長室の開設準備が終了したときは、直ちに通信連絡事務従事者を配置し、各機関の連絡責任者に通知する。

4 通信連絡事務従事者の指名

市各部は、情報の収集及び伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ所要の通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。

5 通信連絡の方法

(1) 通信連絡の原則

通信連絡は、簡略かつ明瞭に行う。

(2) 文書主義

通信連絡は、文書により行うことを原則とし、発信は、文書に基づき、受信した事項は、文書に記録しておく。

(3) 通信連絡事項

通信連絡事項の件名末尾には、その内容を類別できる用語を通知、要請、指示、命令、報告等のように表示する。

6 通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、危機管理室長は地域防災無線の統括を行う者と協議して、次により通信の統制を行う。

(1) 端末局の使用の禁止

庁内に設置した端末局の使用は、原則として禁止する。

(2) 携帯局の集結

すべての携帯局は、災害対策本部に集結させる。

(3) 携帯局の搬出

災害対策本部に集結した携帯局は、危機管理室長の指示に基づいて搬出し、使用する。

(4) 通話の統制

携帯局からの通話は、すべて災害対策本部に対して行うものとし、原則として、携帯局相互の通話は、禁止する。

(5) 一斉指令

災害対策本部は、すべての無線局に対し、一斉に情報の伝達を行う。

第6 電気通信設備の優先使用

防災関係機関は、災害発生の通報、人命救助、被災者の救助及び応急復旧等に関し緊急に通報することが必要なときは、西日本電信電話株式会社に対し非常緊急扱いの電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常（緊急）通信を行うものとする。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

第2節 災害広報

(市長公室、危機管理室)

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

第1 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1 広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

気象等の状況

災害時要援護者への支援の呼びかけ

土砂災害(二次的災害)の危険性 など

(2) その後の広報

被災状況とその後の見通し

被災者のために講じている施策

ライフラインや交通施設等の復旧状況

医療機関などの生活関連情報

交通規制情報

義援物資等の取扱い など

2 広報の方法

(1) 広報「はびきの」の内容変更・臨時発行等

(2) 広報車による現場広報

(3) 市防災行政無線による地区広報

(4) 避難所、避難地への職員の派遣、電光掲示板・広報紙・ちらしの掲示・配布

(5) 自治会等住民組織による方法

(6) 新聞、ラジオ、テレビによる広報

(7) ヘリコプターなど航空機の活用

(8) インターネットの活用

(9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

3 災害時の広報体制

(1) 災害広報責任者による情報の一元化

(2) 広報班の設置

広報資料の作成

防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

市及び防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

市長は、必要に応じて、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802、関西インターメディア株式会社）に対し、放送の実施を求めることとする。

なお、その他次のような場合に緊急時の放送を行うこととなっている。

(1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合

(2) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 災害時要援護者に配慮した広報

市長は、広報や放送の実施にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、高齢者や障害者、外国人への情報提供にも努める。

第3 広聴活動の実施

1 広聴窓口の開設

市は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた広聴窓口を開設し、積極的に広聴活動を実施する。

2 住民からの要望等の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部局または関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第3節 広域応援等の要請受け入れ

(危機管理室)

市は、住民の生命または財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他市町村等に対し、応援を要請するとともに、受け入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期するものとする。

第1 府への応援要請

1 要請の方法

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

2 派遣要請の内容(必要記載事項)

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

第2 近隣市町村への応援要請

1 要請の方法

市長は、「災害相互応援協定」に基づき、中河内及び南河内地域の市町村に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがないときは、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

2 応援の内容

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な人的応援の提供
- (5) その他特に必要な事項

第3 広域応援協定市への応援要請

広域応援協定市への応援要請は、次の方法で行う。

1 要請の方法

市長は、「三市災害相互応援協定」に基づき、速やかに田辺市(和歌山県)及び橿原市(奈良県)に被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがないときは、電話またはファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

2 応援の内容

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な人的応援の提供
- (5) その他特に必要な事項

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、災害の範囲が拡大し、柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第5 職員の派遣及び派遣のあっせん要請

1 要請の方法

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請を行う。(地方自治法第252条の17または災害対策基本法第29条第2項)

また、知事に対する指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請を行う。(災害対策基本法第30条第1項、第2項)

要請にあたっては、次の必要事項を記載した文書で行う。

ただし、そのいとまがないときは、電話またはファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

2 派遣要請の内容(必要記載事項)

- (1) 派遣及び派遣のあっせんに要請する理由
- (2) 派遣及び派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣及び派遣のあっせんを必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

第 6 広域応援等の受け入れ

市は、広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察署等と連携し、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 宿泊施設等の準備

広域応援部隊の要員に対し、宿泊施設等の場所の確保を行う。

4 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

(市長公室、危機管理室)

市長は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、府を通じて、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第1 派遣要請

1 知事への要請

市長が、知事（府危機管理室）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求しようとする場合は、災害派遣要請要求書に定められた事項を明らかにし、電話または口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。（資料編 資料20 参照）

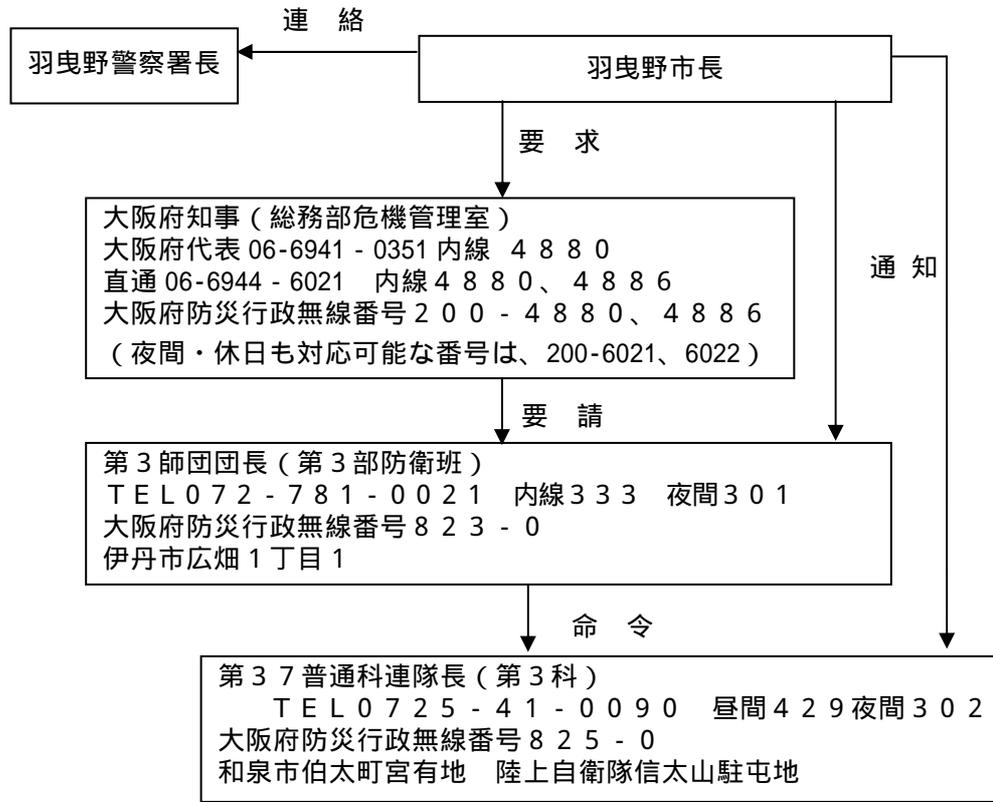
2 市長の直接通知

市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

3 自衛隊に対する情報の提供

市長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できる限り早期に災害関係情報等を自衛隊に提供するものとする。

図 3 - 11 自衛隊の派遣要請及び情報の提供



通知

- ・知事に要請の要求が出来ない場合の直接通知
- ・知事に派遣要請を要求したことの通知

第 2 自衛隊の自主派遣基準各位

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受け入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、警察署及び災害派遣を依頼した市をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 警察署は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受け入れ体制

(1) 他の機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう事前に関係機関の長と協議連絡し、効率的、重点的に作業が分担できるよう配慮する。

(2) 連絡員等の配置

派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう部隊が活動を行う期間、羽曳野中学校を部隊の現地本部として提供するとともに、市もこれに合わせ連絡所を開設し連絡員を配置することにより、部隊の誘導及び災害対策本部との連絡を行う。

(3) 作業計画及び資機材の準備

自衛隊に対する作業を要請するに当たっては、先行性のある計画を樹立するとともに、応急救援活動の実施に必要な資機材をあらかじめ準備し、使用に際しての管理者の了解を取りつけておくなど、作業が円滑に進展するよう配慮するものとする。

(4) 仮泊予定地

派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、仮泊予定地として羽曳野中学校(体育館)を指定する。

この場合、災害応急措置に必要な最小限の期間、学校教育に支障のないよう留意する。

(5) ヘリコプター発着可能地点

市は、市内のヘリコプター発着可能地点として指定した羽曳野市青少年児童センターと府立呼吸器・アレルギー医療センターについて準備に万全を期する。また、この他にも、主たる災害地域等に近い発着可能地がある場合は、別に選定することができるものとする。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 避難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路または水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開、または除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付または譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請

市長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したときまたは、その必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他関係機関と協議の上、速やかに電話または口頭により知事（危機管理室）に撤収要請を要求するものとする。

なお、事後進やかに要求文書を提出するものとする。（資料編 資料 20 参照）

第5節 災害対策要員確保

(保健福祉部、危機管理室)

第1 計画方針

災害時には市の職員のみでは不十分なので、労力の不足を補い救助作業の円滑な推進を図るため、労働者等の確保に努めるものとする。

第2 労働者確保の種別

災害時において、市の職員では不十分なき、労働の不足を補い応急対策活動の円滑な推進を図るため、次のとおり労働者の確保に努めるものとする。

- (1) 災害対策実施機関の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 赤十字奉仕団などの隣保民間奉仕団の協力動員
- (3) 公共職業安定所の斡旋供給による一般労働者の動員
- (4) 緊急時などにおいて従事命令などによる労働者の動員

第3 公共職業安定所の労働者供給要請

1 公共職業安定所への要請

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の供給斡旋を依頼するものとする。

- (1) 必要労働者数
- (2) 男女別内訳
- (3) 作業の内容
- (4) 作業実施期間
- (5) 賃金の額
- (6) 労働時間
- (7) 作業場所の所在
- (8) 残業の有無
- (9) 労働者の輸送方法
- (10) その他必要な事項

2 賃金

賃金は、原則として市内における同職種に支払われる額とする。

第4 民間人の従事

市長は、市域に災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

市は、災害応急対策を実施するための人員の確保が必要となった場合は、次の各法令に従って要員の確保に努めるものとする。

1 命令の種類と執行者

表3 - 15 民間人の応急対策事業等への従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急措置全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 第2項	市長警察官
災害救助	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害救助を除く応急措置全般	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項 第2項	知事 市長（委任を受けた場合）
災害応急措置全般	従事命令	警察官職務執行法第4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

2 命令対象者

表3 - 16 命令の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1 医師、歯科医師及び薬剤師 2 保健師、助産師及び看護師 3 土木技術者及び建築技術者 4 大工、左官及びとび職 5 土木・建築業者及びその従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者の協力命令
災害対策基本法による市長、警察官または海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市町村の区域の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者及びその物件の管理者、その他関係者

水防法による水防管理者、水防団長または消防機関の長の従事命令（水防作業）	水防の現場にある者または区域内に居住する者
消防法による消防吏員または消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者

3 公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するときまたは発した命令を変更し、若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。

4 費用

知事又は知事の委任を受けた市長が、災害対策基本法第 71 条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては、災害対策基本法第 82 条により府が実費を弁償するものとする。

5 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者がそのことにより死亡し、負傷または疾病にかかった場合には、災害対策基本法第 84 条または災害救助法第 29 条の規定によりその損害を補償する。

第 5 市内各組織の活用

1 協力の要請

市長は、住民の自主防災を促進した応急救助業務を円滑に行うため、次に掲げる団体に対し、救助活動等の奉仕協力を依頼する。

- (1) 区長会
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 日赤奉仕団
- (4) 民生委員
- (5) 農業委員
- (6) 水利委員
- (7) 青年団
- (8) 自警団
- (9) 婦人防火クラブ

2 活動範囲

依頼を受けた団体の協力奉仕活動の範囲は次のとおりとする。

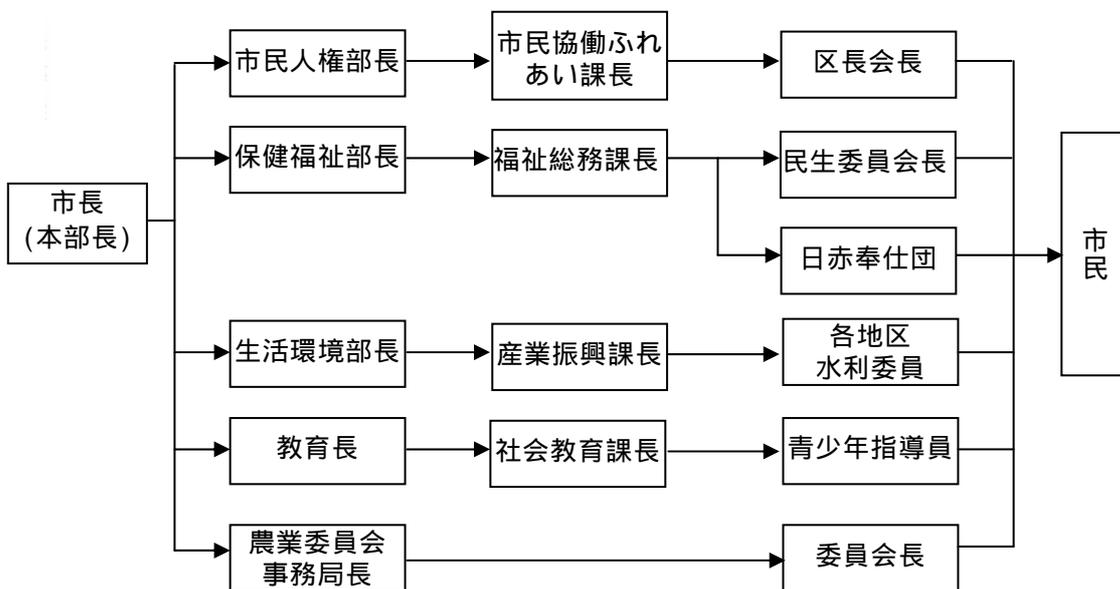
- (1) 被害に関する各種連絡
- (2) 避難誘導及び避難者の世話

- (3) 救援物資の配分
- (4) 炊き出し
- (5) 医療及び助産の応援
- (6) 防疫及び清掃の実施
- (7) その他災害応急対策に関する作業

3 連絡系統

各団体への連絡系統は次の系統図により行う。

図 3 - 12 各団体への連絡系統



第 6 関連業界団体等の活用

市は、市内の業界団体や事業所等に対しても災害応急対策への協力を要請し、あわせて資機材等の確保を要請する。

第6節 救助・救急活動

(危機管理室)

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団、府、警察署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施するものとする。

第1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

1 災害発生状況の把握

市は柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と協力して被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 救助・救急活動

市は、警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施する。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、医療機関と連携した救急活動を実施する。

3 行方不明者の捜索活動

(1) 市は、警察署及び関係機関との密接な連携のもと、行方不明者の捜索活動を行う。

また、行方不明者が多数ある場合は、市役所に受付所を設置して、その受付、手配、処理等を行う。

(2) 行方不明者が流出などにより他市町村にあると考えられるときは、府または漂着が予想される市町村に協力を求めるものとする。

4 相互応援

(1) 市は、市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。また、市が被災した場合は、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

(2) 市が被災しなかったときは、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

第2 消防団

消防団は、地域の被害状況を把握するとともに柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署等防災関係機関と連携をはかり、救助活動を実施する。

第3 警察署

1 被害の早期把握と警察署員の派遣

災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。

2 救出、救助

市及び関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市が行う救助・救急活動を支援する。

3 緊急交通路の確保

迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。

第4 自衛隊

自衛隊は、応急医療や救護を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。また、緊急患者や医師その他救援活動に必要な人員の緊急輸送を実施する。

第5 各機関による連絡会議の設置

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、府、警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第6 自主防災組織

地域住民による婦人防火クラブや自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署など防災関係機関との連携に努める。

第7節 医療救護活動

(保健福祉部)

市及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施するものとする。

第1 医療情報の収集・提供活動

羽曳野市医師会及び藤井寺保健所等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市は、災害の状況に応じ速やかに羽曳野市医師会に対し医療救護班の編成を要請し、保健センターに窓口を置く。また、保健センターは、救護班の市内各救護所への振り分け及び負傷者の情報収集等を行う。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

市

災害発生後、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施する。

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に応援要請を行う。

市災害医療センター等

市災害医療センター（藤本病院）及び災害医療協力病院（藤本病院を除く市内主要病院）は、市の要請、または自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護班の搬送

医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車同等を活用し、移動する。

市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

市は、市内7地区における被害の状況を踏まえ、災害現場付近の適当な場所に応急救護所を設置・運営するとともに、古市第二災害対策基地及び高鷲第一災害対策基地に医療救護所を設置し、運営する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

(4) 医療救護班の受け入れ・調整

市は、医療救護班の受け入れ窓口を保健センターに設置し、府(保健所)の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に市から派遣される医療救護班が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

医療救護所における臨時診療活動

市、府、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療(必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等)を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

患者に対する応急処置

医療機関への搬送の要否及びトリアージ

搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

助産救護

被災住民等の健康管理

死亡の確認

その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府からの患者受け入れ情報を収集し、速やかに関係機関へ伝達する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受け入れ病院の選定と搬送

市等は、府の広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、府及び市が搬送車両を確保する。

ヘリコプター搬送

市は必要が認められた場合は、府を通じて、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

3 災害医療機関の役割

各災害医療機関の役割は次のとおりである。

表 3 - 17 災害医療機関の役割

災害医療機関		役 割
災害拠点病院	基幹災害医療センター	基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。
	地域災害医療センター	24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
特定診療災害医療センター (府立呼吸器・アレルギー医療センター、府立精神医療センター、府立成人病センター、府立母子保健総合医療センター)		特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供 疾病患者に対応する医療機関間の調整 疾病患者に対応する医療機関等への支援 疾病に関する情報の収集及び提供
市災害医療センター		市災害医療センターは、次の活動を行う。 市の医療拠点としての患者の受け入れ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整
災害医療協力病院		災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市及び府、日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

市は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第 8 節 交通規制・緊急輸送活動

(総務部、危機管理室、土木部)

市、府、警察署及びその他道路管理者は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動を実施するものとする。

警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第 1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保(第1次交通規制)

警察署は、あらかじめ選定された「重点14路線」について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。羽曳野市周辺においては、大阪中央環状線があり、これとは府道堺羽曳野線が合流している。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行い、市を通過する道路として西名阪自動車道と南阪奈道路がある。

また、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府下への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保(第2次交通規制)

市は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、警察署、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保するため、府の確保する広域緊急交通路と連携する地域緊急交通路について交通規制等必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

2 緊急交通路の周知

市、府、警察及びその他道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 交通規制

(1) 災害等により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、また発見したとき、若しくは、通報を受けたときは、その安全と緊急交通路を確保するため、次の区分により速

やかに必要な規制を行う。

(2) この場合、道路管理者と警察関係機関は密接なる連絡のもとに、適切な処置をとる。

(3) 交通規制を行うときは、規制の対象、期間等を表示した立て看板、報道機関等を利用して一般に周知させる。

表 3 - 18 交通規制の範囲

実施責任者		範囲	根拠法
道路 管理 者	国土交通大臣 府知事 羽曳野市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法第 46 条 第 1 項
		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法 第 76 条第 1 項
	公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法第 4 条 第 1 項
	警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第 5 条 第 1 項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法第 6 条 第 2 項
		道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第 6 条 第 4 項
	自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の円滑な通行を確保する必要がある場合	災害対策基本法 第 76 条の 3

4 道路の点検、啓開、応急措置

(1) 道路の点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び警察署に連絡する。

市は、地域緊急交通路について、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) う回道路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上う回道路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 災害発生前の措置

災害が発生するおそれがあるときは、土木部土木班は、常に警察署と協力してパトロールを強化し、交通の妨げになるものの除去または道路、橋梁等交通施設の危険箇所発見時の状況により応急修理が可能な場合は、市道にあつては直ちに応急修理を行い、その他の道路については道路管理者に応急修理を要請し、交通の安全確保を図る。

(4) 災害発生後の措置

災害が発生した場合は、速やかに道路及び橋梁の通行可否並びに交通機関の運行状況を調査し、警戒区域の設定及び通行不能または通行障害がある地域については、必要な交通の制限規制を行うとともに、民間建設業者等の協力を得て、障害物の除去や啓開作業を行い、災害対策に必要な車両の通行路線の確保及び一般交通の円滑化を図るものとする。

交通を規制するときは、あらかじめ羽曳野警察署に協議する。

道路、橋梁の不通箇所、危険箇所については、その表示を行うとともに交通の規制に伴う臨時交通標示を速やかに沿線の要所に設置する。

(5) 広報措置

交通規制等実施責任者は、所管する事項について道路、橋梁など交通施設の通行の可否及び交通の規制措置並びに警戒区域の設定等について、交通関係の団体、業者及び一般住民に発表してその便宜を回るとともに、交通緩和等について協力を求めるよう措置する。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

6 輸送手段の確保

(1) 車両の調達

市保有車両の種別及び台数は、資料編 資料 35 のとおりである。

車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、市内の運送業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。なお、トラック等の調達依頼については、府に要請する。

応援要請

借上げ車両等をもってしてもなお、必要な輸送力を確保できない場合または舟艇、ヘリコプター等による輸送を必要とするときは、府に次の事項を明示して調達斡旋を

要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員または輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集合場所及び日時
- オ その他必要事項

(2) 供給方法

各部において車の必要が生じたときは、総務部管財班へ配車要求書を提出し、配車を受ける総務部管財班は、市所有の車両が不足するときは、業者から車両の供給を受ける。

(3) 緊急輸送

交通規制

ア 災害応急対策を実施するため必要な資機材及び人員等の緊急輸送を確保するに当たり、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する場合は、市長公室防災班は大阪府公安委員会（府警察本部交通規制課または羽曳野警察署）に対して緊急輸送の確保のための交通規制を要請する。

イ 緊急通行車両以外の車両の通行を制限または禁止する道路には、法令の定めるところにより所定の表示（資料編 資料 15 参照）をするとともに、この制限等に伴う回道路の設定その他必要な交通確保措置を講ずる。

緊急通行車両の確認申請（資料編 資料 14 参照）

前項の交通規制が行われ、緊急通行車両の確認を受ける必要が生じたときは、配車依頼を受けた車両については総務部車輛班が、各部保有車両については各部がそれぞれ市長公室防災班を経由して知事（危機管理室）または大阪府公安委員会（府警察本部交通規制課または羽曳野警察署交通課）に対し確認申請を行い、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 3 条に定める証明書及び標車の交付を受ける。

緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両として認められる車両及びこれに準ずる車両の範囲は次のとおりである。ただし、道路交通法による緊急自動車については、緊急用務のため大阪府内を通行する場合に限り確認は要しない。

ア 緊急通行車両として認められる車両

- a 災害対策基本法第 50 条第 2 項による災害応急対策実施責任機関が同条第 1 項に定める災害応急対策及び応急措置の業務を行うための車両
- b 同法第 87 条による災害復旧の実施責任機関が復旧業務を行うための車両

イ 緊急通行車両に準ずる車両として認められる車両

- a 報道機関の取材車両、医療行為のための車両及び郵便物の集配車両
- b 特に緊急輸送を必要とする次の車両。ただし、この車両の確認については災害状況、交通事情等により警察本部においてその確認の範囲及び時期を統制して行

われる。

- (a) 被災者が避難等のためにする輸送車両
- (b) 義援物資の輸送車両
- (c) 被災地の会社、工場または事業所に対する本社または支店等からの救援車両
- (d) その他特に緊急を要すると認められる輸送車両(新聞輸送車両、個人的な救援輸送車両等)

(4) 災害救助法が適用される輸送の範囲

災害救助法が適用される輸送の範囲は次のとおりであるが、この輸送を行った場合は、救助実施記録日計表、その他関係書類を作成し、総務部車輛班へ報告する。

表3 - 19 輸送の範囲

項目	輸送の範囲
1 被災者の避難	災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための輸送及び誘導するための人員及び資材等の輸送
2 医療及び助産	緊急患者の救護班または病院への輸送並びに救護班に関する人員の輸送
3 被災者救出	被災者の救出のため必要な人員及び資材等の輸送
4 飲料水供給	飲料水の輸送並びに水を確保する人員、機械器具及び資材等の輸送
5 救済物資	救済用物資(被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食料及び燃料、医薬品及び衛生材料並びに義援物資等)で被災者の応急救助の目的に使用される物資の輸送
6 死体の搜索	死体搜索のため必要な人員と資材等の輸送
7 死体処理	死体の検査及び処理のため必要な人員並びに衛生資材等の輸送と死体発見現場から一時安置所までの移送

(5) 非常用燃料給油

非常用の燃料給油については、あらかじめ指定給油業者と協議し、給油を受ける。

第2 航空輸送

1 輸送基地の確保

市は、羽曳野市青少年児童センター及び府立呼吸器・アレルギー医療センターについて、ヘリポートとして使用する場合は、障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告するとともに、円滑な利用ができるよう整備を行う。

2 ヘリポートの設置

市は、災害派遣要請を行った場合などで、ヘリポートを使用する場合には、次の事項に留意して受け入れ体制に万全を期すこととする。

(1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上が

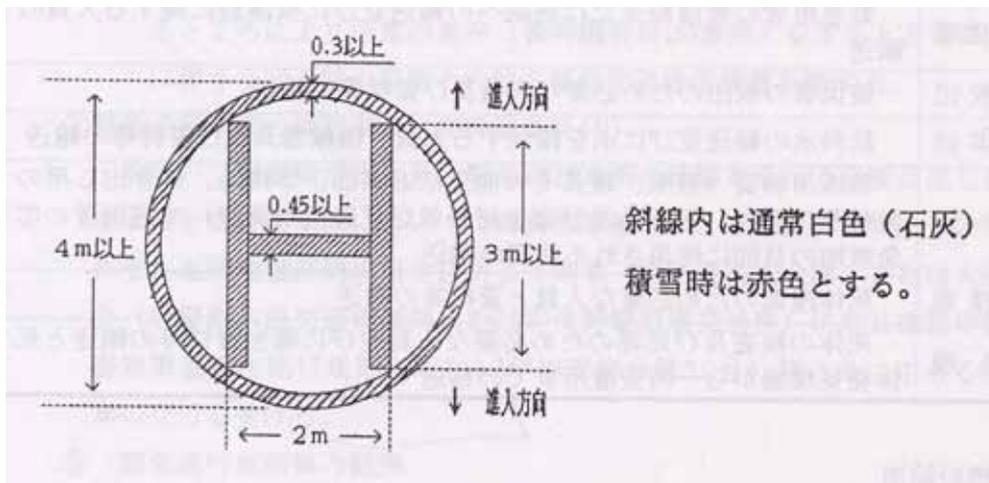
るおそれがあるときには、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪または圧雪しておく。

- (2) 離着陸時は、安全のために関係者以外のものを接近させないようにする。
- (3) ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配管を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
- (4) 風向風速を上空から確認判断できるようにヘリポート近くに吹き流しまたは旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示すため発煙筒を焚く等の対策をとる。

- (5) 着陸地点には次の図を標準とした $\textcircled{\text{H}}$ を表示する。



- (6) 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備する。
- (7) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- (8) ヘリポートの使用にあたっては、府災害対策本部及び施設等管理者に連絡する。

3 輸送手段の確保

市は、府、大阪市消防局、警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第9節 公共土木施設等・建築物応急対策

(総務部、保健福祉部、土木部、下水道部、生活環境部、教育委員会)

市及び防災関係機関は、洪水、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等（河川施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設 など）

1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長または消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（富田林土木事務所長（河川）、南河内農と緑の総合事務所（ため池））、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 知事またはその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退きを指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長または消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 土砂災害防止施設

- (1) 市、府及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市、府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策、または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市、府及び施設管理者は所有者等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市、府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な

避難対策または被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。府は、市の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出勤を要請する。

第2 公共建築物

市及び府は、公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第4 被災宅地

二次災害防止のため、宅地等の被害状況を早期に把握するとともに、被害概況等に基づき、府とともに被災宅地の危険度判定を実施する。

1 被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、府、府建築士会等に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

- (1) 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- (2) 被災宅地危険度判定士受入れ名簿の作成
- (3) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

2 調査の体制

派遣された被災宅地危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

3 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第 10 節 ライフラインの確保

(下水道部、水道局)

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

第 1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市に報告する。

第 2 各事業者における対応

1 上水道（市、府）

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、消防機関及び警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急給水及び復旧

市は、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

2 下水道（市、府）

(1) 応急措置

停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発電機によるポンプ運転を行う。

下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。

被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、消防機関及び警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急措置及び復旧

被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

被害状況等によっては、要請に基づき、府から支援を受ける。

(3) 広報

生活水の節水に努めるよう広報する。

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社羽曳野営業所）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関及び警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給及び復旧

被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

4 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

(1) 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪東支店）

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

非常・緊急通話または非常・緊急電報は、一般の通話または電報に優先して取り扱う。

災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第 1 1 節 交通の確保

(土木部)

鉄軌道、道路施設等の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第 1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者等は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

2 各施設管理者等における対応

(1) 鉄軌道施設 (近畿日本鉄道株式会社)

負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署に通報し、出動の要諦を行う。

乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設 (市、府、西日本高速道路株、大阪府道路公社)

あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。

負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署に通報し、出動の要請を行う。

交通の混乱を防止するため、通行車両のう回道路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 乗合旅客自動車運送事業者 (近鉄バス株式会社、金剛自動車株式会社)

(1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

(2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

(3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署に通報し、出動を要請する。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

(1) 市は、道路法及び災害対策基本法に基づき市内建設業者等と連携して、早期に確保すべき地域緊急交通路や市道・農道等における道路啓開を行い、交通の支障となる障害物を除去する。また、国道・府道等についても各管理者に協力して障害物の除去に努める。

市は、障害物を現場付近の空地に一時的に集積するほか、災害を拡大させ、あるいは応急対策実施上支障が生ずるおそれのない適切な場所を選定し、集積する。

(2) 災害で発生した障害物のうち、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地の他に、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積する。

なお、市の集積場所では処理しきれない場合は、府及び近隣市町村に協力を求めるものとする。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し段階的な応急復旧を行う。

被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設（市、府、西日本高速道路㈱、大阪府道路公社）

被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第 1 2 節 農林関係応急対策

(生活環境部)

市及び防災関係機関は、農林業に関する応急対策を講ずるものとする。

第 1 農業用施設

市及び水利組合等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 市

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

2 水利組合等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第 2 農作物

1 技術の指導

市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

2 病害虫の防除

市は、府その他関係機関と協力して、病害虫発生予察事業を活用した、被災無作物の各種病害虫防除の指導を行う。

3 主要農作物及び園芸種子の斡旋

主要農作物及び園芸種子については、必要に応じて府からの斡旋を求める。

第 3 畜産

市は、府の協力を得て、家畜伝染病の予防等家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

(1) 市は、府及び畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。

(2) 市は、府と協力して必要に応じ伝染病の発生防止に努める。

2 一般疾病対策

一般の疾病の発生については、市の獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。

3 飼料対策

市は、被害状況及び家畜数に応じて、飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の払下げを府に要請する。

第 1 3 節 災害救助法の適用

(市長公室、保健福祉部、危機管理室、出納室)

第 1 法の適用

市長は、市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、知事に災害救助法の適用を要請する。

第 2 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 8 学用品の給与
- 9 火葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第 3 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第 30 条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第 4 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条に定めるところによるが、市の具体的適用基準は、次のとおりである。

（1）市の地域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が 100 世帯以上であること。

- (2) 府の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が 50 世帯以上であること。
- (3) 府の地域内で住家の滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上であって、市域内の多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 住居が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。
- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって住家滅失 1 世帯とする。

3 住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもとする。

(2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のもとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(1) (2) に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

4 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第5 災害救助法の適用手続

1 災害救助法適用要請

(1) 市長は、羽曳野市における災害が、前記第4の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちに知事に報告するとともに、法の適用について協議する。

(2) 市長は、被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請する。

(3) 災害事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受ける。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編 資料12のとおりであるが、救助の期間についてはやむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

3 要請手続

市長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、府危機管理室に対し、次に掲げる事項についてとりあえず口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

(1) 災害発生の日時及び場所

(2) 災害の原因及び被害状況

(3) 適用を要請する理由

(4) 必要な救助の種類

(5) 適用を必要とする期間

(6) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

(7) その他必要な事項

4 災害救助法の適用

(1) 救助事務の実施

市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

災害の事態が切迫して、知事の指示を受けるいとまがないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理に関して府知事の指示を受けるものとする。

(2) 報告等

災害救助法に基づく救助措置等の知事に対する報告は、資料編 資料 12 の各項目に沿って行うものとする。

各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を調製し、救助事務の実施の都度または完了後速やかに市長に提出するものとする。

第14節 避難所の開設・運営

(総務部、危機管理室、保健福祉部、教育委員会)

市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に收容することができる避難所を指定し、開設するものとする。

第1 避難所の開設

避難收容が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

- (1) 危機管理室長は、市長から指示を受けた場合は、直ちに避難所に職員を派遣し、開設に必要な準備をする。
- (2) 市長は、災害が終息し、被災者を避難所に收容する必要があると認めたときは、総務部長に対し避難所の開設を指示する。
- (3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに府および羽曳野警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部等へ連絡する。
- (4) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況によりこれを延長する必要があるときは、市長は、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む)を得る。
- (5) 市は、あらかじめ選定した福祉避難所(二次的避難施設)についても、開設に必要な準備を行う。

第2 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

府は、施設の本来の機能を早期回復するため、市と協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

1 避難收容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - 避難準備情報・勧告・指示の出た場合
 - 避難準備情報・勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要であ

る場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

2 福祉避難所(二次的避難施設)収容の対象者

避難所生活において救護が必要と認められる者については、本人の意向を確認の上、福祉避難所(二次的避難施設)に収容する。

3 職員の配置

市は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指名する。避難所に配置された職員は、市本部の指示に基づき、施設の管理者及び町会、自治会等協力団体、ボランティアの協力を得て避難所の管理を行う。

4 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(1) 避難所の開設

(2) 避難所の受付及び人員把握

(3) 混乱防止のための避難者心得の掲示

(4) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(5) 生活環境への配慮

(6) 災害時要援護者への配慮

(7) 収容者の組織編成

収容者をなるべく町会等ごとに適当な人員(30人程度)によって班を編成し、班長を決める。班長には、できるだけ町会等の役員をあてるものとする。

班長は、連絡その他市職員の業務に協力する。

(8) 物資の受け払い及び配分

避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受け払い及び配分を行う。

(9) 諸記録及び報告

避難所の運営管理状況等必要な記録(収容者名簿、日誌、物品受け払い簿等)をし、市本部へ報告する。

(10) その他

情報の伝達

直接または班長を通じて収容者に伝達する。

給食

班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊き出し等給食を行う。

収容者の世話

収容者からの各種相談に応じるほか、班長その他の協力を得て収容者の世話をを行う。

避難所の消毒等

衛生班が行う消毒活動に協力する。

施設の管理

施設の使用について施設管理者と連絡を密にし、十分な保安全管理に当たる。

第3 避難者の他地区への移送

避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

1 避難者を他の地区へ移送する場合

(1) 市長は、避難者を避難所に収容できない場合、本市から最も近い距離にある非被災地または隣接市町への移送を行う。また、避難者の移送が十分でない場合には府に要請する。

(2) 移送に当たっては、市の保有車両または民間車両を借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関へ応援を要請する。

(3) 他地区に避難所を開設するに当たっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて、移送地へ派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

2 他地区から避難者を受け入れる場合

市長は、府知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定開設を進め、受け入れ体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所運営に協力する。

第4 河川氾濫時の措置

浸水区域内の洪水時避難所等が長時間孤立する場合は、浸水域外の二次避難所を確保して、消防、警察、自衛隊等に要請し、避難者を移送する。なお、移送は災害時要援護者を優先し、作業に長時間を要する場合は、浸水域内の避難者に食料等を供給する。

第 1 5 節 緊急物資の供給

(保健福祉部、市民人権部、水道局)

市は、家屋の損壊、滅失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。なお、市の災害時用備蓄品の保管状況は表 3 - 25、被害想定による備蓄目標量については、第 1 部総則の表 1 - 10 のとおりである。

第 1 給水活動

市は、災害時において速やかな給水活動を下記のとおり行う。

1 計画目標

- (1) 被災時には、住民一人あたり最低必要量は、飲料用として 3 リットルとする。
- (2) 飲料水は、自ら容器を持参し、応急給水地点に出向き給水を受けることを原則とする。
- (3) 災害時に備え、市に応急給水用資機材を備える。
- (4) 震災時に備え、各家庭に 20 ~ 60 リットル程度の水を常備するよう推奨する。

表 3 - 20 応急給水目標

	3 日間	4 ~ 7 日目	8 ~ 14 日目	15 ~ 21 日目	22 ~ 28 日目	2 ヶ月目以降
応急給水量 (リットル)	3	3 ~ 20	20 ~ 100	100 ~ 250	250	250
応急給水場所	拠点給水 (水道施設)	運搬給水 (避難所・水道施設) 災害時要援護者施設への通水	消火栓取出し給水設備からの給水	各戸仮設給水栓からの給水	通常給水	
応急給水による生活状況	飲料水のみ	食事と水洗トイレを 1 日 1 回流す水	洗面と 3 日に 1 回の風呂・洗濯等	災害前に近い水量	ほぼ災害前の水量	

2 給水方法

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄・受水場または配水場にて、給水タンク等に取水し運搬給水する。
- (2) 飲料水の水質検査及び消毒
- (3) ろ過または消毒した水は、ポリ袋その他の容器に入れ輸送給水する。
- (4) 輸送のための車両、ポリ袋その他の容器の調達については、災害時に迅速に確保できるよう調達先を定めておく。
- (5) 配、給水管を逐次復旧し、消火栓からの路上給水を行う。
- (6) 応急給水地点には、標識を設置して市水道局職員または委嘱を受けた者が給水を行う。

- (7) 給水用資機材の調達
- (8) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (9) パック水・缶詰水の配布
- (10) 以上の方法において応急給水を行っても、住民の飲料水が確保できないときは、府及び近隣市町村に応援を要請する。

表 3 - 21 給水場所（応急時の取水可能な場所）

場 所	所 在 地	電 話	浄水池数 (池)	浄水池容量 (m ³)
石川浄水場	古市 3 - 1 0 - 4	9 5 8 - 2 3 1 8	1	1,300
壺井浄水場	壺井 1 5 4 - 1	9 5 8 - 2 3 2 8	2	390
伊賀受水場	伊賀 3 - 1 7 - 1 0	9 5 5 - 0 1 9 6	1	384
西浦受水場	西浦 6 - 4 6 5 - 3	9 5 8 - 2 3 2 9	2	962
低区第 1 配水池	西浦 6 - 8 1 - 3		1	10,000
低区第 2 配水池	学園前 1 - 5 - 1 2		1	10,000
中区配水池	羽曳が丘西 1 - 1 - 9		1	10,000
壺井配水池	古市 2 2 7 1 - 1 1 9		1	3,000
羽曳山配水揚	はびきの 2 - 8 - 2 0	9 5 8 - 2 3 3 8	1	3,500
高区配水池	羽曳が丘 9 - 295 - 86		1	3,000

表 3 - 22 市等が保有する給水資機材等（消防施設含む）

資機材種類	容 量	保管場所	電 話	数 量	備 考
給水タンク		羽曳野市水道局	9 5 8 - 1 1 1 1		
"	1,500	"		1 個	
"	500	"		5 個	
"	300	"		4 個	加圧ポンプ 付 1 個
ポリ容器	20	"		6 0 個	
防災緊急給水袋	10 6 5			842 枚 465 枚 10,000 枚	
防災用備蓄水	500 mm /24 本			430 ケース	
給水車	2,000			1 台	19 年度 購入予定
水槽車	4,000	羽曳野市役所		1 台	

資機材種類	容 量	保管場所	電 話	数 量	備 考
消防用水槽車	10,000	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	9 5 8 - 0 1 1 9	1 台	
消防用 タンク自動車	1,300	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	9 5 8 - 0 1 1 9	1 台	
消防用(予備車) タンク自動車	1,500	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部 柏原出張所	9 7 2 - 0 1 1 9	1 台	
消防用 タンク自動車	1,500	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部 羽曳野出張所	9 5 7 - 1 8 3 5	1 台	
消防用 タンク自動車	900	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部 高鷲出張所	9 3 9 - 0 1 1 9	1 台	

第 2 食料の供給

発災時においては、迅速かつ円滑に、必要な食料を確保・供給するため備蓄物資の供給を行うとともに、不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）に応援を要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 避難所における備蓄食料の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

1 食料の調達計画

- (1) 食料の給与は、災害が発生し、災害救助法が適用されるまでは、市が行う。
- (2) 災害救助法の適用後は、必要に応じて市長が府へ食料調達の要請を行う。

2 食料の調達方法

- (1) 災害初期は災害備蓄拠点からアルファー化米等の備蓄食料を供給するとともに、市内の製パン業者または、食料品店から生パン（菓子パン）等を第一次的に調達する。
また、不足する場合は、府及び近隣市町に応援を要請する。
- (2) 市長は、被災者に対する給食に必要な米穀について、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領に基づき知事に要請する。
- (3) 市長は、知事からの要請を受けた米穀販売業者より供給を受ける。

表3 - 23 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領による数量

区分	品目	米 穀	乾 パ ン 等	漬け物
被災者供給用		精米 1人1食当たり 200g または 玄米 1人1食当たり 220g	1人1食当たり 115g (乾燥米飯の場合 1人 1食当たり 100g)	1人1食当たり 20g
災害救助従事者用		精米 1人1食当たり 300g または 玄米 1人1食当たり 330g	1人1食当たり 115g (乾燥米飯の場合 1人 1食当たり 100g)	1人1食当たり 20g

第3 炊き出し及び食料配布の実施

1 食料給与の基準

食料給与の基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるところとする(法適用前も含む)。

2 実施方法

- (1) 炊き出しは、避難所に収容された被災者に対し、各避難所等において実施する。
- (2) 市長は、各避難所等において炊き出しに使用できる設備等の現況を把握しておくとともに、器材等の調達についても、調達器材、調達先等を定めておく。
- (3) 炊き出し以外の食品の配給については、配給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。
- (4) 食料品の供給にあたっては、特に衛生的に取り扱うことに注意する。
- (5) 炊き出し等の実施にあたっては、自主防災組織、婦人団体協議会、羽曳野市婦人防火クラブ等、その他住民組織に協力を要請する。

第4 生活必需品の供給

発災時においては、迅速かつ円滑に、被服、寝具等の必要な生活必需品等の物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

1 生活必需品の調達計画

市は、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の日常生活品を損失し、急場をしのごとができない者に対して、物資の給与または貸与を行い、被災者の生活を保護する。

2 生活必需品の調達方法

- (1) 第一に市の備蓄品を提供し、なお、不足するときは、速やかに市内または近隣市町の衣料品店など関係業者から調達するものとする。
- (2) 市の調達数量に不足が生じたときは、府に調達を要請する。
- (3) 市は、生活必需品の調達（予定）先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を策定しておく。

第5 生活必需品の給与、配分

1 生活必需品の給与の基準

生活必需品の給与の基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるところとする（法適用前も含む）。

2 実施方法

(1) 給与する品目等の決定

被災者に給与する品目、数量等は、被害の実情に応じてその都度定める。

(2) 給与の範囲

生活必需品等の給与または貸与は、主として避難所に収容されている被災者を対象として実施する。

(3) 配分

市は、交付対象者を正確に把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保、その他必要な配分計画を立て、公平な配分に努める。

(4) 物資の供給にあたっては、自主防災組織、婦人団体協議会、羽曳野市婦人防火クラブ等、その他住民組織に協力を要請する。

表 3 - 24 災害備蓄拠点一覧

保管場所	電話番号	所在地
古市小学校	958 - 3321	古市 1 - 2 - 5
古市南小学校	958 - 3331	古市 5 - 1 4 - 3 8
駒ヶ谷小学校	958 - 3371	駒ヶ谷 3 4 4 - 1
西浦小学校	958 - 3351	西浦 1 0 5 0
羽曳が丘小学校	958 - 3361	羽曳が丘 6 - 8 - 1
埴生小学校	955 - 0329	伊賀 5 - 6 - 3 7
埴生南小学校	958 - 3488	はびきの 6 - 6 - 1
恵我之荘小学校	953 - 0001	南恵我之荘 7 - 8 - 35
高鷲小学校	955 - 4481	島泉 2 - 1 - 1 9
高鷲南小学校	953 - 4008	高鷲 2 - 1 2 - 1
高鷲北小学校	938 - 5411	島泉 4 - 3 - 3 3
丹比小学校	955 - 1815	郡戸 2 0 6
誉田中学校	955 - 4765	誉田 6 - 5 - 3 7
峰塚中学校	958 - 3301	西浦 6 - 4 8
高鷲中学校	955 - 4488	島泉 9 - 1 4 - 4
高鷲南中学校	955 - 9388	高鷲 2 - 2 - 1
河原城中学校	954 - 6767	桃山台 4 - 1 2 3
羽曳野市役所	958 - 1111	誉田 4 - 1 - 1

表 3 - 25 各保管場所における備蓄品の状況

備蓄品	数量	備考
ポリタンク	1 0 0 個	
毛布	1 0 0 枚	
ブルーシート	5 0 枚	
ローソク	3 0 本	
クイクコンロ	1 セット	
コンロストーブ	1 セット	
テント	1 0 張	市役所にはテント無し

第 16 節 保健衛生活動

(保健福祉部、生活環境部)

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第 1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1 市の活動内容

(1) 市は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

消毒措置の実施（感染症法第 27 条）

ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第 28 条）

家用水の供給（感染症法第 31 条）

避難所の防疫指導

臨時予防接種（予防接種法第 6 条）

衛生教育及び広報活動

(2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(3) その他、感染症新法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

2 防疫活動が十分でないとき認められるときの措置

(1) 市は、自らの防疫活動が十分でないとき認められるときは、府に協力を要請する。

(2) 市が、府の指導や指示を実施することができない場合、若しくは防疫活動を実施しても十分でないとき認められる場合には、府が必要な措置を講ずることとなっている。

3 府の活動内容

(1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。

(2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

(3) 市に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。

- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めるときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。(予防接種法第 6 条)
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
- (7) その他、感染症新法により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱

二類感染症：ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第 2 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等と連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足し易い栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第 17 節 福祉活動

(保健福祉部)

市は、被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第 1 災害時要援護者の避難誘導

在宅災害時要援護者の避難にあたっては各自治会、ボランティア団体等の協力を得ながら、安全になされるようにする。

第 2 災害時要援護者の被災状況の把握等

1 災害時要援護者の安否確認及び被災状況の把握

(1)市は、災害発生直後には、府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の災害時要援護者の安否確認を行うとともに、被災状況を把握する。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童を迅速に発見、保護する。

(2)市は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況を迅速に把握する。

2 福祉全般の相談窓口の設置

市は、きめ細やかな援護体制を確立するため、早急に相談窓口を設置する。

3 福祉ニーズの把握

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズを迅速に把握する。

第 3 被災した災害時要援護者への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等のほか、施設の被災の状況を見ながらデイサービス、ショートステイ事業等の利用など在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるほか、福祉関連情報の伝達や避難所生活支援、保健センターと連携した健康管理等のサービスを行う。

市は、府と連携して被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策を行う。

2 災害時要援護者の施設への緊急入所等

市及び府は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない災害時要援護者については、本人の意思を確認した上で、福祉避難所（二次的避難施設）や社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるものとする。

第 18 節 社会秩序の維持

(市長公室、生活環境部)

市及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第 1 住民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第 2 警備活動

警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

なお、次のような警備措置がとられることとなっている。

- (1) 被害調査その他災害情報の収集
- (2) 被災者の救出・救護及び避難誘導
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 交通の整理規制及び緊急交通路の確保
- (5) 流言飛語の防止など広報活動
- (6) 検視活動
- (7) 被災地における利害関係紛争事案等の警戒
- (8) 関係機関の救出活動への協力援助

第 3 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携して、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

市は、府と連携して生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第4 金融機関における預貯金払戻等

日本郵政公社近畿支社長は、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱機関、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等をなくした場合であっても、運転免許証・保健証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して指示する。

ただし、藤井寺郵便局長は、災害救助法が発動されたときは、日本郵政公社近畿支社長の指示を待たずに直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。

第 19 節 住宅の応急確保

(総務部、保健福祉部、都市開発部)

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

第 1 被災住宅の応急修理

市は、災害救助法第 2 条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者に対して、応急修理を府から委任された場合には、その住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

第 2 住居障害物の除去

市は、災害救助法第 2 条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、障害物の除去を府から委任された場合には、障害物の除去を行う。

第 3 応急仮設住宅の建設

市は、災害救助法第 2 条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流失し、住宅を確保することができない者に対して、府から委任された場合には、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整した上で、応急仮設住宅を建設し、供与する。

- (1) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- (2) 応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。
- (3) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (4) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として 2 年以内とする。
- (5) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。
- (6) 応急仮設住宅の建設場所としては、第 2 部災害予防対策計画の表 2 - 16 のとおり予定している。また、予定戸数については 1 階建ての住宅であり、目標戸数を確保するため 2 階建て等について検討する。

第 4 公共住宅への一時入居

市及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、公社・公団住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第5 住宅に関する相談窓口設置等

- (1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- (2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第 2 0 節 応急教育等

(教育委員会)

市教育委員会は、幼稚園及び学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第 1 事前準備

- 1 各幼稚園・学校長は、学校の立地条件等を考慮し、常に災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画をたてておく。
- 2 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、各学校長と協力し、応急教育態勢に備えて次の措置をとる。
 - (1) 学校・園行事、会議、出張等を中止する。
 - (2) 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置等につき保護者との連絡方法を検討する。
 - (3) 教育委員会、警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (4) 勤務時間外においては、校園長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

第 2 災害時の態勢

1 登校後の措置

災害が発生し、または発生が予想される状況となったときは、各校園長と協議の上、必要に応じて授業打ち切りの措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童には、教師が地区別に付添うものとする。

2 登校前の措置

登校前に休校などの措置を決定したときは、直ちに広報車、有線放送、防災行政無線、電話等により伝達し、園児・児童・生徒に対し、徹底を図る。また災害が広域にわたることが予想される場合には、大阪府教育委員会からラジオ、テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に処理するものとする。

第 3 文教施設の応急復旧対策

1 事故対策

教育施設、備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は、倒壊、火災及び盗難予

防に注意し、停電、断水等予想される事故に対する措置を講ずる。

2 応急復旧

市教育委員会は、被災後速やかに被災文教施設及び設備の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないよう措置する。この場合、写真撮影などにより被災の事実及び状態を立証しておく。

第4 応急教育実施の予定場所

1 校舎が使用できない場合

市教育委員会は、校舎の全部または大部分が使用できない場合は、関係機関と調整し、近隣の公共施設及びその他の適切な場所を利用する。

2 二部授業の実施

校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を行うものとする。

第5 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 幼稚園長及び学校長

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市及び府教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

校舎が避難所として利用されている場合の市との協議

校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 教育委員会

市教育委員会は、園児・児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図ることとし、必要に応じて他市町村に対して、園児・児童・生徒の受け入れについて応援を要請する。

また、教職員及び園児・児童・生徒の被災状況を把握する。

2 応急教育体制の確保

災害の規模によっては、応急教育体制を速やかに確立する必要があり、校園長と教育委員会と協議の上、十分な調整を図る。なお、調整が見つからない場合は、大阪府教育委員会の指導と助言を求めるものとする。

3 授業不能が長期にわたる場合

授業不能が長期にわたる場合については、園児・児童及び生徒との連絡方法等について検討を加え、必要な措置を講ずる。

第6 学校給食対策

1 給食施設の確保

学校長、市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、給食の可否を決定する。実施する場合は速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

2 給食実施上の留意点

学校長は、給食の実施にあたり、次の項目について留意する。

(1) できる限り継続実施に努める。

(2) 各学校とも避難場所として使用され、被災者に対する炊き出しが行われるので、学校給食と炊き出し用との区別に留意する。

(3) 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので衛生対策については特に注意する。

第7 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある園児・児童・生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

市教育委員会及び校園長は、被災園児・児童・生徒の心と体の健康管理を回るため、府や藤井寺保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断や感染症の予防について適当な措置をとる。

また、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第8 文化財の応急対策

指定文化財の所有者または管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。また、市教育委員会は国・府指定の文化財について府教育委員会へ報告する。市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者または管理責任者に対して応急措置に関する指導・助言を行う。

第 2 1 節 応急保育

(保健福祉部)

市は、保育を継続して実施するため、保育所施設等を早期に確保し、応急保育の措置をとるものとする。

第 1 事前準備

各保育園責任者は、市と協議して応急保育態勢に備えて、あらかじめ次の事項について準備を行う。

- (1) 保育児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
- (2) 各機関との連絡網を確認する。
- (3) 勤務時間外における災害に備え、非常招集の方法を定める。

第 2 災害時の態勢

1 緊急避難の措置

各保育園責任者は、状況に応じ緊急避難の措置をとる。

2 被害状況の報告

各保育園責任者は、災害の規模、保育児、職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、市に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立する。

3 臨時編成の調整

各保育園責任者は応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

第 3 保育施設の応急復旧対策

- (1) 保育施設及び備品の被害を最小限に防止するため施設の長は倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水等予想される事故に対する措置を講ずる。
- (2) 災害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、早急に平常通りに保育できるよう処置を講ずるものとする。

第 4 応急保育の確保

保育施設や児童の被災により、通常の保育を行うことが不可能な場合は、隣接保育所との合同保育あるいは混合保育を実施する等応急保育の確保に努めるものとする。

第5 保育園児の健康保持

被災地区の保育園児に対しては、藤井寺保健所の指示援助により健康診断、検便などを行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行うものとする。

第 2 2 節 廃棄物の処理

(生活環境部)

市及び柏羽藤環境事業組合は、し尿、ごみ及びびがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第 1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。
- (4) 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。
- (4) 浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

第 2 ごみ処理

1 事前対応

避難準備情報等が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備するとともに、秘書・広報班と協力して、浸水が想定される区域の住民へ、家財等を 2 階へ上げる等、浸水しないよう予防策を講じるよう呼びかけ、水害廃棄物の発生を最小化するよう努める。

2 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、水害廃棄物(家具、畳等の粗大ごみ)の発生見込み量を把握する。

3 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積み込み・積下しのための重機を確保する。
- (6) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

4 住民への広報

水害発生時、廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 住民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- (3) 収集時期及び収集期間
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 市の問い合わせ窓口

5 進行管理計画

水害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的な水害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

- (1) 水害廃棄物の発生量
- (2) 水害廃棄物の処理方法
- (3) 水害廃棄物の処理に要する期間の見込み
- (4) 水害廃棄物処理の月別進行計画

第3 がれき処理

1 初期対応

- (1) がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保すると

もに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び事業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

3 進行管理計画

災害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的ながれき処理の進行管理計画を作成する。

- (1) がれきの発生量
- (2) がれきの処理方法
- (3) がれきの処理に要する期間の見込み
- (4) がれき処理の月別進行計画

表 3 - 26 清掃施設

施設	住所	電話	処理能力
芝山衛生センター	柏原市国分市場 1 - 1 1 - 3 5	0 7 2 - 9 7 7 - 3 5 0 0	2 9 0 k (日)
柏羽藤クリーンセンター	柏原市円明町 6 6 6	0 7 2 - 9 7 6 - 3 3 3 3	4 5 0 t (日)

第 2 3 節 遺体の処理及び火葬

(保健福祉部)

市は警察署等に協力して、遺体の処理、火葬について、必要な措置をとるものとする。

第 1 遺体収容所の設置

遺体収容所の設置の必要が生じたときは、原則として羽曳野市立体育館に収容所を設置する。なお、施設が使用できない場合、不足の場合などには、市内各地区の寺院へ遺体を安置する。

第 2 遺体の処理方法

1 遺体の検視

遺体は、医師による検案及び警察官による検視（見分）の後、遺族、親族に連絡の上、引き渡す。

2 遺体の身元確認

警察官は、身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

第 3 遺体の埋葬

1 遺体の火葬

火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱状態のため資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な火葬を実施する。

火葬の方法は次のとおりとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体は死体処理台帳及び遺品を保存の上、原則として火葬に付すものとする。
- (3) 火葬に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院などの適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- (5) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- (6) 身元不明の遺体は、火葬の後、遺骨及び遺品等を本市または市内寺院に依頼して保管するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに市の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、納骨堂その他別に定める場所に移管する。

3 遺体の処理等の報告

保健福祉部は、遺体の処理状況等を随時市長に報告するとともに、活動状況等を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに市長に報告する。

4 応援要請

(1) 市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

(2) 府は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他の市町村への指示、他府県への要請を行う。

第 2 4 節 自発的支援の受け入れ

(総務部、生活環境部、保健福祉部、出納室)

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第 1 ボランティアの受け入れ

市及び市社会福祉協議会は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受け入れ窓口の開設

市は、市社会福祉協議会に災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口を設置し、市社会福祉協議会との連携により運営等の連絡調整を行う。

2 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第 2 義援金品の受け入れ配分

市は、市、府、日本赤十字社などに寄託された被災者あての義援金品について、確実かつ迅速に被災者に配分するため、府及び日本赤十字社と連携し、次のとおり行う。

1 義援金

(1) 受付

市に寄託される義援金は、原則として出納室班を窓口として受け付けることとする。

(2) 受領書の発行

義援金の受領については、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 配分の基準

市に寄託された義援金及び府または日本赤十字社等から配分を委託された義援金の配分、被災者に対する伝達方法等にあたっては、配分委員会を設置し、被災の状況及び被災者の世帯構成(年齢、性別、学年等)を基礎とし、義援金の受納量に応じ配分する。

(4) 保管

義援金の保管は、被災者に配分するまでの間、羽曳野市公金取扱金融機関に一時預託する。

2 義援物資

(1) 受付

市に寄託される義援物資は、原則として出納室班を窓口として受け付けることとするが、災害の状況に応じて、社会教育施設等の公共施設または適宜、臨時受付場所を設置して受け付ける。

必要とする物資を明確にする。

救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

ア 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。

イ 複数の品目を梱包しないこと。

ウ 腐敗する食料は避けること。

(2) 受領書の発行

義援物資の受領については、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 配分の基準

市に寄託された義援物資及び府または日本赤十字社等から配分を委託された義援物資の配分、にあたっては、被災の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎とし、義援物資の受納量に応じ配分する。

(4) 配分方法

配分にあたっては、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、町会、自治会及び婦人会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

(5) 義援物資の輸送

義援物資の輸送については、第8節交通規制・緊急輸送活動による。

配分決定に基づき、義援物資を避難所等の物資集積地等へ輸送する。

(6) 保管

寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

義援物資の保管は、市庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて市公共施設の - 部を使用する。

3 小包郵便料金の免除

日本郵政公社中央郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 日本郵政公社総裁が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物料金は免除される。

(2) 府及び市等の申請により、日本郵政公社総裁が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

- (3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第3 海外からの支援の受け入れ

市及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受け入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連絡調整

市は、海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡するとともに、国や府からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受け入れ

- (1) 市及び府は、次のことを確認の上、受け入れの準備を行う。

支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

被災地のニーズと受け入れ体制

- (2) 市及び府は、海外からの支援の受け入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

案内者、通訳等の確保

活動拠点、宿泊場所等の確保

第 4 部 事故等災害応急対策計画

第1節 消防計画

(危機管理室)

第1 計画方針

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、火災から人命を保護するために、発生時において住民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底等について、積極的に指導推進にあたるとともに、消防団を含めその全機能をあげて人命の安全確保、火災の拡大防止等地域の特性に対応した有機的かつ効率的な消防活動を展開するものとする。

第2 消防活動

1 活動の基本

火災防ぎょ活動は、人命の安全確保を最優先に行い、延焼防止を主眼として火勢の早期鎮圧を図るとともに、被害を最小限にとどめなければならない。

2 部隊運用等

火災、救助、救急等の火災発生件数、規模等により、所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行うものとする。

3 情報収集等

(1) 情報計画に基づき、積極的に災害情報収集を行うものとする。

(2) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に災害時の情報交換を行うものとする。

4 消防警備

消防警備は、次のとおりとする。

(1) 通常警備

常時における通常の火災警備とする。

(2) 非常警備

大火災及び非常災害時における火災警備とする。

5 消防隊の編成

(1) 通常警備の編成は、別に定める。

(2) 非常警備の編成は、別に定める。

6 消防署職員及び消防団の配置

消防職員の配置は、資料編 資料 23 のとおりである。

また、消防団員及び施設資機材の現況は、資料編 資料 24 のとおりである。

7 出動計画

消防隊が電話その他によって火災を覚知した時は、出動計画に基づいて出動するものとする。

(1) 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

出場の区分は、次のとおりとする。

限定出動 災害の規模が小規模かつ局地であり、第1出場に至らない場合の出場をいう。

第1出場 災害発生と同時に警防計画で定めた部隊の出場をいう。

第2出場 現場統括指揮者が第1出動の部隊では対応が困難と認めた場合で警防計画で定めた部隊の出動をいう。

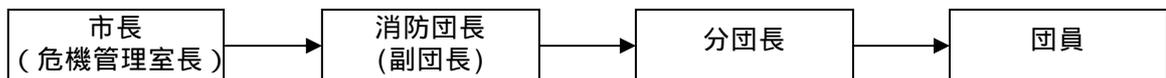
第3出場 現場統括指揮者が第2出動の部隊では対応が困難と認めた場合で警防計画で定めた部隊の出動をいう。

応援出場 消防相互応援協定等に基づく部隊の出場をいう。

特命出場 災害の規模、状況により全各号にかかわらず消防長又は署長が必要と認めた出場をいう。

(2) 消防団

指揮伝達系統



火災警報の発令・広報

ア 市長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その他特に必要と認めるときは、火災警報を発令するほか消防団長に対し、火災警報の伝達及び防火広報について必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 消防団長は、前記アの要請を受けたときは、各分団毎に火災警報その他火災予防上の注意事項を住民に周知しなければならない。

(3) 火災発生時の出動

火災発生の通報を受け、または自ら火災の発生を覚知した消防団員は、分団長等に通報するとともに、直ちに出勤準備を行うものとする。

前項の通報を受け、または自ら火災の発生を覚知した分団長等はその旨消防団長に通報するとともに直ちに所属団員を招集し、現場に出動する。

(4) 消防団長の指示等

消防団長は、火災の縮小、拡大の傾向、消防水利の状況、危険物の有無、飛火警戒その他消火に関する一切の状況を判断し、他の分団の出動、消火戦術の運用等必要な指示を行う。

消防団長は、火災の発生と縮小、拡大の状況その他の情報を市長に通報する。

第3 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (2) 知事は、市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。(災害対策基本法第73条)
- (3) 警察官または海上保安官は、市長(権限の委託を受けた市の職員を含む)が現場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (5) 消防吏員または消防団員は、火災等(水災を除く災害)の現場において、消防警戒区域を設定する。(消防法第28条、36条)
- (6) 消防長または消防署長は、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。(消防法第23条の2)
- (7) 警察署長は、消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。(消防法第23条の2)
- (8) なお、警察官は、上記の消防法第28条、第36条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 警戒区域設定の基準

火災による警戒区域設定の基準は次のとおりである。

- (1) 火災が発生し、強風等により付近に延焼のおそれがある場合
- (2) 石油、ガス、化学薬品の火災等が発生し、非常に危険な状態となった場合、あるいは、付近の危険物に延焼するおそれがある場合

3 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、その旨付近の住民に周知させるとともに、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講じ、必要に応じ住民の避難等を実施し、周知の交通の規制を行うとともに、警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第4 応援要請

市長は、消防機関の長と協議の上、応援要請の必要あると認めるときは、隣接市町に対し、消防機関の出動を要請する。

第5 特殊建物に対する消防計画

特殊建物とは、火災防ぎょ並びに人命救助上特に注意を要する官公署、学校、病院、共同住宅、公会堂興業場その他多数の人員を収容する建物で土地の状況、建物、大きさ階層内容物等により各階までの必要ホース数を調査し、各隊担当部署の方面を指定する。

第6 断、減水時消防計画

水道消火栓が天災事変その他により支障をきたした場合、または異常湧水等により著しく減水し、若しくは断水等の事態が発生した場合の火災については、大火になる危険性が十分予想されるので、次によって万全を期するものとする。

- (1) 指定水利を点検整備し、必要時に備える。
- (2) 水量不足により防ぎょが困難であるときは、その延焼阻止に主を置く。
- (3) 常時よりホースの増加・積載を図る。
- (4) 有効適切な局部破壊を併用する。
- (5) その他一般住民に防火用水の常備を促し、初期消火を図る。

第7 消防用資機材

消防用資機材の区分、項目、数量等は資料編 資料26のとおりとする。

第8 人命救助計画

人命救助は、火災により生命の危険な状態にある人を早期に発見し、救助することを目的とするもので、次の要領に基づき計画を立て完璧を期するものとする。

- (1) 人命救助は、火災防ぎょ行動よりも優先するが、両者は、原則として併用行動をとるものとする。
- (2) 人命救助を実施する火災の対象は通常または非常時に関係なく次の分類による。

普通建物火災の救助行動

高層建物火災の救助行動

特殊火災の救助行動

(3) 人命救助隊の編成

火災現場に先着した消防隊で人命救助を必要と認める事態に直面した時は速やかに人命救助隊を編成し、行動する。

普通建物火災の救助行動要領

救助隊は、到着と同時に要救助者の有無にかかわらず火災建物、隣接建物を搜索し、それぞれの救助器具を有効に使用し、行動する。

高層建物火災の救助行動要領

内部進入の救助隊員の任務は、搜索、救助及び避難誘導であり出火階層を最優先にし、火点上階層に及ぶものとする。救助は、危険が切迫している者より先にし、特に災害時要援護者を最優先とする。

特殊火災の救助行動要領

危険物、車両、その他の爆発のおそれのある場合は、状況に応じた機先の行動をとるものとし、危険圏内及びその付近の者は安全地帯に避難させるものとする。

第2節 林野火災等応急対策

(危機管理室)

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部をはじめとする防災関係機関は、火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。

第1 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、大阪府内(生駒山地の山頂部付近を除く)のいずれかで、最大風速(10分間平均風速の最大値)が10m/sとなる見込みのとき。但し、降雨、降雪が予測される場合は通報を取りやめることができる。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたときまたは火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火気の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、柏原羽曳野藤井寺消防組合火災予防条例で定める火の使用制限に従う。

4 住民への周知

市は、市防災行政無線、広報車、警鐘、航空機などを利用し、または状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

第2 林野火災

林野における大規模な火災が発生した場合には、防災関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

1 火災通報等

(1) 通報基準

市は、火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、または特に必要と認める

ときは、府に即報を行う。その後1時間毎に状況を通報する。

ア 焼損面積10ha以上と推定される場合

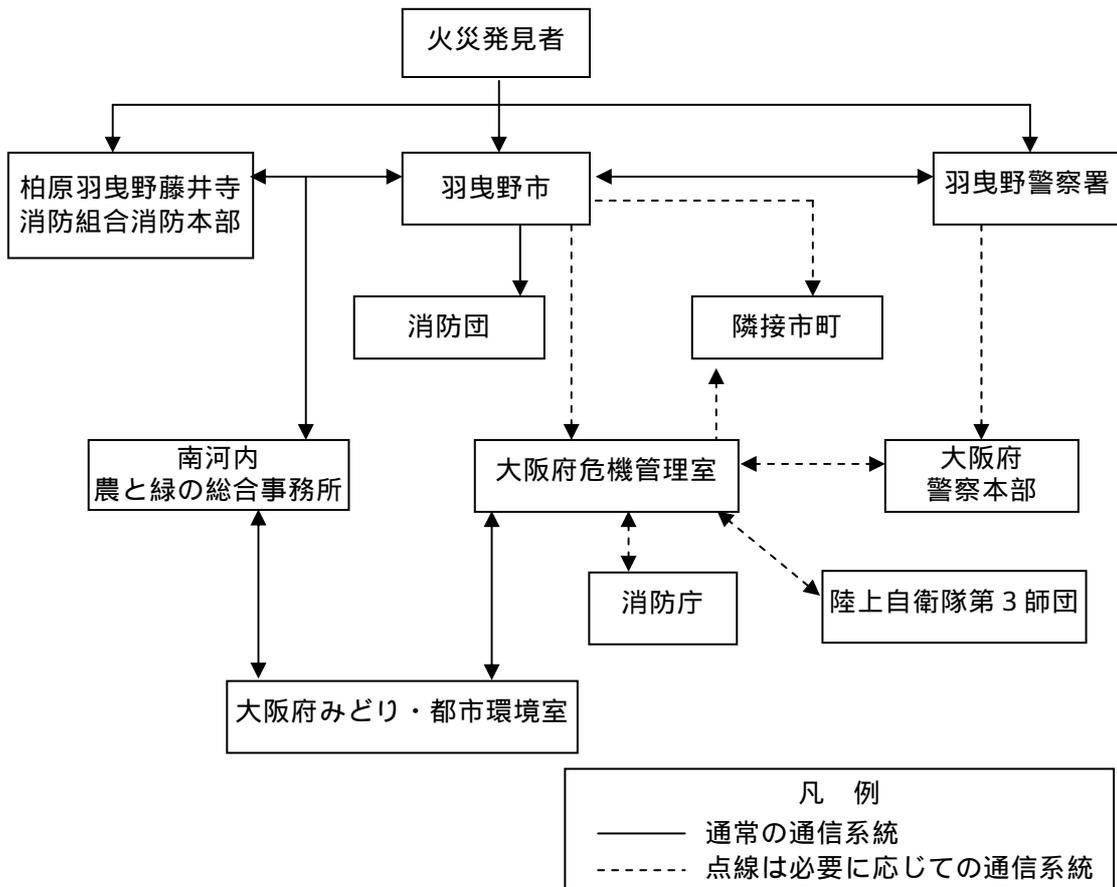
イ 空中消火を要請したもの

ウ 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

(2) 伝達経路

林野火災における通報連絡は次の図のとおりとする。

図4-1 林野火災における通報連絡系統



2 活動体制

(1) 市

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

現地指揮本部の設置

ア 林野火災発生のお知らせがあった場合、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は直ちに現地指揮本部を設置し、警察署等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。

- イ 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- ウ 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動準備の要請を行う。

市現地対策本部の設置

- ア 近隣市町村等に応援要請を行った場合、発災地付近に現地対策本部を設置する
- イ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ウ 警戒区域、交通規制区域の指定
- エ 空中消火の要請または知事への依頼
- オ 消防庁に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する派遣要請についての検討

市林野火災対策本部の設置

- ア 知事に対する広域航空消防応援または自衛隊派遣要請の依頼
- イ 受け入れ準備

(2) 警察署

市、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたるとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

第3節 市街地災害応急対策

(危機管理室)

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部をはじめとする防災関係機関は、中高層建築物等のガス漏洩事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

第1 火災の警戒

「第2節 林野火災等応急対策 第1 火災の警戒」参照

第2 ガス漏洩事故

1 消防活動体制の確立

2 ガス漏洩事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

3 火災警戒区域の設定

範囲は、地下街(地階)にあつては、原則として当該地下街(地階)全体及びガス漏洩場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

4 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、羽曳野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

5 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

6 ガスの供給遮断

(1) ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社が行う。

(2) 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社に連絡する。

第3 火災等

(1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担

(2) 活動期における情報収集、連絡

(3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策

(4) 高層建築物、地下街(地階)等の消防用設備の活用

(5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用

(6) 浸水、水損防止対策

第 4 広域応援体制

市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょが実施できない場合には、近隣市町村、府、警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

第 5 警察署の措置

警察署は、関係各機関との密接な連携のもと、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。

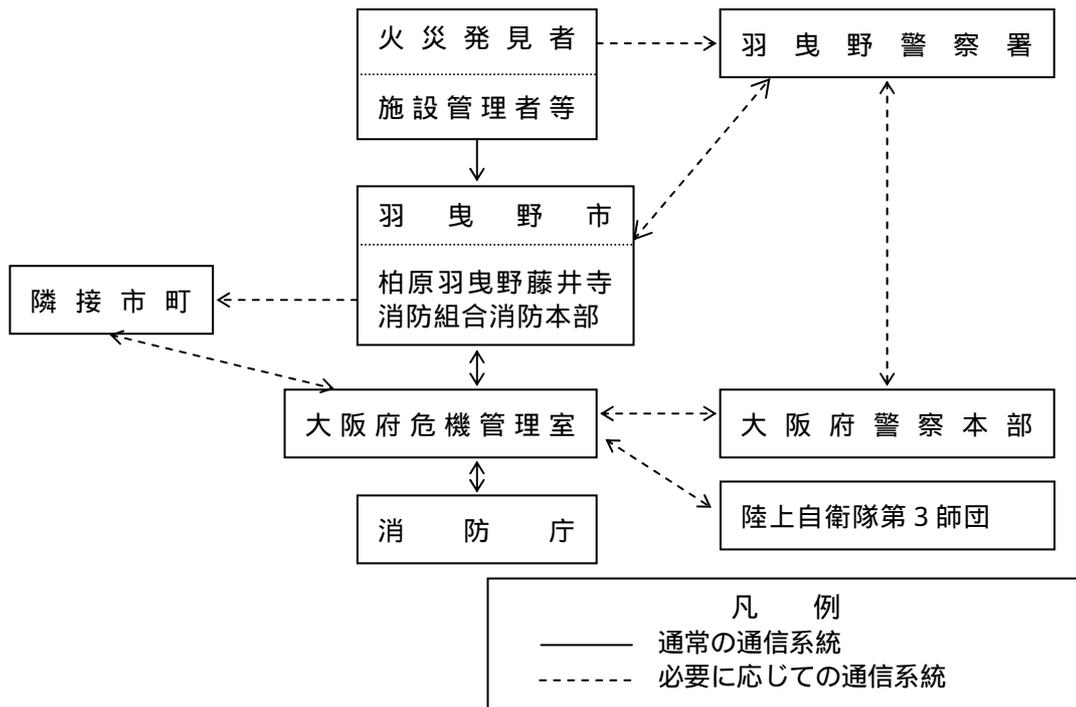
第 6 中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等

- (1) ガス漏洩、火災等が発生した場合、中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- (3) 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第 7 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報連絡は、次により行う。

図 4 - 2 市街地災害における通報連絡系統



第4節 危険物等災害応急対策

(危機管理室)

市及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るものとする。

第1 危険物災害応急対策

1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

- (1) 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、防災関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

災害の拡大を防止するための施設、施設の整備及び緊急措置要領の確立

危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立

災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

- (3) 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、施設の管理責任者と密接な連携を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

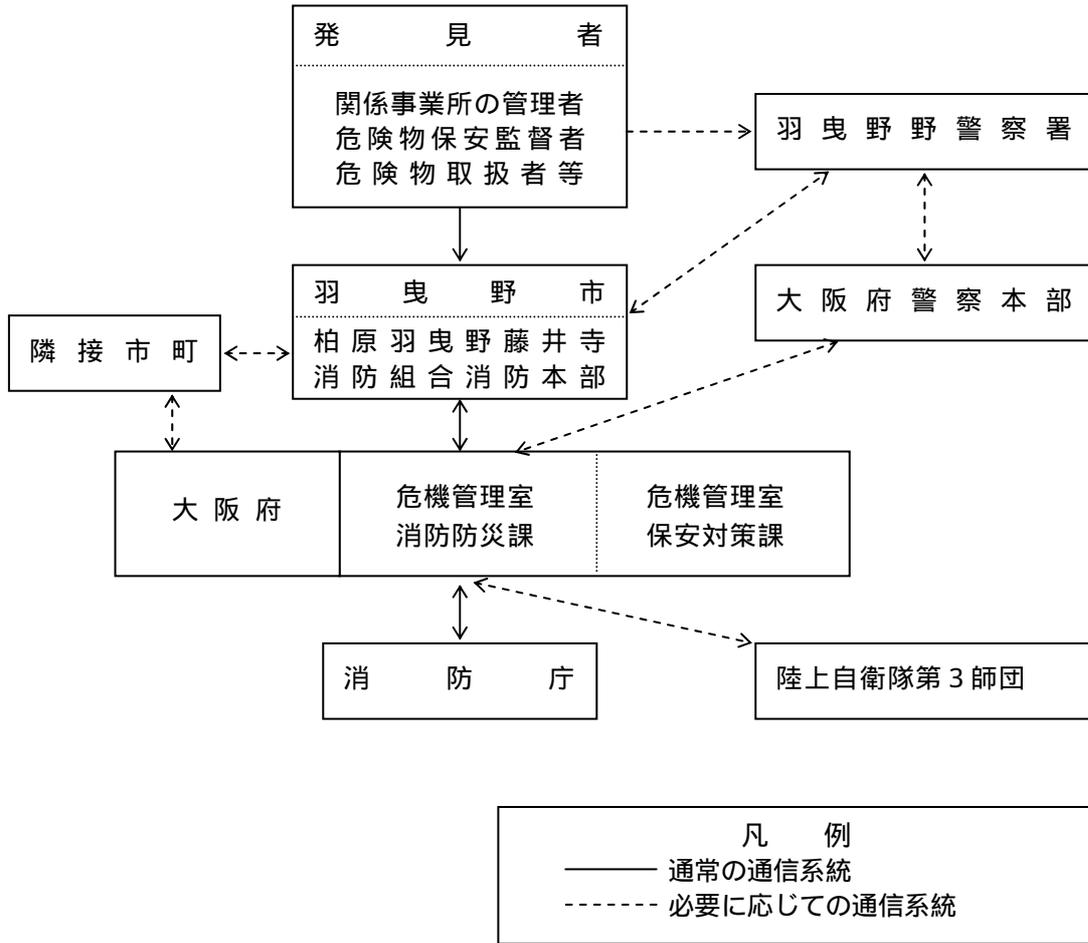
2 警察署

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

3 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

図4-3 危険物災害における連絡通報系統



第2 高圧ガス災害応急対策

1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 警察署

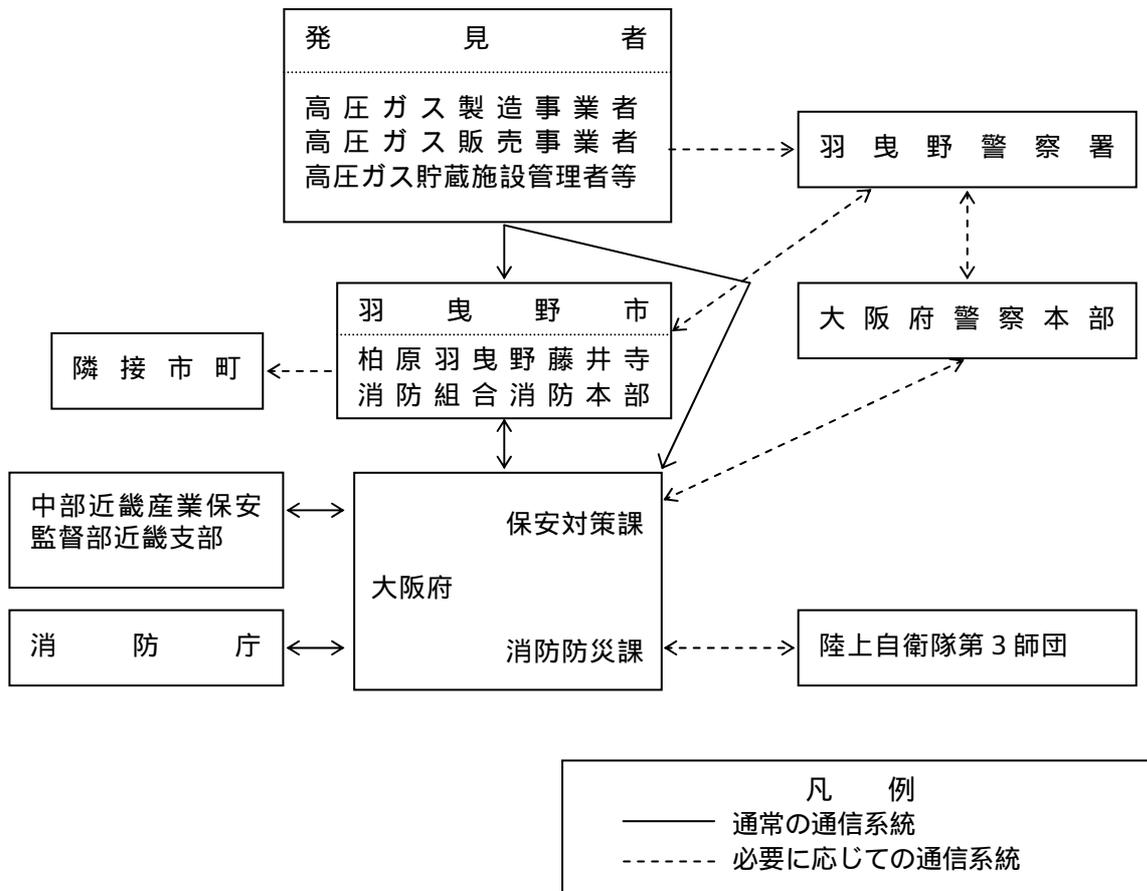
(1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

3 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

図4-4 高圧ガス災害における通報連絡系統



第3 火薬類災害応急対策

1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 警察署

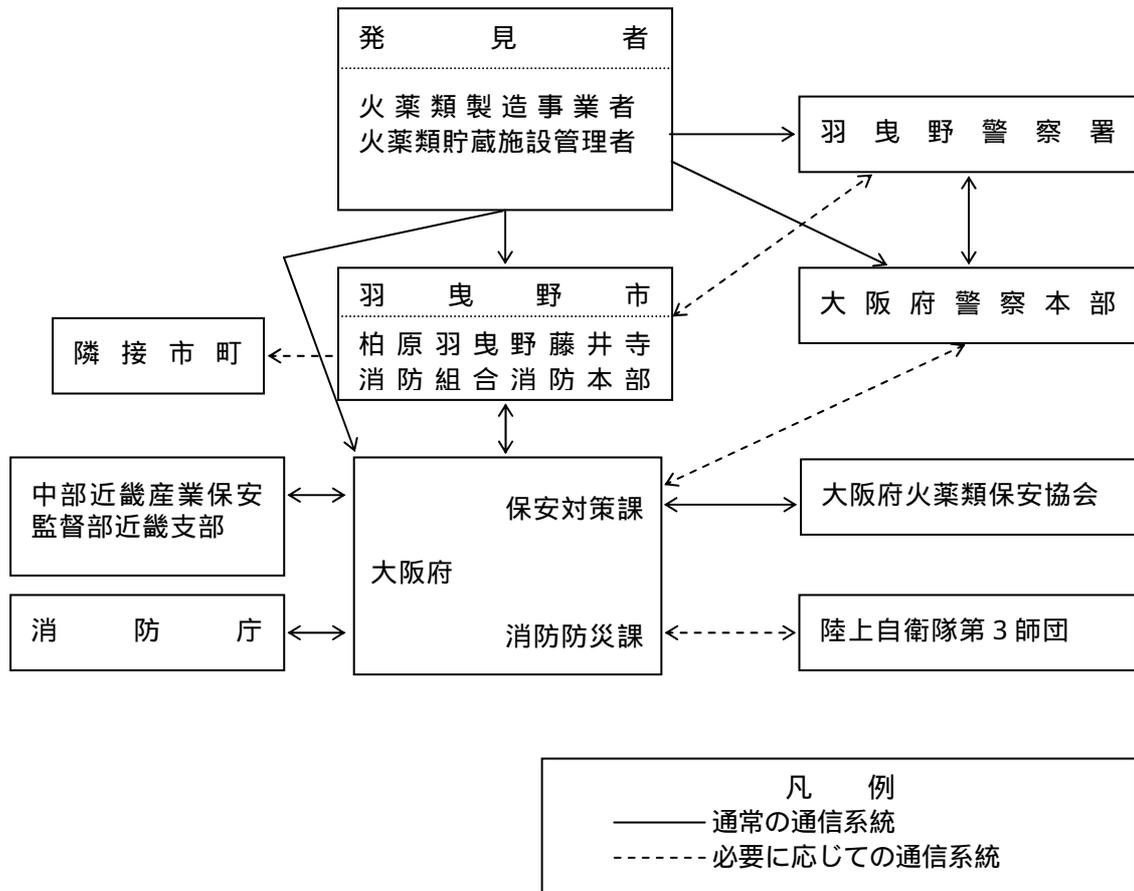
(1) 火薬類の爆発等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

3 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

図4 - 5 火薬類災害における通報連絡系統



第4 毒物劇物災害応急対策

1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 警察署

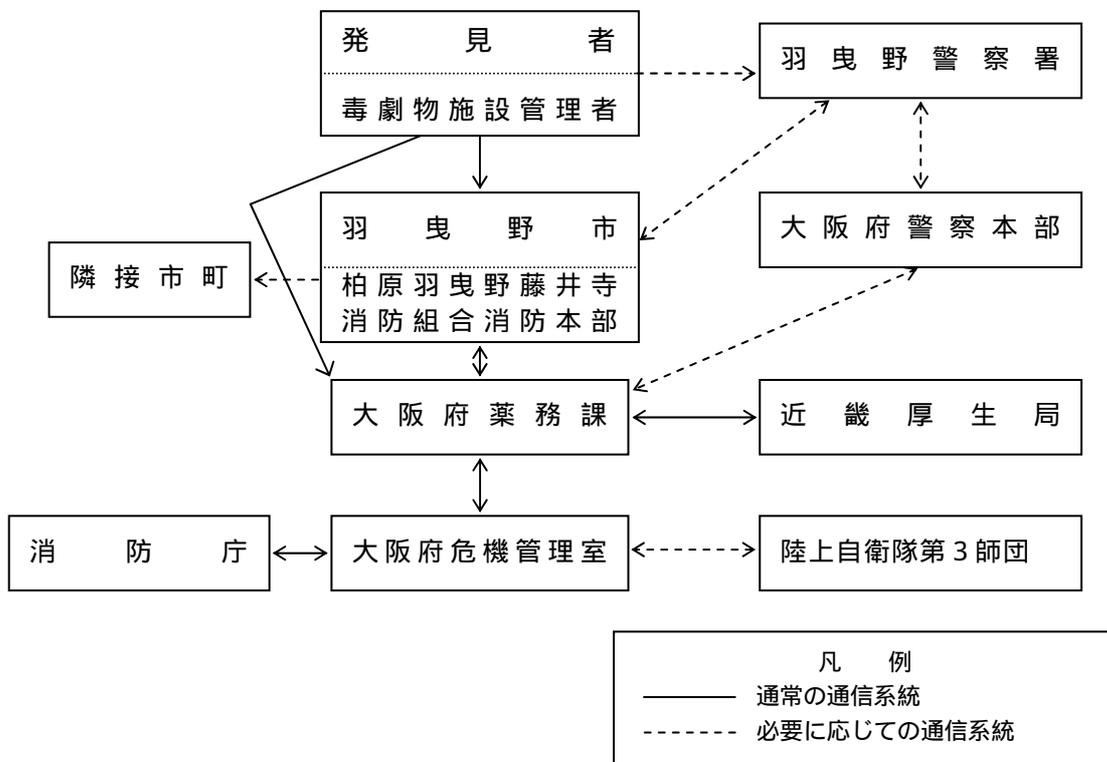
(1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

3 通信連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

図4 - 6 毒物劇物災害における通報連絡系統



第5 放射性同位元素に係る災害応急対策

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第16条に規定する放射性同位元素の使用、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、大阪府地域防災計画（災害予防対策（原子力災害予防対策の推進）、原子力災害応急対策、原子力災害復旧対策）に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

施設の管理者及び放射性同位元素取引業者等と密接な連絡を図り、放射線量の測定など必要な措置をとるよう要請するとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 警察署

（1）放射性同位元素の流出等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

（2）火災等の災害が放射性同位元素の利用施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域の避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

第5節 航空機災害応急対策

(危機管理室)

市内及び周辺地区において航空機の墜落等による災害が発生した場合には、市は、府、大阪国際空港、関西国際空港、八尾空港の各空港事務所及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第1 情報の伝達

航空機の墜落事故が発生した場合は、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は原則として大阪府及び大阪空港・関西国際空港・八尾空港事務所及び防災関係機関へ連絡する。また、災害の規模が大きく、市単独では対処できない場合は、府に対し自衛隊の災害派遣や化学消火薬剤等資機材の確保等について応援を要請するほか、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

第2 応急措置

1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の措置

市内及び周辺地区に航空機が墜落した場合は、府、空港事務所等と連携して次のような措置をとる。

- (1) 消火・救助・救急活動
- (2) 救護地区の設置
- (3) 負傷者の把握
- (4) 避難勧告・指示・誘導
- (5) 遺体収容所の設置

2 警察署の措置

羽曳野警察署は次のような措置をとる。

- (1) 救出・救助活動
- (2) 事故現場付近及び救護地区等の警戒警備
- (3) 事故現場周辺地域の交通規制
- (4) 遺体の検視（見分）及び身元確認

3 医療関係機関の措置

市、府及び医療関係機関は相互に協力して医療救護活動を実施する。

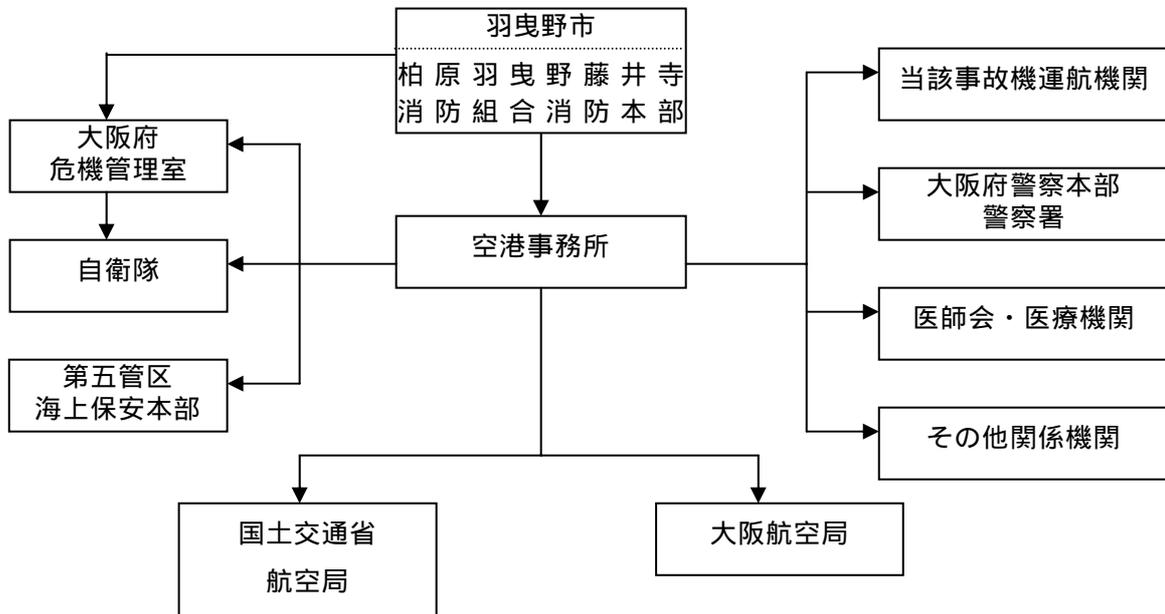
- (1) 医療救護班の編成及び派遣

- (2) 医療救護活動
- (3) 検死及び遺体の身元確認

4 各空港事務所の措置

航空機の墜落事故等が発生した場合は、大阪空港及び八尾空港事務所は、航空機事故応急対策本部を、また関西国際空港は、航空機事故総合対策本部を、それぞれ必要に応じて設置し、事故処理業務全般にわたる防災関係機関の総合連絡調整、情報の収集・管理、政府対策本部等に対する報告・調整等の業務を行い、迅速かつ的確な事故処理を実施することとなっている。

図 4 - 7 航空機災害における通報連絡系統



第6節 大規模交通災害応急対策

(危機管理室)

大規模な交通災害が発生した場合、市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部及び関係機関は、相互に協力して次の措置を必要に応じて行う。

第1 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次のとおりである。

- 1 鉄道事故
- 2 自動車事故

第2 応急対策

1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

(1) 発見者及び施設管理者からの通報

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、災害時に危険物施設等の被害、又は鉄軌道交通が極めて混乱している状況を発見した者から通報を受ける。

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、大規模交通災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、各施設の管理者から通報を受ける。

(2) 関係機関への連絡

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、市域において大規模交通災害が発生した場合、又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、羽曳野警察署及び関係機関に連絡する。

(3) 市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

(4) 応急対策活動

災害の拡大防止等

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

関係機関との連携

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

救助、救急医療活動(藤本病院及び当該事故関係機関)

ア 医師及び看護師の派遣

イ 医療機材及び医薬品の輸送

ウ 負傷者の救助

エ 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

消防活動

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

救援物資の輸送

市、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

応急復旧用資機材の確保

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(5) 広域協力体制

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

2 警察署等の措置

羽曳野警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

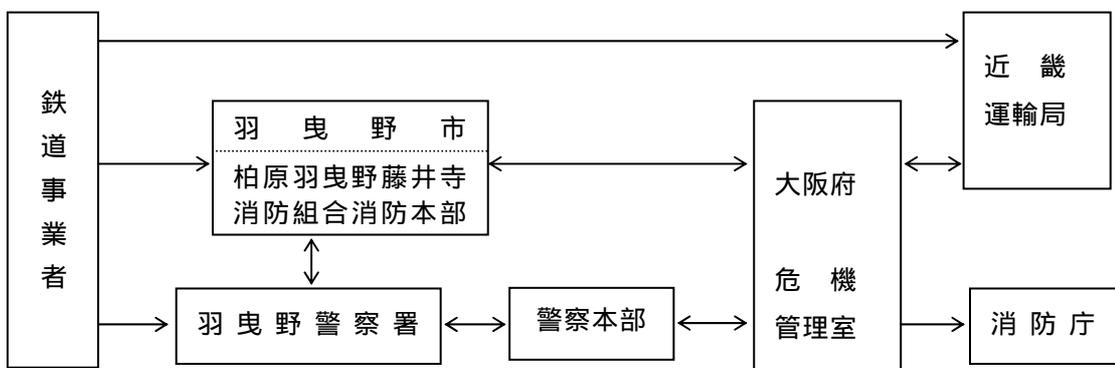
3 事故処理

当該事故関係機関は、羽曳野警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

4 情報収集伝達体制

(1) 鉄道事故

情報収集伝達経路

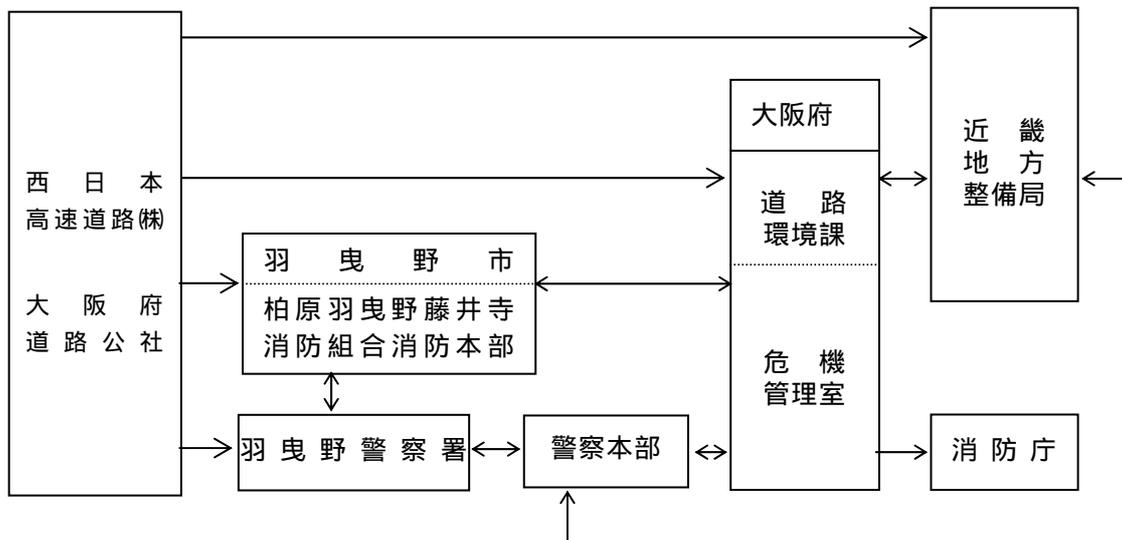


収集伝達事項

- ア 事故の概要
- イ 人的被害の状況等
- ウ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- エ 応援の必要性
- オ その他必要な事項

(2) 自動車事故

情報収集伝達経路



収集伝達事項

- ア 事故の概要
- イ 人的被害の状況等
- ウ 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
- エ 応援の必要性
- オ その他必要な事項

第7節 その他災害応急対策

羽曳野市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるように定めているが、その他にも大都市圏特有の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じ、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。

第5部 地震災害応急対策計画

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員

(全庁)

市及び防災関係機関は、地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

なお、本文中の震度については、勤務時間内は、市震度計観測値あるいは市域に関する大阪管区気象台発表のものとし、勤務時間外は、気象台から報道機関を通じて発表されるものとする。また、報道機関からの発表がない場合は、隣接市町(藤井寺市・柏原市・松原市・富田林市・堺市・太子町)の震度とする。

第1 災害警戒配備仮本部の設置

市は、震度4の地震を観測した場合、震度3以下を観測し、市域に被害発生 of 報告を受けた場合及び東海地震の警戒宣言が発せられた場合には、「羽曳野市災害警戒配備仮本部及び羽曳野市警戒配備本部設置要綱」に基づき災害警戒配備仮本部を設置し、職員の配備を行う。

市は、防災関係機関と連携を図りながら、災害による被害の確認、情報収集及び連絡活動を主として行うとともに、さらに被害の発生が認められ、災害救助法の適用を要する場合などには、必要に応じて災害対策本部を設置し、職員を増員して被害の拡大防止、災害応急対策などを行い、より高度の対応が可能となる体制とする。

第2 災害緊急本部の設置

市は、勤務時間外に震度5弱以上を観測した場合には、災害対策本部の初動体制組織として、「羽曳野市災害緊急本部設置要綱」に基づき、災害緊急本部を設置するとともに、あわせて市内9か所に災害対策基地を設置し、職員による動員を行う。

さらに、被害の発生が認められ、災害救助法の適用を要する場合などには、必要に応じて災害対策本部を設置する。

1 目的

災害緊急本部は、勤務時間外において災害情報の収集伝達及び消火・救助活動を迅速かつ有機的に実施するために設置し、初動体制の確立を図る。

2 設置基準

勤務時間外に、市域において、震度5弱以上を観測したとき。

3 災害対策本部活動への移行

- (1) 非常参集により全職員が参集し、全庁体制が整ったとき
- (2) その他市長が活動の移行を判断したとき

4 組織・動員

(1) 組織

災害緊急本部は次の組織をもって構成する。

本部は、羽曳野市役所に設置する。

災害対策基地は、次にかかげる市内9か所に設置する。

表5 - 1 災害対策基地の位置及び配置職員

名 称	設置場所	住 所	動員人数
古市第一災害対策基地	市役所1階	誉田4 - 1 - 1	17名
古市第二災害対策基地	石川プラザ	古市1541 - 1	16名
高鷲第一災害対策基地	陵南の森総合センター	島泉8 - 8 - 1	13名
高鷲第二災害対策基地	羽曳野市支所	南恵我之荘我3 - 1 - 1	23名
埴生災害対策基地	青少年児童センター	向野3 - 1 - 33	20名
西浦災害対策基地	西浦小学校体育館	西浦1050	22名
丹比災害対策基地	丹治はやプラザ	榎山251 - 1	12名
駒ヶ谷災害対策基地	駒ヶ谷小学校体育館	駒ヶ谷344 - 1	15名
羽曳ヶ丘災害対策基地	モモプラザ	羽曳ヶ丘西2 - 5 - 1	13名
		合 計	151名

(2) 動員基準

災害緊急本部配備職員は、気象台発表により市域で震度5弱以上を観測したときには、自動的に定められた参集場所に参集するものとする。

災害緊急本部配備職員は、各参集場所に徒歩または自転車で20分以内に参集できる職員をもって充てる。

(3) 動員計画

動員計画は「羽曳野市災害緊急本部設置要綱」に定める。

(4) 応急対策の実施

災害緊急本部の本部及び各災害対策基地は災害情報の収集伝達及び消火救助救援活動その他の応急処置を実施するものとする。

業務分担

災害緊急本部の業務分担は、次のとおりである。

表 5 - 2 災害緊急本部の業務分担

部・室名	業務分担	
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道関係との連絡に関する事 ・本部長の特命に関する事 ・国及び府に対する連絡調整に関する事 	
救 援 班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用車両の通用に関する事 ・非常食及び生活必需品に関する事 ・非常用資機材の調達確保に関する事 ・救援物資の受け入れに関する事 	
受 付 班	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの災害に対する連絡の処理に関する事 	
避 難 医 療 班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設に関する事 ・医療救護に関する事 	
上 下 水 道 班 (羽曳野市上下水道 震災対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道全般に関する事 ・羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱に基づく行動計画書による。 	
緊 急 応 援 班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に対する特別緊急応援隊 	
防 災 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の取りまとめに関する事 ・住民への情報伝達に関する事 ・市内の総合的な被害の収集に関する事 ・各情報センターとの連絡調整に関する事 ・職員の配置指令及び情報の伝達に関する事 ・防災関係機関との相互応援体制に関する事 ・応援派遣隊の運営に関する事 	
羽曳野警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・羽曳野警察署との連絡調整に関する事 	
柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部との連絡調整に関する事。 	
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊との連絡調整に関する事 	
災害対策基地	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害緊急本部に対しての情報報告 ・住民に対しての情報伝達 ・被害状況の把握
	救援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・救援物資の配布 ・地域住民との連携

その他の職員

災害緊急本部配備以外の職員であっても、市域において震度5弱以上を観測した時は、

速やかに災害緊急本部に参集し、本部の指示に従い応急対策及び災害対策本部への移行の準備を行う。

5 非常参集

職員は、勤務時間外において市域において震度5弱以上を観測した場合は、速やかに所定の場所に参集する。

しかしながら、被災地においては市職員自身も在宅時及び通勤途中時に被災者となる場合や市の責任者が直ちに登庁、参集し、指揮を執ることが困難な場合がある。したがって、こうした想定外の事態も考慮する。

(1) 交通機関等の途絶、火災等により勤務場所に参集できない職員の場合

居住地に近接した参集可能な市の機関あるいは指定された避難地、避難所に参集し、当該機関の長等の指示に従いながら職務に従事する。なお、参集時には、途中の被害状況等を正確に報告する。

職員の到着の報告を受けた災害対策基地や出先機関等の長は、参集状況を把握して、速やかに災害緊急本部に報告する。

出先機関等の長は、その後の状況によって参集職員の勤務場所への復帰が可能となった場合には、所掌業務の緊急度を勘案して、参集職員の復帰を命じることができるものとする。この場合、勤務場所の所属長等に連絡するものとする。

市の機関に参集できない職員の場合は、地域の自主防災に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害緊急本部に連絡するものとする。

災害はその種類や規模により、発生する業務も大きく変化するので、特に投入人員が限定される初動時においては、分掌規定にかかわらず、本部長の判断で弾力的な人員配置を行う。

(2) 責任者が不在の場合

責任者の明確化

各部署において、それぞれの責任者が登庁あるいは参集できない場合は、在庁あるいは参集職員の中での最上級者が直ちに職務を代行する。その期間は、責任者が登庁あるいは参集するまで、あるいは、災害緊急本部等により代理の者が指名されるまでとし、その場合は速やかに事務・対策等を引き継ぐ。

災害対策活動優先順位の明確化

初動時には行政の対応能力も限定されるので、責任者不在の場合には、特に防災無線の開局、人命救助、情報収集、救援依頼等の活動にその全力を投入する。

図 5 - 1 災害緊急本部組織図

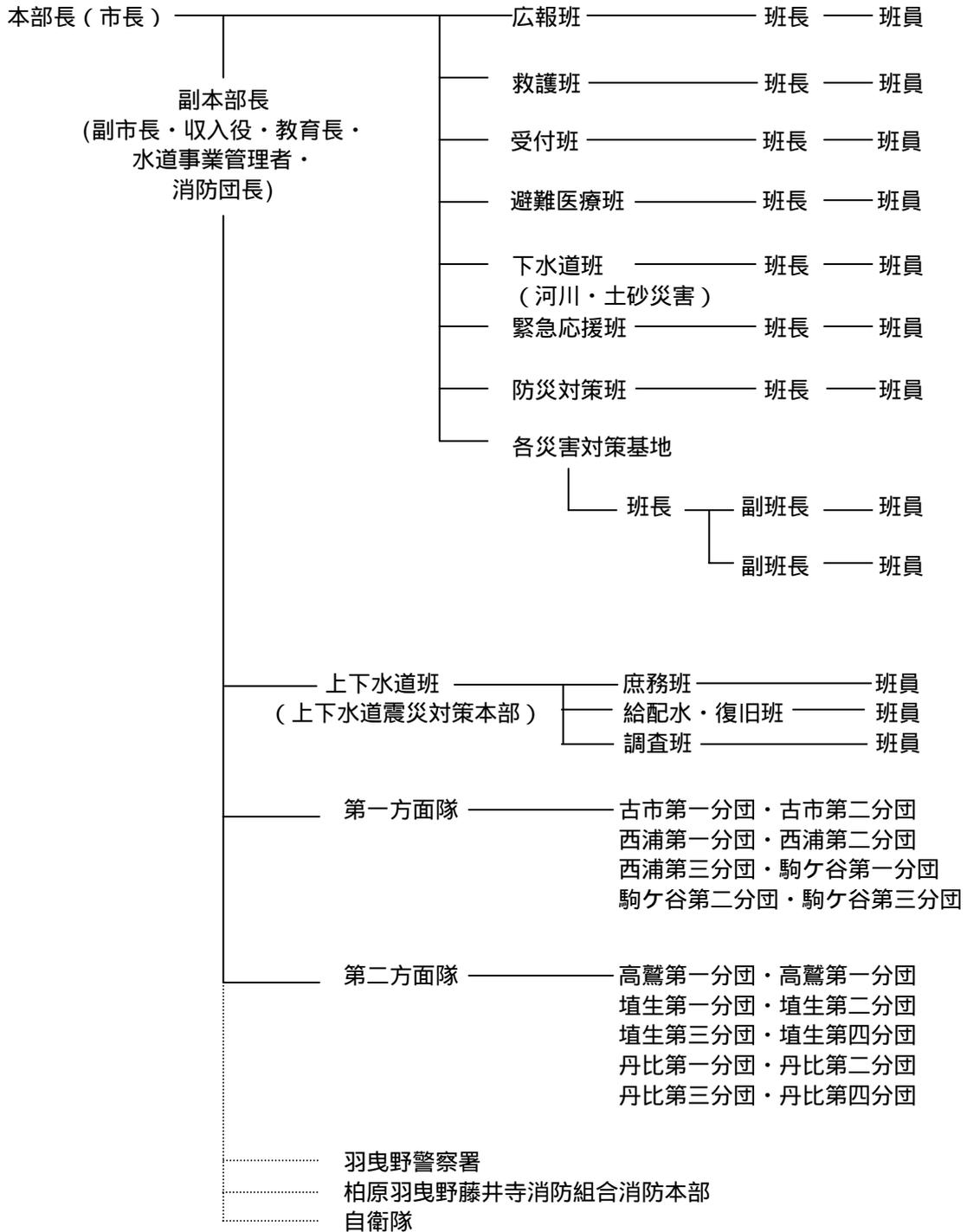
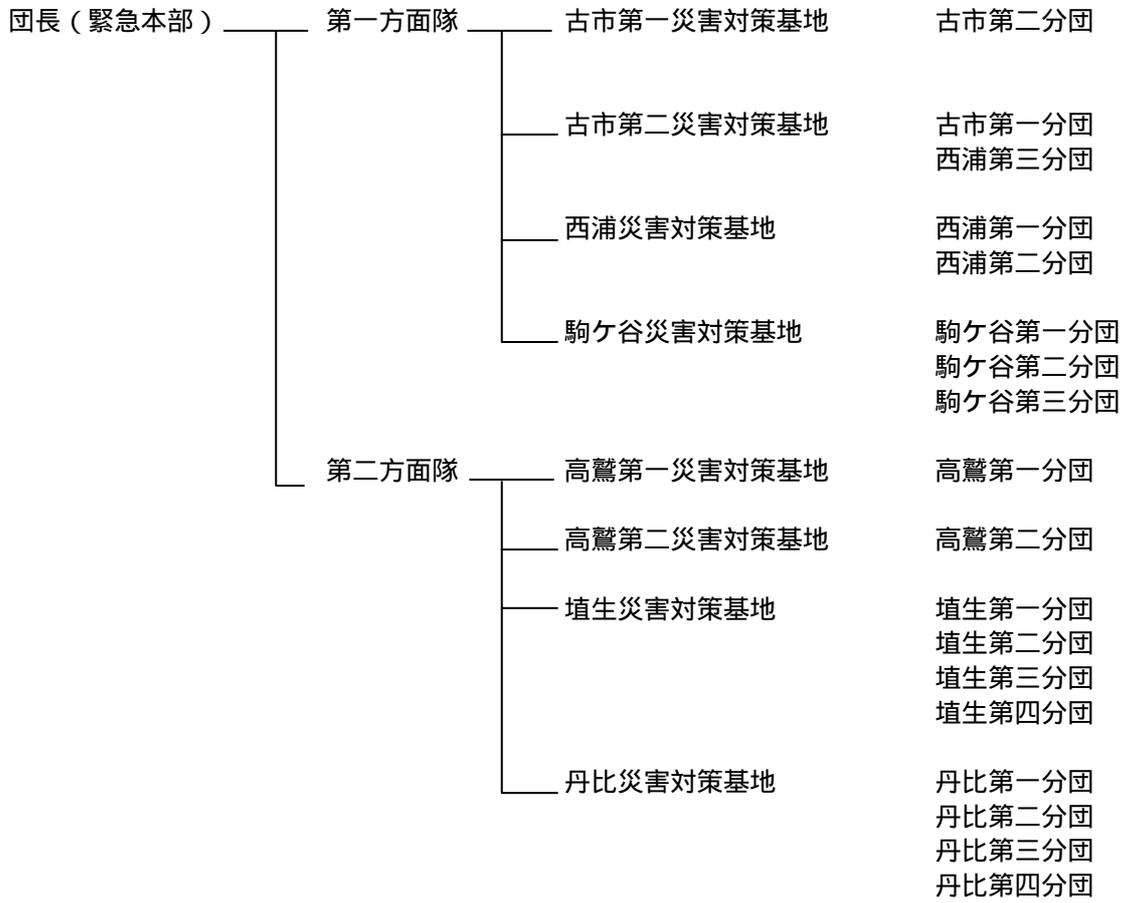


図5 - 2 羽曳野市消防団災害緊急配備図



第3 災害対策本部の設置

1 組織

市災害対策本部の組織は次のとおりとする。

表5 - 3 市災害対策本部の組織

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長 収入役 教育長 水道事業管理者 消防団長	市長公室長 土木部長 下水道部長 都市開発部長 生活環境部長 水道局長 教育次長 総務部長 保健福祉部長 危機管理室長

2 指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

表5 - 4 指揮順位

順位	代理者
1	副市長
2	収入役
3	教育長
4	水道事業管理者

3 本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、羽曳野市災害対策本部を羽曳野市役所内に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るために災害対策本部の移動が必要と認める場合は、市長は、他の適当な場所に設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、羽曳野市役所庁舎入口（市庁舎が被災した場合は、本部を設置した建物の見やすい場所）に「羽曳野市災害対策本部」の掲示板を掲示する。

（1）設置基準

市域において震度4以下を観測し災害警戒配備本部が設置された場合であって、災害の発生が認められ、災害救助法の適用を要するなど、より高度の配備が必要と市長が判断した場合

市域において震度5弱以上を観測した場合又は勤務時間外に震度5弱以上を観測し災害緊急本部が設置された場合であって、応急対策・復旧対策等において災害救助法

の適用を要するなど、設置が必要と市長が判断した場合

その他市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部員は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に災害対策本部の設置を通知する。

ア 室、部及び課長

イ 大阪府知事

ウ 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部消防長

エ 羽曳野警察署長

オ 市消防団長

カ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長

キ 隣接市町長

市長公室長は、災害対策本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表する。

各部長は、前記の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させる。

(3) 組織の動員

本市域において地震が発生し、被害が発生した場合等で、市長が災害対策本部の設置を必要と認めた場合は、C号配備(全職員)による動員配備を行う。

震度4以下の場合

ア 市域において震度4以下を観測し災害警戒配備仮本部が設置された場合で、災害対策本部の設置が必要と認められた場合は、原則として全職員が、直ちに勤務場所へ参集する。

イ 参集した職員は、危機管理室長に対し到着の報告を行い直ちにその指示に従って必要な事務を実施する。

ウ 職員の到着を受けた危機管理室長は、参集状況を把握して速やかに災害対策本部に報告する。

震度5弱以上の場合

ア 市域において震度5弱以上を観測した場合又は勤務時間外に震度5弱以上を観測し災害緊急本部が設置された後に、災害対策本部の設置が必要と認められた場合は、危機管理室長の指示により指定された場所へ移動し、必要な事務を実施する。

(4) 府との連携

羽曳野市災害対策本部は、府の現地災害対策本部が設置された場合には、これと連携する。

4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

(1) 設置基準

災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要がある場合
その他災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

災害対策本部で対応することが適当と認められた場合
市長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた場合

5 災害対策本部の意思決定

災害対策本部の意思決定は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成される災害対策本部会議において、次の事項について方針を決定する。

- (1) 本部の非常配備体制及び解除に関する事
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
- (3) 避難の勧告または指示に関する事
- (4) 災害救助法の適用申請に関する事
- (5) 近隣市町村との相互応援に関する事
- (6) 自衛隊に対する災害派遣の依頼に関する事
- (7) 府及び関係機関に対する応援の要請に関する事
- (8) 公用令書による公用負担に関する事
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事
- (10) 部班長会議の召集に関する事
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事

6 応急対策の実施

- (1) 各課等は、それぞれの組織を整備し、災害対策本部の決定に基づき消防、救助その他の応急措置を実施するものとする。
- (2) 災害時における各班等の業務分担の概要は、表 5 - 5 のとおりとする。(ただし、本部長の命による場合は、この限りではない。)

7 災害対策本部の廃止

市長は、次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を廃止する。

- (1) 市の地域について災害発生のおそれが解消したとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) その他市長が適当と認めたとき

表 5 - 5 羽曳野市災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	業 務 分 担
市長公室	秘書・広報班 (秘書課) (人事課) (政策推進課)	1 本部長・副本部長の秘書に関する事。 2 渉外に関する事。 3 自衛隊派遣要請に関する事。 4 災害に関する広報に関する事。 5 報道機関との連絡に関する事。 6 災害に関する広聴に関する事。 7 救護・復興の企画立案に関する事。 8 本部長の特命事項に関する事。 9 職員の手当に関する事。
	防災班 (危機管理室)	1 災害対策本部の設置に関する事。 2 災害対策本部会議に関する事。 3 配備指令及び本部命令の伝達に関する事。 4 災害応急対策状況のとりまとめに関する事。 5 災害記録の収集及び編集に関する事。 6 災害救助法の適用申請に関する事。 7 災害に関する文書の收受及び発送に関する事。 8 関係機関との連絡調整に関する事。 9 防災会議に関する事。 10 気象状況の収集に関する事。 11 防災行政無線の管理、運用に関する事。 12 市災害対策本部への連絡員の派遣に関する事。 13 警備資器材及び消防燃料の調達確保に関する事。 14 気象状況及び被害状況等の記録と関係機関への通報連絡に関する事。 15 災害警備対象の事前把握及び関係者に対する指導啓発に関する事。 16 火災、水災等の予警報の伝達に関する事。 17 消防団の連絡に関する事。 18 応援消防隊の運用に関する事。 19 水防資器材の調達に関する事。 20 災害警備、鎮圧、応急措置等に関する事。 21 人命救助に関する事。 22 消防機械器具の整備に関する事。 23 被害調査に関する事。 24 自衛隊、応援隊の受け入れに関する事。 25 自衛隊、応援隊との連絡に関する事。 26 災害時における公害全般に関する事。 27 職員の動員及び配置に関する事。
総務部	調査 A 班 (総務課)	1 被害調査状況の収集に関する事。 2 被害最終報告書の作成に関する事。 3 り災証明の調査及び発行に関する事。 4 避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関する事。 5 避難施設の確保と誘導に関する事。

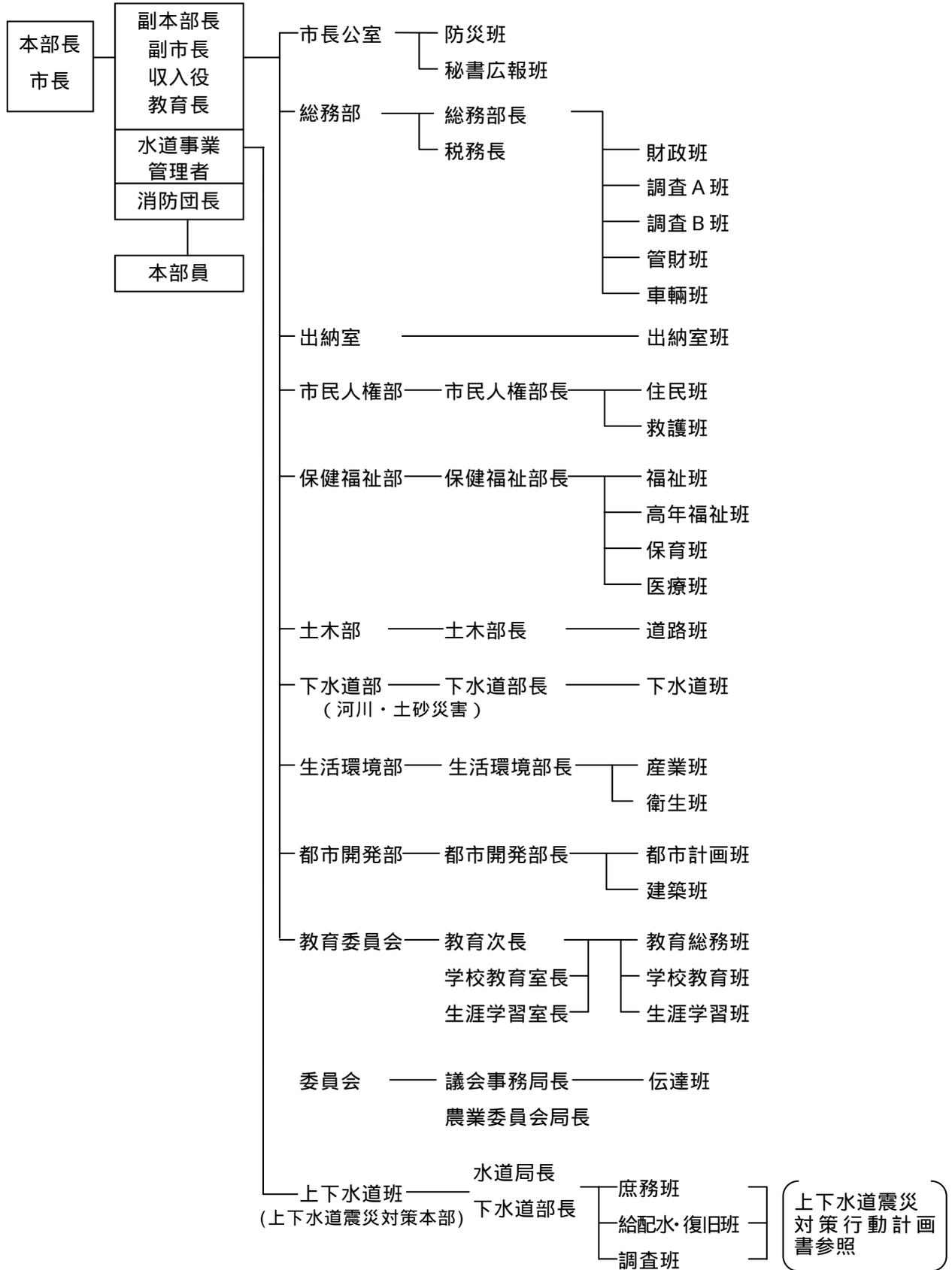
部 名	班 名	業 務 分 担
総務部	調査B班 (税務課) (契約検査課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による家屋・土地・設備等の被害調査及び確認に関すること。 2 災害に伴う市税の減免に関すること。 3 避難施設の確保と誘導に関すること。
	管財班 (管財用地課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の緊急使用に関すること。 2 市有財産(普通財産)の被害調査及び応急措置に関すること。 3 庁舎の被害調査及び応急措置に関すること。
	車輛班 (管財用地課 車両担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 車輛の確保及び配車に関すること。 2 車輛の借上げ及び輸送に関すること。
	財政班 (財政課) (行財政改革推進室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策予算に関すること。 2 災害に伴う財政計画の樹立に関すること。 3 災害対策用諸物資(食料・建築用資材を除く)の調査及び確保に関すること。 4 物資・資材の検収に関すること。 5 本部長の特命事項に関すること。
出納室	出納室班 (出納室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の収支に関すること。 2 義援金品、見舞金の受付及び配付に関すること。
市民人権部	住民班 (人権文化センター) (人権推進課) (市民協働ふれあい課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査と応急対策に関すること。 2 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 3 災害における住民の請願・陳情に関すること。 4 民間協力団体との連絡調整に関すること。 5 コミュニティセンターの被害調査及び応急措置に関すること。
保健福祉部	福祉班 (福祉総務課) (地域包括支援室)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の援護状況の調査及び処置に関すること。 2 災害救助物資(給貸与物資)の調達及び配分に関すること。 3 災害復興生業資金・世帯構成資金の貸付に関すること。 4 遺体の搬送及び処理に関すること。 5 いきがいサロン1・2・3・5・6号館の被害調査及び応急措置に関すること。
	高年福祉班 (高年介護課) (陵南の森総合センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ねたきり老人及び独居老人の援護状況の調査及び処理に関すること。 2 避難所における高齢者、障害者等に対する福祉に関すること。 3 陵南の森総合センターの被害調査及び応急措置に関すること。 4 向野・埴生南老人いこいの家の被害調査及び応急措置に関すること。

部 名	班 名	業 務 分 担
保健福祉部	保育班 (こども財産課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の被害調査と応急対策に関すること。 2 入所児の避難誘導及び収容に関すること。 3 応急保育計画と保育児の健康管理に関すること。
	医療班 (福祉医療課) (保険健康室 保険年金課 ・健康増進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院患者の保護に関すること。 2 医療、助産及び救護活動に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 羽曳野市医師会等医療機関及び保健所との連絡に関すること。 5 保健センターの被害調査及び応急措置に関すること。 6 避難所における被災者の健康管理に関すること。 7 障害者の援護状況の調査及び処理に関すること。
市民人権部	救護班 (市民課) (支 所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救護に関すること。 2 被災者及び災害対策従事者に対する炊き出し給食計画並びに給食物資の調達に関すること。 3 給食用資材の確保及び配分に関すること。 4 非常食、主要食料の調達、確保に関すること。 5 支所の被害調査及び応急措置に関すること。
土木部	土木班 (道路課) (維持管理課) (みどり公園課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁・交通安全施設の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること。 2 災害時の交通対策に関すること。 3 水防対策に関すること。 4 公園施設及び街路樹の被害調査及び復旧に関すること。
下水道部	下水道班 (下水道総務課) (下水道建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川・土砂災害、下水道施設及び排水路等の被害状況等の情報収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること。
生活環境部	産業班 (産業振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物及び農林、商工施設等の被害調査に関すること。 2 部内の他班に属しないこと。 3 本部及び各班との連絡に関すること。 4 ため池等の被害状況等の収集伝達並びに災害応急復旧に関すること。
	衛生班 (環境衛生課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症患者の輸送に関すること。 2 防疫対策の実施に関すること。 3 防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること。 4 ゴミ処理場の被害状況調査に関すること。 5 搬入し尿の処理に関すること。 6 清掃施設等の被害調査に関すること。 7 清掃用資材の整備に関すること。 8 災害後の清掃作業に関すること。 9 災害現地への救援に関すること。 10 し尿の緊急汲み取りに関すること。

部 名	班 名	業 務 分 担
教育委員会	教育総務班 (教育総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の総括に関する事。 2 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 3 部内外の情報連絡及び資料の収集に関する事。 4 学校園施設の防災及び被害状況の調査に関する事。 5 災害現場への応援に関する事。 6 学校園関係施設の災害記録の整備に関する事。 7 学校園関係施設の応急処理に関する事。 8 学校園関係施設の修理に要する資材の調達及び供給に関する事。 9 学校園関係施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関する事。
	学校教育班 (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 授業中における園児、児童及び生徒の避難誘導並びに収容に関する事。 2 学校園に対する緊急指示に関する事。 3 避難所(学校園)の開設及び収容に関する事。 4 避難所(学校園)との連絡調整に関する事。 5 園児、児童及び生徒のり災状況の調査及び応急措置に関する事。 6 被災児童、生徒に対する教材及び学用品の給与に関する事。 7 児童の応急給食に関する事。 8 被災者への炊き出し給食業務に関する事。
	生涯学習班 (社会教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域協力団体との連絡に関する事。 2 生涯教育施設等の防災及び施設の被害状況の調査に関する事。 3 生涯教育施設等の応急処理に関する事。 4 災害現場への応援に関する事。 5 生涯教育施設等の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関する事。 6 文化財の被害状況の調査に関する事。
都市開発部	都市計画班 (都市計画課) (建築指導課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の他班に属しない事。
	建築班 (建築住宅課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設に関する事。 2 市設建築物(教育施設を除く)の応急修理に関する事。 3 市設建築物の災害復旧に要する資材の調達及び供給に関する事。 4 市営住宅の被害調査及び応急措置に関する事。
委員会	伝達班 (議会事務局) (選挙管理委員会事務局) (公平委員会事務局) (監査事務局) (農業委員会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部、班及び各関係機関との伝達、伝令に関する事。 2 本部長の特命事項に関する事。

部 名	班 名	業 務 分 担
	特別機動班	<ol style="list-style-type: none"> 1 初期の災害を未然に防止すること。 2 道路及び下水路施設の災害復旧活動に関すること。 3 公園施設、市設建築物等公共施設の災害復旧活動に関すること。 4 ため池、用水路、樋門等の災害復旧活動に関すること。 5 土石流被害の応急措置に関すること。 6 その他水防活動に関すること。 7 市道及び住居内の障害物の除去に関すること。
	地区班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害現地の調査に関すること。 2 本部及び各班関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 災害現地への応援に関すること。
	上下水道班 (羽曳野市上下水道震災対策本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道全般に関すること。 2 羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱に基づく行動計画書による。

図 5 - 3 羽曳野市災害対策本部組織図



第4 動員・配備体制

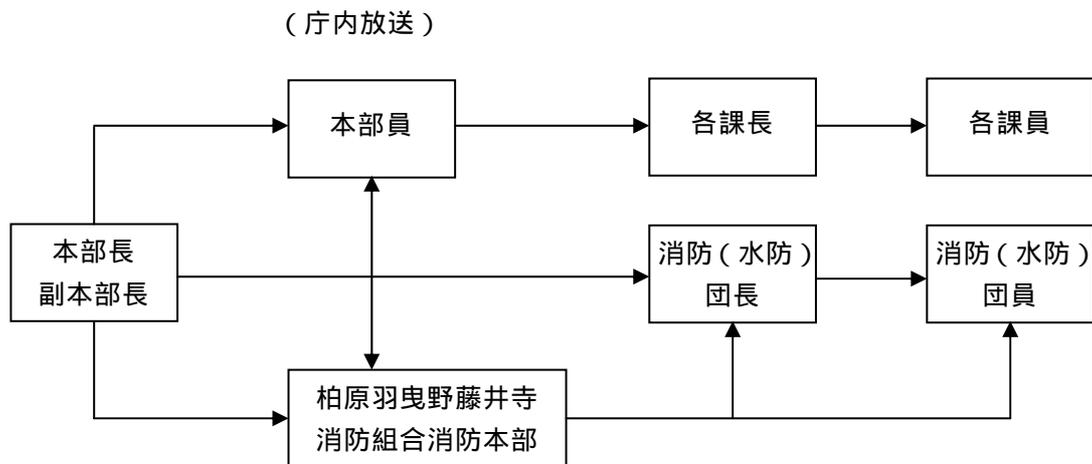
地震が発生した場合において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するため、震災時における職員の動員、及び服務等の整備を図る。

1 配備区分

市は、災害応急対策を的確に実施するため、災害の状況に応じた職員の配置及び動員基準を定める。

2 指令の伝達系統及び方法

(1) 勤務時間内の伝達系統



(2) 夜間、休日における応急対策及び情報伝達

市では、24時間の防災警戒体制として柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部に通報のあった災害情報について、市当直者を通じて危機管理室長及び室員に通報する。また、市当直者は危機管理室長の指示に従い、各課長及び関係機関へ連絡するものとする。通報を受け参集した職員は危機管理室長の指揮のもと、発災直後からの応急活動を下記のとおり行う。

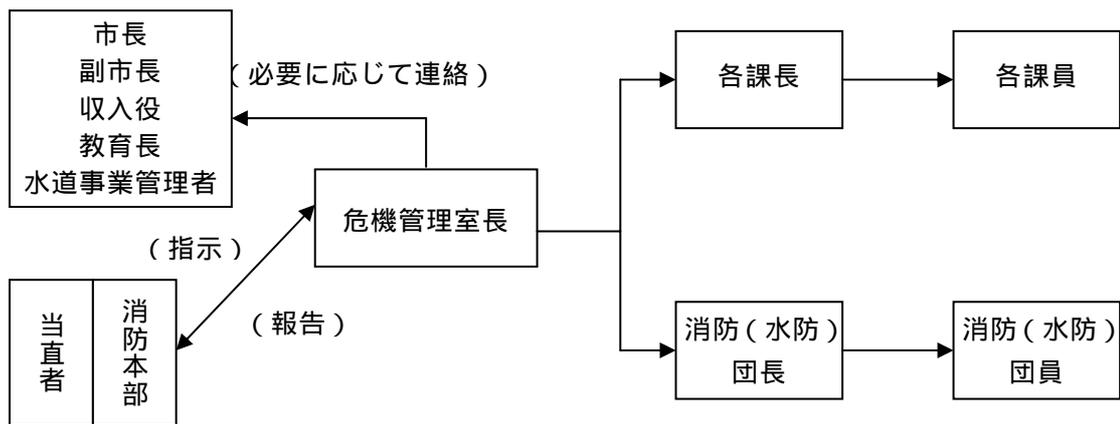
震度情報の収集及び伝達

被害情報の収集及び伝達

府及びその他防災関係機関との連絡調整

災害対策本部の設置準備及び職員参集状況の把握

災害対策本部事務局への引き継ぎ準備



3 職員の服務

- (1) 各課長は、所属職員に対し、この計画に定められた防災活動の内容について、徹底しておくものとする。
- (2) 各課長は、所属職員に対し、勤務時間の内外を問わず、配備指令が出されたときは、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集するよう周知徹底を図る。
- (3) 各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため連絡責任者及び連絡順序等を定めておくものとする。

第5 柏原羽曳野藤井寺消防組合震災警防本部の設置

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、地震災害時には「柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程」に基づき震災警防本部を設置して、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 目的

震災消防活動は、火災数及び災害規模・態様に応じ、消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

2 活動方針の決定

警防本部長は、次により災害対策方針を決定し、震災消防活動の万全を期するものとする。

- (1) 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 震災消防活動体制が確立したときは、消防活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

第6 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務または業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第2節 情報通信体制整備

(危機管理室、水道局)

第1 通信手段の確保

- 1 市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。
- 2 西日本電信電話株式会社(大阪東支店)は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第2 羽曳野市地域防災無線の運用体制

地域防災無線を中心とした通信連絡体制は、次のとおりとする。なお、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合の地域防災無線等の系統図等は、第2部災害予防対策計画の図2-1及び図2-2を参照。

- 1 災害緊急本部活動中及び災害対策本部設置後の通信連絡窓口
本計画における災害緊急本部及び災害対策本部、市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、市役所に設置される各本部長室において処理する。各本部長室においては、地域防災無線、電話その他の通信設備を設置する。
- 2 災害対策本部設置前の通信連絡窓口
 - (1) 通常の勤務時間内
災害対策本部が設置されるまでの間、通信連絡は、特に定める場合を除き市長公室危機管理室が担当する。
 - (2) 勤務時間外の夜間及び休祭日
災害緊急本部及び災害対策本部が設置されるまでの間、通信連絡は、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部を窓口とする。
- 3 本部長室の開設準備
災害対策本部が設置されたときは、直ちに次の措置をとる。
 - (1) 本部長室の用に供するため、会議室の使用を停止し、または禁止する。
 - (2) 本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。
危機管理室は、本部長室の開設準備が終了したときは、直ちに通信連絡事務従事者を

配置し、各機関の連絡責任者に通知する。

4 通信連絡事務従事者の指名

市各部は、情報の収集及び伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ所要の通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。

5 通信連絡の方法

(1) 通信連絡の原則

通信連絡は、簡略かつ明瞭に行う。

(2) 文書主義

通信連絡は、文書により行うことを原則とし、発信は、文書に基づき、受信した事項は、文書に記録しておく。

(3) 通信連絡事項

通信連絡事項の件名末尾には、その内容を類別できる用語を通知、要請、指示、命令、報告等のように表示する。

6 通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、危機管理室長は地域防災無線の統括を行う者と協議して、次により通信の統制を行う。

(1) 端末局の使用の禁止

庁内に設置した端末局の使用は、原則として禁止する。

(2) 携帯局の集結

すべての携帯局は、災害対策本部に集結させる。

(3) 携帯局の搬出

災害対策本部に集結した携帯局は、危機管理室長の指示に基づいて搬出し、使用する。

(4) 通話の統制

携帯局からの通話は、すべて災害対策本部に対して行うものとし、原則として、携帯局相互の通話は、禁止する。

(5) 一斉指令

災害対策本部は、すべての無線局に対し、一斉に情報の伝達を行う。

第3 電気通信設備の優先使用

防災関係機関は、災害発生の通報、人命救助、被災者の救助及び応急復旧等に関し緊急に通報することが必要なときは、西日本電信電話株式会社に対し非常緊急扱いの電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常（緊急）通信を行うものとする。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

第3節 災害情報の収集伝達

(全庁)

市及び防災関係機関は、地震発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

第1 情報収集伝達経路

市は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。情報の連絡の流れ及び各関係機関の連絡先は図5-4、表5-6のとおりである。

第2 防災関係機関の情報収集伝達

地震発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、道路・交通施設、上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、医療機関、その他

第3 市における情報収集伝達

地震発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 庁舎周辺の被害状況
- (2) 消防機関への通報状況
- (3) 警察署からの情報(通報状況等)
- (4) 防災関係機関からの情報
- (5) 自主防災組織、住民等からの情報
- (6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (7) その他

図 5 - 4 災害時の情報連絡の流れ

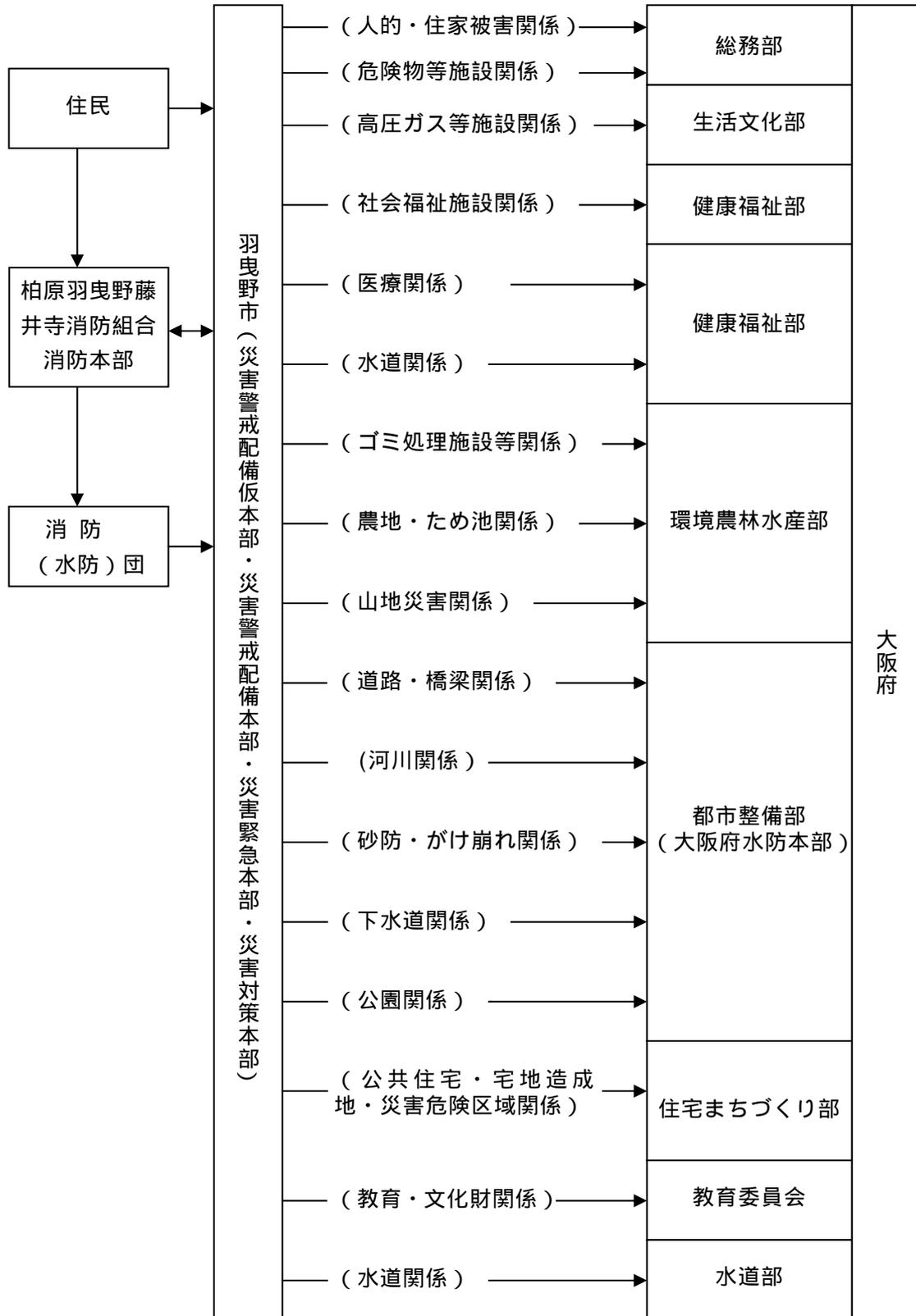


表 5 - 6 防災関係機関の所在地と連絡先

機関名	連絡先	所在地	指定電話	大阪府防災無線番号
(国関係) 大阪管区气象台	予報課	大阪市中央区大手前 4 - 1 - 7 6	06 (6949) 6303	816-8930
(大阪府関係) 大阪府庁	危機管理室	大阪市中央区大手前 2	06 (6941) 0351 (代表) 06 (6944) 6022 (直通) 06 (6944) 6022 (夜)	200-4871 200-8920
南河内農と緑の 総合事務所	地域政策室	"	"	304-8920
南河内地域防災 推進室		富田林市寿町 2 - 6 - 1	0721 (25) 1131	304-8900
富田林土木事務所	総務企画課 企画グループ	富田林市寿町 2 - 6 - 1	0721 (25) 1131	304-8910
藤井寺保健所	総務課	藤井寺市藤井寺 1 - 8 - 3 6	072 (955) 4181	
大阪府南部流域 下水道事務所		松原市上田 6 - 2 - 2 8	072 (334) 1771 (内 320) 0721 (25) 1186 (緊急)	
松原建設事業所	建設課 治水第 1 係	松原市上田 4 - 6 8 5 - 1	072 (335) 4550 (内 71)	
羽曳野警察署	警備課	羽曳野市誉田 4 - 2 - 1	072 (952) 1234	
大阪府水道部 南部水道事業所		和泉市伏屋町 5 - 7 - 1 0	0725 (57) 2181 (内線 311 ~ 314)	260-418-311 ~ 314
(市関係) 羽曳野市 消防団本部		羽曳野市誉田 4 - 1 - 1	072 (956) 0119	
柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	通信指令室	藤井寺市青山 3 - 6 1 3 - 8	072 (958) 0119	447-0
羽曳野市水道局		羽曳野市誉田 4 - 1 - 1 総合福祉センター内	072 (958) 1111	
(公共機関等) 西日本電信電話株式 会社大阪東支店	災害対策室	大阪市中央区博労町 2 - 5 - 1 5	06(6253)4296	
関西電力株式会社 羽曳野営業所		羽曳野市軽里 1 - 1 2 7	072 (956) 3381	
大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部	司令室	堺市堺区住吉橋町 2 - 2 - 1 9	072 (238) 2394	
近畿日本鉄道株式会 社古市駅	駅長	羽曳野市古市 1 - 1 - 2 2	072 (956) 0016	
羽曳野市医師会		羽曳野市誉田 4 - 2 - 3	072 (956) 1000	

(隣接市町関係) 柏原市役所	総務部 危機管理室	柏原市安堂 1 - 5 5	072 (972) 1501	521-8900
藤井寺市役所	防災室 危機管理課	藤井寺市岡 1 - 1 - 1	072 (939) 1111	526-8900
松原市役所	総務部 市民安全課	松原市阿保 1 - 1 - 1	072 (334) 1550	517-8900
太子町役場	住民部 地域振興防災室	太子町大字山田 8 8	0721 (98) 0300	540-8900
富田林市	総務部 危機管理課	富田林市常盤町 1 - 1	0721 (25) 1000	514-8900
堺市	総務局 危機管理室	堺市堺区南瓦町 3 - 1	072 (233) 1101	501-8900

2 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法第 22 条に基づく災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)及び火災・災害等即報要領(平成 16 年 9 月消防震第 66 号)により、基本的に府に対して行う。

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国(消防庁)に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国(消防庁)に報告する。
- (3) 応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

3 報告の基準

市は、次に掲げる項目に該当する場合は、府など防災関係機関に報告する。

(1) 一般基準

災害救助法の適用基準に合致するもの。

市が災害対策本部を設置したもの。

(2) 個別基準

地震が発生し、市の区域内で震度 4 以上を観測したもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

4 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国(消防庁)に対しても原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を観測したもの(被害の有無を問わない)である。

5 被害状況等の調査

(1) 被害状況の調査

被害状況の調査を担当する各課長は、災害の推移に応じて時間を区切って被害状況を調査し、その調査事項をとりまとめ、危機管理室長に報告する。

(2) 被害の記録

被害状況の写真は、被害状況の確認の資料として、また、記録保存のため貴重なものとなるため、被害状況がわかるように撮影する。

(3) 被害調査の事務分担

被害調査の事務分担は次の表のとおりとする。

表5 - 7 被害調査の事務分担

担 当 部	被害調査の項目
総務部	被害調査状況の収集に関する事。 被害最終報告書の作成に関する事。 家屋・土地・設備等の被害調査に関する事。 市有財産（普通財産）の被害調査に関する事。 庁舎の被害調査に関する事。
市民人権部	所管施設（市営住宅含む）の被害調査に関する事。
保健福祉部	所管施設の被害調査に関する事。
市民人権部	支所の被害調査に関する事。
土木部	道路・橋梁・交通安全施設及び排水路の被害調査に関する事。 公園施設及び街路樹の被害調査に関する事。
下水道部	河川・土砂災害、下水道施設、排水路等の被害調査に関する事。
生活環境部	農作物・農林・商工施設等の被害調査に関する事。 ため池の被害調査に関する事。 ゴミ処理場の被害調査に関する事。
教育委員会	教育施設の被害調査に関する事。 文化財の被害調査に関する事。
都市開発部	所管施設（市営住宅を除く）の被害調査に関する事。
水道局	水道施設の被害調査に関する事。

6 府への報告要領

市長は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、大阪府防災情報システムの端末を利用して府（危機管理室）に被害の状況等を報告する。また、

同システムが被害等により使用できない場合は、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等により報告する。

なお、報告は次の区分によることとする。被害報告の様式は、資料編 資料 18 及び資料 19 に示す。

(1) 発災直後の報告

府「災害概況即報」について電話等により報告するとともに、避難、救護の必要性、並びに災害拡大のおそれ等災害応急対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。

(2) 中間報告

発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合または被害状況等に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を「第 4 号様式 (その 1) 被害状況即報」に沿って報告する。

(3) 最終報告

応急措置が完了した場合は、「第 1 号様式 被害確定報告」に掲げる項目について、電話等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

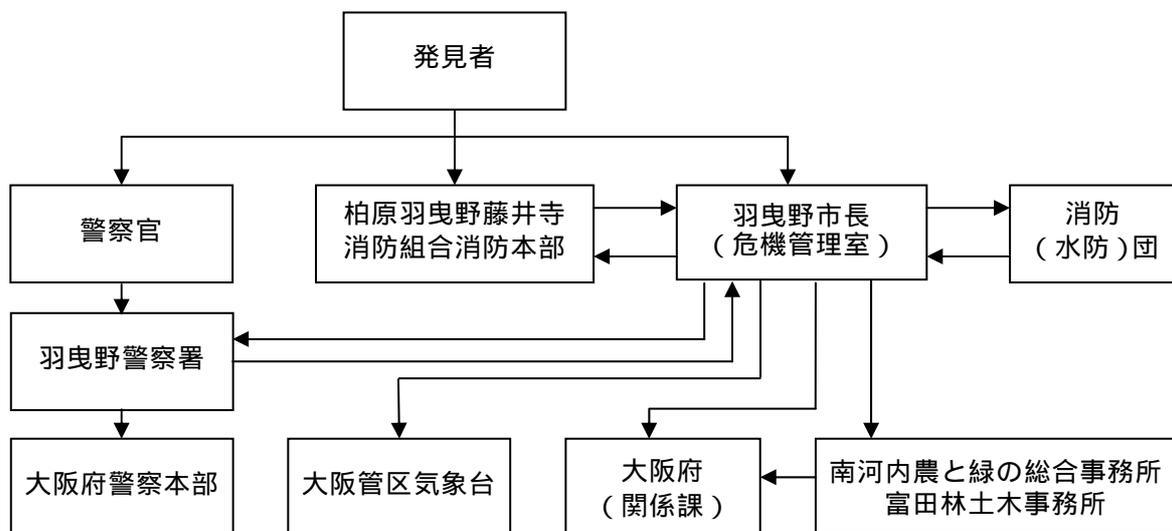
なお、被害状況調査の報告基準は、資料編 資料 17 「被害状況調査の報告基準」によるものとする。

第 4 異常現象発見時の通報

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

図 5 - 5 異常現象の通報伝達系統



第4節 災害広報

(市長公室、危機管理室)

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供するものとする。

第1 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

地震の規模・余震・気象の状況
出火防止、初期消火の呼びかけ
災害時要援護者への支援の呼びかけ など

(2) その後の広報

二次災害の危険性
被災状況とその後の見通し
被災者のために講じている施策
ライフラインや交通施設等の復旧状況
医療機関などの生活関連情報
交通規制情報
義援物資等の取扱い など

2 広報の方法

(1) 広報「はびきの」の内容変更・臨時発行等

(2) 広報車による現場広報

(3) 市防災行政無線による地区広報

(4) 避難所、避難地への職員の派遣、電光掲示板・広報紙・ちらしの掲示・配布

(5) 自治会等住民組織による方法

(6) 新聞、ラジオ、テレビによる広報

(7) ヘリコプターなど航空機の活用

(8) インターネットの活用

(9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報

3 災害時の広報体制

(1) 災害広報責任者による情報の一元化

(2) 広報班の設置

広報資料の作成

防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

市及び防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

市長は、必要に応じて、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802、関西インターメディア株式会社）に対し、放送の実施を求めることとする。

なお、その他次のような場合に緊急時の放送を行うこととなっている。

(1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合

(2) 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合

(3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2 報道機関への情報提供

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 災害時要援護者に配慮した広報

市長は、広報や放送の実施にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、高齢者や障害者、外国人への情報提供にも努める。

第3 広聴活動の実施

1 広聴窓口の開設

市（秘書広報班）は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた広聴窓口を開設し、積極的に広聴活動を実施する。

2 住民からの要望等の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部局または関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第5節 広域応援等の要請受け入れ

(危機管理室)

市は、住民の生命または財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他市町村等に対し、応援を要請するとともに、受け入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期するものとする。

第1 府への応援要請

1 要請の方法

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

2 派遣要請の内容(必要記載事項)

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

第2 近隣市町村への応援要請

1 要請の方法

市長は、「災害相互応援協定」に基づき、中河内及び南河内地域の市町村に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがないときは、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

2 応援の内容

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な人的応援の提供
- (5) その他特に必要な事項

第3 広域応援協定市への応援要請

広域応援協定市への応援要請は、次の方法で行う。

1 要請の方法

市長は、「三市災害相互応援協定」に基づき、速やかに田辺市(和歌山県)及び橿原市(奈良県)に被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがないときは、電話またはファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

2 応援の内容

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な人的応援の提供
- (5) その他特に必要な事項

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、災害の範囲が拡大し、柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防力をもって対処できないと判断したときは、知事に対し消防庁へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第5 職員の派遣及び派遣のあっせん要請

1 要請の方法

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請を行う。(地方自治法第252条の17または災害対策基本法第29条第2項)

また、知事に対する指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請を行う。(災害対策基本法第30条第1項、第2項)

要請にあたっては、次の必要事項を記載した文書で行う。

ただし、そのいとまがないときは、電話またはファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

2 派遣要請の内容(必要記載事項)

- (1) 派遣及び派遣のあっせんに要請する理由
- (2) 派遣及び派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣及び派遣のあっせんを必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

第 6 広域応援等の受け入れ

市は、広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察署等と連携し、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 宿泊施設等の準備

広域応援部隊の要員に対し、宿泊施設等の場所の確保を行う。

4 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第6節 自衛隊の災害派遣要請

(市長公室、危機管理室)

市長は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命または財産を保護するため必要と認められた場合は、府を通じて、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第1 派遣要請

1 知事への要請

市長が、知事（府危機管理室）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求しようとする場合は、災害派遣要請要求書に定められた事項を明らかにし、電話または口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。（資料編 資料20 参照）

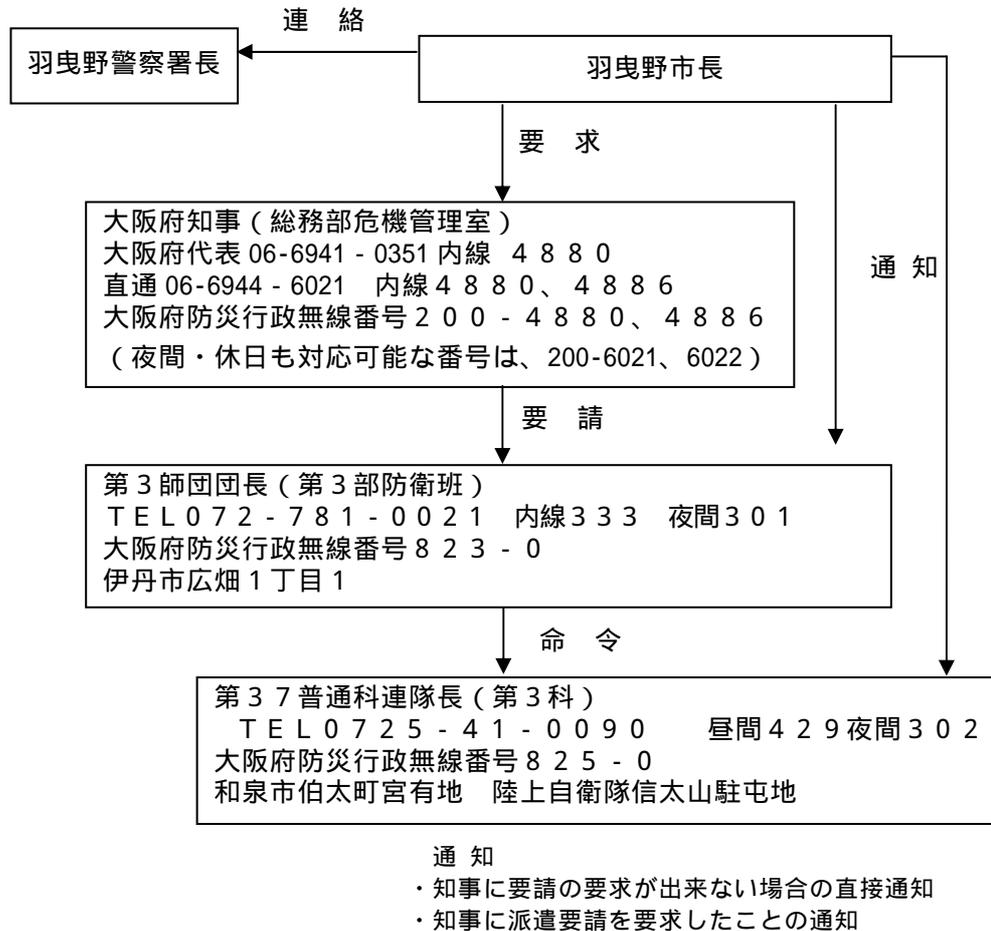
2 市長の直接通知

市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

3 自衛隊に対する情報の提供

市長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できる限り早期に災害関係情報等を自衛隊に提供するものとする。

図 5 - 6 自衛隊の派遣要請及び情報の提供



第 2 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、または部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受け入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、警察署及び災害派遣を依頼した市をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 警察署は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受け入れ体制

(1) 他の機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう事前に関係機関の長と協議連絡し、効率的、重点的に作業が分担できるよう配慮する。

(2) 連絡員等の配置

派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう部隊が活動を行う期間、羽曳野中学校を部隊の現地本部として提供するとともに、市もこれに合わせ連絡所を開設し連絡員を配置することにより、部隊の誘導及び市本部との連絡を行う。

(3) 作業計画及び資機材の準備

自衛隊に対する作業を要請するに当たっては、先行性のある計画を樹立するとともに、応急救援活動の実施に必要な資機材をあらかじめ準備し、使用に際しての管理者の了解を取りつけておくなど、作業が円滑に進展するように配慮するものとする。

(4) 仮泊予定地

派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、仮泊予定地として羽曳野中学校(体育館)を指定する。

この場合、災害応急措置に必要な最小限の期間とし、学校教育に支障のないよう留意する。

(5) ヘリコプター発着可能地点

市は、市内のヘリコプター発着可能地点として指定した羽曳野市青少年児童センターと府立呼吸器・アレルギー医療センターについて準備に万全を期する。また、この他にも、主たる災害地域等に近い発着可能地がある場合は、別に選定することができるものとする。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路または水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開、または除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付または譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請

市長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したときまたは、その必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他関係機関と協議の上、速やかに電話または口頭により知事(危機管理室)に撤収要請を要求するものとする。

なお、事後速やかに要求文書を提出するものとする。(資料編 資料20 参照)

第7節 災害対策要員確保

(保健福祉部、危機管理室)

第1 計画方針

災害時には市の職員のみでは不十分なので、労力の不足を補い救助作業の円滑な推進を図るため、労働者等の確保に努めるものとする。

第2 労働者確保の種別

災害時において、市の職員では不十分なき、労働の不足を補い応急対策活動の円滑な推進を図るため、次のとおり労働者の確保に努めるものとする。

- (1) 災害対策実施機関の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 赤十字奉仕団などの隣保民間奉仕団の協力動員
- (3) 公共職業安定所の斡旋供給による一般労働者の動員
- (4) 緊急時などにおいて従事命令などによる労働者の動員

第3 公共職業安定所の労働者供給要請

1 公共職業安定所への要請

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の供給斡旋を依頼するものとする。

- (1) 必要労働者数
- (2) 男女別内訳
- (3) 作業の内容
- (4) 作業実施期間
- (5) 賃金の額
- (6) 労働時間
- (7) 作業場所の所在
- (8) 残業の有無
- (9) 労働者の輸送方法
- (10) その他必要な事項

2 賃金

賃金は、原則として市内における同職種に支払われる額とする。

第4 民間人の従事

市長は、市域に災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

市は、災害応急対策を実施するための人員の確保が必要となった場合は、次の各法令に従って要員の確保に努めるものとする。

1 命令の種類と執行者

表5 - 8 民間人の応急対策事業等への従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急措置全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 第2項	市長警察官
災害救助	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害救助を除く応急措置全般	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項 第2項	知事 市長（委任を受けた場合）
災害応急措置全般	従事命令	警察官職務執行法第4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

2 命令対象者

表5 - 9 命令の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1 医師、歯科医師及び薬剤師 2 保健師、助産師及び看護師 3 土木技術者及び建築技術者 4 大工、左官及びとび職 5 土木・建築業者及びその従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者の協力命令
災害対策基本法による市長、警察官または海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市町村の区域の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者

警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者及びその物件の管理者、その他関係者
水防法による水防管理者、水防団長または消防機関の長の従事命令(水防作業)	水防の現場にある者または区域内に居住する者
消防法による消防吏員または消防団員の従事命令(消防作業)	火災の現場付近にある者

3 公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するときまたは発した命令を変更し、若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。

4 費用

知事又は知事の委任を受けた市長が、災害対策基本法第 71 条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては、災害対策基本法第 82 条により府が実費を弁償するものとする。

5 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策に従事した者がそのことにより死亡し、負傷または疾病にかかった場合には、災害対策基本法第 84 条または災害救助法第 29 条の規定によりその損害を補償する。

第 5 市内各組織の活用

1 協力の要請

市長は、住民の自主防災を促進した応急救助業務を円滑に行うため、次に掲げる団体に対し、救助活動等の奉仕協力を依頼する。

- (1) 区長会
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 日赤奉仕団
- (4) 民生委員
- (5) 農業委員
- (6) 水利委員
- (7) 青年団
- (8) 自警団
- (9) 婦人防火クラブ

2 活動範囲

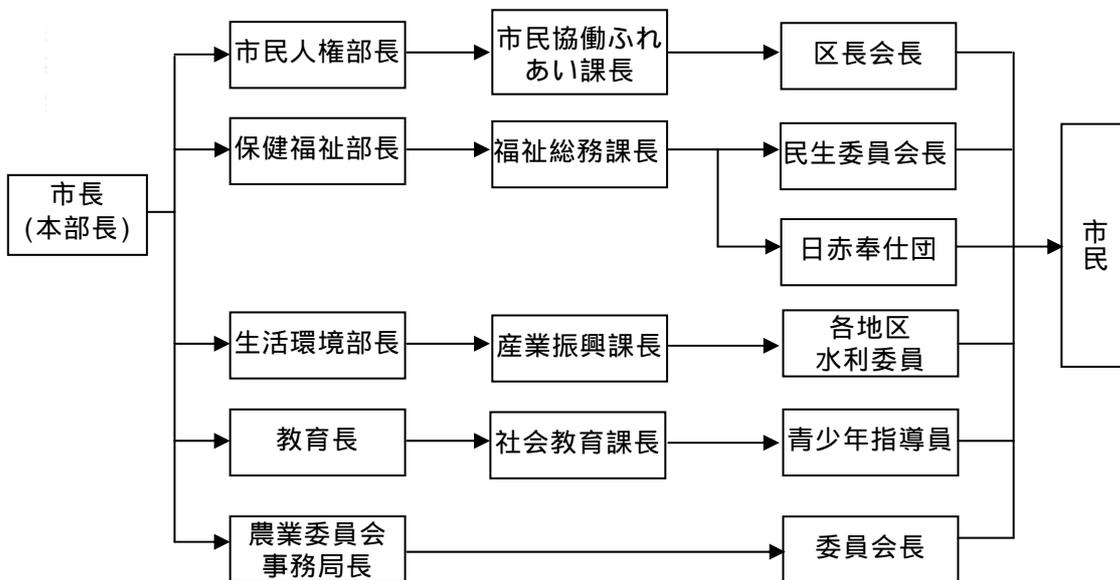
依頼を受けた団体の協力奉仕活動の範囲は次のとおりとする。

- (1) 被害に関する各種連絡
- (2) 避難誘導及び避難者の世話
- (3) 救援物資の配分
- (4) 炊き出し
- (5) 医療及び助産の応援
- (6) 防疫及び清掃の実施
- (7) その他災害応急対策に関する作業

3 連絡系統

各団体への連絡系統は次の系統図により行う。

図 5 - 7 各団体への連絡系統



第 6 関連業界団体等の活用

市は、市内の業界団体や事業所等に対しても災害応急対策への協力を要請し、あわせて資機材等の確保を要請する。

第 8 節 消火・救助・救急活動

(危機管理室)

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団、府、警察署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。

第 1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

1 災害発生状況の把握

市は柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部と協力して被災状況の早期把握に努め、防災関係機関への情報伝達に努める。

2 応急活動

(1) 消火活動

消火活動は、人命の安全確保を最優先に行い、延焼阻止を主眼として火勢の早期鎮圧を図るとともに、被害を最小限にとどめる。

(2) 救助活動

救助活動は、他の消防活動に優先するとともに各隊相互の連絡を密にし、状況に応じた臨機応変かつ、安全確実な方法で迅速に行う。

(3) 救急活動

救急活動は、救急事案の内容を的確に把握し、適切な救急知識と技術により緊急に必要な応急処置を行い、医療機関又はその他の安全な場所に迅速に搬送する。

3 行方不明者の搜索活動

(1) 市は、警察署及び防災関係機関との密接な連携のもと、行方不明者の搜索活動を行う。

また、行方不明者が多数ある場合は、市役所に受付所を設置して、その受付、手配、処理等を行う。

(2) 行方不明者が流出などにより他市町村にあると考えられるときは、府または漂着が予想される市町村に協力を求めるものとする。

4 相互応援

(1) 市は、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、または資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。また、市が被災した場合は、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。

(2) 市が被災しなかったときは、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

第2 消防団

消防団は、地域の被害状況を把握するとともに柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署等防災関係機関と連携をはかり、消火・救助活動を実施する。

第3 警察署

1 被害の早期把握と警察署員の派遣

災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。

2 救出、救助

市及び防災関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市が行う救助・救急活動を支援する。

3 緊急交通路の確保

迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。

第4 自衛隊

自衛隊は、火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

自衛隊は、応急医療や救護を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。また、緊急患者や医師その他救援活動に必要な人員の緊急輸送を実施する。

第5 各機関による連絡会議の設置

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団、府、警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第6 自主防災組織

地域住民による婦人防火クラブや自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署など防災関係機関との連携に努める。

第9節 水防活動

(生活環境部)

地震発生後の水防活動として、水防管理団体は、直ちに本市域内の河川、ため池を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。また、緊急を要する場合には水門、樋門の操作、その他の水防活動を適宜行う。

第 10 節 医療救護活動

(保健福祉部)

市及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施するものとする。

第 1 医療情報の収集・提供活動

市は、羽曳野市医師会及び藤井寺保健所等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第 2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市は、災害の状況に応じ速やかに羽曳野市医師会に対し医療救護班の編成を要請し、保健センターに窓口を置く。また、保健センターは、救護班の市内各救護所への振り分け及び負傷者の情報収集等を行う。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

市

災害発生後、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施する。

市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に応援要請を行う。

市災害医療センター等

市災害医療センター（藤本病院）及び災害医療協力病院（藤本病院を除く市内主要病院）は、市の要請、または自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護班の搬送

医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

市は、市内7地区における被害の状況を踏まえ、災害現場付近の適当な場所に応急救護所を設置・運営するとともに、古市第二災害対策基地及び高鷲第一災害対策基地に医療救護所を設置し、運営する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

(4) 医療救護班の受け入れ・調整

市は、医療救護班の受け入れ窓口を保健センターに設置し、府(保健所)の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に市から派遣される医療救護班が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

医療救護所における臨時診療活動

市、府、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療(必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等)を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

患者に対する応急処置

医療機関への搬送の要否及びトリアージ

搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

助産救護

被災住民等の健康管理

死亡の確認

その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府からの患者受け入れ情報を収集し、速やかに関係機関へ伝達する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受け入れ病院の選定と搬送

市等は、府の広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、府及び市が搬送車両を確保する。

ヘリコプター搬送

市は必要が認められた場合は、府を通じて、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

3 災害医療機関の役割

各災害医療機関の役割は次のとおりである。

表 5 - 10 災害医療機関の役割

災害医療機関		役 割
災害拠点病院	基幹災害医療センター	基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。
	地域災害医療センター	24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
特定診療災害医療センター (府立呼吸器・アレルギー医療センター、府立精神医療センター、府立成人病センター、府立母子保健総合医療センター)		特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供 疾病患者に対応する医療機関間の調整 疾病患者に対応する医療機関等への支援 疾病に関する情報の収集及び提供
市災害医療センター		市災害医療センターは、次の活動を行う。 市の医療拠点としての患者の受け入れ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整
災害医療協力病院		災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市及び府、日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

市は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第 1 1 節 二次災害の防止

(総務部、保健福祉部、土木部、下水道部、危機管理室、教育委員会)

市及び防災関係機関は、余震または大雨による浸水、土石流、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第 1 公共土木施設等（河川施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設など）

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び府、施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。なお、土砂災害危険箇所について、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請して、危険度判定を行い、二次災害の防止に努める。

2 避難及び立入制限

市、府、施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第 2 建築物等

1 公共建築物

市及び府は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 宅地

- (1) 被害状況を府に報告するとともに、危険度判定を実施する。
- (2) 危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。
- (3) 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、府は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射線同位元素使用施設

1 施設の点検、応急措置

放射線物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射線物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第 1 2 節 交通規制・緊急輸送活動

(総務部、危機管理室、土木部)

市、府、警察及びその他道路管理者は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動を実施するものとする。

警察及び道路管理者は、災害が発生した場合、または災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第 1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

(1) 大地震発生直後の緊急交通路の確保 (第 1 次交通規制)

警察署は、あらかじめ選定された「重点 14 路線」について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。羽曳野市周辺においては、大阪中央環状線があり、これとは府道堺羽曳野線が合流している。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行い、市を通過する道路として西名阪自動車道と南阪奈道路がある。

また、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府下への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保 (第 2 次交通規制)

市は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、警察署、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保するため、府の確保する広域緊急交通路と連携する地域緊急交通路について交通規制等必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

2 緊急交通路の周知

市、府、警察及びその他道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 交通規制

(1) 災害等により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、また発見したとき、もしくは、通報を受けたときは、その安全と緊急交通路を確保するため、次の区分により速

やかに必要な規制を行う。

(2) この場合、道路管理者と警察関係機関は密接なる連絡のもとに、適切な処置をとる。

(3) 交通規制を行うときは、規制の対象、期間等を表示した立て看板、報道機関等を利用して一般に周知させる。

表 5 - 11 交通規制の範囲

実施責任者		範囲	根拠法
道路 管理 者	国土交通大臣 府知事 羽曳野市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法第 46 条 第 1 項
		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法 第 76 条第 1 項
	公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法第 4 条 第 1 項
	警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第 5 条 第 1 項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法第 6 条 第 2 項
		道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第 6 条 第 4 項
	自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の円滑な通行を確保する必要がある場合	災害対策基本法 第 76 条の 3

4 道路の点検、啓開、応急措置

(1) 道路の点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び警察署に連絡する。

市は、地域緊急交通路について、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) う回道路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のう回道路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 災害発生前の措置

災害が発生するおそれがあるときは、土木部土木班は、常に警察署と協力してパトロールを強化し、交通の妨げになるものの除去または道路、橋梁等交通施設の危険箇所発見時の状況により応急修理が可能な場合は、市道にあつては直ちに応急修理を行い、その他の道路については道路管理者に応急修理を要請し、交通の安全確保を図る。

(4) 災害発生後の措置

災害が発生した場合は、速やかに道路及び橋梁の通行可舎並びに交通機関の運行状況を調査し、警戒区域の設定及び通行不能または通行障害がある地域については、必要な交通の制限規制を行うとともに、民間建設業者等の協力を得て、障害物の除去や啓開作業を行い、災害対策に必要な車両の通行路線の確保及び一般交通の円滑化を図るものとする。

交通を規制するときは、あらかじめ羽曳野警察署と協議する。

道路、橋梁の不通箇所、危険箇所については、その表示を行うとともに交通の規制に伴う臨時交通標示を速やかに沿線の要所に設置する。

(5) 広報措置

交通規制等実施責任者は、所管する事項について道路、橋梁など交通施設の通行の可否及び交通の規制措置並びに警戒区域の設定等について、交通関係の団体、業者及び一般住民に発表してその便宜を図るとともに、交通緩和等について協力を求めるよう措置する。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限りに、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

6 輸送手段の確保

(1) 車両の調達

市保有車両の種別及び台数は、資料編 資料 35 のとおりである。

車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、市内の運送業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。なお、トラック等の調達については、府に要請する。

応援要請

借上げ車両等をもってしてもなお、必要な輸送力を確保できない場合または舟艇、ヘリコプター等による輸送を必要とするときは、府に次の事項を明示して調達斡旋を

要請する。

- ア 輸送区間及び借上げ期間
- イ 輸送人員または輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集合場所及び日時
- オ その他必要事項

(2) 供給方法

各部において車の必要が生じたときは、総務部管財班へ配車要求書を提出し、配車を受ける。

総務部管財班は、市所有の車両が不足するときは、業者から車両の供給を受ける。

(3) 緊急輸送

交通規制

ア 災害応急対策を実施するため必要な資機材及び人員等の緊急輸送を確保するに当たり、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する場合は、市長公室防災班は大阪府公安委員会（府警察本部交通規制課または羽曳野警察署）に対して緊急輸送の確保のための交通規制を要請する。

イ 緊急通行車両以外の車両の通行を制限または禁止する道路には、法令の定めるところにより所定の表示（資料編 資料 15 参照）をするとともに、この制限等に伴う回道路の設定その他必要な交通確保措置を講ずる。

緊急通行車両の確認申請（資料編 資料 14 参照）

前項の交通規制が行われ、緊急通行車両の確認を受ける必要が生じたときは、配車依頼を受けた車両については総務部車輛班が、各部保有車両については各部がそれぞれ市長公室防災班を経由して知事（危機管理室）または大阪府公安委員会（府警察本部交通規制課または羽曳野警察署交通課）に対し確認申請を行い、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 3 条に定める証明書及び標章の交付を受ける。

緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両として認められる車両及びこれに準ずる車両の範囲は次のとおりである。ただし、道路交通法による緊急自動車については、緊急用務のため大阪府内を通行する場合に限り確認は要しない。

ア 緊急通行車両として認められる車両

- a 災害対策基本法第 50 条第 2 項による災害応急対策実施責任機関が同条第 1 項に定める災害応急対策及び応急措置の業務を行うための車両
- b 同法第 87 条による災害復旧の実施責任機関が復旧業務を行うための車両

イ 緊急通行車両に準ずる車両として認められる車両

- a 報道機関の取材車両、医療行為のための車両及び郵便物の集配車両
- b 特に緊急輸送を必要とする次の車両。ただし、この車両の確認については災害

状況、交通事情等により警察本部においてその確認の範囲及び時期を統制して行われる。

- (a) 被災者が避難等のためにする輸送車両
- (b) 義援物資の輸送車両
- (c) 被災地の会社、工場または事業所に対する本社または支店等からの救援車両
- (d) その他特に緊急を要すると認められる輸送車両(新聞輸送車両、個人的な救援輸送車両等)

(4) 災害救助法が適用される輸送の範囲

災害救助法が適用される輸送の範囲は次のとおりであるが、この輸送を行った場合は、救助実施記録日計表、その他関係書類を作成し、総務部車輛班へ報告する。

表5 - 12 輸送の範囲

項 目	輸送の範囲
1 被災者の避難	災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための輸送及び誘導するための人員及び資材等の輸送
2 医療及び助産	緊急患者の救護班または病院への輸送並びに救護班に関する人員の輸送
3 被災者救出	被災者の救出のため必要な人員及び資材等の輸送
4 飲料水供給	飲料水の輸送並びに水を確保する人員、機械器具及び資材等の輸送
5 救済物資	救済用物資(被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食料及び燃料、医薬品及び衛生材料並びに義援物資等)で被災者の応急救助の目的に使用される物資の輸送
6 死体の捜索	死体捜索のため必要な人員と資材等の輸送
7 死体処理	死体の検査及び処理のため必要な人員並びに衛生資材等の輸送と死体発見現場から一時安置所までの移送

(5) 非常用燃料給油

非常用の燃料給油については、あらかじめ指定給油業者と協議し、給油を受ける。

第2 航空輸送

1 輸送基地の確保

市は、羽曳野市青少年児童センター及び府立呼吸器・アレルギー医療センターについて、ヘリポートとして使用する場合は、障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告するとともに、円滑な利用ができるよう整備を行う。

2 ヘリポートの設置

市は、災害派遣要請を行った場合などで、ヘリポートを使用する場合には、次の事項に留意して受け入れ体制に万全を期すこととする。

(1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときには、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪または圧雪しておく。

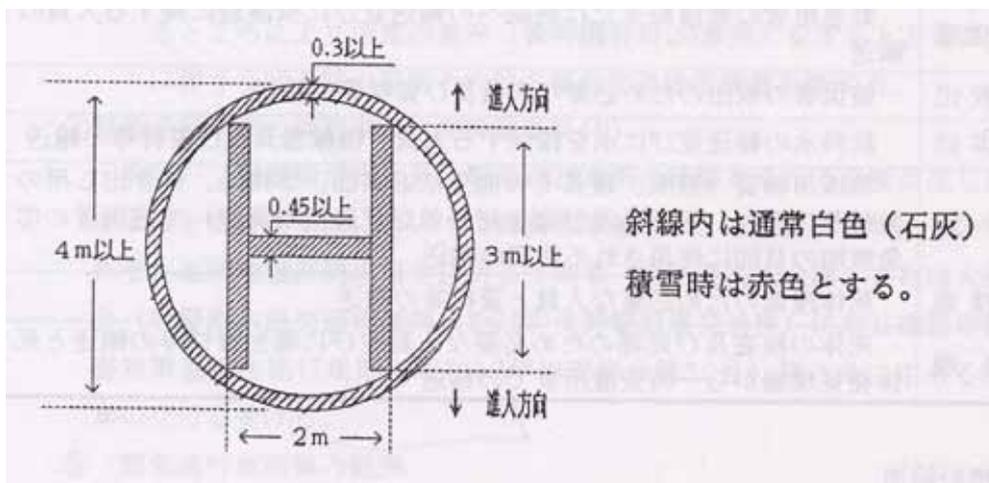
(2) 離着陸時は、安全のために関係者以外のものを接近させないようにする。

(3) ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

(4) 風向風速を上空から確認判断できるようにヘリポート近くに吹き流しまたは旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示すため発煙筒を焚く等の対策をとる。

(5) 着陸地点には次の図を標準とした $\textcircled{\text{H}}$ を表示する。



(6) 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備する。

(7) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

(8) ヘリポートの使用にあたっては、府災害対策本部及び施設等管理者に連絡する。

3 輸送手段の確保

市は、府、大阪市消防局、警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第13節 ライフラインの緊急対応

(下水道部、水道局)

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するものとする。

第1 被害状況の調査

- 1 ライフラインに関わる事業者は、地震が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じたときは市に報告する。
- 2 関西電力株式会社羽曳野営業所、大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部及び西日本電信電話株式会社NTT大阪東支店は、サービス供給地域内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市に報告する。

第2 各事業における対応

- 1 上水道、下水道施設
市及び府は、上水道、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行い、必要に応じて、消防機関、警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。
必要に応じて、羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱に基づき対応する。
- 2 関西電力株式会社
関西電力株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、消防機関、警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。
- 3 大阪ガス株式会社
大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。
- 4 西日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ず

るとともに、非常、緊急通話または非常、緊急電報を一般の通話または電報に優先して取り扱うこととする。

第 1 4 節 交通の安全確保

(土木部)

鉄軌道、道路施設等の管理者等は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

第 1 被害状況の報告

各施設管理者等は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

第 2 各施設管理者等における対応

1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（市、府、西日本高速道路㈱、大阪府道路公社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止または制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両のう回道路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、金剛自動車株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- (2) 被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。
- (3) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、警察署に通報し、出動を要請する。

第2章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用

(市長公室、保健福祉部、危機管理室、出納室)

第1 法の適用

市長は、市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、知事に災害救助法の適用を要請する。

第2 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- 8 学用品の給与
- 9 火葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第4 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市の具体的適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市の地域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- (2) 府の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- (3) 府の地域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、市域内の多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 住居が滅失した世帯の数の算定にあっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

3 住家の滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

(2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。

- (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
(1)(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、
又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

4 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第5 災害救助法の適用手続

1 災害救助法適用要請

- (1) 市長は、羽曳野市における災害が、前記第4の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合は、直ちに知事に報告するとともに、法の適用について協議する。
- (2) 市長は、被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請する。
- (3) 災害事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受ける。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編 資料12のとおりであるが、救助の期間についてはやむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

3 要請手続

市長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、府危機管理室に対し、次に掲げる事項についてとりあえず口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び被害状況
(3) 適用を要請する理由
(4) 必要な救助の種類
(5) 適用を必要とする期間

(6) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

(7) その他必要な事項

4 災害救助法の適用

(1) 救助事務の実施

市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

災害の事態が切迫して、知事の指示を受けるいとまがないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理に関して知事の指示を受けるものとする。

(2) 報告等

災害救助法に基づく救助措置等の知事に対する報告は、資料編 資料 12 の各項目に沿って行うものとする。

各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を調製し、救助事務の実施の都度または完了後速やかに市長に提出するものとする。

第2節 避難誘導及び避難所の開設・運営

(市長公室、総務部、危機管理室、教育委員会)

市は、災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

また市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

第1 避難の勧告・指示

住民の生命または身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

1 勧告・指示者

- (1) 市長は、住民の生命または身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。(災害対策基本法60条)
- (2) 知事は、市が事務の全部または大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)
- (3) 知事またはその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(地すべり等防止法第25条)
- (4) 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、または、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。(災害対策基本法第61条)
- (5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)
- (6) 知事、その命を受けた府職員または水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。(水防法第29条)

2 勧告・指示の住民への周知

市長等は、勧告または指示にあたっては、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系)、広報車などにより周知徹底を図る。

周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

- (1) 勧告者または指示者
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難先

- (4) 避難経路
- (5) 避難理由
- (6) 避難時の注意事項

3 勧告及び指示の伝達

避難の勧告または指示の伝達は、警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部等の協力を得て、当該地域の住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

4 避難路の確保

市及び警察署、道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 避難者の誘導

1 市

火災発生の場合、住民はまず、一時避難地に避難（自主避難）し、その後、状況に応じて、帰宅又は避難所に避難（集団避難）する。火災の延焼拡大によりさらに危険が増した場合は、広域避難地へ避難（集団避難）する。

住民の避難誘導に際し、警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や町会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、災害時要援護者の確認と誘導に配慮する。

- (1) 避難者の誘導は、本部職員及び地区班によって消防職員及び市職員等が警察官と連携をもって行い、補助誘導員として赤十字奉仕団員等の協力を得るものとする。
- (2) 誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病人、高齢者、幼児、障害者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行うものとする。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、誘導標識を設置するなど特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置、また、夜間においては可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期すものとする。
- (4) 避難にあたっては、携帯品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第3 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの

退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (2) 知事は、市が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの応急対策の全部または一部を代行する。(災害対策基本法第73条)
- (3) 警察官は、市長(権限の委託を受けた市の職員を含む)が現場にいないとき、または市長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)
- (5) 消防吏員または消防団員は、火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。(消防法第28条、36条)
- (6) 消防長または消防署長は、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。(消防法第23条の2)
- (7) 警察署長は、消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。(消防法第23条の2)
- (8) 水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。(水防法第21条)
- (9) なお、警察官は、上記の消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立入禁止の措置を講ずるとともに、警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第4 避難所の開設

避難収容が必要と判断した場合は、速やかに避難所を管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。勤務時間外については、あらかじめ定めた各地区の災害対策基地の職員が避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

- (1) 危機管理室長は、市長から指示を受けた場合は、直ちに避難所に職員を派遣し、開設に必要な準備をする。
- (2) 市長は、大震災、火災等が終息し、被災者を避難所に収容する必要があると認めたと

きは、総務部長に対し避難所の開設を指示する。

- (3) 市長は、避難所を開設したときは、速やかに府および羽曳野警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部等へ連絡する。
- (4) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況によりこれを延長する必要があるときは、市長は、知事の事前承認（厚生大臣の承認を含む）を得る。
- (5) 市は、あらかじめ選定した福祉避難所（二次的避難施設）についても、開設に必要な準備を行う。

第5 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

府は、施設の本来の機能を早期回復するため、市と協力して、応急仮設住宅の建設など避難者の住宅の確保に努める。

1 避難収容の対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

現に災害を受けた者であること

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

避難勧告・指示の出た場合

避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

2 福祉避難所（二次的避難施設）収容の対象者

避難所生活において救護が必要と認められる者については、本人の意向を確認の上、福祉避難所（二次的避難施設）に収容する。

3 職員の配置

市は、各避難所に所要の職員を配置し、責任者を指名する。避難所に配置された職員は、市本部の指示に基づき、施設の管理者及び町会、自治会等協力団体、ボランティアの協力を得て避難所の管理を行う。

4 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(1) 避難所の開設

(2) 避難所の受付及び人員把握

- (3) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (4) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (5) 生活環境への配慮
- (6) 災害時要援護者への配慮
- (7) 収容者の組織編成

収容者をなるべく町会等ごとに適当な人員(30人程度)によって班を編成し、班長を決める。班長には、できるだけ町会等の役員をあてるものとする。

班長は、連絡その他市職員の業務に協力する。

- (8) 物資の受け払い及び配分

避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受け払い及び配分を行う。

- (9) 諸記録及び報告

避難所の運営管理状況等必要な記録(収容者名簿、日誌、物品受け払い簿等)をし、市本部へ報告する。

- (10) その他

情報の伝達

直接または班長を通じて収容者に伝達する。

給食

班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊き出し等給食を行う。

収容者の世話

収容者からの各種相談に応じるほか、班長その他の協力を得て収容者の世話を行う。

避難所の消毒等

衛生班が行う消毒活動に協力する。

施設の管理

施設の使用について施設管理者と連絡を密にし、十分な保安全管理に当たる。

第6 避難者の他地区への移送

避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

1 避難者を他の地区へ移送する場合

- (1) 市長は、避難者を避難所に収容できない場合、本市から最も近い距離にある非被災地または隣接市町への移送を行う。また、避難者の移送が十分でない場合には府に要請する。
- (2) 移送にあたっては、市の保有車両または民間車両を借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関へ応援を要請する。
- (3) 他地区に避難所を開設するにあたっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて、移送地へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

2 他地区から避難者を受け入れる場合

市長は、府知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定開設を進め、受け入れ体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所運営に協力する。

第3節 緊急物資の供給

(保健福祉部、市民人権部、水道局、下水道部)

市は、家屋の損壊、滅失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。なお、市の災害時用備蓄品の保管状況は表5 - 18、被害想定による備蓄目標量については、第1部総則の表1 - 10のとおりである。

第1 給水活動

市は、災害時において速やかな給水活動を下記のとおり行う。

1 計画目標

- (1) 被災時には、住民一人あたり最低必要量は、飲料用として3リットルとする。
- (2) 飲料水は、自ら容器を持参し、応急給水地点に出向き給水を受けることを原則とする。
- (3) 災害時に備え、市に応急給水用資機材を備える。
- (4) 震災時に備え、各家庭に20~60リットル程度の水を常備するよう推奨する。

表5 - 13 応急給水目標

	3日間	4~7日目	8~14日目	15~21日目	22~28日目	2ヶ月目以降
応急給水量 (リットル)	3	3~20	20~100	100~250	250	250
応急給水場所	拠点給水 (水道施設)	運搬給水 (避難所・ 水道施設) 災害時要援護 者施設への 通水	消火栓取出し 給水設備から の給水	各戸仮設給水栓から の給水	通常給水	
応急給水による生活状況	飲料水のみ	食事と水洗トイレを1日1回流す水	洗面と3日に1回の風呂・洗濯等	災害前に近い水量	ほぼ災害前の水量	

2 給水方法

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄・受水場または配水場にて、給水タンク等に取り水し運搬給水する。
- (2) 飲料水の水質検査及び消毒
- (3) ろ過または消毒した水は、ポリ袋その他の容器に入れ輸送給水する。
- (4) 輸送のための車両、ポリ袋その他の容器の調達については、災害時に迅速に確保できるよう調達先を定めておく。
- (5) 配、給水管を逐次復旧し、消火栓からの路上給水を行う。
- (6) 応急給水地点には、標識を設置して市水道局職員または委嘱を受けた者が給水を行う。

- (7) 給水用資機材の調達
- (8) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (9) パック水・缶詰水の配布
- (10) 以上の方法において応急給水を行っても、住民の飲料水が確保できないときは、府及び近隣市町村に応援を要請する。

表 5 - 14 給水場所（応急時の取水可能な場所）

場 所	所 在 地	電 話	浄水池数 (池)	浄水池容量 (m ³)
石川浄水場	古市 3 - 1 0 - 4	9 5 8 - 2 3 1 8	1	1,300
壺井浄水場	壺井 1 5 4 - 1	9 5 8 - 2 3 2 8	2	390
伊賀受水場	伊賀 3 - 1 7 - 1 0	9 5 5 - 0 1 9 6	1	384
西浦受水場	西浦 6 - 4 6 5 - 3	9 5 8 - 2 3 2 9	2	962
低区第 1 配水池	西浦 6 - 8 1 - 3		1	10,000
低区第 2 配水池	学園前 1 - 5 - 1 2		1	10,000
中区配水池	羽曳が丘西 1 - 1 - 9		1	10,000
壺井配水池	古市 2 2 7 1 - 1 1 9		1	3,000
羽曳山配水揚	はびきの 2 - 8 - 2 0	9 5 8 - 2 3 3 8	1	3,500
高区配水池	羽曳が丘 9 - 295 - 86		1	3,000

表 5 - 15 市等が保有する給水資機材等（消防施設含む）

資機材種類	容 量	保管場所	電 話	数 量	備 考
給水タンク		羽曳野市水道局	9 5 8 - 1 1 1 1		
"	1,500	"		1 個	
"	500	"		5 個	
"	300	"		4 個	加圧ポンプ 付 1 個
ポリ容器	20	"		6 0 個	
防災緊急 給 水袋	10 6 5			842 枚 465 枚 10,000 枚	
防災用備蓄水	500 mm /24 本			430 ケース	
給水車	2,000			1 台	19 年度 購入予定
水槽車	4,000	羽曳野市役所		1 台	

資機材種類	容 量	保管場所	電 話	数 量	備 考
消防用水槽車	10,000	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	9 5 8 - 0 1 1 9	1台	
消防用 タンク自動車	1,300	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	9 5 8 - 0 1 1 9	1台	
消防用(予備車) タンク自動車	1,500	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部 柏原出張所	9 7 2 - 0 1 1 9	1台	
消防用 タンク自動車	1,500	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部 羽曳野出張所	9 5 7 - 1 8 3 5	1台	
消防用 タンク自動車	900	柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部 高鷲出張所	9 3 9 - 0 1 1 9	1台	

第2 食料の供給

発災時においては、迅速かつ円滑に、必要な食料を確保・供給するため備蓄物資の供給を行うとともに、不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）等に応援を要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 避難所における備蓄食料の供給
- (3) 協定締結している食料の調達

1 食料の調達計画

- (1) 食料の給与は、災害が発生し、災害救助法が適用されるまでは、市が行う。
- (2) 災害救助法の適用後は、必要に応じて市長が府へ食料調達の要請を行う。

2 食料の調達方法

- (1) 災害初期は災害備蓄拠点からアルファー化米等の備蓄食料を供給するとともに、市内の製パン業者または、食料品店から生パン（菓子パン）等を第一次的に調達する。
また、不足する場合は、府及び近隣市町村に応援を要請する。
- (2) 市長は、被災者に対する給食に必要な米穀について、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領に基づき知事に要請する。
- (3) 市長は、知事からの要請を受けた米穀販売業者より供給を受ける。

表 5 - 16 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領による数量

区分	品目	米 穀	乾 パ ン 等	漬 け 物
被災者供給用		精米 1 人 1 食当たり 2 0 0 g または 玄米 1 人 1 食当たり 2 2 0 g	1 人 1 食当たり 1 1 5 g (乾燥米飯の場合 1 人 1 食当たり 1 0 0 g)	1 人 1 食当たり 2 0 g
災害救助従事者用		精米 1 人 1 食当たり 3 0 0 g または 玄米 1 人 1 食当たり 3 3 0 g	1 人 1 食当たり 1 1 5 g (乾燥米飯の場合 1 人 1 食当たり 1 0 0 g)	1 人 1 食当たり 2 0 g

第 3 炊き出し及び食料配布の実施

1 食料給与の基準

食料給与の基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるところとする(法適用前も含む)。

2 実施方法

- (1) 炊き出しは、避難所に収容された被災者に対し、各避難所等において実施する。
- (2) 市長は、各避難所等において炊き出しに使用できる設備等の現況を把握しておくとともに、器材等の調達についても、調達器材、調達先等を定めておく。
- (3) 炊き出し以外の食品の配給については、配給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。
- (4) 食料品の供給にあたっては、特に衛生的に取り扱うことに注意する。
- (5) 炊き出し等の実施にあたっては、自主防災組織、婦人団体協議会、羽曳野市婦人防火クラブ等、その他住民組織に協力を要請する。

第 4 生活必需品の供給

発災時においては、迅速かつ円滑に、被服、寝具等の必要な生活必需品等の物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援を要請した場合は、府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

1 生活必需品の調達計画

市は、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他

の日常生活品を損失し、急場をしのぐことができない者に対して、物資の給与または貸与を行い、被災者の生活を保護する。

2 生活必需品の調達方法

(1) 第一に市の備蓄品を提供し、なお、不足するときは、速やかに市内または近隣市町の衣料品店など関係業者から調達するものとする。

(2) 市の調達数量に不足が生じたときは、府に調達を要請する。

(3) 市は、生活必需品の調達(予定)先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を策定しておく。

第5 生活必需品の給与、配分

1 生活必需品の給与の基準

生活必需品の給与の基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるところとする(法適用前も含む)。

2 実施方法

(1) 給与する品目等の決定

被災者に給与する品目、数量等は、被害の実情に応じてその都度定める。

(2) 給与の範囲

生活必需品等の給与または貸与は、主として避難所に収容されている被災者を対象として実施する。

(3) 配分

市は、交付対象者を正確に把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保、その他必要な配分計画を立て、公平な配分に努める。

(4) 物資の供給にあたっては、自主防災組織、婦人団体協議会、羽曳野市婦人防火クラブ等、その他住民組織に協力を要請する。

表 5 - 17 災害備蓄拠点一覧

保管場所	電話番号	所在地
古市小学校	958 - 3321	古市 1 - 2 - 5
古市南小学校	958 - 3331	古市 5 - 1 4 - 3 8
駒ヶ谷小学校	958 - 3371	駒ヶ谷 3 4 4 - 1
西浦小学校	958 - 3351	西浦 1 0 5 0
羽曳が丘小学校	958 - 3361	羽曳が丘 6 - 8 - 1
埴生小学校	955 - 0329	伊賀 5 - 6 - 3 7
埴生南小学校	958 - 3488	はびきの 6 - 6 - 1
恵我之荘小学校	953 - 0001	南恵我之荘 7 - 8 - 35
高鷲小学校	955 - 4481	島泉 2 - 1 - 1 9
高鷲南小学校	953 - 4008	高鷲 2 - 1 2 - 1
高鷲北小学校	938 - 5411	島泉 4 - 3 - 3 3
丹比小学校	955 - 1815	郡戸 2 0 6
誉田中学校	955 - 4765	誉田 6 - 5 - 3 7
峰塚中学校	958 - 3301	西浦 6 - 4 8
高鷲中学校	955 - 4488	島泉 9 - 1 4 - 4
高鷲南中学校	955 - 9388	高鷲 2 - 2 - 1
河原城中学校	954 - 6767	桃山台 4 - 1 2 3
羽曳野市役所	958 - 1111	誉田 4 - 1 - 1

表 5 - 18 各保管場所における備蓄品の状況

備蓄品	数量	備考
ポリタンク	1 0 0 個	
毛布	1 0 0 枚	
ブルーシート	5 0 枚	
ローソク	3 0 本	
クイクコンロ	1 セット	
コンロストーブ	1 セット	
テント	1 0 張	市役所にはテント無し

第4節 保健衛生活動

(保健福祉部、危機管理室、生活環境部)

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1 市の活動内容

(1) 市は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

消毒措置の実施（感染症法第27条）

ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

家用水の供給（感染症法第31条）

避難所の防疫指導

臨時予防接種（予防接種法第6条）

衛生教育及び広報活動

(2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。

(3) その他、感染症新法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

2 防疫活動が十分でないとき認められるときの措置

(1) 市は、自らの防疫活動が十分でないとき認められるときは、府に協力を要請する。

(2) 市が、府の指導や指示を実施することができない場合、若しくは防疫活動を実施しても十分でないとき認められる場合には、府が必要な措置を講ずることとなっている。

3 府の活動内容

(1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。

(2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

(3) 市に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。

- (4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めるときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。(予防接種法第 6 条)
- (6) 衛生教育及び広報活動を行う。
- (7) その他、感染症新法により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱

二類感染症：ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第 2 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等と連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足し易い栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第5節 福祉活動

(保健福祉部)

市は、被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 災害時要援護者の避難誘導

在宅災害時要援護者の避難にあたっては各自治会、ボランティア団体等の協力を得ながら、安全になされるようにする。

第2 災害時要援護者の被災状況の把握等

1 災害時要援護者の安否確認及び被災状況の把握

(1)市は、災害発生直後には、府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて地域住民や自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の災害時要援護者の安否確認を行うとともに、被災状況を把握する。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童を迅速に発見、保護する。

(2)市は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況を迅速に把握する。

2 福祉全般の相談窓口の設置

市は、きめ細やかな援護体制を確立するため、早急に相談窓口を設置する。

3 福祉ニーズの把握

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズを迅速に把握する。

第3 被災した災害時要援護者への支援活動

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した災害時要援護者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等のほか、施設の被災の状況を見ながらデイサービス、ショートステイ事業等の利用など在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるほか、福祉関連情報の伝達や避難所生活支援、保健センターと連携した健康管理等のサービスを行う。

市は、府と連携して被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策を行う。

2 災害時要援護者の施設への緊急入所等

市及び府は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない災害時要援護者については、本人の意思を確認した上で、福祉避難所（二次的避難施設）や社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるものとする。

第6節 社会秩序の維持

(市長公室、生活環境部)

市及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 住民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

なお、次のような警備措置がとられることとなっている。

- (1) 被害調査その他災害情報の収集
- (2) 被災者の救出・救護及び避難誘導
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 交通の整理規制及び緊急交通路の確保
- (5) 流言飛語の防止など広報活動
- (6) 検視活動
- (7) 被災地における利害関係紛争事案等の警戒
- (8) 関係機関の救出活動への協力援助

第3 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携して、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

市は、府と連携して生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

第4 金融機関における預貯金払戻等

日本郵政公社近畿支社長は、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱機関、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等をなくした場合であっても、運転免許証・保健証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して指示する。

ただし、藤井寺郵便局長は、災害救助法が発動されたときは、日本郵政公社近畿支社長の指示を待たずに直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。

第7節 ライフライン・通信施設の確保

(下水道部、水道局)

災害により途絶したライフライン施設、放送施設について、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 上水道(市、府)

1 応急給水及び復旧

(1) 市は、大阪府域で震度5弱以上を観測した場合に府が設置する大阪府水道震災対策中央本部及びブロック本部と協力して応急給水、復旧を行う。必要に応じて、羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱に基づき対応する。

(2) 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。

(3) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。

(4) 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し応援を要請する。

(5) 施設の応急復旧

浄水施設 浄水場における水処理施設の被害に対して、応急復旧を行う。

受水及び配水施設 受水場及び各配水池の被害に対しては、応急復旧を行い配水機能の回復に努める。

送水ポンプ施設 送水ポンプ及び電気機械設備が浸水しないように排水ポンプを運転する。

また、災害時の受電線の事故を考慮し、自家発電設備を設置する。

導水、送水及び配水施設

ア 導水管及び送水管の被害については、迅速に復旧を行い、配水機能の回復に努める。

イ 送水管の被害については、被害及び配水状況を考慮し、上流より順次下流(管末)に向かって応急復旧を行う。

(6) 復旧工事及び復旧用資材

導水、送水または配水施設の復旧工事にあたっては、所要機器保有の指定給水装置工事事業者の応援を求めて行う。

復旧に使用する資材、器具及び燃料については水道局で必要最小限保有するものとし、不足する分については、関係業者と事前に調整し、資機材の確保に支障のないよう措置する。

2 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第2 下水道（市、府）

1 応急措置及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 被害状況等によっては、要請に基づき、府、近畿ブロック9府県等から支援を受ける。

2 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第3 電力（関西電力株式会社）

1 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝道し、広報する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

1 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社）

1 通信の確保と応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

2 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第 8 節 交通の機能確保

(土木部)

鉄軌道、道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第 1 障害物の除去

(1) 市は、道路法及び災害対策基本法に基づき市内建設業者等と連携して、早期に確保すべき地域緊急交通路や市道・農道等における道路啓開を行い、交通の支障となる障害物を除去する。また、国道・府道等についても各管理者に協力して障害物の除去に努める。

市は、障害物を現場付近の空地に一時的に集積するほか、災害を拡大させ、あるいは応急対策実施上支障が生ずるおそれのない適切な場所を選定し、集積する。

(2) 災害で発生した障害物のうち、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地の他に、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積する。

なお、市の集積場所では処理しきれない場合は、府及び近隣市町村に協力を求めるものとする。

第 2 各施設管理者における復旧

1 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

(1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

(2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

(3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

2 道路施設（市、府、西日本高速道路株、大阪府道路公社）

(1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

(2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

(3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第9節 農林関係応急対策

(生活環境部)

市及び防災関係機関は、農林業に関する応急対策を講ずるものとする。

第1 農作物

市及び農業協同組合は、府と連携して、地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行うなど、農林業に関する応急対策を講ずるものとする。

第2 畜産

市は、府の協力を得て、家畜伝染病の予防等家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

(1) 市は、府及び畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。

(2) 市は、府と協力して必要に応じ伝染病の発生防止に努める。

2 一般疾病対策

一般の疾病の発生については、市の獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。

3 飼料対策

市は、被害状況及び家畜数に応じて、飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の払下げを府に要請する。

第 10 節 住宅の応急確保

(総務部、保健福祉部、都市開発部)

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、高齢者、障害者を優先する。

第 1 被災住宅の応急修理

市は、災害救助法第 2 条に規定する区域において、住宅が半壊または半焼し、当面の日常生活が営めない者に対して、応急修理を府から委任された場合には、その住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

第 2 住居障害物の除去

市は、災害救助法第 2 条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、障害物の除去を府から委任された場合には、障害物の除去を行う。

第 3 応急仮設住宅の建設

市は、災害救助法第 2 条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼または流失し、住宅を確保することができない者に対して、府から委任された場合には、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。

- (1) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- (2) 応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。
- (3) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (4) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として 2 年以内とする。
- (5) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。
- (6) 応急仮設住宅の建設場所としては、第 2 部災害予防対策計画の表 2 - 16 のとおり予定している。また、予定戸数については 1 階建ての住宅であり、目標戸数を確保するため 2 階建て等について検討する。

第 4 公共住宅への一時入居

市及び府は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅、公社・公団住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第5 住宅に関する相談窓口設置等

- (1) 応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。
- (2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第 1 1 節 応急教育等

(教育委員会)

市教育委員会は、幼稚園及び学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第 1 事前準備

- 1 各幼稚園・学校長は、学校の立地条件等を考慮し、常に災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画をたてておく。
- 2 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、各学校長と協力し、応急教育態勢に備えて次の措置をとる。
 - (1) 学校・園行事、会議、出張等を中止する。
 - (2) 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置等につき保護者との連絡方法を検討する。
 - (3) 教育委員会、警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (4) 勤務時間外においては、校園長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

第 2 災害時の態勢

1 登校後の措置

災害が発生し、または発生が予想される状況となったときは、各校園長と協議の上、必要に応じて授業打ち切りの措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童には、教師が地区別に付添うものとする。

2 登校前の措置

登校前に休校などの措置を決定したときは、直ちに広報車、有線放送、防災行政無線電話等により伝達し、園児・児童・生徒に対し、徹底を図る。また災害が広域にわたることが予想される場合には、大阪府教育委員会からラジオ、テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に処理するものとする。

第 3 文教施設の応急復旧対策

1 事故対策

教育施設、備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は、倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水等予想される事故に対する措置を講ずる。

2 応急復旧

市教育委員会は、被災後速やかに被災文教施設及び設備の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないよう措置する。この場合、写真撮影などにより被災の事実及び状態を立証しておく。

第4 応急教育実施の予定場所

1 校舎が使用できない場合

市教育委員会は、校舎の全部または大部分が使用できない場合は、関係機関と調整し、近隣の公共施設及びその他の適切な場所を利用する。

2 二部授業の実施

校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を行うものとする。

第5 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 幼稚園長及び学校長

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市及び府教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

校舎が避難所として利用されている場合の市との協議

校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 教育委員会

市教育委員会は、園児・児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図ることとし、必要に応じて他市町村に対して、園児・児童・生徒の受け入れについて応援を要請する。

また、教職員及び園児・児童・生徒の被災状況を把握する。

2 応急教育体制の確保

災害の規模によっては、応急教育体制を速やかに確立する必要があるため、校園長と教育委員会と協議の上、十分な調整を図る。なお、調整がつかない場合は、大阪府教育委員会の指導と助言を求めるものとする。

3 授業不能が長期にわたる場合

授業不能が長期にわたる場合については、園児・児童及び生徒との連絡方法等について検討を加え、必要な措置を講ずる。

第6 学校給食対策

1 給食施設の確保

学校長、市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、給食の可否を決定する。実施する場合は速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

2 給食実施上の留意点

学校長は、給食の実施にあたり、次の項目について留意する。

- (1) できる限り継続実施に努める。
- (2) 各学校とも避難場所として使用され、被災者に対する炊き出しが行われるので、学校給食と炊き出し用との区別に留意する。
- (3) 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので衛生対策については特に注意する。

第7 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある園児・児童・生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

市教育委員会及び校長は、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、府や藤井寺保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断や感染症の予防について適切な措置をとる。

また、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第8 文化財の応急対策

指定文化財の所有者または管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。また、市教育委員会は国・府指定の文化財について府教育委員会へ報告する。

市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者または管理責任者に対して応急措置に関する指導・助言を行う。

第12節 応急保育

(保健福祉部)

市は、保育を継続して実施するため、保育所施設等を早期に確保し、応急保育の措置をとるものとする。

第1 事前準備

各保育園責任者は、市と協議して応急保育態勢に備えて、あらかじめ次の事項について準備を行う。

- (1) 保育児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
- (2) 各機関との連絡網を確認する。
- (3) 勤務時間外における災害に備え、非常招集の方法を定める。

第2 災害時の態勢

1 緊急避難の措置

各保育園責任者は、状況に応じ緊急避難の措置をとる。

2 被害状況の報告

各保育園責任者は、災害の規模、保育児、職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、市に報告し、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立する。

3 臨時編成の調整

各保育園責任者は応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

第3 保育施設の応急復旧対策

- (1) 保育施設及び備品の被害を最小限に防止するため施設の長は倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水等予想される事故に対する措置を講ずる。
- (2) 災害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、早急に平常通りに保育できるよう処置を講ずるものとする。

第4 応急保育の確保

保育施設や児童の被災により、通常の保育を行うことが不可能な場合は、隣接保育所との合同保育あるいは混合保育を実施する等応急保育の確保に努めるものとする。

第5 保育園児の健康保持

被災地区の保育園児に対しては、藤井寺保健所の指示援助により健康診断、検便などを行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行うものとする。

第 1 3 節 廃棄物の処理

(生活環境部)

市及び柏羽藤環境事業組合は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第 1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。

2 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

第 2 ごみ処理

1 初期対応

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

第 3 がれき処理

1 初期対応

- (1) がれきの発生量を把握する。

(2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

3 進行管理計画

災害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的ながれき処理の進行管理計画を作成する。

- (1) がれきの発生量
- (2) がれきの処理方法
- (3) がれきの処理に要する期間の見込み
- (4) がれき処理の月別進行計画

表 5 - 19 清掃施設

施 設	住 所	電 話	処理能力
芝山衛生センター	柏原市国分市場 1 - 1 1 - 3 5	0 7 2 - 9 7 7 - 3 5 0 0	2 9 0 k (日)
柏羽藤クリーンセンター	柏原市円明町 6 6 6	0 7 2 - 9 7 6 - 3 3 3 3	4 5 0 t (日)

第 1 4 節 遺体の処理及び火葬

(保健福祉部)

市は警察署等に協力して、遺体の処理、火葬について、必要な措置をとるものとする。

第 1 遺体収容所の設置

遺体収容所の設置の必要が生じたときは、原則として羽曳野市立体育館に収容所を設置する。
なお、施設が使用できない場合、不足の場合などには、市内各地区の寺院へ遺体を安置する。

第 2 遺体の処理方法

1 遺体の検視

遺体は、医師による検案及び警察官による検視（見分）の後、遺族、親族に連絡の上、引き渡す。

2 遺体の身元確認

警察官は、身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

第 3 遺体の火葬

1 遺体の火葬

火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱状態のため資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な火葬を実施する。

火葬の方法は次のとおりとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体は死体処理台帳及び遺品を保存の上、原則として火葬に付すものとする。
- (3) 火葬に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院などの適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
- (5) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- (6) 身元不明の遺体は、火葬の後、遺骨及び遺品等を本市または市内寺院に依頼して保管するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに市の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、納骨堂その他別に定める場所に移管する。

3 遺体の処理等の報告

保健福祉部は、遺体の処理状況等を随時市長に報告するとともに、活動状況等を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに市長に報告する。

4 応援要請

(1) 市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

(2) 府は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他の市町村への指示、他府県への要請を行う。

第15節 自発的支援の受け入れ

(総務部、生活環境部、保健福祉部、出納室)

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 ボランティアの受け入れ

市及び市社会福祉協議会は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受け入れ窓口の開設

市は、市社会福祉協議会に災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口を設置し、市社会福祉協議会との連携により運営等の連絡調整を行う。

2 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

第2 義援金品の受け入れ配分

市は、市、府、日本赤十字社などに寄託された被災者あての義援金品について、確実かつ迅速に被災者に配分するため、府及び日本赤十字社と連携し、次のとおり行う。

1 義援金

(1) 受付

市に寄託される義援金は、原則として出納室班を窓口として受け付けることとする。

(2) 受領書の発行

義援金の受領については、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 配分の基準

市に寄託された義援金及び府または日本赤十字社等から配分を委託された義援金の配分、被災者に対する伝達方法等にあたっては、配分委員会を設置し、被災の状況及び被災者の世帯構成(年齢、性別、学年等)を基礎とし、義援金の受納量に応じ配分する。

(4) 保管

義援金の保管は、被災者に配分するまでの間、羽曳野市公金取扱金融機関に一時預託する。

2 義援物資

(1) 受付

市に寄託される義援物資は、原則として出納室班を窓口として受け付けることとするが、災害の状況に応じて、社会教育施設等の公共施設または適宜、臨時受付場所を設置して受け付ける。

必要とする物資を明確にする。

救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

ア 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。

イ 複数の品目を梱包しないこと。

ウ 腐敗する食料は避けること。

(2) 受領書の発行

義援物資の受領については、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 配分の基準

市に寄託された義援物資及び府または日本赤十字社等から配分を委託された義援物資の配分、にあたっては、被災の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎とし、義援物資の受納量に応じ配分する。

(4) 配分方法

配分にあたっては、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、町会、自治会及び婦人会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

(5) 義援物資の輸送

義援物資の輸送については、第3部第2章第8節 交通規制・緊急輸送活動による。

配分決定に基づき、義援物資を避難所等の物資集積地等へ輸送する。

(6) 保管

寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

義援物資の保管は、市庁舎の倉庫を使用するほか、必要に応じて市公共施設の - 部を使用する。

3 小包郵便料金の免除

日本郵政公社中央郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 日本郵政公社総裁が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物料金は免除される。

(2) 府及び市等の申請により、日本郵政公社総裁が指定するものは、郵便振替による被災者援

護のための寄附金送金の料金は免除される。

- (3) 災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第3 海外からの支援の受け入れ

市及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受け入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連絡調整

市は、海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡するとともに、国や府からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受け入れ

- (1) 市及び府は、次のことを確認の上、受け入れの準備を行う。

支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

被災地のニーズと受け入れ体制

- (2) 市及び府は、海外からの支援の受け入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

案内者、通訳等の確保

活動拠点、宿泊場所等の確保

第6部 災害復旧・復興対策計画

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

(全 庁)

市及び防災関係機関は、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。

第1 被害の調査

市は被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項を調査し、府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律または予算の範囲内で、国または府が費用の一部または全部を負担または補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

- (1) 道路復旧計画
- (2) 河川及びため池復旧計画
- (3) 農林施設復旧計画
- (4) 教育施設復旧計画
- (5) 上下水道復旧計画
- (6) 社会福祉施設復旧計画
- (7) 医療施設復旧計画
- (8) その他公共、公用施設復旧計画

2 復旧完了予定時期の明示

市及び防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

第3 激甚災害の指定

1 計画方針

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、激甚災害法という。)及び同法に基づく激甚災害または局地激甚災害

の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、府及び国に対し、政令指定を得るため適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

2 激甚災害に関する調査及び促進

(1) 市内に大規模な災害が発生した場合、市長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。

(2) 市各部署は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、市総務部長に提出するものとする。

(3) 市総務部長は、前記各部の調査をとりまとめ本部長室に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、府知事に調査書を添えて申請するものとする。

なお、市長は、各事業ごとに府の関係機関と連絡の上、指定の促進を図るものとする。

(4) 市は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

3 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、府各部に提出するものとする。

第4 激甚災害指定による財政援助

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

2 農林水産業に関する特別の財政援助

3 中小企業に関する特別の財政援助

4 その他の財政援助及び助成

第2節 被災者の生活確保

(総務部、出納室、保健福祉部、市民人権部、生活環境部、都市開発部)

市は府と連携して、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業の斡旋、住宅の確保等を行うものとする。

第1 災害による被害調査

市は市社会福祉協議会等と連携して、被災者の被害の程度を速やかに調査し、必要に応じて住民の生活復旧を支援する。

第2 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

市域において5世帯以上の住家が滅失した災害

府域において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

死亡または障害が、故意または重大な過失による場合

別に厚生大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

(4) 災害障害見舞金は、法律第8条に規定される障害を受けた者に対して支給する。

2 大阪府災害見舞金の支給

府は、「大阪府災害見舞金内規」に基づき、被災世帯に対して見舞金を支給する。

第3 災害援護資金・生活資金等の貸付

市及び市社会福祉協議会、府は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により市域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。

ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯(世帯収入が生活保護基準の1.8倍以下)を対象とする。

3 世帯更生資金等の貸付

災害により家財等に被害があった場合で、災害救助法の適用に至らない小災害時には、低所得世帯を対象に世帯更生資金を貸し付ける。

このほか住宅やがけに災害を受けた者に対して、住宅の建設若しくは補修又はがけの整備に必要な資金を貸し付け、もって居住の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

第4 租税等の減免及び徴収猶予等

1 国の措置

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

2 府の措置

府は、地方税法(昭和25年法律第266号)及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

3 市の措置

市は、地方税法及び条例に基づき、市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険料、府民税を含む。)の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

(1) 申告、納入若しくは納付期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出または市税等を納付若しくは納入することができないと認められるときは、指定された地域に限り災害がおさまったあと、2か月以内に限り当該期間を延長する。

(2) 市税の還付または減免

被災した納税義務者に対しては、災害のあった年度内に限り災害のあった日以降の納期の市税等について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

個人の市民税

国民健康保険料

府民税

固定資産税

災害により、その者の所有に係る固定資産につき損害を受けた者に対して軽減または免除する。

(3) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者(特別徴収義務者を含む。)が市税等を一時に納入し、または、納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(4) 滞納処分の執行停止

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

第5 雇用機会の確保

災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査の上、職業安定所等へその状況等を連絡し、職業の斡旋を要請するとともに、必要に応じ府に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。

第6 住宅の確保

市は府及び関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1 相談窓口の設置

市は、住宅に対する相談に対し、府が設置する住宅に関する相談窓口を紹介するとともに、市の相談窓口において次のような事業を実施する。

(1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供

(2) 住宅修繕など建設業者に関する相談・情報の提供

(3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供

(4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

2 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実情に

沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、府、民間、住宅供給公社・都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、公社・公団住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅のあっせん

自力での住宅確保が困難な被災者に対して、優良賃貸住宅のあっせんを行う。

4 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融公庫を利用し、優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災住民の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

5 災害復興住宅資金の貸付

(1) 住宅金融公庫は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金または補修資金の貸付を行う。

(2) 府は、住宅金融公庫の災害復興住宅資金貸付等を利用する被災者に対し低利の融資を斡旋し、取扱金融機関に対し利子補給するなど助成制度を創設して、個人住宅の取得促進、建替促進及び修繕・改築の支援を行う。

6 罹災都市借地借家臨時処理法の適用申請

(1) 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地、借家の権利関係について種々の問題がおこり住宅の復興を阻害するおそれのあるときは、市長は、迅速かつ適切に罹災都市借地借家臨時処理法（昭和21年法律第13号）の適用を図るものとする。

(2) 申請手続

「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用を申請しようとする場合は、市長は申請書を作成し、府を經由し、国土交通大臣あて申請する。

この場合、申請の作成が間に合わないときは、とりあえず口頭で適用申請する旨、府を通じて主管課である国土交通省住宅局住宅総務課に連絡するものとする。

第7 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づき適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。

100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記～に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害。

(3) 支給対象世帯

自然災害により、

住宅が全壊した世帯

住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯

(大規模半壊世帯)で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。

収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない。	300万円	225万円
500万円超 700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯	150万円	112.5万円
700万円超 800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯		

(4) 支給金額

下表に示す限度額の範囲内で、 ~ の経費に対して支給される。

	合 計		
		~	~
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円

通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費

自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

住居の移転費又は移転のための交通費

住宅を貸借する場合の礼金

民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度)

住宅の解体(除却)・撤去・整地費

住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息

ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

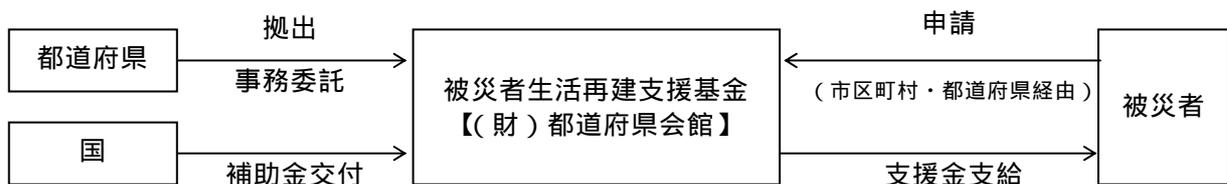
(注1) 大規模半壊世帯は ~ のみ対象(100万円が限度)

(注2) 長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に ~ の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

(注3) 他の都道府県に移転する場合は、 ~ それぞれの限度額の1/2

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



(所管・内閣府)(支援金の1/2)

第 8 災証明の発行

1 発行場所

災証明書は、市生活環境部において発行する。なお、証明手数料は免除する。

2 発行手続

被災者台帳を備え、その台帳により確認し、被災者の申請により発行するものとする。

なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。

3 証明の範囲

災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害で、住家の全焼（壊）、流失、半焼（壊）及び床上浸水、床下浸水について、また、人的被害については、死亡、行方不明、負傷について証明する。証明書の様式は、資料編 資料 27 による。

第3節 中小企業の復興支援

(生活環境部)

府は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第1 市の措置

市は、中小企業の被害の状況を、府等の関係機関と連携して速やかに調査し、必要に応じて国、府等の資金融資制度の斡旋を図る。

第2 府の措置

- (1) 中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を国に要請する。
- (3) 中小企業の災害復旧を支援するための災害融資制度を実施する。
- (4) 資金貸付手続の簡易迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を中小企業信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- (5) 市、中小企業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第3 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 中小企業金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。

(2) 国民金融公庫

据置期間、償還期間の延長及び利率の引下げを行う。

(3) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

第4節 農林漁業関係者の復興支援

(生活環境部)

府は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第1 市の措置

市は、農家及び無地の被害の状況を、府等の関係機関と連携して速やかに調査し、必要に応じて国、府等の資金融資制度の斡旋を図る。

第2 府の措置

- (1) 農林漁業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- (2) 農林漁業金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- (3) 被災した農林漁業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- (4) 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(以下、天災融資法という。)の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- (5) 自作農維持資金の貸付適格審査認定事務の迅速かつ適正な処理に努める。
- (6) 市、農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第3 資金の融資

融資機関は、被災した農林漁業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

1 天災融資資金(天災融資法)

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、施設の復旧、経営再建及び収入減補てん等に必要な農林漁業災害

復旧資金及び自作農経営の維持に著しい支障が生じた農業者に対する自作農維持資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府が、利子補給、損失補償の措置を講ずるものとする。

第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1 基本方針の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

第2 原状復旧

原状復帰復旧を基本とする場合は、再度災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第3 復興計画の作成

- 1 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は府と連携して、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。
- 2 市復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、府との連携などにより、必要な体制を整備する。
- 3 市は住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

付録：東海地震関連情報に伴う対応

〔東海地震関連情報に伴う対応〕

第1章 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

羽曳野市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

また、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知する。

第2 基本方針

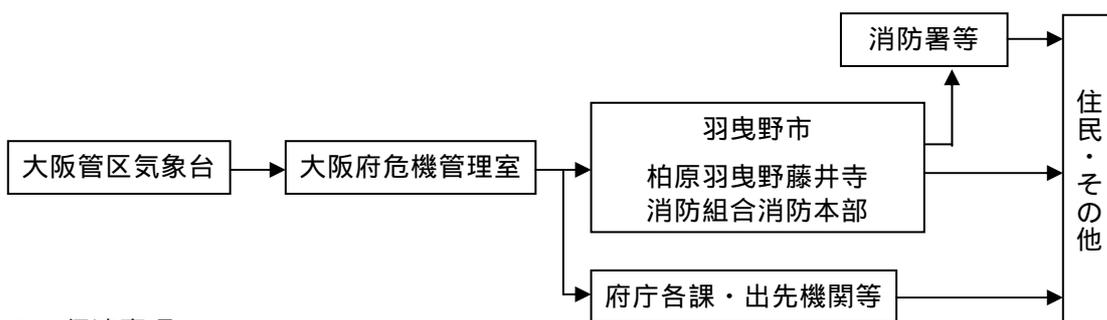
- 1 市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策計画、地震災害応急対策計画で対処する。

第2章 東海地震注意情報が発表された時の措置

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた場合に備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

市及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の收受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。消防機関においては、非常警備を発令して警戒態勢を整え、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

市は、国、府に準じて市民に対して次の内容を基本とする呼びかけを行う。

- 1 東海地震注意情報の内容の説明とその意味について
- 2 政府が行う準備行動の具体的な内容について
- 3 万一に備え、強化地域方面への不要不急の旅行などの自粛について
- 4 地域住民に対する沈着冷静な対応の要請について
- 5 今後、警戒宣言時に予想される交通規制等の内容について

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

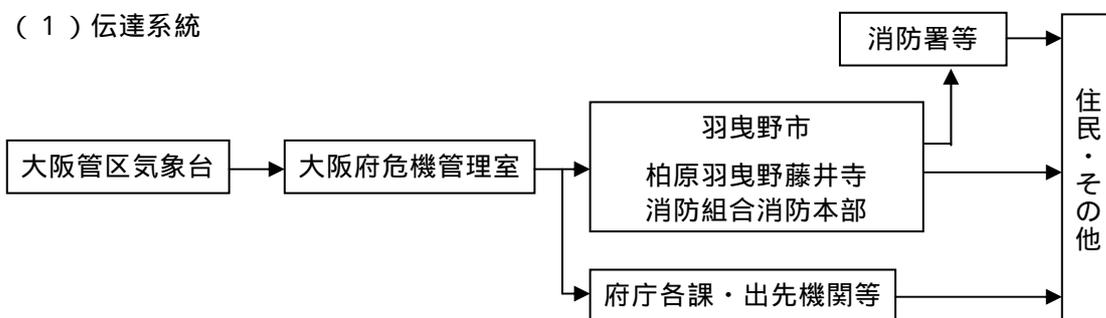
市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民・事業所に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

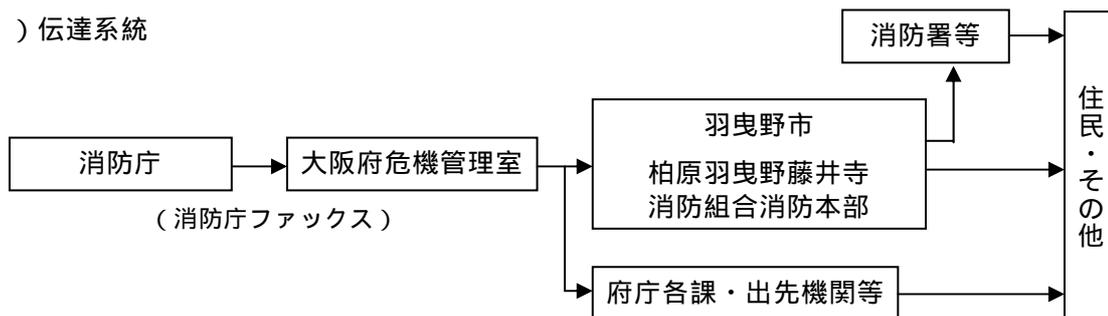


(2) 伝達事項

- 東海地震予知情報
- その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- 警戒宣言
- 警戒解除宣言
- その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知し、東海地震発生後や警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、災害警戒配備本部を設置し、必要な措置をとることとする。
- (2) 市は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて防災関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団、水防管理団体及び府等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに通行規制または安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万 発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

- (1) 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、警察署等の防災関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前に避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警備活動

警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市及び府、関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を収容する施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル等多数の者を収容する施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民、事業所に対する広報

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災態勢準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力など

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報に当たっては、災害時要援護者に配慮する。

東南海・南海地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

本市は、東南海・南海地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成15年12月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

1 羽曳野市

部局名	事務又は業務
(1) 市長公室	国、府に対する緊急要望に関する事 自衛隊派遣要請に関する事 災害広報・広聴に関する事 報道機関との連絡に関する事 職員の手当服務に関する事 情報技術の支援に関する事
(2) 危機管理室 (市長公室)	防災知識の普及啓発に関する事 危険物の災害予防対策に関する事 災害救助法の適用申請に関する事 関係機関との連絡調整に関する事 防災会議に関する事 気象情報の収集に関する事 防災行政無線の管理、運用に関する事 警備資機材及び消防燃料の調達確保に関する事 火災予防に関する事 災害警備対象の事前把握及び関係者に対する指導啓発に関する事 火災、水災等の予警報の伝達に関する事 消防団の連絡に関する事 消防・水防資機材の調達、整備に関する事

<p>(続き)</p>	<p>自衛隊、応援隊の受け入れ体制の整備に関する事 防災専門部会の設置及び会議に関する事 災害予防計画のとりまとめに関する事 自主防災組織の整備に関する事 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する事 災害用備蓄に関する事 防災訓練の実施に関する事 総合的防災体制の整備に関する事 災害対策本部の設置及び本部会議に関する事 災害対策本部への連絡員の派遣に関する事 配備指令及び本部命令の伝達に関する事 災害応急対策のとりまとめに関する事 災害記録の収集及び編集に関する事 災害に関する文書の收受及び発送に関する事 気象状況及び被害状況の記録と関係機関への通報連絡に関する事 応援消防隊の運用に関する事 人命救助及び避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関する事 災害警備、鎮圧、応急措置に関する事 被害調査の総括に関する事 職員の動員及び配置に関する事 南河内地域防災推進室との調整に関する事</p>
<p>(3) 総務部</p>	<p>庁舎の災害予防、被害調査及び応急措置に関する事 被害調査状況の収集及び報告に関する事 被災証明の調査及び発行に関する事 避難勧告、避難先の指示、避難誘導に関する事 避難施設の確保と誘導に関する事 車輛の確保、配車及び輸送に関する事 災害による家屋・土地・設備等の被害調査及び確認に関する事 災害に伴う市税の減免に関する事 市有財産の災害予防及び緊急使用に関する事 市有財産(普通財産)の被害調査及び応急措置に関する事 被災市町村の行財政措置・資金措置に関する事 救護・復興の企画立案に関する事 災害対策予算、その他財務に関する事 災害対策用諸物資(食料・建築用資材を除く)の調査及び確保に関する事 物資・資材の検収に関する事</p>
<p>(4) 保健福祉部</p>	<p>被災者の援護状況の調査及び処置に関する事 災害救助物資(給貸与物資)の調達及び配分に関する事 遺体の搬送及び処理に関する事 高齢者及び障害者の援護状況の調査及び処理に関する事 高齢者及び障害者の防災教育に関する事 災害復興生業資金の貸付に関する事</p>

<p>(続き)</p>	<p>避難所における高齢者、障害者等に対する福祉に関すること 所管施設の災害予防対策、被害調査及び応急対策に関すること</p> <p>と</p> <p>保育児の防災教育に関すること 応急保育計画と保育児の健康管理に関すること 入院患者の防災教育及び保護に関すること 医療、助産及び救護活動に関すること 医療救護班の編成及び活動に関すること 羽曳野市医師会等医療機関及び保健所との連絡に関すること 災害時医療体制の整備に関すること 被災者の健康管理に関すること 全国医師会との協定に関すること 医療用毒物・劇物の災害予防に関すること</p>
<p>(5) 市民人権部</p>	<p>被災者の救護に関すること 炊き出しの実施に関すること 給食用資材の確保及び配分に関すること 生活必需品（主要食料）の調達、確保に関すること 支所の被害調査及び応急措置に関すること 災害救護活動の準備に関すること 所管施設の災害予防対策に関すること 所管施設の被害調査と応急対策に関すること 防災関係機関及び団体との連絡調整に関すること 災害における住民の請願・陳情に関すること</p>
<p>(6) 生活環境部</p>	<p>ため池の耐震対策の推進及び防災機能の強化に関すること 農地の災害予防に関すること 農作物及び農林、商工施設等の被害状況の調査に関すること 地利、水利の整備確保に関すること ため池等の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること</p> <p>感染症患者の輸送に関すること 防疫対策の実施に関すること 防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること ゴミ処理場の災害予防対策及び被害状況の調査に関すること 搬入し尿の処理に関すること 災害後の清掃作業に関すること 清掃用資機材の整備に関すること し尿の緊急汲み取り及び仮設トイレの設置に関すること 廃棄物処理に関すること 災害時における公害全般に関すること</p>
<p>(7) 土木部</p>	<p>都市公園等の防災空間の整備に関すること 公園、道路の防災機能強化に関すること 土木構造物の耐震対策の推進に関すること 共同溝、電線共同溝の整備推進に関すること 道路・橋梁・交通安全施設の被害状況等の収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること</p>

(続き)	災害時の交通対策に関すること 交通機関との連絡調整に関すること 公園施設及び街路樹の災害予防、被害調査及び復旧に関する こと 緊急輸送及び緊急輸送の整備に関すること
(8) 下水道部	河川・土砂災害、下水道施設及び排水路等の被害状況等の情 報収集、伝達並びに災害応急復旧に関すること 水防対策に関すること 下水道施設の整備、災害予防対策に関すること
(9) 都市開発部	宅地造成に伴う開発地域の災害予防対策及び災害復旧につい での行政指導に関すること 木造密集市街地の整備促進に関すること 建築物の安全に関する指導に関すること 応急仮設住宅の建設予定計画及び実施に関すること 所管施設の耐震対策の促進、被害調査及び応急対策に関する こと 管下事業主体の対策調整に関すること 災害危険度判定調査に関すること 住宅復興計画に関すること 土地区画整理事業、市街地再開発事業に係る事業の推進に関 すること
(10) 出納室	災害経費の収支に関すること 義援金品、見舞金の受付及び配付に関すること 災害弔慰金の支給等に関すること
(11) 教育委員会	教育施設の災害予防対策及び被害状況の調査に関すること 教育施設の災害記録の整備に関すること 教育施設の応急措置、修理に要する資材の調達及び供給に関 すること 教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること 文化財の災害予防対策、被害状況の調査及び応急対策に関す ること 学校園における防災教育に関すること 教育施設の防災計画に関すること 授業中における園児、児童及び生徒の避難場所の選定及び避 難誘導並びに収容に関すること 学校園に対する緊急指示に関すること 避難所（学校施設・社会教育施設）の開設及び収容に関する こと 避難所との連絡調整に関すること 園児、児童及び生徒の被災状況の調査及び応急措置に関す ること 応急教育に関すること 児童への応急給食に関すること 留守家庭児童会に対する緊急指示に関すること カウンセリングに関すること

(続き)	就学援助に関すること
(12) 水道局	水道施設の災害予防対策に関すること 水道施設の耐震化等に関すること 要員の動員及び配置に関すること 庁舎及び資材の管理に関すること 車輛の確保及び配車に関すること 応急給水計画の作成に関すること 時間給水の計画及び実施に関すること 水道施設の被害調査及び報告に関すること 断水地区の送水系統の調査及び緊急切替措置に関すること 水道施設、給水装置の災害復旧作業に関すること 指定給水装置工事事業者の非常招集及び指揮監督に関するこ と 災害による各戸使用水量の認定に関すること 応援給水車の指揮監督に関すること
(13) 議会事務局、 選挙管理委員会事務局、 公平委員会事務局、 監査事務局、 農業委員会事務局	関係機関との連絡調整に関すること

2 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

機関名	事務又は業務
柏原羽曳野藤井寺 消防組合消防本部	消防の活動に関すること 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること 要救助被災者の救出、救助に関すること 傷病者の救急搬送に関すること その他、羽曳野市防災会議が必要と認める事務または業務に 関すること

3 消防団

機関名	事務又は業務
消防団	消防団員の教育及び訓練に関すること 消防資機材の整備、備蓄に関すること 消防活動の実施に関すること 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること 要救助被災者の救出、救助に関すること 避難及び救護の協力に関すること

4 大阪府

機関名	事務又は業務
(1) 府立呼吸器・アレルギー医療センター	府地域防災計画による特定診療災害医療センター業務に関すること
(2) 富田林土木事務所	府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧に関すること 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関すること 災害予防、災害応急対策に係る市をはじめとする防災関係機関との連絡調整に関すること
(3) 南河内農と緑の総合事務所	ため池に関する水防対策に関すること 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること
(4) 藤井寺保健所	災害時における保健衛生対策に関すること
(5) 南部家畜保健衛生所	家畜伝染病の予防や畜産農家に対する衛生管理・飼養技術指導等

5 大阪府警察（羽曳野警察署）

機関名	事務又は業務
羽曳野警察署	災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること 被災者の救出救助及び避難指示に関すること 交通規制・管制に関すること 広域応援等の要請・受け入れに関すること 遺体の検視（見分）等の措置に関すること 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること 災害資機材の整備に関すること

6 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
(1) 羽曳野労働基準監督署	工場、事業所等における労働災害防止対策
(2) 近畿農政局（大阪農政事務所）	応急食料（米穀）及び乾燥米飯の備蓄に関すること 災害時における主要食料の需給調整に関すること
(3) 大阪管区气象台	観測施設等の整備に関すること 防災知識の普及・啓発に関すること 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること

7 自衛隊

機関名	事務又は業務
自衛隊 (陸上自衛隊第三師団)	地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること 市が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

8 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
(1) 日本郵政公社 (藤井寺郵便局)	災害時における郵便業務の確保に関すること 被災者に対する郵便葉書の無償交付に関すること
(2) 西日本電信電話 株式会社 (大阪東支店)	電気通信設備の整備と防災管理に関すること 応急復旧用通信施設の整備に関すること 気象警報の伝達に関すること 災害時における重要通信に関すること 災害関係電報・電話料金の減免に関すること 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
(3) 関西電力株式会社 (羽曳野営業所)	電力施設の整備と防災管理に関すること 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること 災害時における電力の供給確保に関すること 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
(4) 大阪ガス株式会社 (導管事業部南部導管部)	ガス施設の整備と防災管理に関すること 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること 災害時におけるガスの供給確保に関すること 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
(5) 近畿日本鉄道 株式会社	鉄道施設の防災管理に関すること 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

9 市長が認める行政機関の事務または業務の大綱

機関名	事務又は業務
宮内庁書陵部 古市陵墓監区	陵墓の防災管理に関すること 災害時の陵墓の復旧事業の推進に関すること

10 公共的団体

機関名	事務又は業務
(1) 町会	区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること 水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること 災害時における避難・救助活動の協力に関すること 自主防災に関すること

(2) 羽曳野市医師会、 歯科医師会、 薬剤師会	医療、助産等救護活動の実施に関する事 救護活動に必要な医薬品及び医療資器材の提供に関する事
(3) 羽曳野市 社会福祉協議会	災害時における災害時要援護者対策に関する事 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制 の整備等に関する事 災害復旧・復興時における相談、被災生活困窮者に対する生 活資金の貸付に関する事
(4) 羽曳野市 赤十字奉仕団	医療等・救助・救護活動の協力に関する事 被災者等に対する炊き出し等の協力に関する事
(5) 農業協同組合	農作物及び共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施 に関する事 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 被災農家に対する融資の斡旋に関する事 被災農家に対する生産資機材、生活資材等の確保斡旋に関す ること 米穀等災害時における農産物の確保、需給調整に関する事
(6) 水利組合	ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する こと ため池等の施設の被害調査に関する事 湛水防除に関する事 ため池等の施設の復旧事業の推進に関する事
(7) 商工会議所、 商店連合会	災害時における物価安定についての協力に関する事 災害救助用及び復旧資材の確保についての協力に関する事 被災商業者に対する融資及び斡旋に関する事
(8) 婦人防火クラブ	初期消火活動に関する事 消防に関する広報活動等に関する事
(9) 婦人団体協議会、 老人クラブ連合会 等文化事業団体	市が行う防災及び応急対策に関する事務または業務への協力 に関する事 被災者の救助活動の協力に関する事
(10) 交通安全協会	市が行う交通対策の協力に関する事
(11) 各バス・タクシー 会社、トラック運送 会社	災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関す ること 復旧資材等の輸送協力に関する事
(12) アマチュア無線ク ラブ等	災害時における緊急通信への協力に関する事

11 防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
(1) 病院、保健、福祉 施設	施設の防災管理及び入院者、入所者等の安全確保に関するこ と 災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関する事
(2) 学校、幼稚園、保 育園等	施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保に関する事 災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関する事

(3)危険物関係の取扱い施設	施設の防災管理に関すること 災害時における危険物の保安措置に関すること
(4)劇場、店舗、旅館等不特定多数の者が出入りする施設の管理者	施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること
(5)その他の防災上重要な施設の管理者	前記(1) ~ (4)に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関すること

第2章 災害対策本部の設置等

(全庁)

第1 災害対策本部の設置

市長は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに羽曳野市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、羽曳野市災害対策本部条例及び第5部地震災害応急対策計画第1章第1節「組織動員」に定めるところによる。

なお、本部長(市長)に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副市長
2	収入役
3	教育長
4	水道事業管理者

第3 災害応急対策要員の参集

- 1 災害応急対策要員の参集・配備は第5部地震災害応急対策計画第1章第1節「組織動員」を準用し行う。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。
- 3 市は、勤務時間外に市域において震度5弱以上を観測した場合には、災害対策本部の初動体制組織として、「羽曳野市災害緊急本部設置要綱」に基づき、災害緊急本部を設置するとともに、あわせて市内9か所に災害対策基地を設置し、職員による動員を行う。
 - (1) 災害緊急本部配備職員は、勤務時間外に気象台発表により市域で震度5弱以上を観測したときには、自動的に定められた参集場所に参集するものとする。
 - (2) 災害緊急本部配備職員は、各参集場所に徒歩または自転車で20分以内に参集できる職員をもって充てる。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達（各部局・関係機関）

（1）情報の収集・伝達等

市は、市内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

また、整備された情報基盤を活用し、国や他自治体等との情報共有による危機管理と広域連携の推進を図る。

震災時における通信連絡その他必要な事項については、第5部地震災害応急対策計画第1章第3節「災害情報の収集伝達」に基づき行う。

（2）避難のための勧告及び指示

〔全般〕

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

警察官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

災害派遣を命じられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、第5部地震災害応急対策計画第1章第2節「情報通信体制整備」及び第2章第2節「避難誘導及び避難所の開設・運営」に定めるところによる。

2 施設等の緊急点検・巡視（各部局）

市は、必要に応じて、公共施設・土砂災害危険箇所等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設並びに土砂災害危険箇所等の緊急点検・巡視等を

実施し、当該施設等の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止（各部局・関係機関）

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4 消火活動、救助・救急活動、医療活動（消防団・危機管理室・羽曳野警察署・関係機関）

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、第5部地震災害応急対策計画第1章第8節「消火・救助・救急活動」に定めるところによる。

5 物資調達（危機管理室・総務部・保健福祉部・市民人権部・生活環境部・水道局）

(1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。

(2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。

(3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を府に供給要請する。

6 輸送活動（各部局・関係機関）

第5部地震災害応急対策計画第1章第12節「交通規制・緊急輸送活動」に定めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動（保健福祉部）

第5部地震災害応急対策計画第2章第4節「保健衛生活動」に定めるところによる。

8 帰宅困難者対策（危機管理室）

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討することとする。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配（各部局・危機管理室・総務部・土木部・都市開発部）

(1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

用途のめやす	品目のめやす
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

(2) 市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅行者やドライバー等（以下「旅行者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

2 人員の配置（危機管理室）

市は、府に対し、人員の配備状況を報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置（防災関係機関）

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 応援協定の運用（危機管理室）

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

消防相互応援協定

協定名称	協定市町等
大阪府下広域消防相互応援協定	府下常備市町村
大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合航空消防応援協定	大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合

柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市高石市消防組合消防相互応援協定	堺市高石市消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合
八尾市・柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定	八尾市、柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合
大阪府中ブロック消防相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村、柏原羽曳野藤井寺消防組合
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	大阪市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、堺市高石市消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合
西名阪自動車道消防相互応援協定	松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、山辺広域行政事務組合、大和郡山市、西和消防組合、香芝・広陵消防組合
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）森林火災消防相互応援協定	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤坂村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、葛城市、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝・広陵消防組合
阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定	柏原市、羽曳野市、太子町、柏原羽曳野藤井寺消防組合、香芝市、葛城市
南阪奈道路消防相互応援協定	柏原羽曳野藤井寺消防組合、太子町、堺市高石市消防組合、葛城市

災害応援協定

協定名称	協定市町等
災害相互応援協定	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村
三市災害相互応援協定	奈良県橿原市、和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市
電子計算組織に係わるデータのバックアップテープの相互保管に関する協定	和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市
大阪府水道震災対策相互応援協定	大阪府、大阪府域の市町村、泉北水道企業団
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	国、県、府、日本水道協会本部（東京都）

2 自衛隊の災害派遣要請の要求（市長公室・危機管理室）

市長は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第三師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

- （１）災害の情報及び派遣を要請する事由
- （２）派遣を希望する期間
- （３）派遣を希望する区域
- （４）その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、第５部地震災害応急対策計画第１章第６節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところによる。

3 緊急消防援助隊の出動要請（危機管理室）

市は、柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式のより速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

第4章 円滑な避難の確保に関する事項

第1 避難対策等（市長公室・総務部・生活環境部・保健福祉部・消防団）

- 1 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 2 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 3 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ地域ごとに、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、傷病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - (2) 市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族及び消防団、自主防災組織等が連携して行うものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- 4 市は、あらかじめ関係事業者・団体等と協議して、外国人、旅行者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- 5 避難所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - 収容施設への収容
 - 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - その他必要な措置
 - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - 流通在庫の引き渡し等の要請
 - 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

その他必要な措置

- 6 市は、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 7 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、河川やため池、避難路等で被害を受けやすい箇所についてパトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。
市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

第2 消防機関等の活動（消防団）

- 1 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。ただし、地震発生時には消火活動を優先する。
 - (1) 避難誘導
 - (2) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
 - (3) 救助、救急 等
 - (4) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保
- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の消防計画に定めるところによる。

第3 水道、電気、ガス、通信

- 1 水道（水道局）
円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置
- 2 電気（関西電力株式会社羽曳野営業所）
電気事業者は、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、電気は、情報の伝達や避難時の照明の確保等のために必要なことから、系統の多重化など電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。
- 3 ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）
ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信（西日本電信電話株式会社大阪東支店）

電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

第4 交通対策

1 道路（土木部・羽曳野警察署）

（1）市、府公安委員会及び道路管理者は、交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画するものとする。

第5 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策（各部局）

1 不特定かつ多数の者が出入する施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（1）各施設に共通する事項

入場者等の安全確保のための退避等の措置

施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

出火防止措置

水、食料等の備蓄

消防用設備の点検、整備

非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

（2）個別事項

病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

ア 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 地域住民の避難地、避難所となる施設については住民等の受入方法等

社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（1）災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の

管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

無線通信機等通信手段の確保

災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を講じるものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 施設整備等の整備方針（各部署）

- 1 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- 2 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。
- 3 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- 4 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2 建築物等の耐震化の推進（総務部・都市開発部・教育委員会・各施設管理担当課）

1 市施設等の耐震化

市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する所管施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行うこととする。

2 一般建築物耐震化の促進

府、市は「大阪府建築物耐震改修促進計画」及び「羽曳野市建築物耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。

（1）耐震診断の補助制度

民間建築物の所有者が耐震診断を実施する場合に、府と市は連携してその費用を補助する制度を実施している。

府

[事業名等] 大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱

市

[事業名等] 既存民間建築物耐震診断補助交付要綱

第6章 防災訓練計画

(危機管理室・消防団)

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(危機管理室・教育委員会・消防団)

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

大阪市を含め沿岸市町では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する教育をあわせて実施する。

特に市民が出かける機会の多い大阪市内は、地下街等地下空間の利用が進んでおり、津波による氾濫が発生すると、より多大な被害が発生するおそれがあることを周知する。

緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震及び津波被害の軽減に寄与することが期待される。この情報は、その特徴や限界、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なくかつ有効に機能するので、市民がこの情報の特徴を理解して的確な行動をとれるよう周知する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識

- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

府及び市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

5 相談窓口の設置

府及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針（危機管理室）

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成することとする。

2 応急危険度判定の迅速化等（都市開発部）

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応（危機管理室）

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、地震災害応急対策・復旧対策編第3部「東海地震関連情報に伴う対応」により行う。

ただし、東海地震は、東南海・南海地震と同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について市民に周知する。警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

羽曳野市地域防災計画

平成19年 3月 制 定

平成19年 9月 改訂発行

発 行 羽曳野市防災会議

編 集 羽曳野市市長公室 危機管理室

〒583-8585

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号

電 話 072 - 958 - 1111 (代表)

印 刷 国際航業株式会社